

令和 7 年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 山形市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
○山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-2-1> 当該路線について、市内関係者及び地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。 ・山形市地域公共交通協議会専門部会における協議及び地域のニーズを踏まえた系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（山形市） ○山形県地域公共交通計画<施策・事業 1-1-1><1-2-1> 山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。 ・GTFS-JP の作成・提供（山形市） ・本市作成の GTFS-JP を活用した市内公共交通の運行情報を市ホームページ内「山形市地図情報」へ掲載（山形市） ・やまがた MaaS「らくのる」のポータルサイトにおいて、路線情報や観光情報等を掲載したデジタルマップの作成検討（山形市） ○山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-1-1> 本事業の対象路線が接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。 ・交通系 IC カードの市民や来訪者への普及啓発（事業者、山形市） ○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。 ・デジタルサイネージの設置や上屋の整備等の交通結節点の整備（山形市） ・路線バスやコミュニティバス等市内の公共交通ネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・配布（山形市） ・バスの乗り方教室等による公共交通利用のきっかけづくりや啓発活動を通したモビリティマネジメントの実施（山形市、事業者） ・MaaS の普及啓発（山形市、事業者）
2. 運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を作成し添付
3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の山形市相当分の達成 ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末） RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人 ・山形市目標値（目標年度 R7 年度末） 県外 12,245 人、県内 3,016 人 ○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 3 の山形市相当分の達成 ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末） 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人 ・山形市の目標値（目標年度 R7 年度末） 4.98 回／人（直近年度の実績 4.48 回／人） ○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 4 の山形市相当分の達成 ・県全体目標値（目標年度 R7 年度末） 市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203 万 6 千円 (直近年度の実績 7,203 万 6 千円)
 路線バス : 4 億 6,000 万円 (直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円)
 コミュニティバス : 4 億 4,000 万円 (直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円)
 デマンド交通 : 1 億 5,000 万円 (直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円)
 タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 103 万円)

・山形市目標値 (目標年度 R7 年度末)

路線バス : 3,477 万 9 千円 (直近年度の実績 7,789 万 3 千円)
 コミュニティバス : 3,078 万 2 千円 (直近年度の実績 5,833 万 2 千円)
 デマンド交通 : 263 万 8 千円 (直近年度の実績 316 万 5 千円)

○上記目標を達成するための年次目標

(1)コミュニティバス高瀬線

- ・年間利用者数 : 4,502 人以上 (直近年度の実績 3,334 人)
- ・収支率 : 7.7%以上 (直近年度の実績 6.6%)
- ・山形市負担額 432 万 8 千円 (直近年度の実績 654 万 5 千円)

(2)スマイルグリーン号

- ・年間利用者数 : 2,022 人以上 (直近年度の実績 1,918 人)
- ・収支率 : 14.0%以上 (直近年度の実績 11.5%)
- ・山形市負担額 : 273 万 1 千円 (直近年度の実績 316 万 5 千円)

(3)路線バス

①山交ビル～関沢線

- ・年間利用者数 : 48,581 人以上 (直近年度の実績 48,100 人)
- ・収支率 : 50.8%以上 (直近年度の実績 45.3%)
- ・山形市負担額 363 万 9 千円 (直近年度の実績 367 万 6 千円)

②山交ビル～山寺線

- ・年間利用者数 : 48,615 人以上 (直近年度の実績 48,134 人)
- ・収支率 : 50.8%以上 (直近年度の実績 45.3%)
- ・山形市負担額 723 万 2 千円 (直近年度の実績 730 万 5 千円)

③山交ビル～新山線

- ・年間利用者数 : 14,128 人以上 (直近年度の実績 13,988 人)
- ・収支率 : 66.4%以上 (直近年度の実績 66.0%)
- ・山形市負担額 31 万 8 千円 (直近年度の実績 32 万 1 千円)

④山交ビル (県庁) 関沢線

- ・利用者数 : 4,429 人以上 (直近年度の実績 4,385 人)
- ・収支率 : 62.0%以上 (直近年度の実績 61.6%)
- ・山形市負担額 46 万 3 千円 (直近年度の実績 46 万 8 千円)

⑤山交ビル～唐松観音線

- ・年間利用者数 : 59,507 人以上 (直近年度の実績 58,918 人)
- ・収支率 : 95.7%以上 (直近年度の実績 95.6%)
- ・山形市負担額 51 万 6 千円 (直近年度の実績 52 万 1 千円)

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、山形市内高瀬地区、山寺地区、東沢地区、大郷地区、明治地区及び当該地区と隣接する中山町及び天童市の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形市地域公共交通協議会専門部会及

び山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図るコミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス5路線について、その運行に係る費用総額4,886万6千円のうち、山形市から運行事業者等への補助金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を支払うこととしている。 また、コミュニティバス高瀬線、スマイルグリーン号、路線バス5路線への上記山形市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する山形市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会 ＜令和5年度＞ ・ 令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和5年10月31日（第2回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について ・ 令和5年12月8日（第3回）：山形県地域公共交通計画の改正について（日付は書面協議成立時） ・ 令和5年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催

- ・令和5年3月25日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
（日付は書面協議成立時）

＜令和6年度＞

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の
（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
（日付は書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

＜令和5年度＞

- ・令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の
（日付は書面報告日） 変更について（報告のみ）
- ・令和5年7月20日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」
（日付は書面報告日） の変更に係る報告について
- ・令和6年3月7日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

＜令和6年度＞

- ・令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
- ・令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
- ・令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
（日付は書面協議成立時）
- ・令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止
（日付は書面協議成立時） 及び新設並びに経路変更について

○ 山形市公共交通活性化協議会（令和6年度より山形市地域公共交通協議会へ変更）

＜令和5年度＞

- ・令和5年6月16日（第1回）：地域内フィーダー系統補助について
- ・令和5年7月24日（第2回）：生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）
について
- ・令和5年11月16日（第3回）：山形市地域公共交通利便増進実施計画の策定について
山形市地域公共交通計画の変更について

＜令和6年度＞

- ・令和6年5月31日（第1回全体会）：コミュニティバス等の国庫補助の申請に係る
計画について
- ・令和7年1月6日（第7回専門部会）：地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化
設備等整備事業）の事業評価について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により山形市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、山形市地域公共交通協議会から意見を聴取するほか、必要に応じて地区等との意見交換会を開催することで利用者等の意見を聴取し、施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県山形市旅籠町二丁目 3-25(所 属) 山形市企画調整部公共交通課(氏 名) 大場 千華(電 話) 023-641-1212 (内線 928)(e-mail) kotsu@city.yamagata-yamagata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市	山寺観光タクシー 株式会社	(1) コミュニティバス高瀬線 (通学便)	高沢	高瀬 駅前	高楯 中学校前	往 7.3km	218	109.0			路線定期運 行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間 交通ネットワーク(JR仙山 線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線 (1便)(左回り)	高沢	山形 駅前	高沢	往 37.9km 循環	243	243.0			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙 山線、山形～長井線ほか11路線)と 接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線 (2便)	高沢	東北中 央病院	山 形駅	往 23.3km	243	121.5			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙 山線、山形～長井線ほか11路線)と 接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線 (3便、4便)(右回り)	山 形駅	高沢	山 形駅	循環 復 37.8km	243	486.0			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙 山線、山形～長井線ほか11路線)と 接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル～関沢	山交ビ ルバス ターミナ ル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289	1,227.0			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山 形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル～山寺	山交ビ ルバス ターミナ ル	高原 荒谷橋	芭蕉 記念館前	往 18.2m 復 18.0km	240	1,200			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山 形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル～新山	山交ビ ルバス ターミナ ル	水源地	新山 釣堀前	往 - 復 11.4km	169	59.5			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山 形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビ ルバス ターミナ ル	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	240	120.0			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山 形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル～唐松観音	山交ビ ルバス ターミナ ル	水源地	唐 松観 音	往 8.3km 復 8.5km	364	2421.0			路線定期運 行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間 交通ネットワーク(JR奥羽本線、山 形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	山交ハイヤー株式会社	(10) スマイルグリーン号 (1, 3, 5, 7便)		中山町・明 治・大郷地区			143	572			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ 所で補助対象地域間幹線 系統山形～長井線ほか8 路線と接続	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市	未定 (期間:令和6年10月1日～令和7年9月30日)	(1) コミュニティバス高瀬線 (通学便)	高沢	高瀬駅前	高楯中学校前	往 7.3km	218	109.0			路線定期運行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間交通ネットワーク(JR仙山線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線 (1便)(左回り)	高沢	山形駅前	高沢	往 37.9km 循環	243	243.0			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線 (2便)	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 23.3km	243	121.5			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線 (3便、4便)(右回り)	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 37.8km	243	486.0			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル～関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289	1,227.0			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル～山寺	山交ビルバスターミナル	高原荒谷橋	芭蕉記念館前	往 18.2m 復 18.0km	240	1,200			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル～新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 - 復 11.4km	240	120.0			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	240	120.0			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル～唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	364	2348.5			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	未定 (期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)	(10) スマイルグリーン号 (1, 3, 5, 7便)		中山町・明治・大郷地区			143	572			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形～長井線ほか8路線と接続	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
山形市	未定 (期間:令和6年10月1日～令和7年9月30日)	(1) コミュニティバス高瀬線 (通学便)	高沢	高瀬駅前	高楯中学校前	往 7.3km	218	109.0			路線定期運行	②(1)	高瀬駅前停留所で地域間交通ネットワーク(JR仙山線)と接続	③
		(2) コミュニティバス高瀬線 (1便)(左回り)	高沢	山形駅前	高沢	往 37.9km 循環	243	243.0			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
		(3) コミュニティバス高瀬線 (2便)	高沢	東北中央病院	山形駅前	往 23.3km	243	121.5			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
		(4) コミュニティバス高瀬線 (3便、4便)(右回り)	山形駅前	高沢	山形駅前	循環 復 37.8km	243	486.0			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか5カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、仙山線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(5) 山交ビル～関沢	山交ビルバスターミナル	新山	関沢	往 13.8km 復 14.0km	289	1,227.0			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 天童市	山交バス株式会社	(6) 山交ビル～山寺	山交ビルバスターミナル	高原荒谷橋	芭蕉記念館前	往 18.2m 復 18.0km	240	1,200			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか7カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市	山交バス株式会社	(7) 山交ビル～新山	山交ビルバスターミナル	水源地	新山釣堀前	往 - 復 11.4km	240	120.0			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(8) 山交ビル(県庁)関沢	山交ビルバスターミナル	県庁	関沢	往 - 復 14.7km	240	120.0			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
	山交バス株式会社	(9) 山交ビル～唐松観音	山交ビルバスターミナル	水源地	唐松観音	往 8.3km 復 8.5km	364	2348.5			路線定期運行	②(1)	山形駅前停留所ほか6カ所で地域間交通ネットワーク(JR奥羽本線、山形～長井線ほか11路線)と接続	③
山形市 中山町	未定 (期間:令和7年4月1日～令和7年9月30日)	(10) スマイルグリーン号 (1, 3, 5, 7便)		中山町・明治・大郷地区			143	572			区域運行	①	山形駅前停留所ほか4カ所で補助対象地域間幹線系統山形～長井線ほか8路線と接続	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

2024.4.1

関沢・宝沢・唐松観音 → 山交ビル（平日）																																																	
行先 番号		関沢	関沢口	岩の沢	新山釣堀前	第一養鰯場前	新山公民館前	新山	ゆきざわ橋	上滑川	滑川集会所前	滑川住宅前	宝沢	住吉神社前	上宝沢	下宝沢	座禅堂	雷神社前	蔵王口	唐松観音	唐松の杜入口	防原	法来寺前	釈迦堂	東沢郵便局前	東沢コミュニティセン	妙見寺	生長の家前	県庁北口	あさひ町東	県庁北口	水源池	小白川五丁目	松原口	頭加智地蔵尊前	ジャバ入口	小白川四丁目	八小南	小白川一丁目	小白川至誠堂病院前	七日町四丁目	七日町三丁目	山形市役所前	旅籠町四辻	霞城公園前	NHK前	鈴らん街	山交ビル	
C4		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	6:58	6:58	7:00	7:00	7:01	7:01	7:02	7:03	7:05	-	-	-	7:06	7:07	7:08	7:08	7:09	7:09	7:10	7:11	7:12	7:13	7:15	7:17	7:19	7:20	7:21	7:22	7:25	
		...	...	...	7:18	7:18	7:19	7:19	7:20	7:21	7:22	7:23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:25	7:25	7:26	7:26	7:27	7:28	7:30	-	-	-	7:31	7:32	7:33	7:33	7:34	7:34	7:35	7:36	7:37	7:38	7:40	7:42	7:44	7:45	7:46	7:47	7:50	
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	7:29	7:29	7:30	7:31	7:31	7:32	7:33	-	-	7:35	7:35	7:36	7:36	7:37	7:38	7:40	-	-	-	7:41	7:42	7:43	7:43	7:44	7:44	7:45	7:46	7:47	7:48	7:50	7:52	7:54	7:55	7:56	7:57	8:00	
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	8:13	8:13	8:15	8:15	8:16	8:16	8:17	8:18	8:20	-	-	-	8:21	8:22	8:23	8:23	8:24	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:30	8:32	8:34	8:35	8:36	8:37	8:40	
		9:05	9:06	9:07	9:08	9:08	9:09	9:09	9:10	9:11	9:12	9:13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9:15	9:15	9:16	9:16	9:17	9:18	9:20	-	-	-	9:21	9:22	9:23	9:23	9:24	9:24	9:25	9:26	9:27	9:28	9:30	9:32	9:34	9:35	9:36	9:37	9:40	
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	9:39	9:39	9:40	9:41	9:41	9:42	9:43	-	-	9:45	9:45	9:46	9:46	9:47	9:48	9:50	-	-	-	9:51	9:52	9:53	9:53	9:54	9:54	9:55	9:56	9:57	9:58	10:00	10:02	10:04	10:05	10:06	10:07	10:10	
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	10:08	10:08	10:10	10:10	10:11	10:11	10:12	10:13	10:15	-	-	-	10:16	10:17	10:18	10:18	10:19	10:19	10:20	10:21	10:22	10:23	10:25	10:27	10:29	10:30	10:31	10:32	10:35	
		11:00	11:01	11:02	11:03	11:03	11:04	11:04	11:05	11:06	11:07	11:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:10	11:10	11:11	11:11	11:12	11:13	11:15	-	-	-	11:16	11:17	11:18	11:18	11:19	11:19	11:20	11:21	11:22	11:23	11:25	11:27	11:29	11:30	11:31	11:32	11:35	
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	12:04	12:04	12:05	12:06	12:06	12:07	12:08	-	-	12:10	12:10	12:11	12:11	12:12	12:13	12:15	-	-	-	12:16	12:17	12:18	12:18	12:19	12:19	12:20	12:21	12:22	12:23	12:25	12:27	12:29	12:30	12:31	12:32	12:35	
		13:00	13:01	13:02	13:03	13:03	13:04	13:04	13:05	13:06	13:07	13:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13:10	13:10	13:11	13:11	13:12	13:13	13:15	-	-	-	13:16	13:17	13:18	13:18	13:19	13:19	13:20	13:21	13:22	13:23	13:25	13:27	13:29	13:30	13:31	13:32	13:35	
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	14:08	14:08	14:10	14:10	14:11	14:11	14:12	14:13	14:15	-	-	-	14:16	14:17	14:18	14:18	14:19	14:19	14:20	14:21	14:22	14:23	14:25	14:27	14:29	14:30	14:31	14:32	14:35
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	15:04	15:04	15:05	15:06	15:06	15:07	15:08	-	-	15:10	15:10	15:11	15:11	15:12	15:13	15:15	-	-	-	15:16	15:17	15:18	15:18	15:19	15:19	15:20	15:21	15:22	15:23	15:25	15:27	15:29	15:30	15:31	15:32	15:35	
	県	16:00	16:01	16:02	16:03	16:03	16:04	16:04	16:05	16:06	16:07	16:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:10	16:10	16:11	16:11	16:12	16:13	16:15	-	-	-	16:16	16:17	16:18	16:18	16:19	16:19	16:20	16:21	16:22	16:23	16:25	16:27	16:29	16:30	16:31	16:32	16:35	
	県	17:05	17:06	17:07	17:08	17:08	17:09	17:09	17:10	17:11	17:12	17:13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17:15	17:15	17:16	17:16	17:17	17:18	17:20	-	17:21	17:23	-	-	17:25	17:26	17:26	17:27	17:28	17:29	17:30	17:32	17:34	17:36	17:37	17:38	17:39	17:42		
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	17:43	17:43	17:45	17:45	17:46	17:46	17:47	17:48	17:50	-	17:51	17:53	-	-	17:55	17:55	17:56	17:56	17:57	17:58	17:59	18:00	18:02	18:04	18:06	18:07	18:08	18:09	18:12

2025.4.1ダイヤ改正

関沢・宝沢・唐松観音 → 山交ビル（平日）																																																					
		関沢	関沢口	岩の沢	新山釣堀前	第一養鱒場前	新山公民館前	新山	ゆきざわ橋	上滑川	滑川集会所前	滑川住宅前	宝沢	住吉神社前	上宝沢	下宝沢	座禅堂	雷神社前	蔵王口	唐松観音	唐松の杜入口	防原	法来寺前	釈迦堂	東沢郵便局前	東沢コミュニティセンター前	妙見寺	生長の家前	県庁北口	あさひ町東	県庁北口	水源池	小白川五丁目	松原口	頭加智地蔵尊前	ジャバ入口	小白川四丁目	八小南	小白川一丁目	小白川至誠堂病院前	七日町四丁目	七日町三丁目	山形市役所前	旅籠町四辻	霞城公園前	NHK前	鈴らん街	山交ビル					
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	6:58	6:58	7:00	7:00	7:01	7:01	7:02	7:03	7:05	-	-	-	7:06	7:07	7:08	7:08	7:09	7:09	7:10	7:11	7:12	7:13	7:15	7:17	7:19	7:20	7:21	7:22	7:25				
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	7:23	7:23	7:25	7:25	7:26	7:26	7:27	7:28	7:30	-	-	-	7:31	7:32	7:33	7:33	7:34	7:34	7:35	7:36	7:37	7:38	7:40	7:42	7:44	7:45	7:46	7:47	7:50				
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	7:29	7:29	7:30	7:31	7:31	7:32	7:33	-	-	7:35	7:35	7:36	7:36	7:37	7:38	7:40	-	-	-	7:41	7:42	7:43	7:43	7:44	7:44	7:45	7:46	7:47	7:48	7:50	7:52	7:54	7:55	7:56	7:57	8:00					
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	8:13	8:13	8:15	8:15	8:16	8:16	8:17	8:18	8:20	-	-	-	8:21	8:22	8:23	8:23	8:24	8:24	8:25	8:26	8:27	8:28	8:30	8:32	8:34	8:35	8:36	8:37	8:40				
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	8:29	8:29	8:30	8:31	8:31	8:32	8:33	-	-	8:35	8:35	8:36	8:36	8:37	8:38	8:40	-	-	-	8:41	8:42	8:43	8:43	8:44	8:44	8:45	8:46	8:47	8:48	8:50	8:52	8:54	8:55	8:56	8:57	9:00					
		9:05	9:06	9:07	9:08	9:08	9:09	9:09	9:10	9:11	9:12	9:13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9:15	9:15	9:16	9:16	9:17	9:18	9:20	-	-	-	9:21	9:22	9:23	9:23	9:24	9:24	9:25	9:26	9:27	9:28	9:30	9:32	9:34	9:35	9:36	9:37	9:40					
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	9:39	9:39	9:40	9:41	9:41	9:42	9:43	-	-	9:45	9:45	9:46	9:46	9:47	9:48	9:50	-	-	-	9:51	9:52	9:53	9:53	9:54	9:54	9:55	9:56	9:57	9:58	10:00	10:02	10:04	10:05	10:06	10:07	10:10					
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	10:08	10:08	10:10	10:10	10:11	10:11	10:12	10:13	10:15	-	-	-	10:16	10:17	10:18	10:18	10:19	10:19	10:20	10:21	10:22	10:23	10:25	10:27	10:29	10:30	10:31	10:32	10:35				
		11:00	11:01	11:02	11:03	11:03	11:04	11:04	11:05	11:06	11:07	11:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:10	11:10	11:11	11:11	11:12	11:13	11:15	-	-	-	11:16	11:17	11:18	11:18	11:19	11:19	11:20	11:21	11:22	11:23	11:25	11:27	11:29	11:30	11:31	11:32	11:35					
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	12:04	12:04	12:05	12:06	12:06	12:07	12:08	-	-	12:10	12:10	12:11	12:11	12:12	12:13	12:15	-	-	-	12:16	12:17	12:18	12:18	12:19	12:19	12:20	12:21	12:22	12:23	12:25	12:27	12:29	12:30	12:31	12:32	12:35					
		13:00	13:01	13:02	13:03	13:03	13:04	13:04	13:05	13:06	13:07	13:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13:10	13:10	13:11	13:11	13:12	13:13	13:15	-	-	-	13:16	13:17	13:18	13:18	13:19	13:19	13:20	13:21	13:22	13:23	13:25	13:27	13:29	13:30	13:31	13:32	13:35					
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	14:08	14:08	14:10	14:10	14:11	14:11	14:12	14:13	14:15	-	-	-	14:16	14:17	14:18	14:18	14:19	14:19	14:20	14:21	14:22	14:23	14:25	14:27	14:29	14:30	14:31	14:32	14:35				
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	15:04	15:04	15:05	15:06	15:06	15:07	15:08	-	-	15:10	15:10	15:11	15:11	15:12	15:13	15:15	-	-	-	15:16	15:17	15:18	15:18	15:19	15:19	15:20	15:21	15:22	15:23	15:25	15:27	15:29	15:30	15:31	15:32	15:35					
		16:05	16:06	16:07	16:08	16:08	16:09	16:09	16:10	16:11	16:12	16:13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:15	16:15	16:16	16:16	16:17	16:18	16:20	-	-	-	16:21	16:22	16:23	16:23	16:24	16:24	16:25	16:26	16:27	16:28	16:30	16:32	16:34	16:35	16:36	16:37	16:40					
		17:05	17:06	17:07	17:08	17:08	17:09	17:09	17:10	17:11	17:12	17:13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17:15	17:15	17:16	17:16	17:17	17:18	17:20	-	17:21	17:23	-	-	17:25	17:25	17:26	17:26	17:27	17:28	17:29	17:30	17:32	17:34	17:36	17:37	17:38	17:39	17:42					
県	県	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	17:43	17:43	17:45	17:45	17:46	17:46	17:47	17:48	17:50	-	17:51	17:53	-	-	17:55	17:55	17:56	17:56	17:57	17:58	17:59	18:00	18:02	18:04	18:06	18:07	18:08	18:09	18:12				

2024.4.1ダイヤ

関沢・宝沢・唐松観音 → 山交ビル（土曜）																																																	
行先 番号		関沢	関沢口	岩の沢	新山釣堀前	第一養鰯場前	新山公民館前	新山	ゆきざわ橋	上滑川	滑川集会所前	滑川住宅前	宝沢	住吉神社前	上宝沢	下宝沢	座禅堂	雷神社前	蔵王口	唐松観音	唐松の杜入口	防原	法来寺前	釈迦堂	東沢郵便局前	東沢コミュニティセン	妙見寺	生長の家前	県庁北口	あさひ町東	県庁北口	水源池	小白川五丁目	松原口	頭加智地藏尊前	ジャバ入口	小白川四丁目	八小南	小白川一丁目	小白川至誠堂病院前	七日町四丁目	七日町三丁目	山形市役所前	旅籠町四辻	霞城公園前	NHK前	鈴らん街	山交ビル	
C4		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	7:33	7:33	7:35	7:35	7:36	7:36	7:37	7:38	7:40	-	-	-	7:41	7:41	7:42	7:42	7:43	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:48	7:50	7:51	7:52	7:53	7:54	7:57	
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	8:29	8:29	8:30	8:31	8:31	8:32	8:33	-	-	8:35	8:35	8:36	8:36	8:37	8:38	8:40	-	-	-	8:41	8:42	8:43	8:43	8:44	8:44	8:45	8:46	8:47	8:48	8:50	8:52	8:54	8:55	8:56	8:57	9:00	
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	9:43	9:43	9:45	9:45	9:46	9:46	9:47	9:48	9:50	-	-	-	9:51	9:52	9:53	9:53	9:54	9:54	9:55	9:56	9:57	9:58	10:00	10:02	10:04	10:05	10:06	10:07	10:10	
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	10:08	10:08	10:10	10:10	10:11	10:11	10:12	10:13	10:15	-	-	-	10:16	10:17	10:18	10:18	10:19	10:19	10:20	10:21	10:22	10:23	10:25	10:27	10:29	10:30	10:31	10:32	10:35	
		11:00	11:01	11:02	11:03	11:03	11:04	11:04	11:05	11:06	11:07	11:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:10	11:10	11:11	11:11	11:12	11:13	11:15	-	-	-	11:16	11:17	11:18	11:18	11:19	11:19	11:20	11:21	11:22	11:23	11:25	11:27	11:29	11:30	11:31	11:32	11:35	
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	12:04	12:04	12:05	12:06	12:06	12:07	12:08	-	-	12:10	12:10	12:11	12:11	12:12	12:13	12:15	-	-	-	12:16	12:17	12:18	12:18	12:19	12:19	12:20	12:21	12:22	12:23	12:25	12:27	12:29	12:30	12:31	12:32	12:35	
		13:00	13:01	13:02	13:03	13:03	13:04	13:04	13:05	13:06	13:07	13:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13:10	13:10	13:11	13:11	13:12	13:13	13:15	-	-	-	13:16	13:17	13:18	13:18	13:19	13:19	13:20	13:21	13:22	13:23	13:25	13:27	13:29	13:30	13:31	13:32	13:35	
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	14:08	14:08	14:10	14:10	14:11	14:11	14:12	14:13	14:15	-	-	-	14:16	14:17	14:18	14:18	14:19	14:19	14:20	14:21	14:22	14:23	14:25	14:27	14:29	14:30	14:31	14:32	14:35	
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	15:04	15:04	15:05	15:06	15:06	15:07	15:08	-	-	15:10	15:10	15:11	15:11	15:12	15:13	15:15	-	-	-	15:16	15:17	15:18	15:18	15:19	15:19	15:20	15:21	15:22	15:23	15:25	15:27	15:29	15:30	15:31	15:32	15:35	
	16:00	16:01	16:02	16:03	16:03	16:04	16:04	16:05	16:06	16:07	16:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:10	16:10	16:11	16:11	16:12	16:13	16:15	-	-	-	16:16	16:17	16:18	16:18	16:19	16:19	16:20	16:21	16:22	16:23	16:25	16:27	16:29	16:30	16:31	16:32	16:35		

2025.4.1ダイヤ改正

関沢・宝沢・唐松観音 → 山交ビル（土曜）																																																
		関沢	関沢口	岩の沢	新山釣堀前	第一養鰯場前	新山公民館前	新山	ゆきざわ橋	上滑川	滑川集会所前	滑川住宅前	宝沢	住吉神社前	上宝沢	下宝沢	座禅堂	雷神社前	蔵王口	唐松観音	唐松の杜入口	防原	法来寺前	釈迦堂	東沢郵便局前	東沢コミュニティセンター前	妙見寺	生長の家前	県庁北口	あさひ町東	県庁北口	水源池	小白川五丁目	松原口	頭加智地藏尊前	ジャバ入口	小白川四丁目	八小南	小白川一丁目	小白川至誠堂病院前	七日町四丁目	七日町三丁目	山形市役所前	旅籠町四辻	霞城公園前	NHK前	鈴らん街	山交ビル
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	7:33	7:33	7:35	7:35	7:36	7:36	7:37	7:38	7:40	-	-	-	7:41	7:41	7:42	7:42	7:43	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:48	7:50	7:51	7:52	7:53	7:54	7:57
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	8:29	8:29	8:30	8:31	8:31	8:32	8:33	-	-	8:35	8:35	8:36	8:36	8:37	8:38	8:40	-	-	-	8:41	8:42	8:43	8:43	8:44	8:44	8:45	8:46	8:47	8:48	8:50	8:52	8:54	8:55	8:56	8:57	9:00
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	9:43	9:43	9:45	9:45	9:46	9:46	9:47	9:48	9:50	-	-	-	9:51	9:52	9:53	9:53	9:54	9:54	9:55	9:56	9:57	9:58	10:00	10:02	10:04	10:05	10:06	10:07	10:10
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	10:08	10:08	10:10	10:10	10:11	10:11	10:12	10:13	10:15	-	-	-	10:16	10:17	10:18	10:18	10:19	10:19	10:20	10:21	10:22	10:23	10:25	10:27	10:29	10:30	10:31	10:32	10:35
		11:00	11:01	11:02	11:03	11:03	11:04	11:04	11:05	11:06	11:07	11:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11:10	11:10	11:11	11:11	11:12	11:13	11:15	-	-	-	11:16	11:17	11:18	11:18	11:19	11:19	11:20	11:21	11:22	11:23	11:25	11:27	11:29	11:30	11:31	11:32	11:35
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	12:04	12:04	12:05	12:06	12:06	12:07	12:08	-	-	12:10	12:10	12:11	12:11	12:12	12:13	12:15	-	-	-	12:16	12:17	12:18	12:18	12:19	12:19	12:20	12:21	12:22	12:23	12:25	12:27	12:29	12:30	12:31	12:32	12:35
		13:00	13:01	13:02	13:03	13:03	13:04	13:04	13:05	13:06	13:07	13:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13:10	13:10	13:11	13:11	13:12	13:13	13:15	-	-	-	13:16	13:17	13:18	13:18	13:19	13:19	13:20	13:21	13:22	13:23	13:25	13:27	13:29	13:30	13:31	13:32	13:35
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	14:08	14:08	14:10	14:10	14:11	14:11	14:12	14:13	14:15	-	-	-	14:16	14:17	14:18	14:18	14:19	14:19	14:20	14:21	14:22	14:23	14:25	14:27	14:29	14:30	14:31	14:32	14:35
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	15:04	15:04	15:05	15:06	15:06	15:07	15:08	-	-	15:10	15:10	15:11	15:11	15:12	15:13	15:15	-	-	-	15:16	15:17	15:18	15:18	15:19	15:19	15:20	15:21	15:22	15:23	15:25	15:27	15:29	15:30	15:31	15:32	15:35
		16:00	16:01	16:02	16:03	16:03	16:04	16:04	16:05	16:06	16:07	16:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16:10	16:10	16:11	16:11	16:12	16:13	16:15	-	-	-	16:16	16:17	16:18	16:18	16:19	16:19	16:20	16:21	16:22	16:23	16:25	16:27	16:29	16:30	16:31	16:32	16:35
		...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	17:08	17:08	17:10	17:10	17:11	17:11	17:12	17:13	17:15	-	-	-	17:16	17:17	17:18	17:18	17:19	17:19	17:20	17:21	17:22	17:23	17:25	17:27	17:29	17:30	17:31	17:32	17:35

令和 7 年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名：米沢市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
- ・地域公共交通活性化協議会や地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年 5 回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（米沢市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。
- ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（米沢市）
 - ・本市作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（米沢市、事業者）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業 3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。
- ・地域公共交通計画の<施策・事業 2-1-1>によって導入される交通系 IC カードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、米沢市）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
- ・鉄道や路線バスも含めた公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（米沢市）
 - ・定期的に地域住民との意見交換や協議を行い実績に応じて利用促進策を検討する（米沢市）
 - ・バスの乗り方教室（交通系 IC カードの使い方）の実施（米沢市、事業者）
 - ・バスの待合環境の整備（米沢市）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の米沢市相当分の達成
- ・県全体目標値（目標年度：R7）
- RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
- ・米沢市目標値（目標年度：R7）
- RESAS の移動実態数値（本市への来訪者数等）：県外 5,333 人、県内 6,559 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の米沢市相当分の達成
- ・県全体目標値（目標年度：R7）
- 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
- ・米沢市の目標値（目標年度：R7）
- 市町村総合交付金対象路線の人口あたりの乗車人員 3.0 回／人（直近年度の実績 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の米沢市相当分の達成
- ・県全体目標値（目標年度：R7）
- 市町村の移動サービスに対する負担額
- 地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
- 路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
- コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
- デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
- タクシー：1 億円（直近年度の実績 103 万円）

- ・米沢市の目標値（目標年度：R7）（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）
- 路線バス : 3,262 万円（直近年度の実績 4,254 万 4 千円）
- コミュニティバス : 3,814 万円（直近年度の実績 4,198 万 2 千円）
- デマンド交通 : 726 万円（直近年度の実績 1,501 万円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
- ・路線バス
- ①白布小野川線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：42,400 人以上（直近年度の実績なし）
収支率：55%以上（直近年度の実績なし）
米沢市補助額：1,061 万 6 千円（直近年度の実績なし）
 - ②米沢～上郷線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：645 人以上（直近年度の実績 2,817 人）
収支率：12%以上（直近年度の実績 13.3%）
米沢市補助額：125 万円（直近年度の実績 556 万 8 千円）
 - ③米沢（市立病院）窪田線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：14,400 人以上（直近年度の実績 10,900 人）
収支率：40.0%以上（直近年度の実績 30.1%）
米沢市補助額：371 万 5 千円（直近年度の実績 520 万 3 千円）
 - ④米沢（市立病院）糠野目線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
年間利用者数：10,000 人以上（直近年度の実績 7,430 人）
収支率：95%以上（直近年度の実績 72.0%）
米沢市補助額：5 万円（直近年度の実績 37 万 7 千円）
- ・コミュニティバス
- ⑤市民バス万世線（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：25,000 人以上（直近年度の実績 21,216 人）
収支率：21.5%以上（直近年度の実績 18.3%）
米沢市委託料等：1,722 万 7 千円（直近年度の実績 2,346 万 2 千円）
 - ⑥市民バス市街地循環路線右回り（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：54,000 人以上（直近年度の実績 50,750 人）
収支率：62%以上（直近年度の実績 58.3%）
米沢市委託料等：508 万 8 千円（直近年度の実績 1,638 万 5 千円）
 - ⑦市民バス市街地循環路線左回り（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：47,000 人以上（直近年度の実績 45,742 人）
収支率：58%以上（直近年度の実績 57.5%）
米沢市委託料等：596 万 3 千円（直近年度の実績 1,638 万 5 千円）
 - ⑧学園都市線（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：38,500 人以上（直近年度の実績 28,306 人）
収支率：40%以上（直近年度の実績 28.1%）
米沢市負担額等：1,959 万 5 千円（直近年度の実績 1,404 万 1 千円）
- ・デマンド交通
- ⑨山上地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：5,000 人以上（直近年度の実績 4,055 人）
収支率：25%以上（直近年度の実績 17.4%）
米沢市負担額：600 万円（直近年度の実績 889 万 2 千円）
 - ⑩田沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：1,600 人以上（直近年度の実績 2,478 人）
収支率：30%以上（直近年度の実績 37.7%）
米沢市負担額：250 万円（直近年度の実績 325 万 5 千円）
 - ⑪広幡地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
年間利用者数：800 人以上（直近年度の実績 874 人）
収支率：14%以上（直近年度の実績 14.0%）
米沢市委託料等：150 万円（直近年度の実績 228 万 4 千円）

- ⑫六郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
年間利用者数：400人以上（直近年度の実績 219 人）
収支率：14%以上（直近年度の実績 13.3%）
米沢市委託料等：150 万円（直近年度の実績 57 万 7 千円）
- ⑬南原地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
年間利用者数：7,000 人以上
収支率：14%以上
米沢市委託料等：1,600 万円
- ⑭築沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
年間利用者数：800 人以上
収支率：14%以上
米沢市委託料等 190 万円
- ⑮綱木地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
年間利用者数：30 人以上
収支率：14%以上
米沢市委託料等：20 万円
- ⑯上郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
年間利用者数：2,543 人以上
収支率：14%以上
米沢市委託料等 534 万円
- ⑰広井郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
年間利用者数：2,000 人以上
収支率：14%以上
米沢市委託料等 420 万円
- ⑱窪田地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
年間利用者数：2,572 人以上
収支率：14%以上
米沢市委託料等 540 万円
- ⑲上長井地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
年間利用者数：400 人以上
収支率：14%以上
米沢市委託料等 100 万円

○事業の効果

・上記路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、米沢市地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る前述の各路線の米沢市の負担は次のとおりとする。

①～④の路線バスの運行に係る費用総額 7,178 万 4 千円のうち、米沢市から運行事業者への補助金等については、運行収入及び国庫補助を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

⑤～⑦のコミュニティバスの運行に係る費用 5,121 万 7 千円については、米沢市が運行事業者のため全額負担することとしている。運行収入及び国庫補助は米沢市の収入となる。

⑧～⑮のコミュニティバス及びデマンド交通の運行に係る費用総額 2,905 万 1 千円のうち、米

沢市から運行事業者への負担金については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。国庫補助は米沢市の収入となる。

また、①～⑱の各路線への上記米沢市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する米沢市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

令和 4 年度に、万世線を運行するバス車両について、耐用年数を大幅に経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために中型車両（現行と同サイズの 9m 級）を 1 台購入した。

また、令和 7 年度に、市街地循環路線を運行するバス車両について、耐用年数を大幅に経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために **中型車両** を 1 台購入する予定。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

●山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・米沢市目標値（目標年度：R7）

RESAS の移動実態数値（本市への来訪者数等）：県外 5,333 人、県内 6,559 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・米沢市の目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線の人口あたりの乗車人員 3.0 回／人（直近年度の実績 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の米沢市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 103 万円）

・米沢市の目標値（目標年度：R7）（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス：3,262 万円（直近年度の実績 4,254 万 4 千円）

コミュニティバス：3,814 万円（直近年度の実績 4,198 万 2 千円）

デマンド交通：726 万円（直近年度の実績 1,501 万円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

・路線バス

①白布小野川線（山交バス 国庫補助対象路線）

年間利用者数：42,400 人以上（直近年度の実績なし）

収支率：55%以上（直近年度の実績なし）

米沢市補助額：1,061 万 6 千円（直近年度の実績なし）

②米沢～上郷線（山交バス 国庫補助対象路線）

年間利用者数：645 人以上（直近年度の実績 2,817 人）

収支率：12%以上（直近年度の実績 13.3%）

- 米沢市補助額：125万円（直近年度の実績556万8千円）
- ③米沢（市立病院）窪田線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
 年間利用者数：14,400人以上（直近年度の実績10,900人）
 収支率：40.0%以上（直近年度の実績30.1%）
 米沢市補助額：371万5千円（直近年度の実績520万3千円）
- ④米沢（市立病院）糠野目線（山交バス(株)国庫補助対象路線）
 年間利用者数：10,000人以上（直近年度の実績7,430人）
 収支率：95%以上（直近年度の実績72.0%）
 米沢市補助額：5万円（直近年度の実績37万7千円）
- ・コミュニティバス
- ⑤市民バス万世線（米沢市国庫補助対象路線）
 年間利用者数：25,000人以上（直近年度の実績21,216人）
 収支率：21.5%以上（直近年度の実績18.3%）
 米沢市委託料等：1,722万7千円（直近年度の実績2,346万2千円）
- ⑥市民バス市街地循環路線右回り（米沢市国庫補助対象路線）
 年間利用者数：54,000人以上（直近年度の実績50,750人）
 収支率：62%以上（直近年度の実績58.3%）
 米沢市委託料等：508万8千円（直近年度の実績1,638万5千円）
- ⑦市民バス市街地循環路線左回り（米沢市国庫補助対象路線）
 年間利用者数：47,000人以上（直近年度の実績45,742人）
 収支率：58%以上（直近年度の実績57.5%）
 米沢市委託料等：596万3千円（直近年度の実績1,638万5千円）
- ⑧学園都市線（米沢市国庫補助対象路線）
 年間利用者数：38,500人以上（直近年度の実績28,306人）
 収支率：40%以上（直近年度の実績28.1%）
 米沢市負担額等：1,959万5千円（直近年度の実績1,404万1千円）
- ・デマンド交通
- ⑨山上地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
 年間利用者数：5,000人以上（直近年度の実績4,055人）
 収支率：25%以上（直近年度の実績17.4%）
 米沢市負担額：600万円（直近年度の実績889万2千円）
- ⑩田沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
 年間利用者数：1,600人以上（直近年度の実績2,478人）
 収支率：30%以上（直近年度の実績37.7%）
 米沢市負担額：250万円（直近年度の実績325万5千円）
- ⑪広幡地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線）
 年間利用者数：800人以上（直近年度の実績874人）
 収支率：14%以上（直近年度の実績14.0%）
 米沢市委託料等：150万円（直近年度の実績228万4千円）
- ⑫六郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
 年間利用者数：400人以上（直近年度の実績219人）
 収支率：14%以上（直近年度の実績13.3%）
 米沢市委託料等：150万円（直近年度の実績57万7千円）
- ⑬南原地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
 年間利用者数：7,000人以上
 収支率：14%以上
 米沢市委託料等：1,600万円
- ⑭築沢地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
 年間利用者数：800人以上
 収支率：14%以上
 米沢市委託料等190万円
- ⑮綱木地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし
 年間利用者数：30人以上
 収支率：14%以上
 米沢市委託料等：20万円

⑯上郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：2,543人以上

収支率：14%以上

米沢市委託料等 534 万円

⑰広井郷地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：2,000人以上

収支率：14%以上

米沢市委託料等 420 万円

⑱窪田地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：2,572人以上

収支率：14%以上

米沢市委託料等 540 万円

⑲上長井地区乗合タクシー（米沢市国庫補助対象路線） ※直近年度の実績なし

年間利用者数：400人以上

収支率：14%以上

米沢市委託料等 100 万円

○事業の効果

・上記路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRE S A Sの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、米沢市地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

(2) 事業の効果

市街地循環路線を維持することにより、移動弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。特に、高齢者にとって外出促進につながり、健康増進を図ることができる

市民バスは、市街地循環路線・万世線を計6台（予備車2台）の車両で運行しているが、その中には購入から相当の年数を経過している車両があり、修繕費の負担が年々大きくなっている。車両を購入することでコストの削減と安定的な輸送の実現が可能となり、効率的な運行形態を構築することができる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業により運行の維持を図る万世線の車両の取得に係る費用総額 2,300 万円は、米沢市が運行事業者のため全額負担しているため、国庫補助は米沢市の収入となる。また、地域公共交通確保維持事業により運行の維持を図る市街地循環路線の車両の取得に係る費用総額 3,294 万円は、米沢市が運行事業者のため全額負担することとしているため、国庫補助は米沢市の収入となる。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和5年度>

- ・ 令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和5年10月31日（第2回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・ 令和5年12月8日（第3回）：山形県地域公共交通計画の改正について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和6年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催
- ・ 令和6年3月25日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和6年度>

- ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・ 令和7年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（置賜）

<令和5年度>

- ・ 令和5年11月29日：山形鉄道フラワー長井線の地域公共交通再構築事業の活用（日付は書面協議成立時） に向けた山形県地域公共交通計画の変更に係る協議について
- ・ 令和6年2月28日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

<令和6年度>

- ・ 令和6年9月25日：次期山形県地域公共交通計画 策定スケジュール等について
- ・ 令和6年11月20日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について
- ・ 令和6年12月26日：置賜地域における次期山形県地域公共交通計画の地域別目標等について

○ 米沢市地域公共交通活性化協議会

<令和5年度>

- ・ 令和5年6月26日（第1回）：前年度事業報告及び今年度事業計画案について等
- ・ 令和5年11月2日（第2回）：令和6年4月1日からの改正内容案について等

<令和6年度>

- ・ 令和6年6月24日（第1回）：前年度事業報告及び今年度事業計画案について等
- ・ 令和6年10月28日（第2回）：米沢市地域公共交通計画一部変更について
- ・ 令和6年11月26日（第3回）：米沢市地域旅客運送サービス継続事業実施計画（案）について

○ 米沢市地域公共交通会議

<令和5年度>

- ・ 令和5年8月1日（第1回）：市民バスの更新登録、乗合タクシーの増便、生活交通改善事業計画について
- ・ 令和5年10月3日（第2回）：市民バスの経路変更、乗合タクシーのダイヤ改正について
- ・ 令和5年11月27日（第3回）：乗合タクシーの増便について
- ・ 令和6年1月11日（第4回）：路線バスの変更・統合、市民バスの経路変更、乗合タクシーの運行開始について

<令和6年度>

- ・ 令和6年11月6日（第1回）：乗合タクシーの飛び地設定・ダイヤ変更・増便、学園都

市線の増便について ・ 令和 6 年 11 月 26 日（第 2 回）：路線バスの廃止、乗合タクシーの運行開始、生活交通改善事業計画について ・ 令和 6 年 12 月 27 日（第 3 回）：バス無料の日の実施・バス無料券の配布について ・ 令和 7 年 1 月 30 日（第 4 回）：バス路線の経路変更について ・ 令和 7 年 2 月 17 日（第 5 回）：市民バスの見直し・乗合タクシーの運行開始について	
10. 利用者等の意見の反映状況	
山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により米沢市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。 米沢市地域公共交通活性化協議会についても、山形県と同様の状況である。	
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を作成し添付	
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要	
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】	
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等	
該当なし	
(2) 交通手段の検討状況	
該当なし	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県米沢市金池五丁目 2 番 25 号

(所 属) 米沢市 企画調整部 地域振興課

(氏 名) 鈴木 翔太

(電 話) 0238-22-5111

(e-mail) chiko-t@city.yonezawa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハて該 当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホて該 当する要件 （別表7のみ）
米沢市	山交バス(株)	(1) 白布小野川統合路線	市立病院	白布・小野川	湯元駅前	往28.7km 復28.5km	364日	3473.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(2) 米沢～上郷線	米沢営業所	市立病院・上郷	長手	往11.7km 復12.1km	62日	186回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(3) 米沢(市立病院)窪田線	市立病院	米沢駅	外の内	往9.7km 復9.5km	240日	958回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(4) 米沢(市立病院)糠野目線	米沢営業所	市立病院・窪田	糠野中学校前	往14.9km 復14.8km	77日	154回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(5) 万世線	米沢市役所前	米沢駅	米沢スカーペ前	往18.1km 復19.2km	296日	296回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(6) 万世線	米沢市役所前	アルカディア	米沢スカーペ前	往29.9km 復27.6km	296日	1184回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(7) 万世線	米沢市役所前	米沢駅	稲船の里入口	往13.0km	296日	296回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(8) 万世線	米沢市役所前	アルカディア	稲船の里入口	往16.7km 復16.5km	296日	592回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(9) 万世線	大日高駅前	アルカディア	米沢駅前	往10.6km	150日	75回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	①
		(10) 万世線(直行便)	米沢駅前		鶴城高校前	復3.1km	94日	47回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(11) 市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(12) 市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス(株)	(13) 学園都市線(A)	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往10.0km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(14) 学園都市線(B・C・D・E)	米沢駅前	イオン米沢	米沢駅前	往14.2km 循環	365日	3285回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(15) 学園都市線(F)	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往17.2km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	(有)今村タクシー、榊吾妻観光タクシー、辻自動車㈱、米沢酒類販売㈱	(16) 山上地区乗合タクシー		山上地区		往 km 復 km	293日	2400回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(17) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往 km 復 km	293日	1400回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(18) 広幡地区乗合タクシー		広幡地区		往 km 復 km	144日	400回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(19) 六郷地区乗合タクシー		六郷地区		往 km 復 km	144日	350回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(20) 南原地区乗合タクシー		南原地区		往 km 復 km	293日	2400回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(21) 築沢地区乗合タクシー		築沢地区		往 km 復 km	293日	800回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(22) 綱木地区乗合タクシー		綱木地区		往 km 復 km	293日	293回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(23) 上郷地区乗合タクシー		上郷地区		往 km 復 km	181日	1695回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(24) 広井郷地区乗合タクシー		広井郷地区		往 km 復 km	124日	1333回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	①
		(25) 窪田地区乗合タクシー		窪田地区		往 km 復 km	124日	1715回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	①
		(26) 上長井地区乗合タクシー		上長井地区		往 km 復 km	124日	269回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	①

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準で該 当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準で該 当する要件 （別表7のみ）
米沢市	山交バス（株）	(1) 白布小野川統合路線	市立病院	白布・小野川	湯元駅前	往28.7km 復28.5km	364日	3473.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(2) 米沢（市立病院）窪田線	市立病院	米沢駅	外の内	往9.7km 復9.5km	240日	720回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(3) 万世線	米沢市役所前	米沢駅	米沢スカー横前	往18.1km 復19.2km	296日	296回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(4) 万世線	米沢市役所前	アルカディア	米沢スカー横前	往29.9km 復27.6km	296日	1184回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(5) 万世線	米沢市役所前	米沢駅	稲垣の出入口	往13.0km	296日	296回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(6) 万世線	米沢市役所前	アルカディア	稲垣の出入口	往16.7km 復16.5km	296日	592回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(7) 万世線	大日高駅前	アルカディアロ	米沢駅前	往10.6km	150日	75回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(8) 万世線（直行便）	米沢駅前		鶴城高校前	復3.1km	94日	47回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(9) 市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(10) 市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(11) 学園都市線（A）	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往10.0km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(12) 学園都市線（B・C・D・E）	米沢駅前	イオン米沢	米沢駅前	往14.2km 循環	365日	3285回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(13) 学園都市線（F）	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往17.2km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	(有)今村タク シー、(株)吾妻観 光タクシー、辻 自動車(株)、米沢 酒類販売(株)	(14) 山上地区乗合タクシー		山上地区		往 km 復 km	293日	2400回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(15) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往 km 復 km	293日	1400回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(16) 南原地区乗合タクシー		南原地区		往 km 復 km	293日	2400回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(17) 築沢地区乗合タクシー		築沢地区		往 km 復 km	293日	800回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(18) 綱木地区乗合タクシー		綱木地区		往 km 復 km	293日	293回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(19) 上郷地区乗合タクシー		上郷地区		往 km 復 km	243日	2260回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(20) 広井郷地区乗合タクシー		広井郷地区		往 km 復 km	243日	2666回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(21) 窪田地区乗合タクシー		窪田地区		往 km 復 km	243日	3430回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(22) 上長井地区乗合タクシー		上長井地区		往 km 復 km	243日	538回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準で該 当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準で該 当する要件 （別表7のみ）
米沢市	山交バス（株）	(1) 白布小野川統合路線	市立病院	白布・小野川	湯元駅前	往28.7km 復28.5km	364日	3473.5回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(2) 米沢（市立病院）窪田線	市立病院	米沢駅	外の内	往9.7km 復9.5km	240日	720回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	米沢市	(3) 万世線	米沢市役所前	米沢駅	米沢スカー横前	往18.1km 復19.2km	296日	296回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(4) 万世線	米沢市役所前	アルカディア	米沢スカー横前	往29.9km 復27.6km	296日	1184回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(5) 万世線	米沢市役所前	米沢駅	稲羽の出入口	往13.0km	296日	296回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(6) 万世線	米沢市役所前	アルカディア	稲羽の出入口	往16.7km 復16.5km	296日	592回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(7) 万世線	大日高駅前	アルカディア前	米沢駅前	往10.6km	150日	75回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(8) 万世線（直行便）	米沢駅前		鶴城高校前	復3.1km	94日	47回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(9) 市街地循環路線右回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(10) 市街地循環路線左回り	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往18.0km 循環	365日	3894回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	山交バス（株）	(11) 学園都市線（A）	米沢駅前	栄養大	米沢駅前	往10.0km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(12) 学園都市線（B・C・D・E）	米沢駅前	イオン米沢	米沢駅前	往14.2km 循環	365日	3285回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(13) 学園都市線（F）	米沢駅前	市立病院	米沢駅前	往17.2km 循環	365日	365回			路線定期運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
	(有)今村タク シー、(株)吾妻観 光タクシー、辻 自動車(株)、米沢 酒類販売(株)	(14) 山上地区乗合タクシー		山上地区		往 km 復 km	293日	2400回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(15) 田沢地区乗合タクシー		田沢地区		往 km 復 km	293日	1400回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(16) 南原地区乗合タクシー		南原地区		往 km 復 km	293日	2400回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(17) 築沢地区乗合タクシー		築沢地区		往 km 復 km	293日	800回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(18) 綱木地区乗合タクシー		綱木地区		往 km 復 km	293日	293回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(19) 上郷地区乗合タクシー		上郷地区		往 km 復 km	243日	2260回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(20) 広井郷地区乗合タクシー		広井郷地区		往 km 復 km	243日	2666回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(21) 窪田地区乗合タクシー		窪田地区		往 km 復 km	243日	3430回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③
		(22) 上長井地区乗合タクシー		上長井地区		往 km 復 km	243日	538回			区域運行	①	米沢駅で補助対象地域間 幹線系統米沢市役所前・仙 台駅前線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

白布小野川線ダイヤ(R7.4～)

上り	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
湯元駅前	7:10	8:20	9:20	10:20	11:20	12:20	14:20	15:20	16:20	17:20
森の館前	7:11	8:21	9:21	10:21	11:21	12:21	14:21	15:21	16:21	17:21
石切	7:12	8:22	9:22	10:22	11:22	12:22	14:22	15:22	16:22	17:22
白布温泉	7:13	8:23	9:23	10:23	11:23	12:23	14:23	15:23	16:23	17:23
白布温泉待合所	7:14	8:24	9:24	10:24	11:24	12:24	14:24	15:24	16:24	17:24
白布口	7:15	8:25	9:25	10:25	11:25	12:25	14:25	15:25	16:25	17:25
高橋	7:18	8:28	9:28	10:28	11:28	12:28	14:28	15:28	16:28	17:28
上畑	7:20	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	14:30	15:30	16:30	17:30
大白布	7:22	8:32	9:32	10:32	11:32	12:32	14:32	15:32	16:32	17:32
小白布	7:23	8:33	9:33	10:33	11:33	12:33	14:33	15:33	16:33	17:33
三宝荒神	7:24	8:34	9:34	10:34	11:34	12:34	14:34	15:34	16:34	17:34
杉の下	7:25	8:35	9:35	10:35	11:35	12:35	14:35	15:35	16:35	17:35
横道	7:26	8:36	9:36	10:36	11:36	12:36	14:36	15:36	16:36	17:36
源八前	7:30	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40	14:40	15:40	16:40	17:40
夜鷹原	7:31	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	14:41	15:41	16:41	17:41
駐車場前	7:33	8:43	9:43	10:43	11:43	12:43	14:43	15:43	16:43	17:43
小野川温泉	7:35	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	14:45	15:45	16:45	17:45
小町の湯やまぼうし前	7:36	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	14:46	15:46	16:46	17:46
ウフウフガーデン前	7:38	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	14:48	15:48	16:48	17:48
松の下	7:39	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	14:49	15:49	16:49	17:49
赤芝	7:39	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	14:49	15:49	16:49	17:49
館山浄水場口	7:40	8:50	9:50	10:50	11:50	12:50	14:50	15:50	16:50	17:50
館山六丁目	7:41	8:51	9:51	10:51	11:51	12:51	14:51	15:51	16:51	17:51
館山四丁目	7:42	8:52	-	10:52	-	12:52	14:52	-	16:52	17:52
館山局前	7:43	8:53	-	10:53	-	12:53	14:53	-	16:53	17:53
館山一丁目	7:44	8:54	-	10:54	-	12:54	14:54	-	16:54	17:54
中矢来	7:45	8:55	-	10:55	-	12:55	14:55	-	16:55	17:55
矢来	7:46	8:56	-	10:56	-	12:56	14:56	-	16:56	17:56
御廟前	7:47	8:57	-	10:57	-	12:57	14:57	-	16:57	17:57
城西町	7:48	8:58	-	10:58	-	12:58	14:58	-	16:58	17:58
松ヶ岬	7:49	8:59	-	10:59	-	12:59	14:59	-	16:59	17:59
上杉神社北口	7:50	9:00	-	11:00	-	13:00	15:00	-	17:00	18:00
上杉神社前	7:51	9:01	-	11:01	-	13:01	15:01	-	17:01	18:01
丸の内二丁目	7:52	9:02	-	11:02	-	13:02	15:02	-	17:02	18:02
館山三丁目	-	-	9:52	-	11:52	-	-	15:52	-	-
館山バイパス	-	-	9:53	-	11:53	-	-	15:53	-	-
ヨークベニマル成島店前	-	-	9:56	-	11:56	-	-	15:56	-	-
徳町西	-	-	9:57	-	11:57	-	-	15:57	-	-
総合公園口	-	-	9:57	-	11:57	-	-	15:57	-	-
イオン米沢前	-	-	9:58	-	11:58	-	-	15:58	-	-
年金事務所西	-	-	9:59	-	11:59	-	-	15:59	-	-
米沢市役所前	-	-	10:00	-	12:00	-	-	16:00	-	-
文化センター南	-	-	10:01	-	12:01	-	-	16:01	-	-
北村公園西	-	-	10:02	-	12:02	-	-	16:02	-	-
金池一丁目	-	-	10:03	-	12:03	-	-	16:03	-	-
中央一丁目	-	-	10:04	-	12:04	-	-	16:04	-	-
皇大神社前	-	-	10:04	-	12:04	-	-	16:04	-	-
門東町三丁目ナセBA前	7:53	9:03	10:05	11:03	12:05	13:03	15:03	16:05	17:03	18:03
大町	7:54	9:04	10:06	11:04	12:06	13:04	15:04	16:06	17:04	18:04
住之江橋	7:55	9:05	10:07	11:05	12:07	13:05	15:05	16:07	17:05	18:05
駅前四丁目	7:56	9:06	10:08	11:06	12:08	13:06	15:06	16:08	17:06	18:06
米沢営業所	7:56	9:06	10:08	11:06	12:08	13:06	15:06	16:08	17:06	18:06
米沢駅前	7:58	9:08	10:10	11:08	12:10	13:08	15:08	16:10	17:08	18:08
駅前二丁目	8:00	9:10	10:12	11:10	12:12	13:10	15:10	...	...	...
舟山病院前	8:00	9:10	10:12	11:10	12:12	13:10	15:10	...	...	...
相生橋西	8:01	9:11	10:13	11:11	12:13	13:11	15:11	...	...	...
相生町南	8:01	9:11	10:13	11:11	12:13	13:11	15:11	...	...	...
市立病院・三友堂病院前	8:02	9:12	10:14	11:12	12:14	13:12	15:12	...	...	...

白布小野川線ダイヤ(R7.4～)

下り	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
市立病院・三友堂病院前	...	...	...	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25
相生町南	...	...	...	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26
相生橋西	...	...	...	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27
舟山病院前	...	...	...	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28
駅前二丁目	...	...	...	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28
米沢駅前	8:30	9:40	10:40	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30
米沢営業所	8:32	9:42	10:42	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32
駅前四丁目	8:32	9:42	10:42	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32
住之江橋	8:33	9:43	10:43	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33
大町	8:34	9:44	10:44	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34
門東町三丁目ナセBA前	8:36	9:46	10:46	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36
皇大神社前	-	-	-	-	13:37	-	-	16:37	-
中央一丁目	-	-	-	-	13:38	-	-	16:38	-
金池一丁目	-	-	-	-	13:39	-	-	16:39	-
北村公園西	-	-	-	-	13:40	-	-	16:40	-
文化センター南	-	-	-	-	13:41	-	-	16:41	-
米沢市役所前	-	-	-	-	13:42	-	-	16:42	-
年金事務所西	-	-	-	-	13:43	-	-	16:43	-
イオン米沢前	-	-	-	-	13:44	-	-	16:44	-
総合公園口	-	-	-	-	13:45	-	-	16:45	-
徳町西	-	-	-	-	13:45	-	-	16:45	-
ヨークベニマル成島店前	-	-	-	-	13:46	-	-	16:46	-
館山バイパス	-	-	-	-	13:50	-	-	16:50	-
館山三丁目	-	-	-	-	13:51	-	-	16:51	-
上杉神社前	8:38	9:48	10:48	12:38	-	14:38	15:38	-	17:38
上杉神社北口	8:39	9:49	10:49	12:39	-	14:39	15:39	-	17:39
松ヶ岬	8:41	9:51	10:51	12:41	-	14:41	15:41	-	17:41
城西町	8:42	9:52	10:52	12:42	-	14:42	15:42	-	17:42
御廟前	8:43	9:53	10:53	12:43	-	14:43	15:43	-	17:43
矢来	8:44	9:54	10:54	12:44	-	14:44	15:44	-	17:44
中矢来	8:45	9:55	10:55	12:45	-	14:45	15:45	-	17:45
館山一丁目	8:46	9:56	10:56	12:46	-	14:46	15:46	-	17:46
館山局前	8:47	9:57	10:57	12:47	-	14:47	15:47	-	17:47
館山四丁目	8:48	9:58	10:58	12:48	-	14:48	15:48	-	17:48
館山六丁目	8:49	9:59	10:59	12:49	13:52	14:49	15:49	16:52	17:49
館山浄水場口	8:50	10:00	11:00	12:50	13:53	14:50	15:50	16:53	17:50
赤芝	8:51	10:01	11:01	12:51	13:54	14:51	15:51	16:54	17:51
松の下	8:51	10:01	11:01	12:51	13:54	14:51	15:51	16:54	17:51
ウフウフガーデン前	8:52	10:02	11:02	12:52	13:55	14:52	15:52	16:55	17:52
小町の湯やまぼうし前	8:54	10:04	11:04	12:54	13:57	14:54	15:54	16:57	17:54
小野川温泉	8:55	10:05	11:05	12:55	13:58	14:55	15:55	16:58	17:55
駐車場前	8:57	10:07	11:07	12:57	14:00	14:57	15:57	17:00	17:57
夜鷹原	8:59	10:09	11:09	12:59	14:02	14:59	15:59	17:02	17:59
源八前	9:00	10:10	11:10	13:00	14:03	15:00	16:00	17:03	18:00
横道	9:04	10:14	11:14	13:04	14:07	15:04	16:04	17:07	18:04
杉の下	9:05	10:15	11:15	13:05	14:08	15:05	16:05	17:08	18:05
三宝荒神	9:06	10:16	11:16	13:06	14:09	15:06	16:06	17:09	18:06
小白布	9:07	10:17	11:17	13:07	14:10	15:07	16:07	17:10	18:07
大白布	9:08	10:18	11:18	13:08	14:11	15:08	16:08	17:11	18:08
上畑	9:10	10:20	11:20	13:10	14:13	15:10	16:10	17:13	18:10
高橋	9:12	10:22	11:22	13:12	14:15	15:12	16:12	17:15	18:12
白布口	9:15	10:25	11:25	13:15	14:18	15:15	16:15	17:18	18:15
白布温泉待合所	9:16	10:26	11:26	13:16	14:19	15:16	16:16	17:19	18:16
白布温泉	9:16	10:26	11:26	13:16	14:19	15:16	16:16	17:19	18:16
石切	9:17	10:27	11:27	13:17	14:20	15:17	16:17	17:20	18:17
森の館前	9:18	10:28	11:28	13:18	14:21	15:18	16:18	17:21	18:18
湯元駅前	9:19	10:29	11:29	13:19	14:22	15:19	16:19	17:22	18:19

米沢 → 窪田（平日） ※R7.4～																									
	市立病院・三友堂病院	相生町南	相生橋西	舟山病院前	駅前二丁目	米沢駅前	米沢営業所	駅前四丁目	住之江橋	大町	門東町三丁目ナセBA	皇大神社前	中央三丁目	中央五丁目	春日一丁目	春日二丁目	春日三丁目	四中前	芦付	北産業通り	中田	笹原	上窪田	窪田	外の内
						7:10	7:12	7:12	7:13	7:14	7:16	7:17	7:18	7:19	7:20	7:21	7:22	7:23	7:24	7:25	7:26	7:27	7:28	7:30	7:31
	15:20	15:21	15:22	15:23	15:23	15:25	15:27	15:27	15:28	15:29	15:31	15:32	15:33	15:34	15:35	15:36	15:37	15:38	15:39	15:40	15:41	15:42	15:43	15:45	15:46
	17:20	17:21	17:22	17:23	17:23	17:25	17:27	17:27	17:28	17:29	17:31	17:32	17:33	17:34	17:35	17:36	17:37	17:38	17:39	17:40	17:41	17:42	17:43	17:45	17:46

窪田 → 米沢（平日） ※R7.4～																									
	外の内	窪田	上窪田	笹原	中田	北産業通り	芦付	四中前	春日三丁目	春日二丁目	春日一丁目	中央五丁目	中央三丁目	皇大神社前	門東町三丁目ナセBA	大町	住之江橋	駅前四丁目	米沢営業所	米沢駅前	駅前二丁目	舟山病院前	相生橋西	相生町南	市立病院・三友堂病院
冬季のみ	6:40	6:41	6:42	6:43	6:44	6:45	6:46	6:47	6:48	6:49	6:50	6:51	6:52	6:53	6:54	6:55	6:56	6:57	6:57	6:59					
	7:40	7:41	7:42	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:48	7:49	7:50	7:51	7:52	7:53	7:54	7:55	7:56	7:57	7:57	7:59	8:01	8:01	8:02	8:02	8:03
	16:10	16:11	16:12	16:13	16:14	16:15	16:16	16:17	16:18	16:19	16:20	16:21	16:22	16:23	16:24	16:25	16:26	16:27	16:27	16:29	16:31	16:31	16:32	16:32	16:33
	18:15	18:16	18:17	18:18	18:19	18:20	18:21	18:22	18:23	18:24	18:25	18:26	18:27	18:28	18:29	18:30	18:31	18:32	18:32	18:34					

【R7】市民バス時刻表 万世線（上り）（4月～11月）

バス停名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便
米沢スキー場前		7:35				12:50	15:35	16:35	
川越石 (万世大路記念碑公園)		7:37				12:52	15:37	16:37	
刈安		7:39				12:54	15:39	16:39	
福祉の里入口 (栄光の里入口)	7:25	7:45	9:00	11:00	11:50	13:00	15:45	16:45	
梓川	7:26	7:46	9:01	11:01	11:51	13:01	15:46	16:46	
木場	7:27	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	15:47	16:47	
梓山	7:27	7:47	9:02	11:02	11:52	13:02	15:47	16:47	
松林寺口	7:28	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	15:48	16:48	
梓神社前	7:28	7:48	9:03	11:03	11:53	13:03	15:48	16:48	
工業団地入口	7:29	7:49	桑9:05	桑11:05	11:54	13:04	15:49	16:49	
大日商事前	—	—	—	—	—	—	—	—	18:15
鷺宮製作所前	—	—	—	—	—	—	—	—	18:17
精英堂印刷前	—	—	—	—	—	—	—	—	18:19
サクサテクノ前	—	—	—	—	—	—	—	—	18:21
テクノセンター前	7:30	7:50	9:10	11:10	11:55	13:05	15:50	16:50	18:23
万世小学校前	7:31	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	15:51	16:51	—
牛森	7:31	7:51	9:11	11:11	11:56	13:06	15:51	16:51	—
桑山団地東	7:32	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	15:52	16:52	—
桑山団地中	7:32	7:52	9:12	11:12	11:57	13:07	15:52	16:52	—
桑山公園前	7:33	7:53	9:13	11:13	11:58	13:08	15:53	16:53	—
桑山団地西	7:34	7:54	9:14	11:14	11:59	13:09	15:54	16:54	—
アルカディア (米沢こころの病院前)	—	—	—	11:17	12:02	—	15:57	16:57	—
アルカディア口	—	—	—	—	—	—	—	—	18:28
鶴城高校前	—	7:58	—	—	—	—	16:00	17:00	—
七中前	—	7:59	—	—	—	—	16:01	17:01	—
金谷口	7:35	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:04	17:04	—
桑山団地口	7:35	8:02	9:15	11:22	12:07	13:10	16:04	17:04	—
片子	7:37	8:04	9:17	11:24	12:09	13:12	16:06	17:06	—
東大通	7:38	8:05	9:18	11:25	12:10	13:13	16:07	17:07	—
東一丁目	7:39	8:06	9:19	11:26	12:11	13:14	16:08	17:08	—
米沢駅前（東口）	—	—	—	—	—	—	—	—	18:32
米沢駅前	7:40	8:07	9:20	11:27	12:12	13:15	16:09	17:09	18:35
米沢営業所	7:42	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:11	17:11	
駅前四丁目	7:42	8:09	9:22	11:29	12:14	13:17	16:11	17:11	
住之江橋	7:43	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:12	17:12	
大町	7:43	8:10	9:23	11:30	12:15	13:18	16:12	17:12	
ナセBA前	7:45	8:12	9:25	11:32	12:17	13:20	16:14	17:14	
皇大神社前	7:47	8:14	9:27	11:34	12:19	13:22	16:16	17:16	
中央三丁目	7:48	8:15	9:28	11:35	12:20	13:23	16:17	17:17	
中央五丁目	7:50	8:17	9:30	11:37	12:22	13:25	16:19	17:19	
春日一丁目	7:51	8:18	9:31	11:38	12:23	13:26	16:20	17:20	
米沢市役所前	7:52	8:19	9:32	11:39	12:24	13:27	16:21	17:21	

運休日：日曜日（5月～11月の第1日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

「桑」の便は、桑山第1地区まで乗り入れする便

【R7】市民バス時刻表 万世線（下り）（4月～11月）

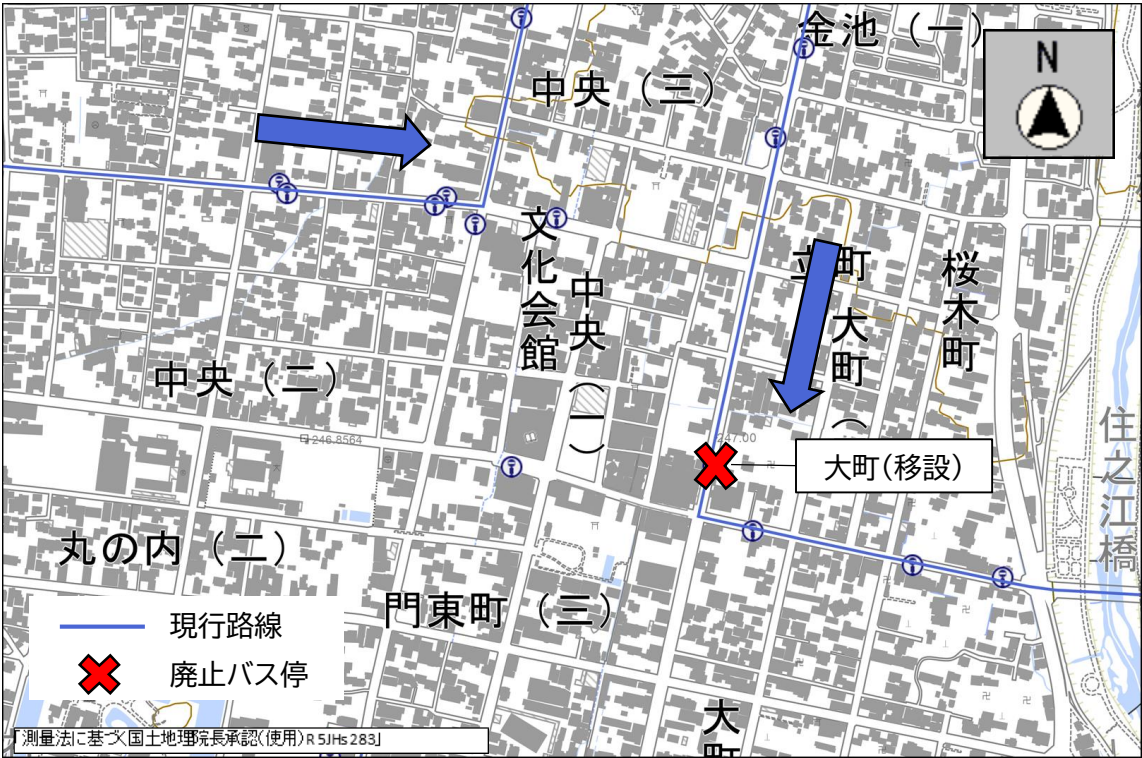
バス停名	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便
米沢市役所前	8:50	10:15	11:55	13:45	14:30	15:25	17:10	18:10
春日一丁目	8:52	10:17	11:57	13:47	14:32	15:27	17:12	18:12
中央五丁目	8:53	10:18	11:58	13:48	14:33	15:28	17:13	18:13
中央三丁目	8:54	10:19	11:59	13:49	14:34	15:29	17:14	18:14
皇大神社前	8:55	10:20	12:00	13:50	14:35	15:30	17:15	18:15
ナセBA前	8:56	10:21	12:01	13:51	14:36	15:31	17:16	18:16
大町	8:57	10:22	12:02	13:52	14:37	15:32	17:17	18:17
住之江橋	8:58	10:23	12:03	13:53	14:38	15:33	17:18	18:18
駅前四丁目	8:59	10:24	12:04	13:54	14:39	15:34	17:19	18:19
米沢営業所	8:59	10:24	12:04	13:54	14:39	15:34	17:19	18:19
米沢駅前	9:01	10:26	12:06	13:56	14:46	15:36	17:21	18:30
東一丁目	9:02	10:27	12:07	13:57	14:47	15:37	17:22	18:31
東大通	9:03	10:28	12:08	13:58	14:48	15:38	17:23	18:32
片子	9:04	10:29	12:09	13:59	14:49	15:39	17:24	18:33
桑山団地口	9:06	10:31	12:11	14:01	14:51	15:41	17:26	18:35
金谷口	9:06	10:31	12:11	14:01	14:51	15:41	17:26	18:35
アルカディア (米沢こころの病院前)	9:09	10:34	—	14:04	14:54	—	—	—
鶴城高校前	—	—	—	—	14:57	15:45	17:30	18:39
七中前	—	—	—	—	14:58	15:46	17:34	18:40
桑山団地西	9:14	10:39	12:12	14:09	15:00	15:48	17:36	18:42
桑山公園前	9:14	10:39	12:12	14:09	15:00	15:48	17:36	18:42
桑山団地中	9:15	10:40	12:13	14:10	15:01	15:49	17:37	18:43
桑山団地東	9:15	10:40	12:13	14:10	15:01	15:49	17:37	18:43
牛森	9:16	10:41	12:14	14:11	15:02	15:50	17:38	18:44
万世小学校前	9:16	10:41	12:14	14:11	15:02	15:50	17:38	18:44
テクノセンター 前	9:17	10:42	桑12:15	桑14:12	15:03	15:51	17:39	18:45
大日商事前	9:19	—	—	—	—	—	—	—
鷺宮製作所前	9:21	—	—	—	—	—	—	—
精英堂印刷前	9:23	—	—	—	—	—	—	—
サクサテクノ前	9:25	—	—	—	—	—	—	—
工業団地入口	9:29	10:44	12:17	14:14	15:05	15:53	17:41	18:47
梓神社前	9:30	10:45	12:20	14:17	15:06	15:54	17:42	18:48
松林寺口	9:30	10:45	12:20	14:17	15:06	15:54	17:42	18:48
梓山	9:31	10:46	12:21	14:18	15:07	15:55	17:43	18:49
木場	9:31	10:46	12:21	14:18	15:07	15:55	17:43	18:49
梓川	9:32	10:47	12:22	14:19	15:08	15:56	17:44	18:50
福祉の里入口 (栄光の里入口)	9:33	10:48	12:23	14:20	15:09	15:57	17:45	18:51
刈安	9:39		12:29		15:15	16:03	17:51	
川越石 (万世大路記念碑公園)	9:41		12:31		15:17	16:05	17:53	
米沢スキー場前	9:43		12:33		15:19	16:07	17:55	

運休日：日曜日（5月～11月の第1日曜日を除く）、祝（休）日、8月13日～16日、12月29日～1月3日

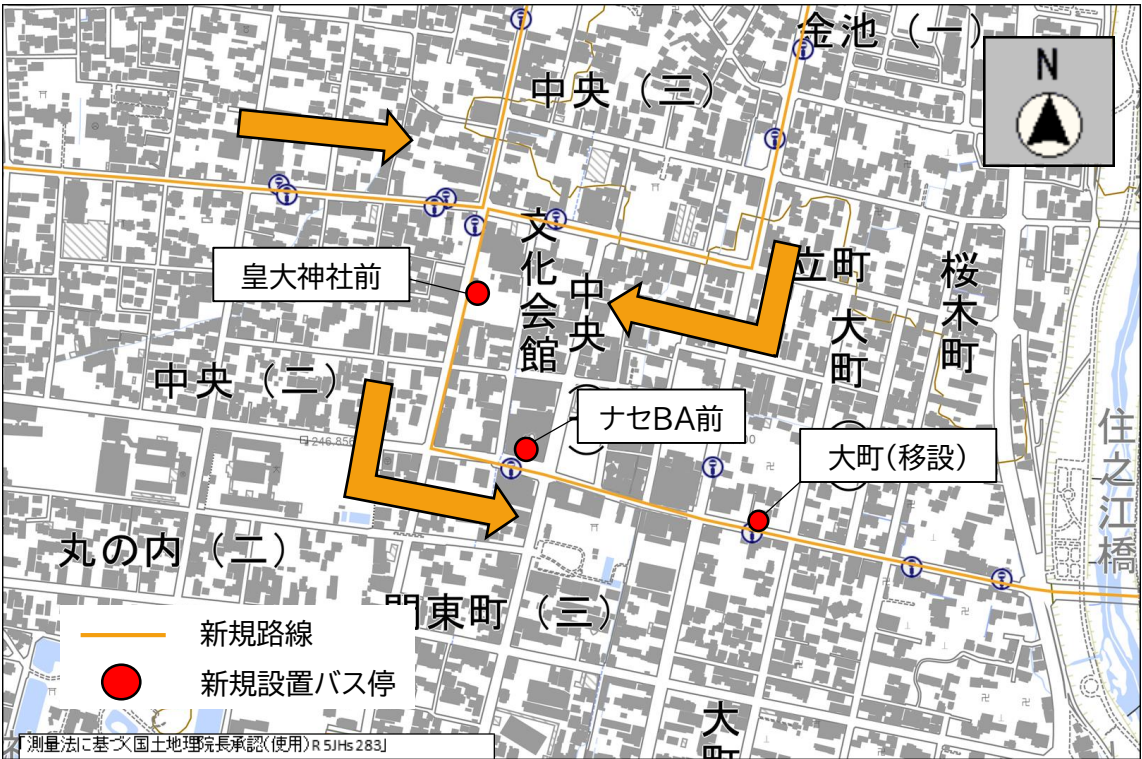
「桑」の便は、桑山第1地区まで乗り入れする便

(1)市街地循環路線(右回り)

旧

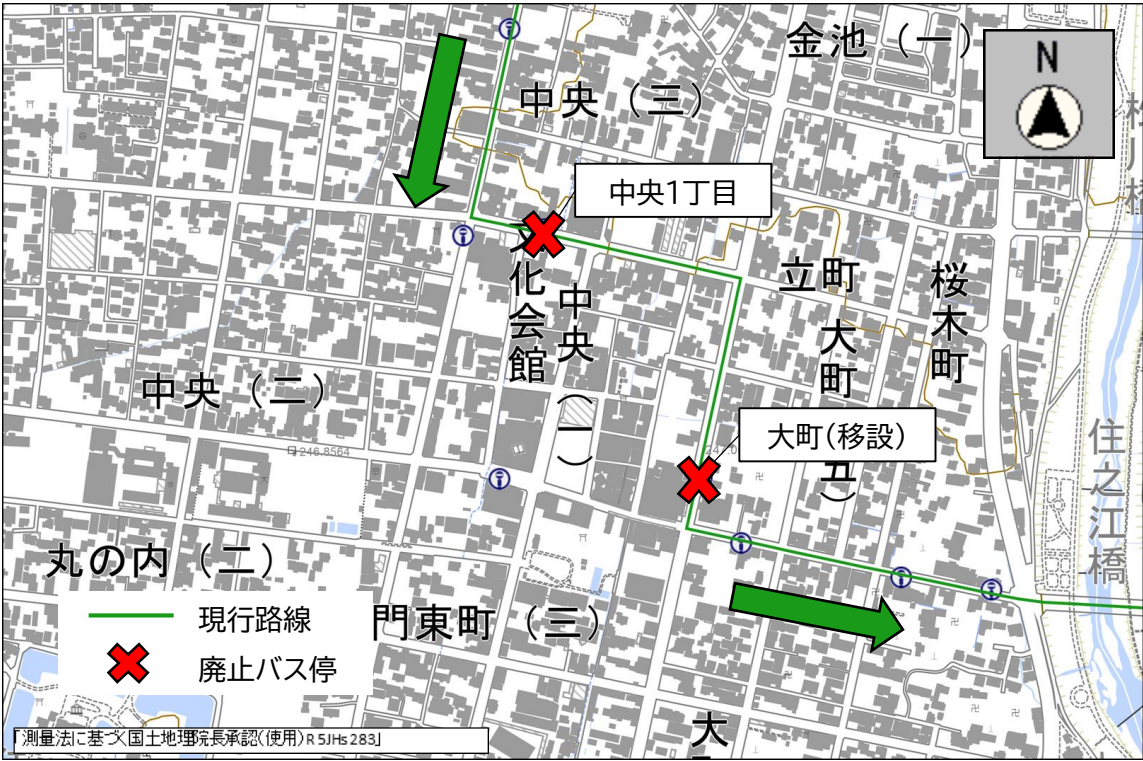


新

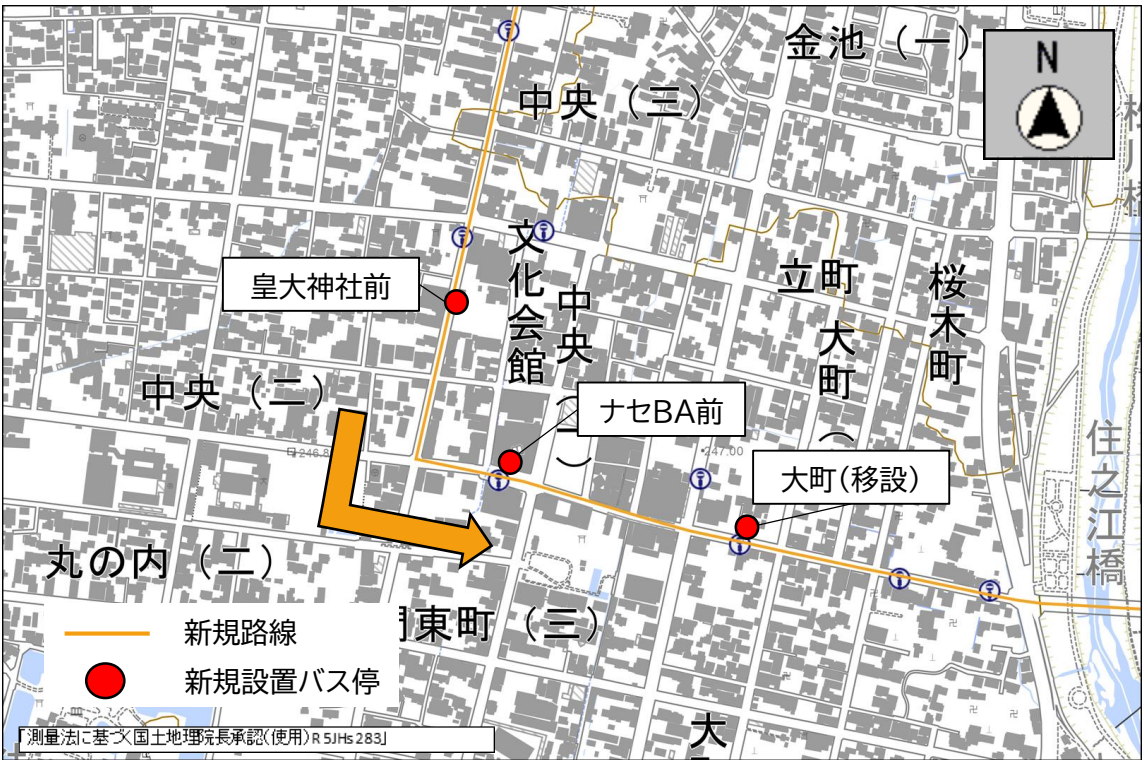


(2)万世線(下り)

旧

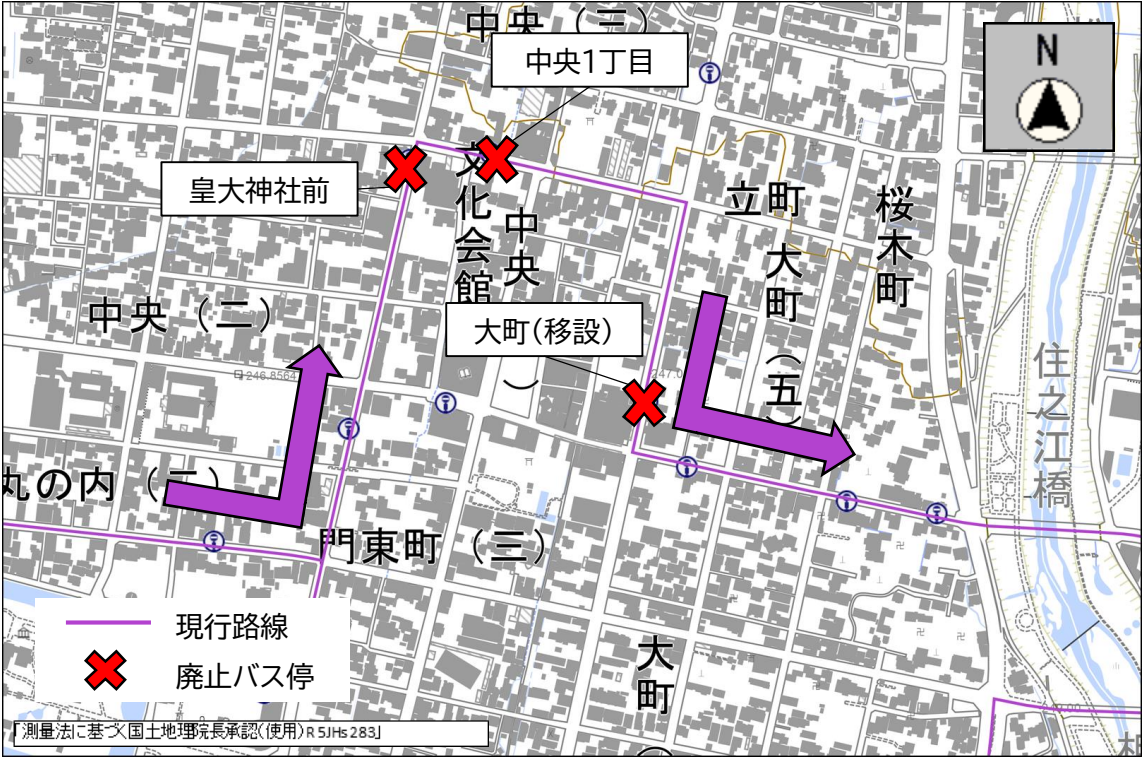


新



(3)白布・小野川線 観光路線(上り)

旧

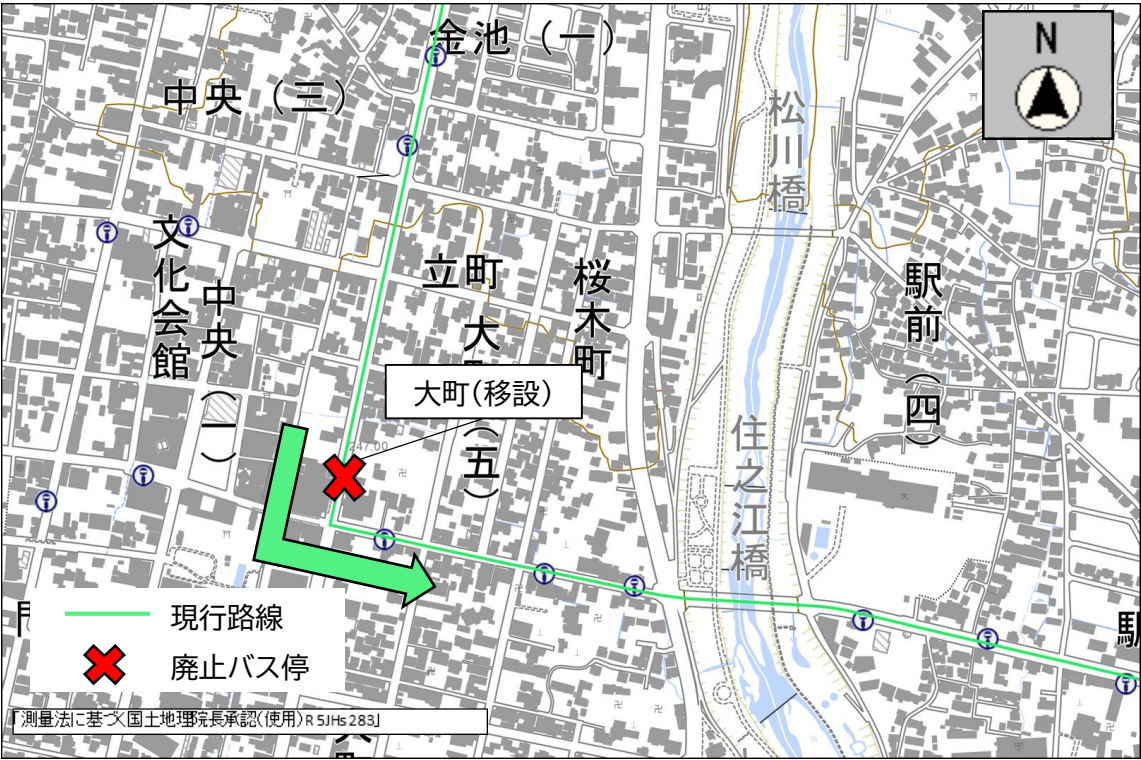


新

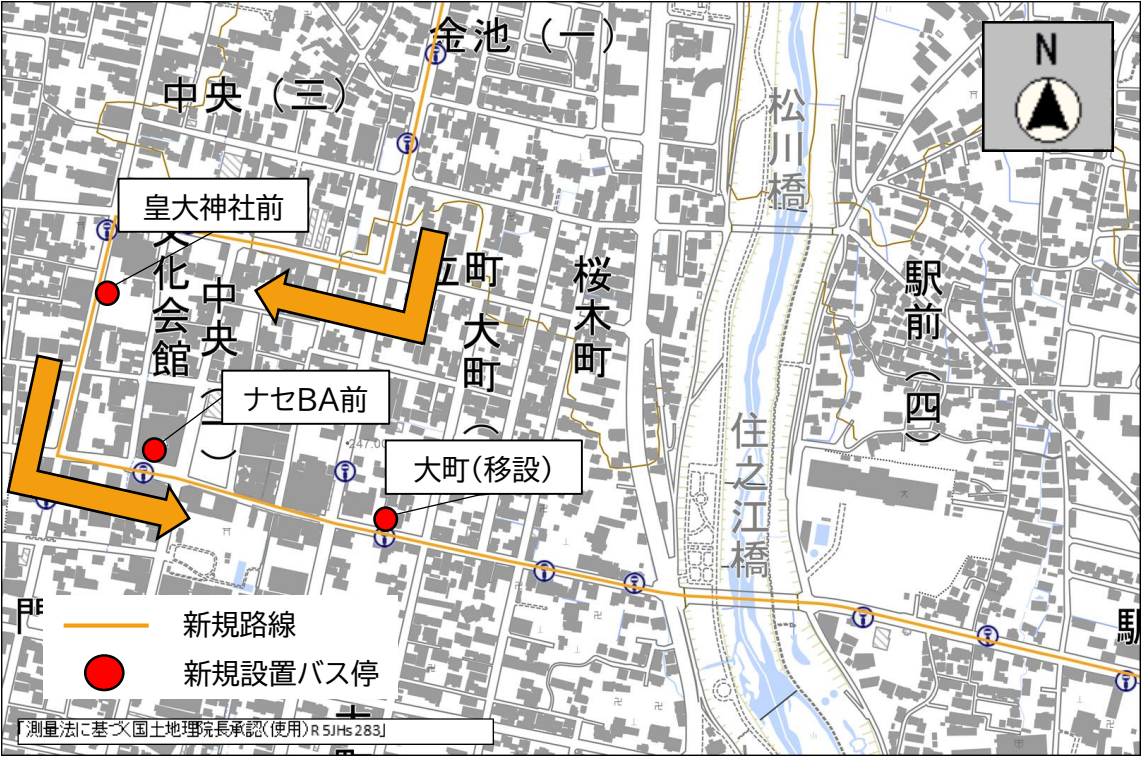


(4)白布・小野川線 生活路線(上り)

旧

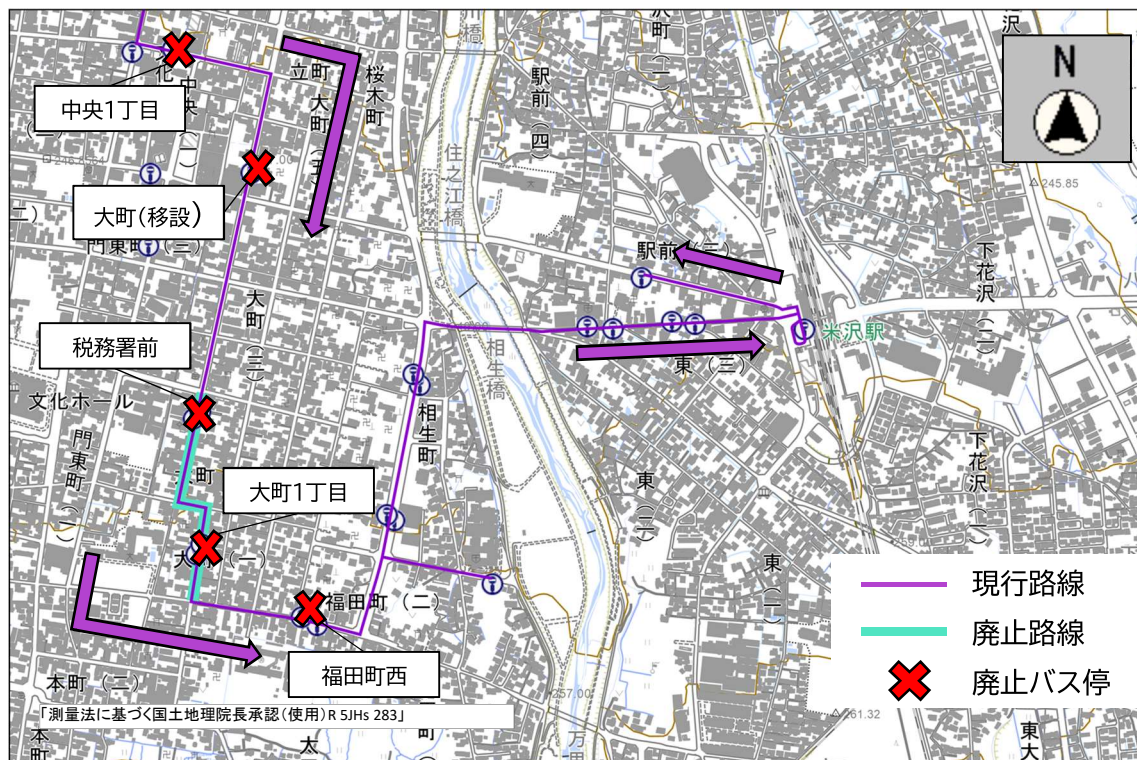


新

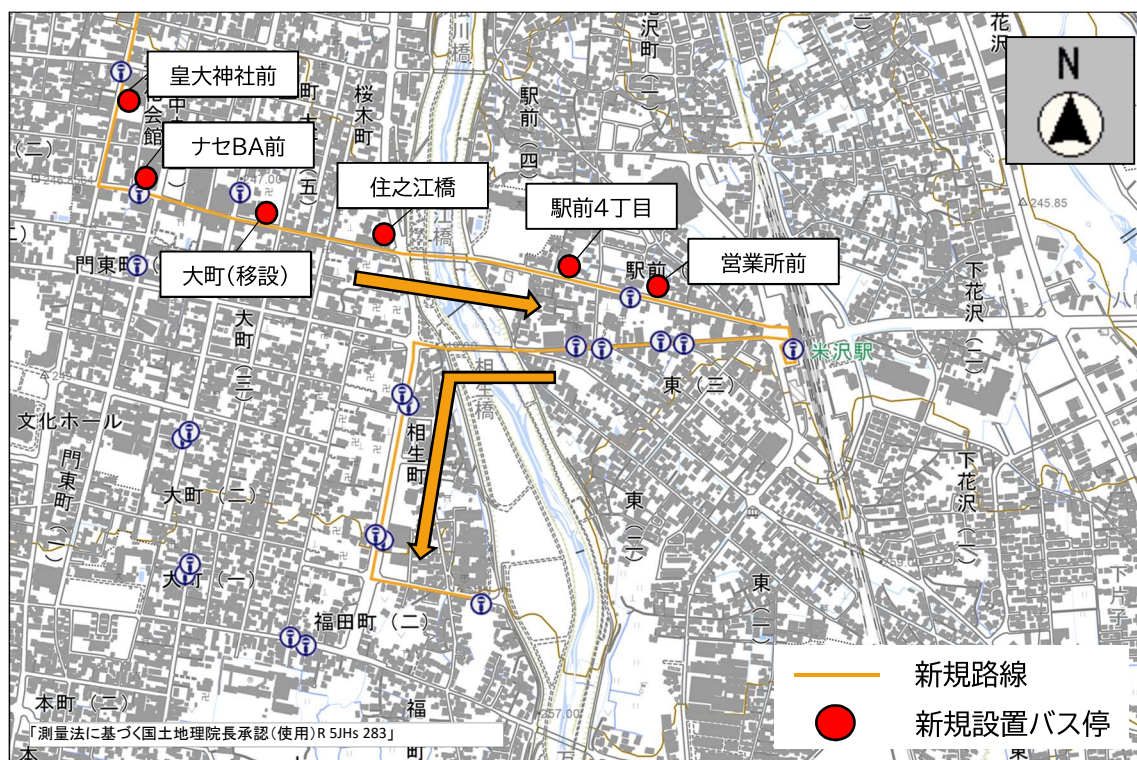


(1)窪田線(上り)

旧

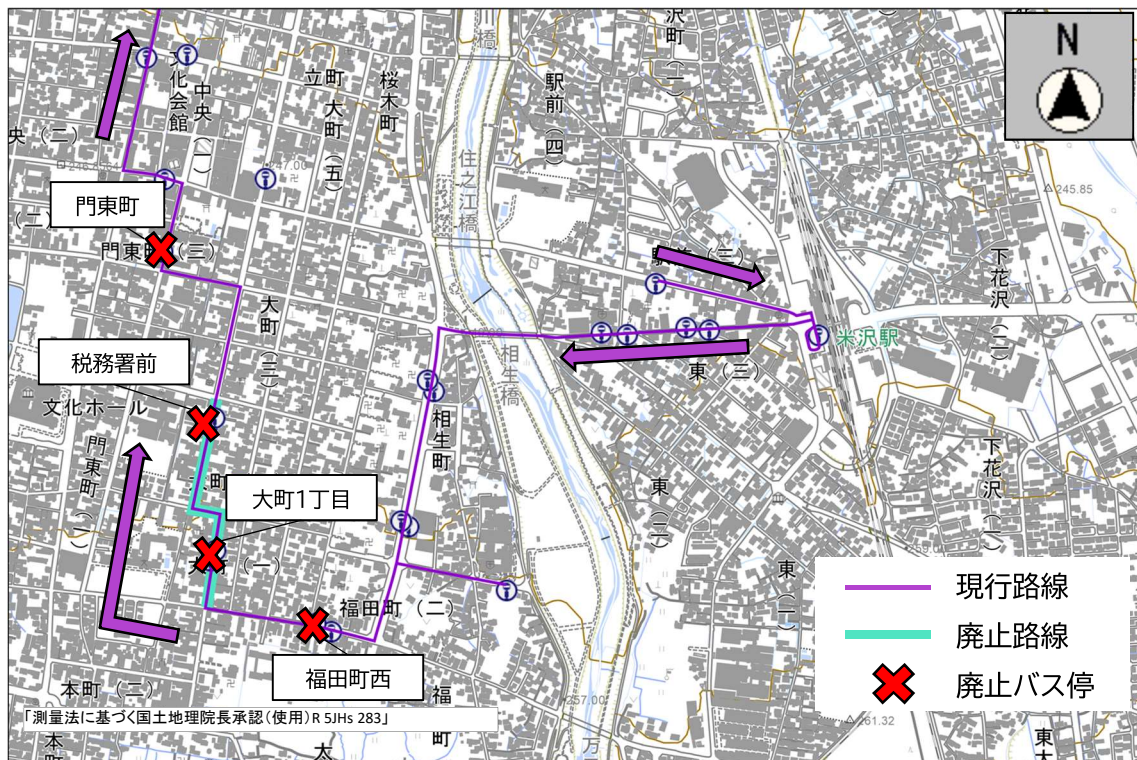


新

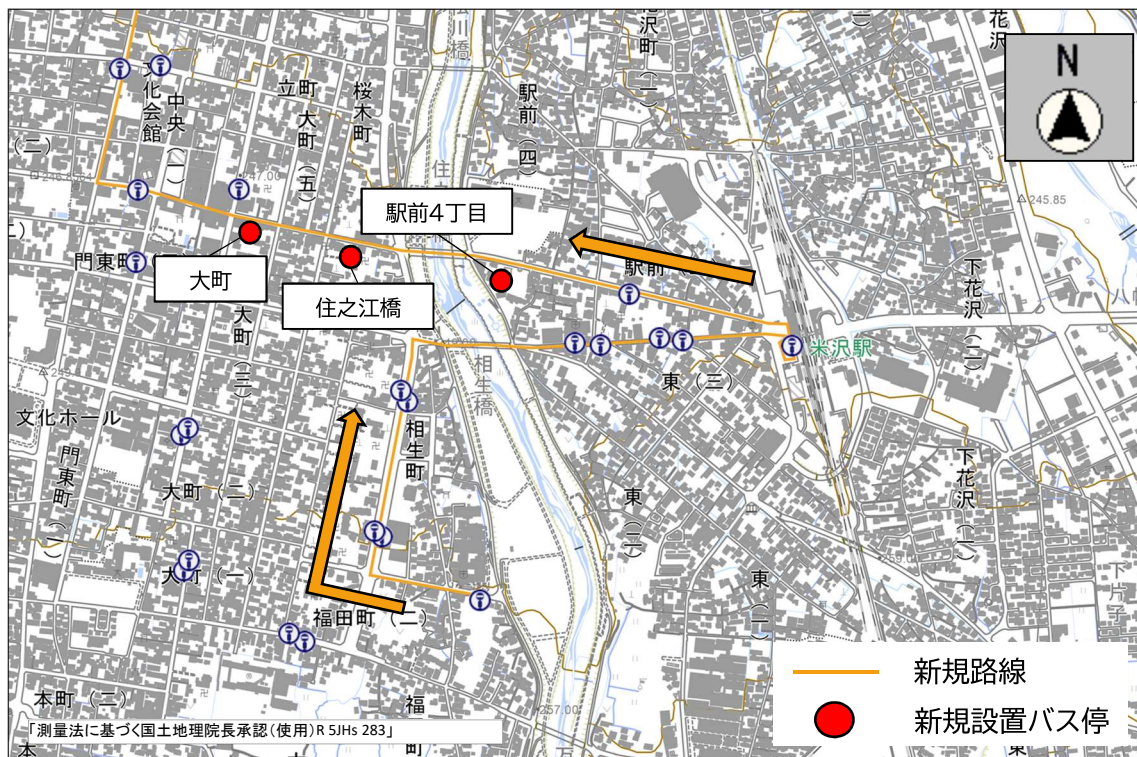


(2)窪田線(下り)

旧



新



令和7年4月1日から

広幡地区

広幡のりあいタクシーが

『広井郷のりあいタクシー』に変わります

お問い合わせ 米沢市役所 地域振興課地域交通担当 TEL:22-5111

変更点

利用方法はこれまでどおりです

- ① **広幡・六郷・塩井地区全体（広井郷地区）**での運行に変わります。
- ② 上り1便が**7:00**に変わります。下り4便が**15:00**に変わります。
- ③ 運行日が**月曜日～金曜日**に変わります。（土曜日の運行はありません）
- ④ 運行エリアが**裏面のとおりに**変わります。

ご予約・キャンセルのお電話はこちらまで

27-1377

受付時間(毎日)

9時～16時30分(毎日)

利用日の7日前から**前日**まで

時刻表の点線で囲まれた時刻については、**当日予約**ができます。
利用便の1時間前までの予約が可能です。

利用当日以前に利用が決まっている場合などは、**前日までの予約**に御協力くださるようお願いいたします。

運行日

月曜日～金曜日

運休日

**土曜日、日曜日、祝(休)日
年末年始(12/29～1/3)**

利用料金
(中学生以上)

片道**500**円

※幼児は大人または子ども1人の随伴につき1人まで無料。
※福祉タクシー券をご利用いただけます。（差額等に対するお釣りはありません。）

子ども(小学生)・幼児(小学校入学前)・障がい者 250円

運行エリアについては**裏面**をご覧ください。

時刻表

便	1便	2便	3便	4便	5便
上り	7:00	8:30	9:30	10:30	13:30
下り	11:30	12:30	13:30	15:00	16:30

※利用日の7日間前から予約が可能です。

- ・最初のお客様をお迎えに行った際の到着時間です。
- ・(例)8:30の便を予約した場合、8:30から9:30までの間にお迎えと目的地への移動を行います。
- ・時刻表の**点線部分**が当日予約が可能です。

注意事項

- ・ご利用にあたっては、**事前の登録申込**が必要です。
利用日の10日前までに、登録申込書をコミセンに提出してください。
- ・複数の利用者が予約します。それぞれの目的地を経由するため、迎えが時刻表の時間よりも遅れる場合があります。目的地への到着時間の指定もできませんのでご了承ください。
- ・待ち合わせ場所にいらっしゃらない場合、運転手の判断によりキャンセルとみなす場合がありますので、ご注意ください。
- ・キャンセルの受付時間も午前9時から午後4時30分までです。
- ・なお、やむを得ず当日キャンセルする場合は、予約時刻の1時間前までに連絡してください。

ご利用の流れ(例)

① 予約をする



電話

「広幡地区の【〇〇】ですが、【〇月〇〇日】の【8:30の便】で、【自宅から〇〇医院】まで、【〇人】お願いします。帰りは、【15:00の便】で、【〇〇銀行から自宅】までお願いします。」

★【名前】【利用日時】【乗る場所】【行先】【人数】を必ずお伝えください。

上り(行き)

② ご自宅等から乗車
タクシーに乗車します。



③ 他利用者のお迎え
他の利用者宅を順番にまわります。



④ それぞれ目的地へ



⑦ ご自宅等へ



⑥ 他利用者の送迎
他の利用者宅を順番にまわります。



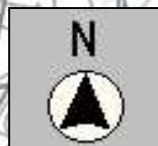
⑤ 指定場所から乗車
〇〇銀行でタクシーに乗車します。



下り(帰り)

運行エリア

便	1便	2便	3便	4便	5便
上り	7:00	8:30	9:30	10:30	13:30
下り	11:30	12:30	13:30	15:00	16:30



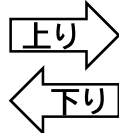
広井郷エリア

- 広井郷地区エリア内の飛び地
 - ① 六郷コミュニティセンター
 - ② 広幡コミュニティセンター
 - ③ 成島駅
 - ④ 塩井コミュニティセンター
 - ⑤ しおいクリニック
 - ⑥ サンファミリア米沢
- エリア外の飛び地
 - ⑦ 黄木脳神経クリニック
 - ⑧ ヤマザワ米沢中田店
 - ⑨ ダイユーエイト米沢店
 - ⑩ もり医院
 - ⑪ もり歯科医院
 - ⑫ 米沢駅前クリニック
 - ⑬ 米沢こころの病院

まちなかエリア

移動範囲

地区エリア



まちなか
エリア

飛び地

令和7年4月1日から

六郷地区

六郷のりあいタクシーが

『広井郷のりあいタクシー』に変わります

お問い合わせ 米沢市役所 地域振興課地域交通担当 TEL:22-5111

変更点

- ①**広幡・六郷・塩井地区全体（広井郷地区）**での運行に変わります。
- ②上り下りとも常時**5便**に拡充します。
- ③毎便**00分発**から概ね**30分発**に変わります。
- ④運行エリアが**裏面のとおりに**変わります。

利用方法は
これまでどおりです

ご予約・キャンセルのお電話はこちらまで

27-1377

受付時間(毎日)
9時～16時30分(毎日)
利用日の7日前から**前日**まで

時刻表の点線で囲まれた時刻については、**当日予約**ができます。
利用便の1時間前までの予約が可能です。

利用当日以前に利用が決まっている場合などは、**前日までの予約**に御協力くださるようお願いいたします。

運行日

月曜日～金曜日

運休日

**土曜日、日曜日、祝(休)日
年末年始(12/29～1/3)**

利用料金
(中学生以上)

片道500円

※幼児は大人または子ども1人の随伴につき1人まで無料。
※福祉タクシー券をご利用いただけます。(差額等に対するお釣りはありません。)

子ども(小学生)・幼児(小学校入学前)・障がい者 250円

運行エリアについては**裏面**をご覧ください。

時刻表

便	1便	2便	3便	4便	5便
上り	7:00	8:30	9:30	10:30	13:30
下り	11:30	12:30	13:30	15:00	16:30

※利用日の7日間前から予約が可能です。

- ・最初のお客様をお迎えに行った際の到着時間です。
- ・(例)8:30の便を予約した場合、8:30から9:30までの間にお迎えと目的地への移動を行います。
- ・時刻表の**点線部分**が当日予約が可能です。

注意事項

- ・ご利用にあたっては、**事前の登録申込**が必要です。
利用日の10日前までに、登録申込書をコミセンに提出してください。
- ・複数の利用者が予約します。それぞれの目的地を経由するため、迎えが時刻表の時間よりも遅れる場合があります。目的地への到着時間の指定もできませんのでご了承ください。
- ・待ち合わせ場所にいらっしゃらない場合、運転手の判断によりキャンセルとみなす場合がありますので、ご注意ください。
- ・キャンセルの受付時間も午前9時から午後4時30分までです。
- ・なお、やむを得ず当日キャンセルする場合は、予約時刻の1時間前までに連絡してください。

ご利用の流れ(例)

①予約をする



電話

「六郷地区の【〇〇】ですが、【〇月〇〇日】の【8:30の便】で、【自宅から〇〇病院】まで、【〇人】お願いします。帰りは、【15:00の便】で、【〇〇銀行から自宅】までお願いします。」

★【名前】【利用日時】【乗る場所】【行先】【人数】を必ずお伝えください。

上り(行き)

②ご自宅等から乗車
タクシーに乗車します。



③他利用者のお迎え
他の利用者宅を順番にまわります。



④それぞれ目的地へ



⑦ご自宅等へ



⑥他利用者の送迎
他の利用者宅を順番にまわります。



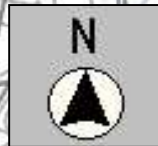
⑤指定場所から乗車
〇〇銀行でタクシーに乗車します。



下り(帰り)

運行エリア

便	1便	2便	3便	4便	5便
上り	7:00	8:30	9:30	10:30	13:30
下り	11:30	12:30	13:30	15:00	16:30



広井郷エリア

①六郷コミュニティセンター

②広幡コミュニティセンター

③成島駅

⑤しおいクリニック

④塩井コミュニティセンター

⑥サンファミリア米沢

⑩もり医院
⑪もり歯科医院

⑦黄木脳神経クリニック

⑧ヤマザワ米沢中田店
⑨ダイユーエイト米沢店

ヨーク・ニマル
春日店

イオン
米沢店

市役所

まちなかエリア

上杉神社

市立病院・
三友堂病院

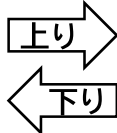
⑫米沢駅前クリニック

⑬米沢こころの病院

米沢駅

移動範囲

地区エリア



まちなか
エリア

飛び地

ひろいさと

地区の方なら誰でも乗れる

塩井地区

『広井郷のりあいタクシー』

乗り方並びに登録の説明会開催

お問い合わせ 米沢市役所 地域振興課地域交通担当 TEL:22-5111

令和7年4月1日(火)から、これまで運行していた広幡・六郷地区ののりあいタクシーと統合して、新たに『広井郷のりあいタクシー』を運行いたします。

この度、塩井地区の皆様を対象として、乗り方並びに登録の説明会を下記日程で行います。

『広井郷のりあいタクシー』を利用する場合には、事前に登録をする必要があります。この説明会の日も登録の申し込みを受付いたします。

ぜひ説明会へご参加下さるようお願い申し上げます。

※説明会にお越しの際は、このチラシをご持参ください。

日時：令和7年3月9日(日) 午前10時から

会場：塩井コミュニティセンター

注意事項

- ご利用にあたっては、**事前の登録申込**が必要です。
利用日の10日前までに、登録申込書をコミセン又は地域振興課に提出してください。
- 複数の利用者が予約します。それぞれの目的地を経由するため、迎えが時刻表の時間よりも遅れる場合があります。目的地への到着時間の指定もできませんのでご了承ください。
- 待ち合わせ場所にいらっしゃらない場合、運転手の判断によりキャンセルとみなす場合がありますので、ご注意ください。
- キャンセルの受付時間も午前9時から午後4時30分までです。
- なお、やむを得ず当日キャンセルする場合は、予約時刻の1時間前までに連絡してください。

時刻表

※利用日の7日間前から予約が可能です。

便	1便	2便	3便	4便	5便
上り	7:00	8:30	9:30	10:30	13:30
下り	11:30	12:30	13:30	15:00	16:30

- 最初のお客様をお迎えに行った際の到着時間です。
- (例)8:30の便を予約した場合、8:30から9:30までの間にお迎えと目的地への移動を行います。
- 時刻表の **10:30** 部分が当日予約が可能です。

ご予約・キャンセルのお電話はこちらまで

27-1377

受付時間(毎日)

9時～16時30分(毎日)

利用日の7日前から**前日**まで

時刻表の点線で囲まれた時刻については、**当日予約**ができます。
利用便の1時間前までの予約が可能です。

利用当日以前に利用が決まっている場合などは、**前日までの予約**に御協力くださるようお願いいたします。

運行日

月曜日～金曜日

運休日

**土曜日、日曜日、祝(休)日
年末年始(12/29～1/3)**

運行エリアについては**裏面**をご覧ください。

利用料金
(中学生以上)

片道500円

子ども(小学生)・幼児(小学校入学前)・障がい者 250円

※幼児は大人または子ども1人の随伴につき1人まで無料。
※福祉タクシー券をご利用いただけます。(差額等に対するお釣りはありません。)

ご利用の流れ(例)

①予約をする



電話

「塩井地区の【〇〇】ですが、【〇月〇〇日】の【8:30の便】で、【自宅から〇〇医院】まで、【〇人】お願いします。帰りは、【15:00の便】で、【〇〇銀行から自宅】までお願いします。」

★【名前】【利用日時】【乗る場所】【行先】【人数】を必ずお伝えください。

上り(行き)

②ご自宅等から乗車
タクシーに乗車します。



⑦ご自宅等へ



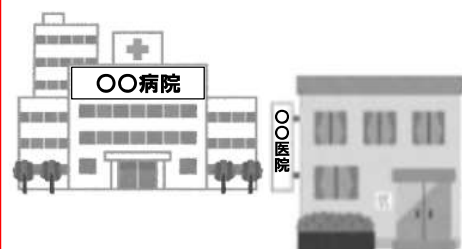
③他利用者のお迎え
他の利用者宅を順番にまわります。



⑥他利用者の送迎
他の利用者宅を順番にまわります。



④それぞれ目的地へ



⑤指定場所から乗車
〇〇銀行でタクシーに乗車します。



下り(帰り)

運行エリア

便	1便	2便	3便	4便	5便
上り	7:00	8:30	9:30	10:30	13:30
下り	11:30	12:30	13:30	15:00	16:30



①六郷コミュニティセンター

広井郷エリア

②広幡コミュニティセンター

③成島駅

⑤しおいクリニック

④塩井コミュニティセンター

⑥サンファミリア米沢

⑩もり医院
⑪もり歯科医院

⑦黄木脳神経クリニック

⑧ヤマザワ米沢中田店
⑨ダイユーエイト米沢店

ヨーク・ニマル
春日店

イオン
米沢店

市役所

まちなかエリア

上杉神社

市立病院・
三友堂病院

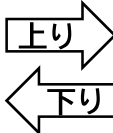
⑫米沢駅前クリニック

⑬米沢こころの病院

米沢駅

移動範囲

地区エリア



まちなか
エリア

飛び地

『窪田のりあいタクシー』

※利用には事前の登録が必要です

運行時刻 ※□は当日1時間前までの予約が可能

便	1便	2便	3便	4便
行き (上り)	8:00	9:00	10:00	13:00
帰り (下り)	11:00	12:00	13:00	15:00

利用料金（中学生以上）

片道 **500** 円

子ども（小学生）、乳・幼児（小学校入学前）、障がい者の方は250円となります。

お得な回数券（11回分で5,000円）や定期券も販売しております。

運行日

月曜日～金曜日

運休日

土曜日、日曜日、
祝（休）日、年末年始
（12/29～1/3）

ご予約（予約の取り消し）のお電話はこちらまで

40-8220

お電話の受付 9:00～16:30（毎日）

行くことが出来る場所については裏面をご覧ください

※目的地はまちなかエリア内に限ります。

ご利用の流れ（例）

①予約をする



電話



「窪田地区【〇〇】ですが、【〇月〇〇日】の【9:00の便】で、【自宅から〇〇医院】まで、【〇人】お願いします。
帰りは、【12:00の便】で、【〇〇銀行から自宅】までお願いします。」
★【名前】【利用日時】【乗る場所】
【目的地】【人数】
を必ずお伝えください。

行き（上り）

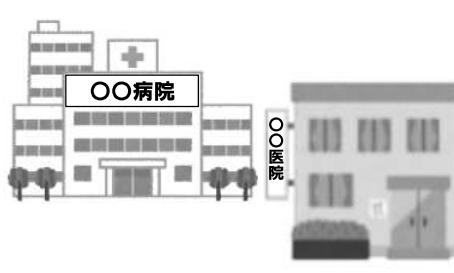
②ご自宅等から乗車
タクシーに乗車します。



③他利用者のお迎え
他の利用者宅を順番にまわります。



④それぞれ目的地へ



⑦ご自宅等へ



⑥他利用者の送迎
他の利用者宅を順番にまわります。



⑤指定場所から乗車
〇〇銀行でタクシーに乗車します。



帰り（下り）

(1) 運行時刻について

- ・お迎えから目的地までの移動時間は1時間以内となります。
例：9：00の便は、9：00から10：00までの間がお迎えから目的地までの移動時間となります。
- ・予約者が複数の場合、それぞれの目的地を経由するため、お迎えの時間が時刻表の時間よりも遅れる場合があります。
- ・目的地の到着時間を指定することはできません。

(2) 料金について

- ・子ども（小学生）、乳・幼児（小学校入学前）、障がい者の方は250円となります。
- ・乳・幼児は大人または子ども1人の随伴につき、1人まで無料となります。
- ・福祉タクシー券も利用できますが、差額等に対するお釣りはありません。
- ・回数券と定期券も販売しています。

(3) 予約について

- ・利用日の7日前から前日まで予約が必要ですが、時刻表の□で囲われている便は、当日の1時間前まで予約が可能です。
- ・あらかじめ利用日が決まっている場合は、利用日前日までの予約に御協力くださるようお願いいたします。
- ・やむを得ず当日予約を取り消す場合は、遅くとも予約時刻の1時間前までに連絡してください。
（予約の取り消しの受付時間も9：00から16：30までです。）
- ・予約時に指定した場所にいらっしゃらない場合、運転手の判断により予約取り消しとみなす場合があります。
- ・ご利用にあたっては、事前の登録申込が必要です。登録されていない方は、登録をお願いします。
（窪田コミセンか地域振興課に提出してください。）

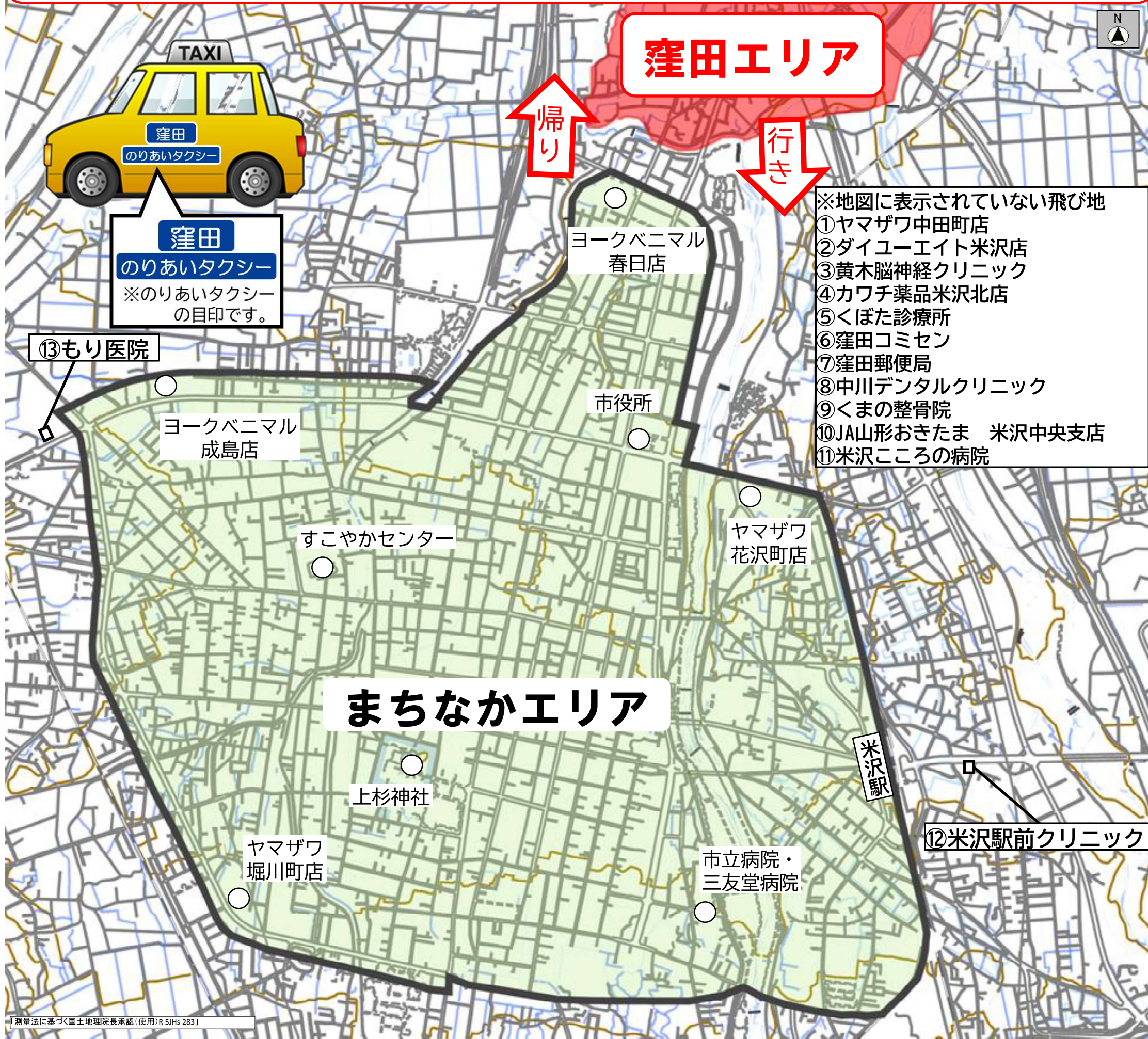
運行時刻 ※[]は当日1時間前までの予約が可能

便	1便	2便	3便	4便
行き	8:00	9:00	10:00	13:00
帰り	11:00	12:00	13:00	15:00

ご予約(予約の取り消し)のお電話はこちらまで

40-8220

お電話の受付
9:00~16:30(毎日)



◇まちなかエリア内で車が走行可能な場所なら、どこでも乗降できます。
◇窪田エリアとまちなかエリアの往復で運行します。同じエリア内での乗降はできません。
× まちなかエリア⇒まちなかエリア × 窪田エリア⇒窪田エリア
ただし、飛び地での乗降は可能です。
○ 窪田エリア⇄飛び地
①ヤマザワ中田町店 ②ダイユーエイト米沢店 ③黄木脳神経クリニック ④カワチ薬品米沢北店
⑤くぼた診療所 ⑥窪田コミセン ⑦窪田郵便局 ⑧中川デンタルクリニック
⑨くまの整骨院 ⑩JA山形おきたま 米沢中央支店 ⑪米沢こころの病院 ⑫米沢駅前クリニック
⑬もり医院

『上長井のりあいタクシー』

令和7年4月1日実証運行スタート!

※利用には事前の登録が必要です

運行時刻 ※前日までの予約が原則ですが、**13:30**については、
当日1時間前までの予約も可能です。

便	1便	2便	3便	4便
行き (上り)	7:30	9:00	10:00	13:30
帰り (下り)	11:30	13:30	16:00	17:30

利用料金（中学生以上）

片道 **500** 円

子ども（小学生）、乳・幼児（小学校入学前）、
障がい者の方は250円となります。

**お得な回数券（11回分で5,000円）
や定期券も販売しております。**

運行日
月曜日～金曜日

運休日
**土曜日、日曜日、
祝（休）日、年末年始
（12/29～1/3）**

ご予約（または、予約の取り消し）のお電話はこちらまで

24-1255

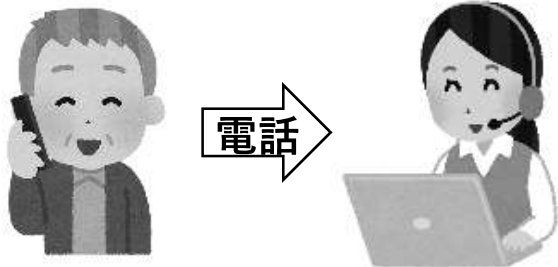
お電話の受付 9:00～16:30（毎日）

行くことができる場所については裏面をご覧ください

※目的地はまちなかエリア内に限ります。

ご利用の流れ（例）

①予約をする



電話

「上長井地区【〇〇】ですが、【〇月
〇〇日】の【9:00の便】で、【自宅から〇
〇医院】まで、【〇人】お願いします。
帰りは、【11:30の便】で、【〇〇銀行か
ら自宅】までお願いします。」

★【名前】【利用日時】【乗る場所】
【目的地】【人数】
を必ずお伝えください。

行き（上り）

②ご自宅等から乗車
タクシーに乗車します。

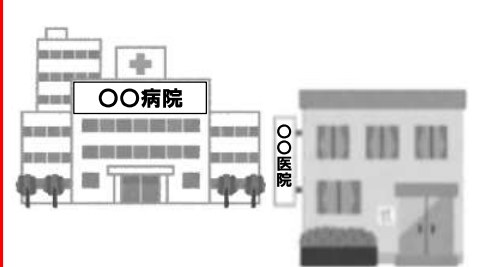


③他利用者のお迎え

他の利用者宅を順番にまわります。



④それぞれ目的地へ



⑦ご自宅等へ



⑥他利用者の送迎

他の利用者宅を順番にまわります。



⑤指定場所から乗車

〇〇銀行でタクシーに乗車します。



帰り（下り）

(1) 運行時刻について

- お迎えから目的地までの移動時間は1時間以内となります。
例：9:00の便は、9:00から10:00までの間がお迎えから目的地までの移動時間となります。
- 予約者が複数の場合、それぞれの目的地を経由するため、お迎えの時間が時刻表の時間よりも遅れる場合があります。
- 目的地の到着時間を指定することはできません。

(2) 料金について

- 子ども（小学生）、乳・幼児（小学校入学前）、障がい者の方は250円となります。
- 乳・幼児は大人または子ども1人の随伴につき、1人まで無料となります。
- 福祉タクシー券も利用できますが、差額等に対するお釣りはありません。・回数券と定期券も販売しています。

(3) 予約について

- 利用日の7日前から前日までの予約が原則ですが、時刻表の **13:30** で囲われている便については、当日1時間前までの予約も可能です。
- あらかじめ利用日が決まっている場合は、利用日前日までの予約に御協力くださるようお願いいたします。
- やむを得ず当日予約を取り消す場合は、遅くとも予約時刻の1時間前までに連絡してください。
（予約の取り消しの受付時間も9:00から16:30までです。）
- 予約時に指定した場所にいらっしゃらない場合、運転手の判断により予約取り消しとみなす場合があります。
- ご利用にあたっては、事前の登録申込が必要です。登録されていない方は、登録をお願いします。
（愛宕コミセンか地域振興課に提出してください。）

運行時刻 ※[]は当日1時間前までの予約が可能

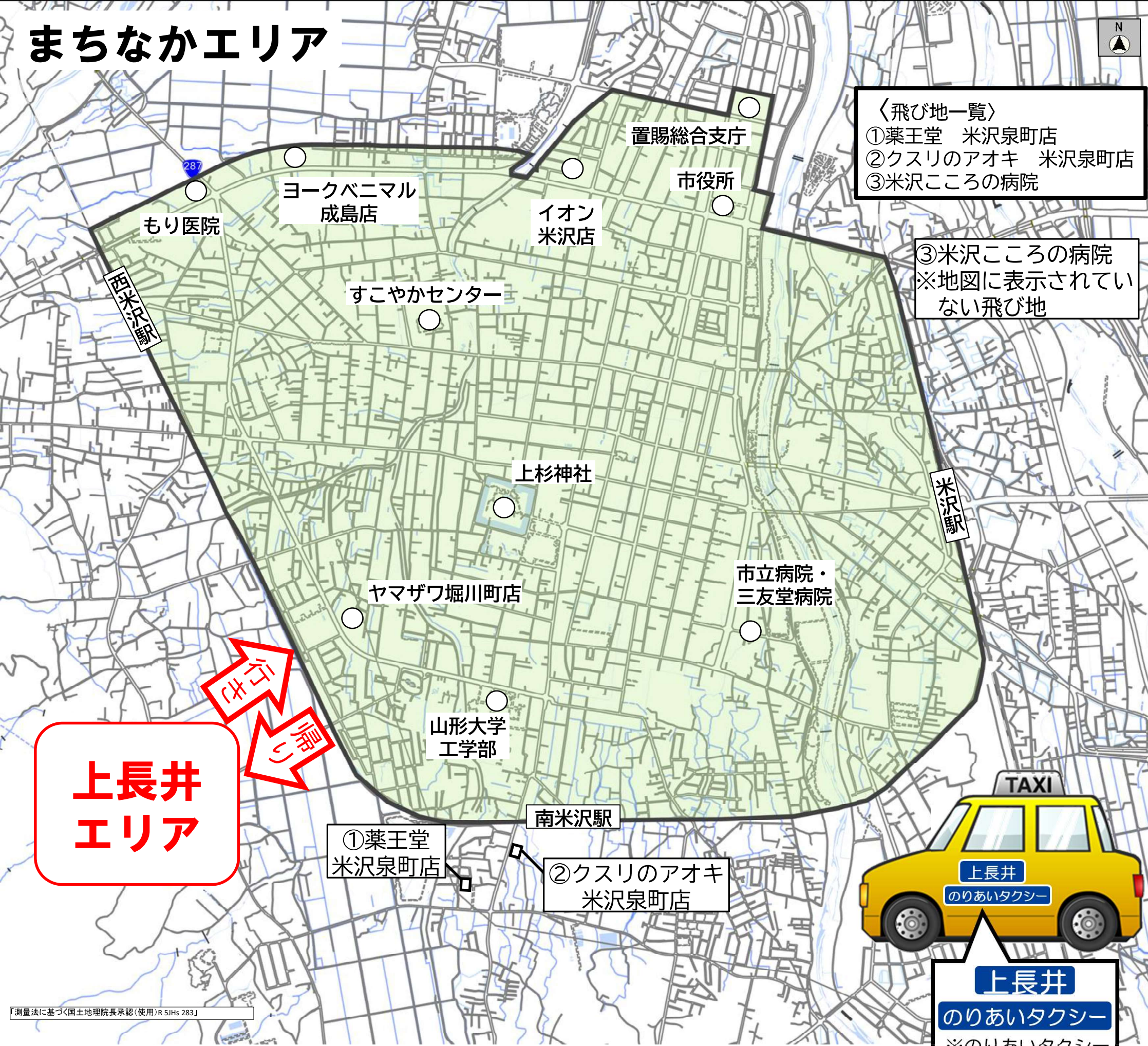
便	1便	2便	3便	4便
行き	7:30	9:00	10:00	13:30
帰り	11:30	13:30	16:00	17:30

ご予約(予約の取り消し)のお電話はこちらまで

24-1255

お電話の受付
9:00~16:30(毎日)

まちなかエリア



◇まちなかエリア内で車が走行可能な場所なら、どこでも乗降できます。
◇上長井エリアとまちなかエリアの往復で運行します。同じ地域内での乗降はできません。
× まちなかエリア⇒まちなかエリア × 上長井エリア⇒上長井エリア

ただし、飛び地での乗降は可能です。 ※飛び地とは、まちなかエリアと同様に乗降可能な場所です。
○ 上長井エリア⇄飛び地
＜飛び地一覧＞
①薬王堂 米沢泉町店 ②クスリのアオキ 米沢泉町店 ③米沢こころの病院

令和7年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名： 鶴岡市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係）

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

【山形県地域公共交通計画に基づくもの】

- 山形県地域公共交通計画＜施策・事業3-2-1＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通活性化協議会および地域公共交通会議における、市内交通ネットワークの課題に関する年2回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（鶴岡市）
- 山形県地域公共交通計画＜施策・事業1-1-1＞＜1-2-1＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（鶴岡市・交通事業者）
 - ・GTFS-JPの作成・提供（鶴岡市）
- 山形県地域公共交通計画の＜施策・事業3-1-1＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（鶴岡市）
 - ・地域公共交通計画の＜施策・事業2-1-1＞によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（交通事業者、鶴岡市）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（鶴岡市、交通事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・市内の学校や地域の団体を対象に啓発活動を行う（鶴岡市、交通事業者）。

【鶴岡市地域公共交通計画に基づくもの】

- 「既存路線ネットワークの再編」

公共交通ネットワークについて、地域や交通事業者及び行政など地域ぐるみで検討し、利便性の高い交通網の再編実施と運賃割引制度の拡充により利用拡大を図る。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
- 「多くの機関と連動したサービス展開」

温泉施設へのバスの乗入れやポイントカードによるサービス等、公共施設をはじめ観光、商業施設との連携により、公共交通による地域活性化を図る。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
- 「公共交通に対する市民意識の醸成」

モビリティ・マネジメントの実施により、公共交通に対する市民意識の醸成を図ることにより利用者の増加をめざす。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】
- 「公共交通について議論する場の創出」

地域単位の交通懇談会の開催により、公共交通を取り巻く現状と課題を共有すると共に、マイバス意識の醸成を図り、身近な移動手段の維持、確保、改善に向けた取り組みを地域ぐるみで実施する。【実施主体：住民・鶴岡市・交通事業者】
- 「交通案内の改善・充実」

公共交通をより分かりやすく利用できるように、地域版路線バス時刻表や運賃の割引サービスの周知用チラシの配布をはじめ、地域公共交通の情報を広報紙やホームページなどで分かりやすく発信する。【実施主体：鶴岡市・交通事業者】

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の鶴岡市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
 - RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・鶴岡市目標値（目標年度：R7）
 - 県外 5,000 人、県内 5,000 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の鶴岡市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
 - 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人（R5 現況値 3.6 回／人）
 - ・鶴岡市の目標値（目標年度：R7）
 - 3.3 回／人（直近年度の実績 5.7 回／人 実績 675,229 人／人口 118,902 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の鶴岡市相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
 - 市町村の移動サービスに対する負担額
 - 地域鉄道 : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
 - 路線バス : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
 - コミュニティバス : 4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
 - デマンド交通 : 1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
 - タクシー : 1 億円（直近年度の実績 103 万円）
 - ・鶴岡市目標値（目標年度：R7）
 - 路線バス : 1 億 4,606 万 2 千円（直近年度の実績 1 億 4,801 万 6 千円）
 - コミュニティバス : 1,351 万 4 千円（直近年度の実績 3,622 万 1 千円）
 - デマンド交通 : 311 万 7 千円（直近年度の実績 1,500 万 9 千円）
- 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）
 - ◇◇公共交通利用者数（走行キロ当たり）：0.55（直近年度の実績 0.50）
 - ◇◇路線の収支率：45%以上（直近年度の実績 38.6%）
 - ◇◇公共交通への公的資金投入額（利用者一人当たり）350 円（直近年度の実績 494 円）
- 事業の効果
 - 地域内フィーダー系統路線バスを維持・充実することにより、鶴岡市（対象人口 118,902 人）の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。
 - また、地域間幹線系統路線バスやJRとの公共交通ネットワークが充実することで、中心市街地と周辺地域を結ぶ効率的な運行体系が実現できる。
 - ひいては、市民や観光客などのまち歩き、おでかけ機会の促進により、地域活性化も期待できる。
- 上記目標・細目標の評価手法・測定方法
 - ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鶴岡市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る、別表 1 に記載の路線について、その運行に係る費用総額 3 億 259 万円（R5 年度）のうち鶴岡市から運行事業者への補助金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
- また、別表 1 に記載の路線への上記鶴岡市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する鶴岡市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

運行事業者においては、地域内フィーダー系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しており、車両の更新も適宜実施しているところである。一方で、車齢が 20 年を超える車両が 12 台運行しているなど、状況から、安全性の確保と費用効率化の面から適切な車両の更新が必要となっている。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

フィーダー系統にて運行している老朽化した車両の更新を行い新たな車両を導入することで、利用者の安全性と快適性を高めるとともに、事業者における修繕と購入に係る費用負担のバランスをとる。

(令和 4 年度に計 8 台の車両を購入)

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 3 の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値 (目標年度 R7)

市町村総合交付金対象路線・サービス (本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体) の人口あたりの乗車人員 : 2.50 回/人 (R01 現況値 2.48 回/人)

・鶴岡市の目標値 (目標年度 R7)

3.3 回/人 (直近年度の実績 2.9 回/人 実績 359,018 人/人口 122,347 人)

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 4 の鶴岡市相当分の達成

・県全体目標値 (目標年度 : R7)

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203 万 6 千円 (直近年度の実績 7,203 万 6 千円)

路線バス : 4 億 6,000 万円 (直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円)

コミュニティバス : 4 億 4,000 万円 (直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円)

デマンド交通 : 1 億 5,000 万円 (直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円)

タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 103 万円)

・鶴岡市目標値 (目標年度 R7)

路線バス : 1 億 4,606 万 2 千円 (直近年度の実績 1 億 4,801 万 6 千円)

コミュニティバス : 1,351 万 4 千円 (直近年度の実績 3,622 万 1 千円)

デマンド交通 : 311 万 7 千円 (直近年度の実績 1,500 万 9 千円)

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

◇◇中心市街地でのバス乗降者数の増加 : 413 人/日 (直近年度の実績 316 人/日)

◇◇駅や商店街の歩行者数 : 4,480 人/日 (直近年度の実績 3,936 人/日)

(2) 事業の効果

新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まるとともに、修繕と購入に係る費用負担のバランスをとることができる。また、超低床型車両 (ノンステップバス) を導入することにより、沿線地域の高齢者や交通弱者の移動の足が確保され、地域住民の活動の更なる活性化が期待できる。

令和 4 年度に購入した車両は 12 人乗りの小型車両であり、市内循環線の運行に使用している。小型車両の導入により、従来の車両では通行ができなかった住宅街などを運行ルートに組み込むことが可能となり、利便性が大幅に向上した。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

【取得計画】令和 4 年度に計 8 台の車両購入

【事業者名】庄内交通株式会社

【取得総額】 80,400,000 円（R4 年度）

【市負担額】 18,000,000 円（R4 年度～R8 年度）※鶴岡市車両減価償却費等補助金

※市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を交通事業者と折半し、支援することとしている。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（全体協議会）

<令和 5 年度>

- ・ 令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和 5 年 10 月 31 日（第 2 回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・ 令和 5 年 12 月 8 日（第 3 回）：山形県地域公共交通計画の改正について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和 6 年 1 月 30 日（第 4 回）：令和 5 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催
- ・ 令和 6 年 3 月 25 日（第 5 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和 6 年度>

- ・ 令和 6 年 6 月 26 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和 6 年 9 月 6 日（第 2 回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・ 令和 7 年 1 月 30 日（第 3 回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・ 令和 7 年 3 月 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会（地域別部会）

<令和 5 年度>

- ・ 令和 5 年 7 月 12 日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」（日付は書面報告日） の変更に係る報告について
- ・ 令和 6 年 2 月 15 日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

<令和 6 年度>

- ・ 令和 6 年 9 月 2 日：次期地域公共交通計画の策定等について
- ・ 令和 6 年 12 月 2 日：地域旅客運送サービス継続事業の実施方針（案）等について
- ・ 令和 7 年 1 月 17 日：地域旅客運送サービス継続事業に係る協議等について

○ 鶴岡市地域公共交通活性化協議会（鶴岡市市地域公共交通会議）

<令和5年度>

- ・ 令和5年4月20日（第1回・書面協議）：
 温海地域乗合タクシーの経路変更等について
- ・ 令和5年6月21日（第2回）：
 - （1）鶴岡市地域公共交通活性化協議会の規約変更について
 - （2）役員の選任について
 - （3）庄内交通バス路線について（路線休止・バス停廃止等）
 - （4）「鶴岡市内～庄内空港」乗合タクシーの運賃改定（案）について
 - （5）朝日地域市営バスの経路変更および土曜試験運行の実施について
 - （6）温海地域乗合タクシーの4条乗合運行の開始について
 - （7）鶴岡市自家用有償旅客運送の更新登録申請（案）について
 - （8）令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- ・ 令和5年8月8日（第3回・書面協議）：
 - （1）庄内交通 路線バスの変更等について
 - （2）朝日地域市営バス経路変更等について
 - （3）令和5年度および令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
- ・ 令和5年9月6日（第4回・書面開催）：
 村上市自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の鼠ヶ関地区への乗り入れについて
- ・ 令和6年1月10日（第5回）：
 - （1） 庄内交通バス路線について（運行時刻・本数の変更等）
 - （2） 朝日地域市営バスの運行経路の変更について
 - （3） 令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

<令和6年度>

- ・ 令和6年4月20日
 第1回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第1回鶴岡市地域公共交通会議）：
 庄内交通路線バスの変更等について
- ・ 令和6年6月19日
 第2回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第2回鶴岡市地域公共交通会議）：
 - （1）規約の改正について
 - （2）庄内交通路線バスの変更等について
 - （3）長沼・八栄島地区デマンド交通の本格運行への移行について
 - （4）櫛引東部地区デマンド交通の本格運行への移行について
 - （5）温海地域乗合タクシーの経路変更について
 - （6）令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について
- ・ 令和6年6月25日
 令和6年度第3回鶴岡市地域公共交通会議（書面開催）：
 - （1）長沼・八栄島地区デマンド交通の本格運行の実施に伴う運賃の協議について
 - （2）櫛引地域デマンド交通の本格運行の実施に伴う運賃の協議について
- ・ 令和6年8月29日
 令和6年度第3回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第4回鶴岡市地域公共交通会議）：
 - （1）庄内交通 路線バスの変更等について
 - （2）朝日地域市営バス 経路変更等について
- ・ 令和6年12月25日
 令和6年度第4回鶴岡市地域公共交通活性化協議会（兼第5回鶴岡市地域公共交通会議）：
 - （1）庄内交通 路線バスの変更等について
 - （2）藤島地域交通再編について
 - （3）櫛引地域デマンド交通の運行内容の変更について

- (4) 朝日地域交通再編について
 (5) 令和7年度地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について

- ・ 令和7年2月10日
 令和6年度第6回鶴岡市地域公共交通会議：
 藤島地域交通再編に関する運賃設定について

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により鶴岡市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

本市では、地域公共交通総合連携計画策定時（平成22年度）及び地域公共交通網形成計画策定時（平成27年度）、鶴岡市地域公共交通計画策定時（令和2年度）に実施した市民アンケート調査、地域単位の交通懇談会等により市民の意見収集を図ったほか、本計画について、住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、住民の意見を十分に反映している。

さらに、定期的な利用実態調査の実施や、市民、地域、交通事業者、関係機関などの意見を伺う機会を設けることで利用者等の意見を反映することとしている。

また、鶴岡市地域公共交通活性化協議会については、その開催をHPでお知らせし会議の様子について、傍聴することができるようにしている他、会議資料や会議概要についても開催結果としてHPに掲載し、全ての市民が閲覧できる状況としている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

(2) 交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県鶴岡市馬場町9番25号

(所 属) 鶴岡市企画部地域振興課

(氏 名) 横田 淳一郎

(電 話) 0235-35-1191 内線 522

(e-mail) chiikishinko@city.tsuruoka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鶴岡市	庄内交通株式会 社	(1) 鶴岡(物産館)温海 線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,572.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡(湯田川)越沢 線	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡(湯田川)坂の 下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5km 復 17.3km	240日	360.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 10.0km 復 9.8km	365日	1,018.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) こころの医療セン ター(稲生町)湯田 川線	いでは文化記念館	稲生町	湯田川温泉	往 13.3km 復 13.0km	240日	192.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(物産館・加茂 水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 21.9km 復 21.8km	365日	2,665.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(7) 鶴岡(物産館・善宝 寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3km 復 18.2km	365日	1,757.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(山添)落合 線	エスモール	山添	朝日庁舎	往 17.8km 復 17.9km	365日	1,522.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	210日	181.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) いでは文化記念館 -羽黒山頂線	いでは文化記念館	休庵村庄内羽黒	羽黒山頂	往 7.6km 復 7.6km	365日	1,923.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡市内循環A コース	エスモール		エスモール	右 14.9km 左 14.6km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡市内循環B コース	エスモール		エスモール	右 12.4km 左 12.8km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡市内循環C コース	エスモール		エスモール	右 14.8km 左 14.9km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
	鶴岡市	(14) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	143日	214.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(15) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代		ゆぼか	往 18.7 km 復 18.7 km	143日	214.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
		(16) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	144日	216.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山		ゆぼか	往 14.2 km 復 14.2 km	144日	216.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
	庄交ハイヤー 株式会社	(18) 藤島南部地域デマン ド交通		藤島南部地域		往 km 復 km	288日	1,009.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤 島駅と接続	③
	庄交ハイヤー株式会社 出羽ハイヤー株式会社	(19) 藤島地域定時定路線 型交通	京田橋	藤島駅	協立病院	往 km 復 km	121日	242.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線鶴 岡駅・藤島駅と接続	①
	温海温泉観光自動車 株式会社	(20) 温海地域乗合タク シー 戸沢線	強龍寺	あつみ温泉駅前	バラ園	往 18.8 km 復 18.8 km	239日	836.5回			路線定期運行	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 あつみ温泉駅と接続	③
		(21) 温海地域乗合タク シー 平沢線	平沢	あつみ温泉駅前	バラ園	往 23.4 km 復 23.4 km	287日	1,004.5回			路線定期運行	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 あつみ温泉駅と接続	③
		(22) 温海地域乗合タク シー 関川線		温海地域		往 km 復 km	239日	956.0回			区域	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 あつみ温泉駅と接続	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鶴岡市	庄内交通株式会 社	(1) 鶴岡(物産館)温海 線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,568.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡(湯田川)越沢 線	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡(湯田川)坂の 下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往 17.5km 復 17.3km	238日	357.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往 10.0km 復 9.8km	365日	1,015.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) こころの医療セン ター(稲生町)湯田 川線	いでは文化記念館	稲生町	湯田川温泉	往 13.3km 復 13.0km	238日	191.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(物産館・加茂 水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往 21.9km 復 21.8km	365日	2,658.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(7) 鶴岡(物産館・善宝 寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往 18.3km 復 18.2km	365日	1,753.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(山添)落合 線	エスモール	山添	朝日庁舎	往 17.8km 復 17.9km	365日	1,544.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往 1.3km 復 1.3km	208日	208.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) いでは文化記念館 -羽黒山頂線	いでは文化記念館	休庵村庄内羽黒	羽黒山頂	往 7.6km 復 7.6km	365日	1,923.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡市内循環A コース	エスモール		エスモール	右 14.9km 左 14.6km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡市内循環B コース	エスモール		エスモール	右 12.4km 左 12.8km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡市内循環C コース	エスモール		エスモール	右 14.8km 左 14.9km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
	鶴岡市	(14) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	140日	210.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(15) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代		ゆぼか	往 18.7 km 復 18.7 km	140日	210.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
		(16) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	148日	222.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山		ゆぼか	往 14.2 km 復 14.2 km	148日	222.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
	庄交ハイヤー 株式会社	(18) 藤島南部地域デマン ド交通		藤島南部地域		往 km 復 km	288日	1,152.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤 島駅と接続	③
	庄交ハイヤー株式会社 出羽ハイヤー株式会社	(19) 藤島地域定時定路線 型交通	京田橋	藤島駅	協立病院	往 km 復 km	238日	476.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線鶴 岡駅・藤島駅と接続	③
	温海温泉観光自動車 株式会社	(20) 温海地域乗合タク シー 戸沢線	強龍寺	あつみ温泉駅前	バラ園	往 18.8 km 復 18.8 km	238日	833.0回			路線定期運行	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 あつみ温泉駅と接続	③
		(21) 温海地域乗合タク シー 平沢線	平沢	あつみ温泉駅前	バラ園	往 23.4 km 復 23.4 km	288日	1,008.0回			路線定期運行	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 あつみ温泉駅と接続	③
		(22) 温海地域乗合タク シー 関川線		温海地域		往 km 復 km	238日	952.0回			区域	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 あつみ温泉駅と接続	③

- (注)
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 - 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 - 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 - 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する
 - 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 - 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 - 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鶴岡市	庄内交通株式会 社	(1) 鶴岡(物産館)温海 線	エスモール	庄内観光物産館	温海営業所	往 41.0 km 復 40.2 km	365日	1,570.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(2) 鶴岡(湯田川)越沢 線	エスモール	湯田川温泉	越沢	往 34.3 km 復 34.1 km	365日	1,092.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(3) 鶴岡(湯田川)坂の 下線	エスモール	湯田川温泉	坂の下	往17.5km 復17.3km	239日	358.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(4) 鶴岡(稲生町)湯田 川線	エスモール	稲生町	湯田川温泉	往10.0km 復 9.8km	365日	1,017.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(5) こころの医療セン ター(稲生町)湯田 川線	いでは文化記念館	稲生町	湯田川温泉	往13.3km 復13.0km	239日	190.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(6) 鶴岡(物産館・加茂 水族館)湯野浜線	エスモール	加茂水族館	湯野浜温泉	往21.9km 復21.8km	365日	2,661.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(7) 鶴岡(物産館・善宝 寺)湯野浜線	エスモール	善宝寺	湯野浜温泉	往18.3km 復18.2km	365日	1,755.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(8) 鶴岡(山添)落合 線	エスモール	山添	朝日庁舎	往17.8km 復17.9km	365日	1,547.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(9) 鶴岡中央高校線	エスモール		中央高校	往1.3km 復1.3km	210日	210.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(10) いでは文化記念館 -羽黒山頂線	いでは文化記念館	休庵村庄内羽黒	羽黒山頂	往7.6km 復7.6km	365日	1,920.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(11) 鶴岡市内循環A コース	エスモール		エスモール	右14.9km 左14.6km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(12) 鶴岡市内循環B コース	エスモール		エスモール	右12.4km 左12.8km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(13) 鶴岡市内循環C コース	エスモール		エスモール	右14.8km 左14.9km	361日	2,888.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
	鶴岡市	(14) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代	ゆぼか	鶴岡駅	往 26.3 km 復 26.3 km	142日	213.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(15) 羽黒地域市営バス 上川代・小増川線	上川代		ゆぼか	往 18.7 km 復 18.7 km	142日	213.0回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
		(16) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山	ゆぼか	鶴岡駅	往 22.8 km 復 22.8 km	147日	220.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-三川 線に鶴岡駅で接続 ・地域間交通ネットワーク羽 越本線鶴岡駅と接続	③
		(17) 羽黒地域市営バス 今野線	川代山		ゆぼか	往 14.2 km 復 14.2 km	147日	220.5回			路線定期運行	①、②(1)	・地域間幹線系統鶴岡-いでは文化 記念館前線にゆぼかで接続	③
	庄交ハイヤー 株式会社	(18) 藤島南部地域デマン ド交通		藤島南部地域		往 km 復 km	289日	1,156.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線藤 島駅と接続	③
	庄交ハイヤー株式会社 出羽ハイヤー株式会社	(19) 藤島地域定時定路線 型交通	京田橋	藤島駅	協立病院	往 km 復 km	239日	478.0回			区域	②(1)	地域間交通ネットワーク羽越本線鶴 岡駅・藤島駅と接続	③
	温海温泉観光自動車 株式会社	(20) 温海地域乗合タク シー 戸沢線	強龍寺	あつみ温泉駅前	バラ園	往 18.8 km 復 18.8 km	239日	836.5回			路線定期運行	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 あつみ温泉駅と接続	③
		(21) 温海地域乗合タク シー 平沢線	平沢	あつみ温泉駅前	バラ園	往 23.4 km 復 23.4 km	289日	1,011.5回			路線定期運行	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 あつみ温泉駅と接続	③
		(22) 温海地域乗合タク シー 関川線		温海地域		往 km 復 km	239日	956.0回			区域	②(1)	・地域間交通ネットワーク羽越本線 あつみ温泉駅と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

(こころの医療センター)・エスモール・鶴岡駅前－湯田川温泉－坂の下－越沢

令和7年4月1日より湯田川リハビリテーション病院經由廃止

8/13～16、12/30～31、1/4～5は日曜祝日ダイヤ、1/1～3は正月特別ダイヤとなります。

系統番号	071 074	071	071	076 073	071	075	073	073
停留所	湯田川	湯田川	湯田川	越沢	湯田川	坂の下	越沢	越沢
こころの医療センター	■7:27	***	***	○13:05	***	○15:25	***	***
茅原	■7:29	***	***	○13:07	***	○15:27	***	***
二中前	■7:30	***	***	○13:08	***	○15:28	***	***
道形	■7:32	***	***	○13:10	***	○15:30	***	***
エスモールバスターミナル①のりば	○7:42	○7:55	11:25	13:15	14:35	○15:35	16:20	18:00
鶴岡駅前①のりば	○7:45	○7:58	11:28	13:18	14:38	○15:38	16:23	18:03
日吉町	○7:47	○8:00	11:30	13:20	14:40	○15:40	16:25	18:05
山王町	○7:48	○8:01	11:31	13:21	14:41	○15:41	16:26	18:06
銀座通り	○7:49	○8:02	11:32	13:22	14:42	○15:42	16:27	18:07
南銀座	○7:52	○8:05	11:35	13:25	14:45	○15:45	16:30	18:10
七日町	○7:54	○8:07	11:37	13:27	14:47	○15:47	16:32	18:12
上肴町	○7:55	○8:08	11:38	13:28	14:48	○15:48	16:33	18:13
光学寺前	○7:57	○8:10	11:40	13:30	14:50	○15:50	16:35	18:15
陽光町	○7:58	○8:11	11:41	13:31	14:51	○15:51	16:36	18:16
稲生一丁目	○8:00	○8:13	11:43	13:33	14:53	○15:53	16:38	18:18
稲生	○8:01	○8:14	11:44	13:34	14:54	○15:54	16:39	18:19
高等養護学校前	○8:01	○8:14	11:44	13:34	14:54	○15:54	16:39	18:19
新山口	○8:02	○8:15	11:45	13:35	14:55	○15:55	16:40	18:20
国立高専前	○8:03	○8:16	11:46	13:36	14:56	○15:56	16:41	18:21
岡山	○8:04	○8:17	11:47	13:37	14:57	○15:57	16:42	18:22
二ツ屋	○8:05	○8:18	11:48	13:38	14:58	○15:58	16:43	18:23
愛光園	○8:06	○8:19	11:49	13:39	14:59	○15:59	16:44	18:24
一本松	○8:08	○8:21	11:51	13:41	15:01	○16:01	16:46	18:26
湯田川口	○8:09	○8:22	11:52	13:42	15:02	○16:02	16:47	18:27
湯田川公園前	○8:10	○8:23	11:53	13:43	15:03	○16:03	16:48	18:28
湯田川温泉	○8:11	○8:24	11:54	13:44	15:04	○16:04	16:49	18:29
町田川	***	***	***	13:49	***	○16:09	16:54	18:34
中河原	***	***	***	13:50	***	○16:10	16:55	18:35
田川コミセン前	***	***	***	13:51	***	○16:11	16:56	18:36
西蓮花寺	***	***	***	13:51	***	○16:11	16:56	18:36
蓮花寺	***	***	***	13:52	***	○16:12	16:57	18:37
下関根	***	***	***	13:53	***	○16:13	16:58	18:38
中関根	***	***	***	13:53	***	○16:13	16:58	18:38
上関根	***	***	***	13:54	***	○16:14	16:59	18:39
東目口	***	***	***	13:54	***	○16:14	16:59	18:39
五十川俣	***	***	***	13:55	***	○16:15	17:00	18:40
河倉口	***	***	***	13:56	***	○16:16	17:01	18:41
坂の下	***	***	***	13:57	***	○16:17	17:02	18:42
◆菅野代公民館前	***	***	***	14:04	***	***	17:09	18:49
下菅野代	***	***	***	14:04	***	***	17:09	18:49
菅野代	***	***	***	14:04	***	***	17:09	18:49
中菅野代	***	***	***	14:05	***	***	17:10	18:50
上菅野代	***	***	***	14:06	***	***	17:11	18:51
温海川長元屋	***	***	***	14:10	***	***	17:15	18:55
☆温海川	***	***	***	14:10	***	***	17:15	18:55
木野俣郵便局前	***	***	***	14:17	***	***	17:22	19:02
旧福栄小学校前	***	***	***	14:19	***	***	17:24	19:04
越沢	***	***	***	14:21	***	***	17:26	19:06

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13～8/16、1/4～1/5 の間運休。

※印の青時刻は、土曜・日曜・祝休日及び 8/13～8/16、1/4～1/5のみ運行

■印の赤時刻は、12/1～12/25、1/7～3/18 の間、平日のみ運行。

1/1～1/3は正月ダイヤで運行。8/13～8/16、12/30～12/31、1/4～1/5 は、日曜・祝休日ダイヤで運行。

中央高校行きは、学校休校期間中はエスモールまでの運行となります。

◆印のバス停留所「菅野代公民館前」は12月～3月までの間は停車しません。

☆印のバス停留所「温海川」は12月～3月までの間は、国道345号線沿いの「温海川（冬期）」に停車いたします。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

系統番号	073	092	075	073	071	073	071 074	073	071 074	072	071
停留所	エスモ ール	中央高校	エスモール こころの医療センター		エスモール	エスモール	エスモール こころの医療 センター	エスモール	エスモール ■こころの医 療センター	エスモール	エスモール
			平日	土日祝							
越沢	○6:40	***	***	※7:12	***	8:50	***	14:00	***	***	***
旧福栄小学校前	○6:42	***	***	※7:14	***	8:52	***	14:02	***	***	***
木野俣郵便局前	○6:44	***	***	※7:16	***	8:54	***	14:04	***	***	***
☆温海川	○6:52	***	***	※7:24	***	9:02	***	14:12	***	***	***
温海川長元屋	○6:52	***	***	※7:24	***	9:02	***	14:12	***	***	***
上菅野代	○6:57	***	***	※7:29	***	9:07	***	14:17	***	***	***
中菅野代	○6:58	***	***	※7:30	***	9:08	***	14:18	***	***	***
菅野代	○6:58	***	***	※7:30	***	9:08	***	14:18	***	***	***
下菅野代	○6:59	***	***	※7:31	***	9:09	***	14:19	***	***	***
◆菅野代公民館前	○6:59	***	***	※7:31	***	9:09	***	14:19	***	***	***
坂の下	○7:08	***	○7:40	※7:40	***	9:18	***	14:28	***	○16:55	***
河倉口	○7:08	***	○7:40	※7:40	***	9:18	***	14:28	***	○16:55	***
五十川俣	○7:09	***	○7:41	※7:41	***	9:19	***	14:29	***	○16:56	***
東目口	○7:10	***	○7:42	※7:42	***	9:20	***	14:30	***	○16:57	***
上関根	○7:10	***	○7:42	※7:42	***	9:20	***	14:30	***	○16:57	***
中関根	○7:11	***	○7:43	※7:43	***	9:21	***	14:31	***	○16:58	***
下関根	○7:12	***	○7:44	※7:44	***	9:22	***	14:32	***	○16:59	***
蓮花寺	○7:13	***	○7:45	※7:45	***	9:23	***	14:33	***	○17:00	***
西蓮花寺	○7:13	***	○7:45	※7:45	***	9:23	***	14:33	***	○17:00	***
田川コミセン前	○7:14	***	○7:46	※7:46	***	9:24	***	14:34	***	○17:01	***
中河原	○7:15	***	○7:47	※7:47	***	9:25	***	14:35	***	○17:02	***
町田川	○7:16	***	○7:48	※7:48	***	9:26	***	14:36	***	○17:03	***
湯田川温泉	○7:21	***	○7:55	※7:55	○8:40	9:31	12:15	14:41	15:25	○17:08	○18:26
湯田川公園前	○7:22	***	○7:56	※7:56	○8:41	9:32	12:16	14:42	15:26	○17:09	○18:27
湯田川口	○7:23	***	○7:57	※7:57	○8:42	9:33	12:17	14:43	15:27	○17:10	○18:28
一本松	○7:24	***	○7:58	※7:58	○8:43	9:34	12:18	14:44	15:28	○17:11	○18:29
愛光園	○7:25	***	○7:59	※7:59	○8:44	9:35	12:19	14:45	15:29	○17:12	○18:30
二ツ屋	○7:26	***	○8:00	※8:00	○8:45	9:36	12:20	14:46	15:30	○17:13	○18:31
岡山	○7:27	***	○8:01	※8:01	○8:46	9:37	12:21	14:47	15:31	○17:14	○18:32
国立高専前	○7:28	***	○8:02	※8:02	○8:47	9:38	12:22	14:48	15:32	○17:15	○18:33
新山口	○7:28	***	○8:02	※8:02	○8:47	9:38	12:22	14:48	15:32	○17:15	○18:33
高等養護学校前	○7:29	***	○8:03	※8:03	○8:48	9:39	12:23	14:49	15:33	○17:16	○18:34
稲生	○7:30	***	○8:04	※8:04	○8:49	9:40	12:24	14:50	15:34	○17:17	○18:35
稲生一丁目	○7:31	***	○8:05	※8:05	○8:50	9:41	12:25	14:51	15:35	○17:18	○18:36
陽光町	○7:32	***	○8:06	※8:06	○8:51	9:42	12:26	14:52	15:36	○17:19	○18:37
光学寺前	○7:33	***	○8:07	※8:07	○8:52	9:43	12:27	14:53	15:37	○17:20	○18:38
上肴町	○7:34	***	○8:08	※8:08	○8:53	9:44	12:28	14:54	15:38	○17:21	○18:39
七日町	○7:35	***	○8:09	※8:09	○8:54	9:45	12:29	14:55	15:39	○17:22	○18:40
一日市通り	○7:36	***	○8:10	※8:10	○8:55	9:46	12:30	14:56	15:40	○17:23	○18:41
内川通り	○7:37	***	○8:11	※8:11	○8:56	9:47	12:31	14:57	15:41	○17:24	○18:42
本町川端通り	○7:38	***	○8:12	※8:12	○8:57	9:48	12:32	14:58	15:42	○17:25	○18:43
山王町	○7:40	***	○8:14	※8:14	○8:59	9:50	12:34	15:00	15:44	○17:27	○18:45
日吉町	○7:41	***	○8:15	※8:15	○9:00	9:51	12:35	15:01	15:45	○17:28	○18:46
鶴岡駅前	○7:44	***	○8:18	※8:18	○9:03	9:54	12:38	15:04	15:48	○17:31	○18:49
エスモールバスターミナル①のりば	○7:46	○7:46	○8:20	※8:20	○9:05	9:56	12:40	15:06	15:50	○17:33	○18:51
道形	***	***	○8:24	***	***	***	○12:44	***	■15:54	***	***
二中前	***	***	○8:25	***	***	***	○12:45	***	■15:55	***	***
茅原	***	***	○8:26	***	***	***	○12:46	***	■15:56	***	***
こころの医療センター	***	***	○8:27	***	***	***	○12:47	***	■15:57	***	***
中央高校	***	○7:53	***	***	***	***	***	***	***	***	***

鶴岡駅前から「中央高校」行きは、③番のりば ・ 「こころの医療センター」行きは、①番のりばとなります。

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前－落合

★令和7年6月30日(月)までのダイヤ

【平日時刻表】

系統番号	行先				
	329	329	329	329	329
停留所名	朝日 庁舎	朝日 庁舎	朝日 庁舎	朝日 庁舎	朝日 庁舎
エスモールバスターミナル①のりば	7:48	9:00	11:45	13:20	14:40
鶴岡駅前②のりば	7:51	9:03	11:48	13:23	14:43
日吉町	7:53	9:05	11:50	13:25	14:45
山王町	7:54	9:06	11:51	13:26	14:46
銀座通り	7:55	9:07	11:52	13:27	14:47
南銀座	7:58	9:10	11:55	13:30	14:50
みやはらクリニック	8:00	9:12	11:57	13:32	14:52
サウスモールみ～な	8:02	9:14	11:59	13:34	14:54
三中前	8:03	9:15	12:00	13:35	14:55
城南町	8:04	9:16	12:01	13:36	14:56
外内島	8:05	9:17	12:02	13:37	14:57
民田口	8:05	9:17	12:02	13:37	14:57
一里塚	8:07	9:19	12:04	13:39	14:59
南工業団地	8:08	9:20	12:05	13:40	15:00
茶屋川原	8:09	9:21	12:06	13:41	15:01
協立リハビリ病院	8:10	9:22	12:07	13:42	15:02
山添神明前【6/30で廃止】	8:10	9:22	12:07	13:42	15:02
山添	8:11	9:23	12:08	13:43	15:03
下桂	8:11	9:23	12:08	13:43	15:03
追分	8:12	9:24	12:09	13:44	15:04
関口	8:13	9:25	12:10	13:45	15:05
木原	8:14	9:26	12:11	13:46	15:06
下川原村	8:15	9:27	12:12	13:47	15:07
佐久間医院前	8:16	9:28	12:13	13:48	15:08
板井川	8:17	9:29	12:14	13:49	15:09
吉祥寺口	8:17	9:29	12:14	13:49	15:09
下村口	8:19	9:31	12:16	13:51	15:11
熊出	8:20	9:32	12:17	13:52	15:12
熊出公民館	8:21	9:33	12:18	13:53	15:13
頭首工前	8:22	9:34	12:19	13:54	15:14
朝日局前	8:23	9:35	12:20	13:55	15:15
落合	8:23	9:35	12:20	13:55	15:15
新落合	8:24	9:36	12:21	13:56	15:16
朝日庁舎	8:25	9:37	12:22	13:57	15:17

【土曜日時刻表】

行先			
329	329	329	329
朝日 庁舎	朝日 庁舎	朝日 庁舎	朝日 庁舎
6:30	9:00	13:20	17:00
6:33	9:03	13:23	17:03
6:35	9:05	13:25	17:05
6:36	9:06	13:26	17:06
6:37	9:07	13:27	17:07
6:40	9:10	13:30	17:10
6:42	9:12	13:32	17:12
6:44	9:14	13:34	17:14
6:45	9:15	13:35	17:15
6:46	9:16	13:36	17:16
6:47	9:17	13:37	17:17
6:49	9:19	13:39	17:19
6:50	9:20	13:40	17:20
6:51	9:21	13:41	17:21
6:52	9:22	13:42	17:22
6:52	9:22	13:42	17:22
6:53	9:23	13:43	17:23
6:53	9:23	13:43	17:23
6:54	9:24	13:44	17:24
6:55	9:25	13:45	17:25
6:56	9:26	13:46	17:26
6:57	9:27	13:47	17:27
6:58	9:28	13:48	17:28
6:59	9:29	13:49	17:29
6:59	9:29	13:49	17:29
7:01	9:31	13:51	17:31
7:02	9:32	13:52	17:32
7:03	9:33	13:53	17:33
7:04	9:34	13:54	17:34
7:05	9:35	13:55	17:35
7:05	9:35	13:55	17:35
7:06	9:36	13:56	17:36
7:07	9:37	13:57	17:37

【日曜・祝休日】

行先	
329	329
朝日 庁舎	朝日 庁舎
9:00	13:20
9:03	13:23
9:05	13:25
9:06	13:26
9:07	13:27
9:10	13:30
9:12	13:32
9:14	13:34
9:15	13:35
9:16	13:36
9:17	13:37
9:17	13:37
9:19	13:39
9:20	13:40
9:21	13:41
9:22	13:42
9:22	13:42
9:23	13:43
9:23	13:43
9:24	13:44
9:25	13:45
9:26	13:46
9:27	13:47
9:28	13:48
9:29	13:49
9:29	13:49
9:31	13:51
9:32	13:52
9:33	13:53
9:34	13:54
9:35	13:55
9:35	13:55
9:36	13:56
9:37	13:57

【平日時刻表】

系統番号	行先				
	329	329	329	329	329
停留所名	エス モール	エス モール	エス モール	エス モール	エス モール
朝日庁舎	9:00	10:10	13:00	14:30	15:50
新落合	9:00	10:10	13:00	14:30	15:50
落合	9:00	10:10	13:00	14:30	15:50
朝日局前	9:01	10:11	13:01	14:31	15:51
頭首工前	9:02	10:12	13:02	14:32	15:52
熊出公民館	9:03	10:13	13:03	14:33	15:53
熊出	9:03	10:13	13:03	14:33	15:53
下村口	9:05	10:15	13:05	14:35	15:55
吉祥寺口	9:06	10:16	13:06	14:36	15:56
板井川	9:07	10:17	13:07	14:37	15:57
佐久間医院前	9:08	10:18	13:08	14:38	15:58
下川原村	9:08	10:18	13:08	14:38	15:58
木原	9:09	10:19	13:09	14:39	15:59
関口	9:10	10:20	13:10	14:40	16:00
追分	9:11	10:21	13:11	14:41	16:01
下桂	9:12	10:22	13:12	14:42	16:02
山添	9:13	10:23	13:13	14:43	16:03
山添神明前【6/30で廃止】	9:14	10:24	13:14	14:44	16:04
協立リハビリ病院	9:15	10:25	13:15	14:45	16:05
茶屋川原	9:16	10:26	13:16	14:46	16:06
南工業団地	9:17	10:27	13:17	14:47	16:07
一里塚	9:17	10:27	13:17	14:47	16:07
民田口	9:19	10:29	13:19	14:49	16:09
外内島	9:19	10:29	13:19	14:49	16:09
城南町	9:20	10:30	13:20	14:50	16:10
三中前	9:21	10:31	13:21	14:51	16:11
サウスモールみ～な	9:22	10:32	13:22	14:52	16:12
みやはらクリニック	9:23	10:33	13:23	14:53	16:13
南銀座	9:25	10:35	13:25	14:55	16:15
内川通り	9:26	10:36	13:26	14:56	16:16
本町川端通り	9:27	10:37	13:27	14:57	16:17
山王町	9:29	10:39	13:29	14:59	16:19
日吉町	9:30	10:40	13:30	15:00	16:20
鶴岡駅前	9:33	10:43	13:33	15:03	16:23
エスモールバスターミナル	9:35	10:45	13:35	15:05	16:25

【土曜日時刻表】

行先			
329	329	329	329
エス モール	エス モール	エス モール	エス モール
7:28	10:00	14:30	18:00
7:28	10:00	14:30	18:00
7:28	10:00	14:30	18:00
7:29	10:01	14:31	18:01
7:30	10:02	14:32	18:02
7:31	10:03	14:33	18:03
7:31	10:03	14:33	18:03
7:33	10:05	14:35	18:05
7:34	10:06	14:36	18:06
7:35	10:07	14:37	18:07
7:36	10:08	14:38	18:08
7:36	10:08	14:38	18:08
7:37	10:09	14:39	18:09
7:38	10:10	14:40	18:10
7:39	10:11	14:41	18:11
7:40	10:12	14:42	18:12
7:41	10:13	14:43	18:13
7:42	10:14	14:44	18:14
7:43	10:15	14:45	18:15
7:44	10:16	14:46	18:16
7:45	10:17	14:47	18:17
7:45	10:17	14:47	18:17
7:47	10:19	14:49	18:19
7:47	10:19	14:49	18:19
7:48	10:20	14:50	18:20
7:49	10:21	14:51	18:21
7:50	10:22	14:52	18:22
7:51	10:23	14:53	18:23
7:53	10:25	14:55	18:25
7:54	10:26	14:56	18:26
7:55	10:27	14:57	18:27
7:57	10:29	14:59	18:29
7:58	10:30	15:00	18:30
8:01	10:33	15:03	18:33
8:03	10:35	15:05	18:35

【日曜・祝休日】

行先	
329	329
エス モール	エス モール
10:00	14:30
10:00	14:30
10:00	14:30
10:01	14:31
10:02	14:32
10:03	14:33
10:03	14:33
10:05	14:35
10:06	14:36
10:07	14:37
10:08	14:38
10:08	14:38
10:09	14:39
10:10	14:40
10:11	14:41
10:12	14:42
10:13	14:43
10:14	14:44
10:15	14:45
10:16	14:46
10:17	14:47
10:17	14:47
10:19	14:49
10:19	14:49
10:20	14:50
10:21	14:51
10:22	14:52
10:23	14:53
10:25	14:55
10:26	14:56
10:27	14:57
10:29	14:59
10:30	15:00
10:33	15:03
10:35	15:05

この時刻表は通過予定時刻となります。
交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

(中央高校)・エスモールバスターミナル・鶴岡駅前・朝日庁舎

★令和7年7月1日(火)からのダイヤ

8/13～16、12/30～1/5 は土曜日曜祝日ダイヤとなります。

【平日時刻表】

系統番号	行先				
	329	329	329	329	329
停留所名	朝日 庁舎	朝日 庁舎	朝日 庁舎	朝日 庁舎	朝日 庁舎
エスモールバスターミナル①のりば	9:00	11:30	14:00	17:00	18:35
鶴岡駅前②のりば	9:03	11:33	14:03	17:03	18:38
日吉町	9:05	11:35	14:05	17:05	18:40
山王町	9:06	11:36	14:06	17:06	18:41
銀座通り	9:07	11:37	14:07	17:07	18:42
南銀座	9:10	11:40	14:10	17:10	18:45
みやはらクリニック	9:12	11:42	14:12	17:12	18:47
サウスモールみ～な	9:14	11:44	14:14	17:14	18:49
三中前	9:15	11:45	14:15	17:15	18:50
城南町	9:16	11:46	14:16	17:16	18:51
外内島	9:17	11:47	14:17	17:17	18:52
民田口	9:17	11:47	14:17	17:17	18:52
一里塚	9:19	11:49	14:19	17:19	18:54
南工業団地	9:20	11:50	14:20	17:20	18:55
茶屋川原	9:21	11:51	14:21	17:21	18:56
協立リハビリ病院	9:22	11:52	14:22	17:22	18:57
ヤマザワくしびき店	9:24	11:54	14:24	17:24	18:59
山添	9:25	11:55	14:25	17:25	19:00
下桂	9:25	11:55	14:25	17:25	19:00
追分	9:26	11:56	14:26	17:26	19:01
関口	9:27	11:57	14:27	17:27	19:02
木原	9:28	11:58	14:28	17:28	19:03
下川原村	9:29	11:59	14:29	17:29	19:04
佐久間医院前	9:30	12:00	14:30	17:30	19:05
板井川	9:31	12:01	14:31	17:31	19:06
吉祥寺口	9:31	12:01	14:31	17:31	19:06
下村口	9:33	12:03	14:33	17:33	19:08
熊出	9:34	12:04	14:34	17:34	19:09
熊出公民館	9:35	12:05	14:35	17:35	19:10
頭首工前	9:36	12:06	14:36	17:36	19:11
朝日局前	9:37	12:07	14:37	17:37	19:12
落合	9:37	12:07	14:37	17:37	19:12
新落合	9:38	12:08	14:38	17:38	19:13
朝日庁舎	9:39	12:09	14:39	17:39	19:14

【土曜・日曜・祝日時刻表】

行先	
329	329
朝日 庁舎	朝日 庁舎
9:00	14:00
9:03	14:03
9:05	14:05
9:06	14:06
9:07	14:07
9:10	14:10
9:12	14:12
9:14	14:14
9:15	14:15
9:16	14:16
9:17	14:17
9:17	14:17
9:19	14:19
9:20	14:20
9:21	14:21
9:22	14:22
9:24	14:24
9:25	14:25
9:25	14:25
9:26	14:26
9:27	14:27
9:28	14:28
9:29	14:29
9:30	14:30
9:31	14:31
9:31	14:31
9:33	14:33
9:34	14:34
9:35	14:35
9:36	14:36
9:37	14:37
9:37	14:37
9:38	14:38
9:39	14:39

【平日時刻表】

系統番号	行先					
	329	092	329	329	329	329
停留所名	エス モール	中央 高校	エス モール	エス モール	エス モール	エス モール
朝日庁舎	6:47	・ ・ ・	10:10	12:45	15:15	17:55
新落合	6:47	・ ・ ・	10:10	12:45	15:15	17:55
落合	6:47	・ ・ ・	10:10	12:45	15:15	17:55
朝日局前	6:48	・ ・ ・	10:11	12:46	15:16	17:56
頭首工前	6:49	・ ・ ・	10:12	12:47	15:17	17:57
熊出公民館	6:50	・ ・ ・	10:13	12:48	15:18	17:58
熊出	6:50	・ ・ ・	10:13	12:48	15:18	17:58
下村口	6:52	・ ・ ・	10:15	12:50	15:20	18:00
吉祥寺口	6:53	・ ・ ・	10:16	12:51	15:21	18:01
板井川	6:54	・ ・ ・	10:17	12:52	15:22	18:02
佐久間医院前	6:55	・ ・ ・	10:18	12:53	15:23	18:03
下川原村	6:55	・ ・ ・	10:18	12:53	15:23	18:03
木原	6:56	・ ・ ・	10:19	12:54	15:24	18:04
関口	6:57	・ ・ ・	10:20	12:55	15:25	18:05
追分	6:58	・ ・ ・	10:21	12:56	15:26	18:06
下桂	6:59	・ ・ ・	10:22	12:57	15:27	18:07
山添	7:00	・ ・ ・	10:23	12:58	15:28	18:08
ヤマザワくしびき店	—	・ ・ ・	10:24	12:59	15:29	18:09
協立リハビリ病院	7:02	・ ・ ・	10:26	13:01	15:31	18:11
茶屋川原	7:03	・ ・ ・	10:27	13:02	15:32	18:12
南工業団地	7:04	・ ・ ・	10:28	13:03	15:33	18:13
一里塚	7:04	・ ・ ・	10:28	13:03	15:33	18:13
民田口	7:06	・ ・ ・	10:30	13:05	15:35	18:15
外内島	7:06	・ ・ ・	10:30	13:05	15:35	18:15
城南町	7:07	・ ・ ・	10:31	13:06	15:36	18:16
三中前	7:08	・ ・ ・	10:32	13:07	15:37	18:17
サウスモールみ～な	7:09	・ ・ ・	10:33	13:08	15:38	18:18
みやはらクリニック	7:10	・ ・ ・	10:34	13:09	15:39	18:19
南銀座	7:12	・ ・ ・	10:36	13:11	15:41	18:21
内川通り	7:13	・ ・ ・	10:37	13:12	15:42	18:22
本町川端通り	7:14	・ ・ ・	10:38	13:13	15:43	18:23
山王町	7:16	・ ・ ・	10:40	13:15	15:45	18:25
日吉町	7:17	・ ・ ・	10:41	13:16	15:46	18:26
鶴岡駅前③のりば	7:20	・ ・ ・	10:44	13:19	15:49	18:29
エスモールバスターミナル	7:22	7:22	10:46	13:21	15:51	18:31
中央高校	・ ・ ・	7:30	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

【土曜・日曜・祝日時刻表】

行先	
329	329
エス モール	エス モール
10:10	15:15
10:10	15:15
10:10	15:15
10:11	15:16
10:12	15:17
10:13	15:18
10:13	15:18
10:15	15:20
10:16	15:21
10:17	15:22
10:18	15:23
10:18	15:23
10:19	15:24
10:20	15:25
10:21	15:26
10:22	15:27
10:23	15:28
10:24	15:29
10:26	15:31
10:27	15:32
10:28	15:33
10:28	15:33
10:30	15:35
10:30	15:35
10:31	15:36
10:32	15:37
10:33	15:38
10:34	15:39
10:36	15:41
10:37	15:42
10:38	15:43
10:40	15:45
10:41	15:46
10:44	15:49
10:46	15:51
・ ・ ・	・ ・ ・

中央高校行きは、学校休校期間中はエスモールまでの運行となります。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。

詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

エスモールバスターミナル・鶴岡駅前ー上田沢

★令和7年6月30日(月)までのダイヤ

【平日のみ運行】

系統番号	行先	
	322	322
停留所名	上田沢	上田沢
エスモールバスターミナル①のりば	○17:20	○19:05
鶴岡駅前②のりば	○17:23	○19:08
日吉町	○17:25	○19:10
山王町	○17:26	○19:11
銀座通り	○17:27	○19:12
南銀座	○17:30	○19:15
みやはらクリニック	○17:32	○19:17
サウスモールみ～な	○17:34	○19:19
三中前	○17:35	○19:20
城南町	○17:36	○19:21
外内島	○17:37	○19:22
民田口	○17:37	○19:22
一里塚	○17:39	○19:24
南工業団地	○17:40	○19:25
茶屋川原	○17:41	○19:26
山添神明前	○17:42	○19:27
山添	○17:43	○19:28
下桂	○17:43	○19:28
追分	○17:44	○19:29
関口	○17:45	○19:30
木原	○17:46	○19:31
下川原村	○17:47	○19:32
佐久間医院前	○17:48	○19:33
板井川	○17:49	○19:34
吉祥寺口	○17:49	○19:34
下村口	○17:51	○19:36
熊出	○17:52	○19:37
熊出公民館	○17:53	○19:38
頭首工前	○17:54	○19:39
朝日局前	○17:55	○19:40
落合	○17:55	○19:40
新落合	○17:56	○19:41
朝日庁舎	○17:57	○19:42
下本郷	○17:58	○19:43
湯ノ沢岳登山口	○17:58	○19:43
朝日中学校	○17:59	○19:44
上本郷	○18:00	○19:45
高瀬口	○18:01	○19:46
本郷神社前	○18:02	○19:47
行沢口	○18:02	○19:47
中砂川	○18:03	○19:48
砂川公民館	○18:04	○19:49
砂川西村	○18:05	○19:50
上砂川	○18:06	○19:51
小針	○18:07	○19:52
西村口	○18:08	○19:53
大針公民館前	○18:09	○19:54
大針	○18:10	○19:55
大針上	○18:11	○19:56
八久和発電所	○18:12	○19:57
尾浦橋	○18:13	○19:58
下田沢	○18:14	○19:59
下田沢中村	○18:15	○20:00
倉沢口	○18:16	○20:01
南部コミセン前	○18:17	○20:02
上田沢公民館前	○18:18	○20:03
診療所前	○18:19	○20:04
上田沢	○18:20	○20:05

【平日のみ運行】

系統番号	行先
	322
停留所名	エス モール
上田沢	○6:36
診療所前	○6:36
上田沢公民館前	○6:37
南部コミセン前	○6:37
倉沢口	○6:38
下田沢中村	○6:39
下田沢	○6:39
尾浦橋	○6:40
八久和発電所	○6:40
大針上	○6:41
大針	○6:42
大針公民館前	○6:43
西村口	○6:44
小針	○6:46
上砂川	○6:47
砂川西村	○6:48
砂川公民館	○6:48
中砂川	○6:49
行沢口	○6:50
本郷神社前	○6:50
高瀬口	○6:51
上本郷	○6:52
朝日中学校	○6:53
湯ノ沢岳登山口	○6:54
下本郷	○6:55
朝日庁舎	○6:56
新落合	○6:57
落合	○6:57
朝日局前	○6:58
頭首工前	○6:59
熊出公民館	○7:00
熊出	○7:00
下村口	○7:01
吉祥寺口	○7:02
板井川	○7:03
佐久間医院前	○7:04
下川原村	○7:04
木原	○7:05
関口	○7:06
追分	○7:07
下桂	○7:08
山添	○7:09
山添神明前	○7:10
茶屋川原	○7:11
南工業団地	○7:12
一里塚	○7:13
民田口	○7:15
外内島	○7:15
城南町	○7:16
三中前	○7:17
サウスモールみ～な	○7:18
みやはらクリニック	○7:19
南銀座	○7:21
内川通り	○7:22
本町川端通り	○7:23
山王町	○7:25
日吉町	○7:26
鶴岡駅前	○7:29
エスモールバスターミナル	○7:31

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日の間運休。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急きょ運休となる場合がありますのでご了承下さい
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

(中央高校) エスモールバスターミナル・鶴岡駅前―大網

★令和7年6月30日(月)までのダイヤ

【平日のみ運行】

系統番号	行先	
	326	326
停留所	大網	大網
エスモールバスターミナル①のりば	○17:00	○18:50
鶴岡駅前②のりば	○17:03	○18:53
日吉町	○17:05	○18:55
山王町	○17:06	○18:56
銀座通り	○17:07	○18:57
南銀座	○17:10	○19:00
みやはらクリニック	○17:12	○19:02
サウスモールみ～な	○17:14	○19:04
三中前	○17:15	○19:05
城南町	○17:16	○19:06
外内島	○17:17	○19:07
民田口	○17:17	○19:07
一里塚	○17:19	○19:09
南工業団地	○17:20	○19:10
茶屋川原	○17:21	○19:11
山添神明前	○17:22	○19:12
山添	○17:23	○19:13
下桂	○17:23	○19:13
追分	○17:24	○19:14
関口	○17:25	○19:15
木原	○17:26	○19:16
下川原村	○17:27	○19:17
佐久間医院前	○17:28	○19:18
板井川	○17:29	○19:19
楯村口	○17:30	○19:20
興屋地蔵前	○17:31	○19:21
沖田	○17:32	○19:22
朝日スポーツセンター前	○17:33	○19:23
谷口	○17:34	○19:24
立岩	○17:35	○19:25
産直あさひグー	○17:36	○19:26
新落合発電所	○17:37	○19:27
下名川	○17:38	○19:28
名川	○17:39	○19:29
柳屋	○17:40	○19:30
上名川	○17:41	○19:31
かみの	○17:41	○19:31
月山あさひ博物村	○17:43	○19:33
米の粉の滝ドライブイン	○17:45	○19:35
大網	○17:49	○19:39
大網局前	○17:49	○19:39

【平日のみ運行】

系統番号	行先	
	326	エスモール 中央高校
大網局前	○6:35	
大網	○6:35	
米の粉の滝ドライブイン	○6:39	
月山あさひ博物村	○6:40	
かみの	○6:41	
上名川	○6:42	
柳屋	○6:43	
名川	○6:44	
下名川	○6:45	
新落合発電所	○6:46	
産直あさひグー	○6:47	
立岩	○6:48	
谷口	○6:49	
朝日スポーツセンター前	○6:50	
沖田	○6:51	
興屋地蔵前	○6:52	
楯村口	○6:53	
板井川	○6:54	
佐久間医院前	○6:55	
下川原村	○6:55	
木原	○6:56	
関口	○6:57	
追分	○6:58	
下桂	○6:59	
山添	○7:00	
山添神明前	○7:01	
茶屋川原	○7:02	
南工業団地	○7:03	
一里塚	○7:04	
民田口	○7:06	
外内島	○7:06	
城南町	○7:07	
三中前	○7:08	
サウスモールみ～な	○7:09	
みやはらクリニック	○7:10	
南銀座	○7:12	
内川通り	○7:13	
本町川端通り	○7:14	
山王町	○7:16	
日吉町	○7:17	
鶴岡駅前③のりば	○7:20	
エスモールバスターミナル①のりば	○7:22	
中央高校	○7:30	

○印の赤時刻は、土曜・日曜・祝休日の間運休。

中央高校行きは、学校休校期間中はエスモールまでの運行となります。

この時刻表は通過予定時刻となります。

交通事情等により遅れが出る場合や天候等やむを得ない事由で急ぎょ運休となる場合がありますのでご了承下さい。
詳しくは当社ホームページの運行情報または管轄営業所へお電話にてお問合せ下さい。

新運行系統図 (鶴岡-朝日庁舎線)

起点: エスモールバスターミナル

鶴岡駅前

銀座通り

南銀座

サウスモールみ～な

内川通り

協立リハビリ病院

山添神明前

山添

ヤマザクくしびき店

関口

佐久間医院前

板井川

下村口

熊出

熊出公民館

頭首工前

朝日局前

落合

新落合

終点: 朝日庁舎

楢村口

興屋地蔵前

沖田

朝日スポーツセンター前

谷口

立岩

産直あさひグー

運行系統	鶴岡-朝日庁舎線	—
路線新設(変更)区間		—
路線廃止区間		—
廃止バス停留所		●
新設バス停留所		●

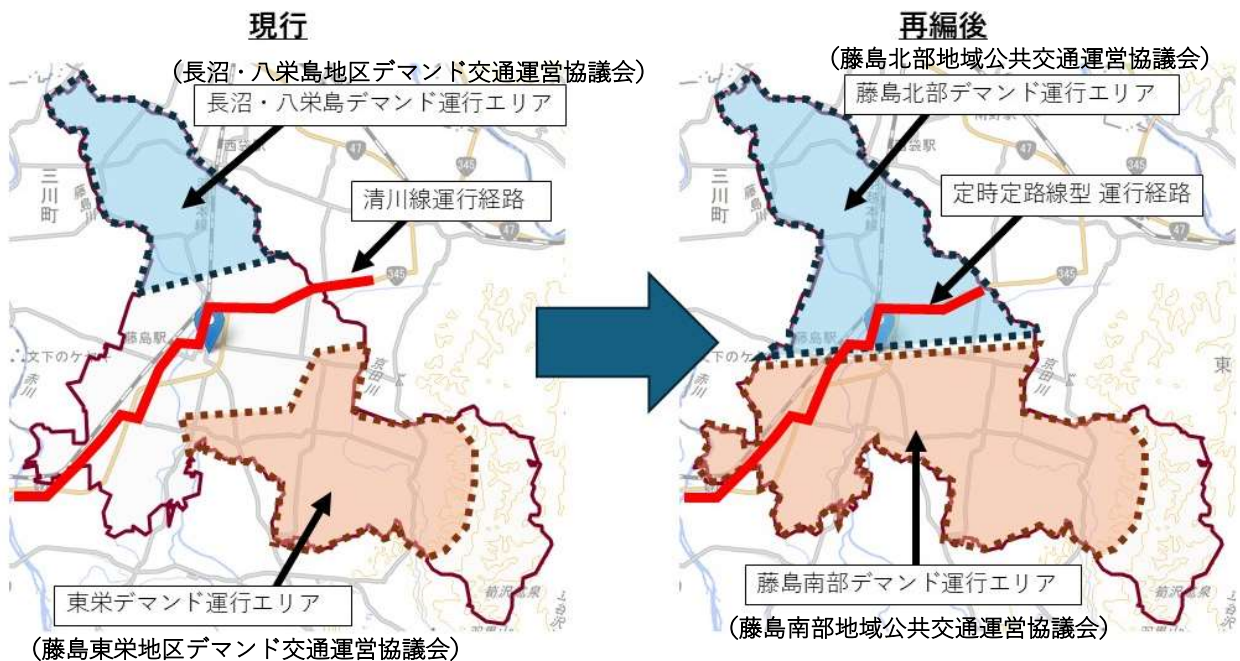
(2) 藤島地域交通再編について

1. 再編の概要

令和 7 年 3 月 31 日をもって庄内交通「鶴岡-清川線」が廃線されることに伴い、藤島地域の移動手段を確保するため、既存の 2 地区のデマンドタクシーの協議会を拡大し、藤島全域をカバーする新たな枠組み（※）での運営主体の確立と、効果的かつ効率的な運行を目指した交通体系の再編を実施する。

運行については、既存のデマンド型輸送のみならず、路線バスの代替となる新たな輸送手段の導入も図りながら、住民の移動手段の確保と持続可能な交通体系の確立を目的に道路運送法第 4 条の規定に基づく乗合タクシーによる地域公共交通の運行（本格運行）を令和 7 年 4 月 1 日より実施する。

※現在、藤島東栄地区デマンド交通運営協議会及び長沼・八栄島地区デマンド交通運営協議会が設立されている。新たな枠組みとしては、「藤島南部地域公共交通運営協議会」（東栄地区全域、渡前地区全域、藤島地区 5 町内会）及び「藤島北部地域公共交通運営協議会」（長沼地区、八栄島地区、藤島地区 13 町内会）の 2 つの協議会を設置する。



2. 運営主体

- (1) 藤島南部地域公共交通運営協議会
- (2) 藤島北部地域公共交通運営協議会

3. 運行体制

道路運送法第 4 条の一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者には運行を委託する。

4. 運行方法

(1) 輸送方式

① タクシー事業者の車両を使用する停留所間の定時定路線型輸送（区域運行）

- ア 時刻表、ルート、乗降場所は定めて運行。
- イ 予約不要。（一部停留所予約必要）
- ウ 会員登録不要。（予約必要停留所の利用者は会員登録必要）

② タクシー事業者の車両を使用する自宅から指定目的地間のデマンド型輸送（区域運行）

- ア 時刻表を定め、予約式とする。
- イ 利用希望者は予め会員登録する。
- ウ 利用希望者は、前日までタクシー事業者に予約する。
- エ 予約をもとにタクシー事業者において、配車計画及び運行計画を立てる。
- オ 指定目的地を予め定める。

(2) 運行日及び運休日

① 定時定路線型輸送

- ア 運行は月曜日から金曜日までとし、1日4便（往復2便）とする。
- イ 運休日は、土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）とする。

② デマンド型輸送

- ア 運行は月曜日から土曜日までとし、1日8便（往復4便）とする。ただし、北部エリアの長沼・八栄島地区は火曜日 庄内町、木曜日 三川町の直通便を運行する。
- イ 運休日は、日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）とする。

(3) 定時定路線型輸送については、定員を超える乗客があった場合、予備車両による追走運行を行う（定時性確保のため、5～10分ほどでの配車を予定）。

5. 運行経路

(1) 定時定路線型輸送（南北共通）

三枚橋～鶴岡協立病院間の25停留所の路線

(2) デマンド型輸送

① 南部エリア

ア 自宅～藤島地域内の指定目的地（12施設）間の路線

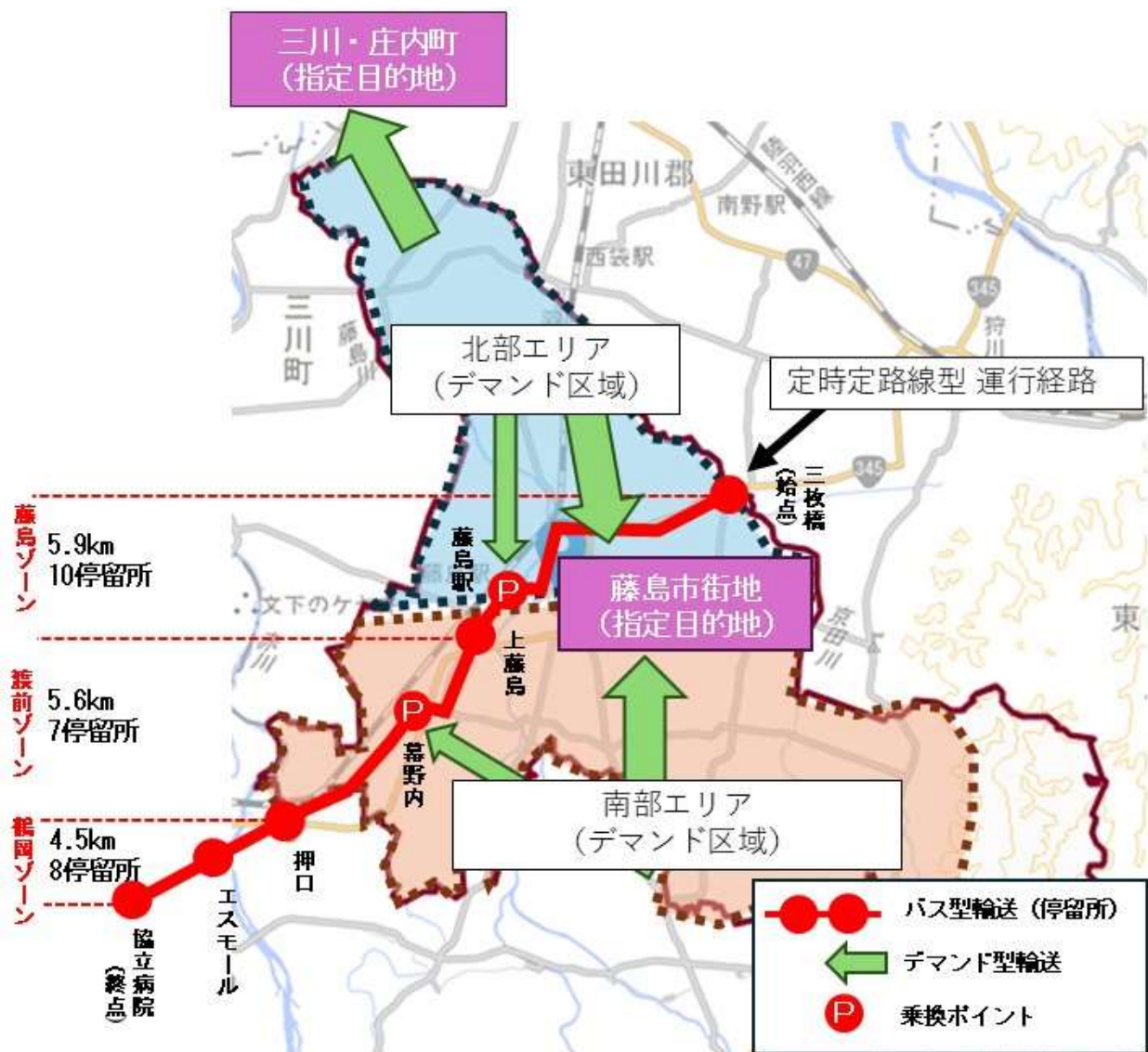
② 北部エリア

ア 自宅～藤島地域内の指定目的地（12施設）間の路線

イ 自宅～庄内町及び三川町施設（9施設）間の路線

※長沼・八栄島地区のみ週2日（各町1日）運行

運行イメージ



6. 運賃と割引制度
(別途関係者で協議します)

(1) 運賃

① 定時定路線型輸送 (エリア料金制)

降車地	藤島ゾーン	渡前ゾーン	鶴岡ゾーン
乗車地	運賃	運賃	運賃
藤島ゾーン	100円	200円	300円
渡前ゾーン	200円	100円	200円
鶴岡ゾーン	300円	200円	—

※鶴岡ゾーン内のみの乗降はできない

② デマンド型輸送（ゾーン料金制）

ア 南部エリア

行き先 居住地	藤島 エリア	東栄 エリア	渡前 エリア
	運賃	運賃	運賃
東栄地区	400円	200円	400円(幕野内)
藤島地区	200円	—	300円(幕野内)
渡前地区	300円	—	200円

イ 北部エリア

行き先 居住地	藤島 エリア	長沼 エリア	八栄島 エリア	三川町 エリア	庄内町 エリア
	運賃	運賃	運賃	運賃	運賃
長沼地区	400円	200円	—	300円	400円
八栄島地区	300円	300円	200円	400円	500円
藤島地区	200円	—	—	—	—

※三川町・庄内町は、長沼・八栄島地区の直通便として週2日運行(火:庄内、木:三川)

(2) 割引制度

- ① デマンド型輸送は、子ども利用を半額とする。
- ② デマンド型輸送は、高校生の通学利用を半額とする。
- ③ デマンド型輸送は、障害者の利用を半額とする。
- ④ デマンド型輸送は、介護サービス又は介護予防・生活支援サービスの受給資格者の利用を半額とする。
- ⑤ 定時定路線型輸送は、庄内交通発行の高齢者用定期（ゴールドパス）を所持するものは全額割引とする。



令和 6 年 10 月 1 日改正

乗合タクシー **湯** ったり号 ご利用ガイド

🚗「湯ったり号」とは、利用者が乗り合わせて、ご自宅最寄りの乗降場所から目的地周辺の乗降場所までを結ぶ、タクシーを使用した乗合型の公共交通サービスです。

路 線	戸 沢 線	平 沢 線	関 川 線
運行区域	戸 沢 ～ 五十川 ～ あつみ温泉駅 ～ あつみ温泉	平 沢 ～ 大岩川 ～ あつみ温泉駅 ～ あつみ温泉	関 川 ～ 木野俣 ～ 槇代 ～ あつみ温泉 ～ あつみ温泉駅
運行形態	路線バスのように、時刻表と乗降場所を 定めて運行しています。予約は不要です。		予約に応じて、乗り合わせながら運行して います。ご自宅近くで乗降できます。
運行日	月～金	月～土	月～金
運休日	土曜日（平沢線除く）、日曜日、祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）		
利用対象者	どなたでもご利用できます。		【関 川】【越 沢】【木野俣】【小 国】 【峠ノ山】【槇 代】【湯温泉】【湯之里】 にお住まいの方、または用事のある方
ご利用に なれない方	・一人で乗降できない方（介助人がいる場合は乗れます） ・車いす利用の方 ・ペット連れの方		
利用手順	裏面の「時刻表」をご確認の上、最寄り の乗降場所よりご利用ください。		利用を希望する方は、事前に会員登録 （登録料無料）が必要となります。 申込先: 温海地域公共交通運営協議会事務局 温海庁舎総務企画課内 ☎43-4611
運行会社	温海温泉観光自動車(株) ☎43-2330 FAX43-2332		
利用料金	200円 または 400円 ※ 各料金区分内の乗降は200円、料金区分を超える乗降は400円。 (料金区分については、各路線の「時刻表」でご確認ください。)		
割引制度	◆障害をお持ちの方…半額（※降車時に手帳の提示が必要となります。） ア 療育手帳の交付を受けている方及びその介護人 イ 身体障害者手帳の交付を受けている方及びその介護人 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方及びその介護人 ◆小学生…半額 ◆小学生未満…無料 ◆庄内交通(株)発行の「ゴールドパス」と「自動車運転免許証返納者割引定期券」が利用できます。 (※降車時に「ショウコウチェリカ定期券」と「ICカード内容控」の提示が必要となります。)		
回数券	温海地域乗合タクシー「湯ったり号」で利用できる、お得な回数券を販売しています。 【料 金】200円券×6枚つづり(1,200円分)=1,000円、100円券×6枚つづり(600円分)=500円 【販売所】・温海地域公共交通運営協議会事務局（温海庁舎総務企画課内） ・乗合タクシー「湯ったり号」内（乗務員にお声掛けください）		

戸沢線 時刻表

乗合タクシー **湯** ったり号

令和6年10月1日改正

運行日 月～金(運休日を除く)

戸沢⇒あつみ温泉					
乗降場所	料金区分	1便	2便	4便	7便
強龍寺前	A	7:50	9:20	12:20	—
戸沢		7:52	9:22	12:22	—
戸沢自動車前		7:52	9:22	12:22	—
山五十川診療所		7:57	9:27	12:27	—
山戸Aコープ		7:57	9:27	12:27	—
山五十川公民館		7:58	9:28	12:28	—
三浦商店前		7:59	9:29	12:29	—
安土		8:03	9:33	12:33	—
五十川		8:05	9:35	12:35	—
五十川郵便局前		8:06	9:36	12:36	—
五十川公民館	B	8:07	9:37	12:37	—
五十川駅前		8:08	9:38	12:38	—
鈴公民館前		8:11	9:41	12:41	—
鈴		8:12	9:42	12:42	—
立岩前		8:14	9:44	12:44	—
暮坪		8:14	9:44	12:44	—
米子		8:17	9:47	12:47	—
かぶらタワー		8:18	9:48	12:48	—
旧長喜屋前		8:19	9:49	12:49	—
不動岩前		8:20	9:50	12:50	—
温海クリニック	C	8:20	9:50	12:50	16:35
あつみ温泉駅前		8:21	9:51	12:51	16:36
温海庁舎		8:23	9:53	12:53	16:38
もみじが丘		8:25	9:55	12:55	16:40
Aコープあつみ		8:27	9:57	12:57	16:42
林業センターグラウンド前		8:28	9:58	12:58	16:43
小白歯科医院		8:29	9:59	12:59	16:44
あつみ観光協会		8:30	10:00	13:00	16:45
朝市広場前		8:31	10:01	13:01	16:46
バラ園		8:31	10:01	13:01	16:46

あつみ温泉⇒戸沢				
乗降場所	料金区分	3便	5便	6便
バラ園	A	11:20	13:40	15:20
朝市広場前		11:20	13:40	15:20
あつみ観光協会		11:21	13:41	15:21
小白歯科医院		11:22	13:42	15:22
林業センターグラウンド前		11:23	13:43	15:23
Aコープあつみ		11:24	13:44	15:24
もみじが丘		11:26	13:46	15:26
温海庁舎		11:28	13:48	15:28
あつみ温泉駅前		11:30	13:50	15:30
温海クリニック	B	11:31	13:51	15:31
不動岩前		11:31	13:51	15:31
旧長喜屋前		11:32	13:52	15:32
かぶらタワー		11:33	13:53	15:33
米子		11:34	13:54	15:34
暮坪		11:37	13:57	15:37
立岩前		11:37	13:57	15:37
鈴		11:39	13:59	15:39
鈴公民館前		11:40	14:00	15:40
五十川駅前	C	11:43	14:03	15:43
五十川公民館		11:44	14:04	15:44
五十川郵便局前		11:45	14:05	15:45
五十川		11:46	14:06	15:46
安土		11:48	14:08	15:48
三浦商店前		11:52	14:12	15:52
山五十川公民館		11:53	14:13	15:53
山戸Aコープ		11:54	14:14	15:54
山五十川診療所		11:54	14:14	15:54
戸沢自動車前		11:59	14:19	15:59
戸沢		11:59	14:19	15:59
強龍寺前		12:01	14:21	16:01

【利用料金】A・B・Cの各料金区分内の乗降は200円。料金区分を超える乗降は400円。
例) 暮坪～バラ園 → 200円、山五十川公民館～温海クリニック → 400円

お問合せ先：【温海地域公共交通運営協議会事務局】

温海庁舎総務企画課内 ☎ 4 3 - 4 6 1 1

〔月曜日～金曜日（祝日は除く） 8:30～17:15〕



ホームページの
QRコードはこちら

令和 7 年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 酒田市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・ 地域公共交通会議における、市内交通ネットワークの課題に関する年 2 回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善 (酒田市)
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。(酒田市、事業者)
 - ・ GTFS-JP の作成・提供 (酒田市)
 - ・ 本市作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介 (酒田市)
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業 3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(酒田市)
 - ・ 地域公共交通計画の<施策・事業 2-1-1>によって導入される交通系 IC カードについて、市民や来訪者への普及啓発 (事業者、酒田市)
 - ・ 本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの今後導入について検討 (酒田市、事業者)
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の酒田市相当分の達成
 - ・ 県全体目標値 (目標年度：R7)
 - RESAS の移動実態数値 (本県への来訪者数等)：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・ 酒田市目標値 (目標年度：R7)
 - 県外 4,687 人、県内 3,828 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 3 の酒田市相当分の達成
 - ・ 県全体目標値 (目標年度：R7)
 - 市町村総合交付金対象路線・サービス (本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体) の人口あたりの乗車人員：2.50 回/人
 - ・ 酒田市の目標値 (目標年度：R7)
 - 1.2 回/人 (直近年度の実績 160,668 人)
- 山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 4 の酒田市相当分の達成
 - ・ 県全体目標値 (目標年度：R7)
 - 市町村の移動サービスに対する負担額
 - 地域鉄道 : 7,203 万 6 千円 (直近年度の実績 7,203 万 6 千円)
 - 路線バス : 4 億 6,000 万円 (直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円)
 - コミュニティバス : 4 億 4,000 万円 (直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円)
 - デマンド交通 : 1 億 5,000 万円 (直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円)
 - タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 103 千円)

・ 酒田市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス：7,179万3千円（直近年度の実績7,040万円）

デマンド交通：3,908万9千円（直近年度の実績2,845万1千円）

○ 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

令和6年10月1日～令和7年9月30日】 ※令和7年4月にダイヤ改正

・ ダイヤ改正の概要

① るるんバス路線の一部変更

酒田商業高校跡地に交流拠点施設「いろは蔵パーク」が令和7年3月27日竣工を予定しており、それに合わせて4月よりバス停及び一部経路等を見直し

② デマンドタクシーの運行エリアの一部変更

上記及びこれまで得られた利用者からのニーズを踏まえた指定乗降場所等を見直し

系統名 （国庫補助対象路線）		利用者数（人） （直近年度の実績）		収支率（％） （直近年度の実績）		酒田市負担額（千円） （直近年度の実績）	
コミュニティバス	市内循環A線	30,582	(35,372)	32.5	(35.4)	11,092	(10,928)
	市内循環B線	31,182	(34,169)	32.7	(32.5)	11,222	(11,585)
	市内循環C線	3,993	(6,147)	10.5	(15.3)	5,956	(5,764)
	市内循環D線	3,993	(5,554)	10.3	(15.5)	6,046	(5,833)
	酒田駅大学線1	17,606	(31,790)	15.5	(25.4)	16,744	(15,229)
	酒田駅大学線2	5,869	(9,012)	19.1	(24.5)	4,341	(4,371)
	酒田駅大学線3	3,912	(7,864)	13.9	(25.5)	4,235	(3,765)
	酒田駅大学線4	3,912	(2,757)	40.2	(25.5)	1,016	(1,319)
	酒田駅大学線5	3,912	(3,958)	27.8	(25.5)	1,776	(1,893)
	酒田駅大学線6	1,956	(1,308)	42.4	(25.5)	463	(625)
	古湊アイアイひらた線	9,166	(9,919)	15.2	(16.9)	8,900	(9,089)
デマンド交通	新堀・広野地区	447	(603)	15.3	(17.8)	1,234	(1,348)
	東平田・中平田・北平田地区	1,187	(1,042)	14.2	(16.0)	3,584	(2,519)
	西荒瀬・南遊佐地区	1,640	(1,823)	17.2	(20.5)	3,957	(3,312)
	本楯・上田地区	999	(779)	14.8	(16.4)	2,879	(1,974)
	浜中・黒森・十坂地区	1,174	(1,542)	15.6	(11.6)	3,171	(3,334)
	八幡地域	1,494	(2,491)	15.6	(11.8)	4,035	(5,743)
	松山地域	2,382	(1,702)	16.1	(13.7)	6,227	(4,063)
	平田地域	1,598	(1,380)	15.6	(15.6)	4,316	(2,964)
	平田総合支所管内便	1,598	(1,456)	9.4	(9.5)	4,636	(3,195)

○ 事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、酒田市の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○ 上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRESASの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線については、その運行に係る費用総額 1 億 3,204 万円のうち、酒田市では運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、補助対象路線への上記酒田市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する酒田市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

古湊アイアイひらた線（月水金曜日の運行）と曜日を分け、週 3 日の運行日であった市内循環 C 線・D 線を路線改編し、酒田駅飯森山線の一部経路を統合した新しい市内循環 C 線・D 線を運行している。運行経路の増加に加え、運行日を週 3 日から平日運行に拡充することで利便性向上と利用者数の増加を図るため、古湊アイアイひらた線と曜日を分け合わずに運行できるよう、ノンステップ型のバスを 1 台購入して運行に使用している。

また、主として酒田駅大学線で使用しているバス車両は、導入から 16 年を超えており、毎日運行の路線として使用頻度が高いことなどもあって、老朽化が著しい状況となっている。

もし、修繕機会の増加や長期化が重なって必要な車両数に不足が生じ、路線運休につながることであれば、利用者の利便性と信頼を大きく失うこととなる。

安全安心な公共交通を維持し、通院、買物、通学、通勤、観光といった日常生活に必要な移動手段を確保するため、今回ノンステップ型のバスを 1 台購入する必要がある。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果**【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】****（1）事業の目標****○ 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の酒田市相当分の達成**

- ・ 県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

- ・ 酒田市の目標値（目標年度：R7）

1.2 回／人（直近年度の実績 160,668 人）

○ 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の酒田市相当分の達成

- ・ 県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 103 千円）

- ・ 酒田市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス：7,179 万 3 千円（直近年度の実績 7,040 万円）

デマンド交通：3,908 万 9 千円（直近年度の実績 2,845 万 1 千円）

○ 上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

【令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日】 ※令和 7 年 4 月に路線改編

- ・ 路線改編の概要：るんるんバス路線の一部変更

酒田商業高校跡地に交流拠点施設「いろは蔵パーク」が令和 7 年 4 月 3 月 27 日竣工を予定しており、それに合わせて 4 月よりバス停及び一部経路等を見直し

系統名 (国庫補助対象路線)	利用者数(人) (直近年度の実績)	収支率(%) (直近年度の実績)	酒田市負担額(千円) (直近年度の実績)
市内循環C線	3,993 (6,147)	10.5 (15.3)	5,956 (5,764)
市内循環D線	3,993 (5,554)	10.3 (15.5)	6,046 (5,833)
酒田駅大学線1	17,606 (31,790)	15.5 (25.4)	16,744 (15,229)
酒田駅大学線2	5,869 (9,012)	19.1 (24.5)	4,341 (4,371)
酒田駅大学線3	3,912 (7,864)	13.9 (25.5)	4,235 (3,765)
酒田駅大学線4	3,912 (2,757)	40.2 (25.5)	1,016 (1,319)
酒田駅大学線5	3,912 (3,958)	27.8 (25.5)	1,776 (1,893)
酒田駅大学線6	1,956 (1,308)	42.4 (25.5)	463 (625)

(2) 事業の効果

市内循環C線・D線を維持することにより、市街地の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

また、酒田駅大学線を維持することにより、宮野浦地域の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。沿線には大学や工業団地、観光施設などもあり、通学、通勤、観光など、さまざまなニーズに対応する路線を維持することによって、外出促進や地域活性化にもつながる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内循環C線・D線について、車両の取得に係る費用21,439千円(総額21,513千円)のうち、酒田市は国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

また、地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る酒田駅大学線については、車両の取得に係る費用24,062千円(見込み)のうち、酒田市は国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○山形県地域公共交通活性化協議会

<令和5年度>

- ・令和5年6月28日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和5年10月31日(第2回): 地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の(日付は書面協議成立時) 変更等について
- ・令和5年12月8日(第3回): 山形県地域公共交通計画の改正について(日付は書面協議成立時)
- ・令和6年1月30日(第4回): 令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催
- ・令和6年3月25日(第5回): 山形県地域公共交通計画の変更等について(日付は書面協議成立時)

＜令和６年度＞

- ・令和６年６月26日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和６年９月６日（第２回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和７年１月30日（第３回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和７年３月 日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）

＜令和５年度＞

- ・令和５年７月12日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」（日付は書面報告日）の変更に係る報告について
- ・令和６年２月15日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

＜令和６年度＞

- ・令和６年９月２日：次期地域公共交通計画の策定等について
- ・令和６年12月２日：地域旅客運送サービス継続事業の実施方針（案）等について
- ・令和７年１月17日：地域旅客運送サービス継続事業に係る協議等について

○ 酒田市地域公共交通会議

＜令和５年度＞

- ・令和５年６月７日（第１回）：酒田第一タクシー(株)の乗合タクシー運賃の変更について（日付は書面報告日）
- ・令和５年７月５日（第２回）：生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）に関する事業評価について（(株)観光タクシー）生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）（酒田第一タクシー(株)）
- ・令和５年９月５日（第３回）：自家用有償旅客運送に係る有効期間の更新の登録について

＜令和６年度＞

- ・令和７年１月30日（第１回）：酒田市乗合バスの運行内容の変更について
酒田市乗合タクシーの運行内容の変更について
生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）
に関する事業評価について（酒田第一タクシー(株)）

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により酒田市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

酒田市地域公共交通計画の策定及び路線改編の実施に際しては、利用者アンケートの実施、地域団体・交通事業者等との意見交換会、パブリックコメントの実施、酒田市地域公共交通会議で出された意見なども内容に反映させている。

現在、市内の大学生・高校生とその保護者を対象にアンケートを実施しており、今後も継続的にアンケートなどによって得られた利用者ニーズを収集しながら、公共交通施策や運行内容に反映させていく。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 酒田市本町二丁目2番45号(所 属) 酒田市企画部都市デザイン課(氏 名) 岩崎 進(電 話) 0234-26-5756(e-mail) kotu@city.sakata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間 幹線系統等と接 続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
酒田市	酒田市	(1) 市内循環A線	酒田駅前	中町、日本海総合病院	酒田駅前	往 21.3km 循環	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(2) 市内循環B線	酒田駅前	日本海総合病院、中町	酒田駅前	循環 復 21.6km	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(3) 市内循環C線	中町	酒田駅、日本海総合病院	中町	往 22.4km 循環	244日	976回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(4) 市内循環D線	中町	日本海総合病院、酒田駅	中町	循環 復 22.9km	244日	976回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(5) 酒田駅大学線1	酒田駅前	中町、若宮町	日本海総合病院	往 19.9km 復 20.1km	363日	1,359.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(6) 酒田駅大学線2	酒田駅前	中町、高見台	日本海総合病院	往 18.6km 復 16.3km	363日	544.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(7) 酒田駅大学線3	酒田駅前	日和山公園、中町、若宮町	日本海総合病院	往 22.4km 復 22.3km	363日	637.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(8) 酒田駅大学線4	酒田駅前	中町	工業団地前	往 7.8km 復 km	363日	363.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(9) 酒田駅大学線5	大学前	若宮町、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 11.2km	363日	363.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(10) 酒田駅大学線6	大学前	高見台、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 7.4km	363日	181.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(11) 古湊アイアイひらた線	古湊	栄町、中町、砂越駅前	アイアイひらた	往 28.3km 復 28.0km	155日	620回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
	酒田合同自動車(株) 酒田第一タクシー(株) 港タクシー(株) 松山観光タクシー(有) (株)観光タクシー	(12) 新堀・広野地区		新堀・広野地区		往 km 復 km	129日	336回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(13) 東平田・中平田・北平田地区		東平田・中平田・北平田地区		往 km 復 km	138日	974回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(14) 西荒瀬・南遊佐地区		西荒瀬・南遊佐地区		往 km 復 km	147日	1,008回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(15) 本楯・上田地区		本楯・上田地区		往 km 復 km	132日	775回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(16) 浜中・黒森・十坂地区		浜中・黒森・十坂地区		往 km 復 km	147日	822回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(17) 八幡地域		八幡地域		往 km 復 km	147日	1,046回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(18) 松山地域		松山地域		往 km 復 km	143日	1,514回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(19) 平田地域		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(20) 平田総合支所管内便		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	②(1)	砂越駅でJR羽越本線と接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記す。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間 幹線系統等と接 続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
酒田市	酒田市	(1) 市内循環A線	酒田駅前	中町、日本海総合病院	酒田駅前	往 21.3km 循環	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(2) 市内循環B線	酒田駅前	日本海総合病院、中町	酒田駅前	循環 復 21.6km	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(3) 市内循環C線	中町	酒田駅、日本海総合病院	中町	往 22.4km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(4) 市内循環D線	中町	日本海総合病院、酒田駅	中町	循環 復 22.9km	242日	968回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(5) 酒田駅大学線1	酒田駅前	中町、若宮町	日本海総合病院	往 19.9km 復 20.1km	363日	1,089.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(6) 酒田駅大学線2	酒田駅前	中町、高見台	日本海総合病院	往 18.6km 復 16.3km	363日	544.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(7) 酒田駅大学線3	酒田駅前	日和山公園、中町、若宮町	日本海総合病院	往 22.4km 復 22.3km	363日	907.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(8) 酒田駅大学線4	酒田駅前	中町	工業団地前	往 7.8km 復 km	363日	363.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(9) 酒田駅大学線5	大学前	若宮町、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 11.2km	363日	363回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(10) 酒田駅大学線6	大学前	高見台、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 7.4km	363日	181.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(11) 古湊アイアイひらた線	古湊	栄町、中町、砂越駅前	アイアイひらた	往 28.3km 復 28.0km	156日	624回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
	酒田合同自動車(株)酒田第一タクシー(株)港タクシー(株)松山観光タクシー(有) 観光光タクシー	(12) 新堀・広野地区		新堀・広野地区		往 km 復 km	129日	336回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(13) 東平田・中平田・北平田地区		東平田・中平田・北平田地区		往 km 復 km	138日	974回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(14) 西荒瀬・南遊佐地区		西荒瀬・南遊佐地区		往 km 復 km	147日	1,008回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(15) 本楯・上田地区		本楯・上田地区		往 km 復 km	132日	775回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(16) 浜中・黒森・十坂地区		浜中・黒森・十坂地区		往 km 復 km	147日	822回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(17) 八幡地域		八幡地域		往 km 復 km	147日	1,046回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(18) 松山地域		松山地域		往 km 復 km	143日	1,514回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(19) 平田地域		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(20) 平田総合支所管内便		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	②(1)	砂越駅でJR羽越本線と接続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記す。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間 幹線系統等と接 続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
酒田市	酒田市	(1) 市内循環A線	酒田駅前	中町、日本海総合病院	酒田駅前	往 21.3km 循環	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(2) 市内循環B線	酒田駅前	日本海総合病院、中町	酒田駅前	循環 復 21.6km	363日	2,541回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(3) 市内循環C線	中町	酒田駅、日本海総合病院	中町	往 22.4km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(4) 市内循環D線	中町	日本海総合病院、酒田駅	中町	循環 復 22.9km	242日	968回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(5) 酒田駅大学線1	酒田駅前	中町、若宮町	日本海総合病院	往 19.9km 復 20.1km	363日	1,089.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(6) 酒田駅大学線2	酒田駅前	中町、高見台	日本海総合病院	往 18.6km 復 16.3km	363日	544.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(7) 酒田駅大学線3	酒田駅前	日和山公園、中町、若宮町	日本海総合病院	往 22.4km 復 22.3km	363日	907.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(8) 酒田駅大学線4	酒田駅前	中町	工業団地前	往 7.8km 復 km	363日	363.0回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(9) 酒田駅大学線5	大学前	若宮町、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 11.2km	363日	363回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(10) 酒田駅大学線6	大学前	高見台、酒田市役所前	酒田駅前	往 km 復 7.4km	363日	181.5回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(11) 古湊アイアイひらた線	古湊	栄町、中町、砂越駅前	アイアイひらた	往 28.3km 復 28.0km	156日	624回			路線定期運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
	酒田合同自動車(株) 酒田第一タクシー(株) 港タクシー(株) 松山観光タクシー(有) (株)観光タクシー	(12) 新堀・広野地区		新堀・広野地区		往 km 復 km	129日	336回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(13) 東平田・中平田・北平田地区		東平田・中平田・北平田地区		往 km 復 km	138日	974回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(14) 西荒瀬・南遊佐地区		西荒瀬・南遊佐地区		往 km 復 km	147日	1,008回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(15) 本楯・上田地区		本楯・上田地区		往 km 復 km	132日	775回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(16) 浜中・黒森・十坂地区		浜中・黒森・十坂地区		往 km 復 km	147日	822回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(17) 八幡地域		八幡地域		往 km 復 km	147日	1,046回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(18) 松山地域		松山地域		往 km 復 km	143日	1,514回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(19) 平田地域		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	①	酒田駅、日本海総合病院、中町周辺で補助対象地域間幹線系統(三川酒田線)と接続	③
		(20) 平田総合支所管内便		平田地域		往 km 復 km	147日	1,119回			区域運行	②(1)	砂越駅でJR羽越本線と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請 番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車 定員	購入年月	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
酒田市	酒田市	1	(3) 市内循環C線 (4) 市内循環D線	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	27	R4.5			一括
	酒田市	2	(5) ～ 酒田駅大学線 (10)	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	34	R6.12			一括
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

令和7年4月からの

酒田市バスブック

いろは蔵パーク
にも行けるのん！



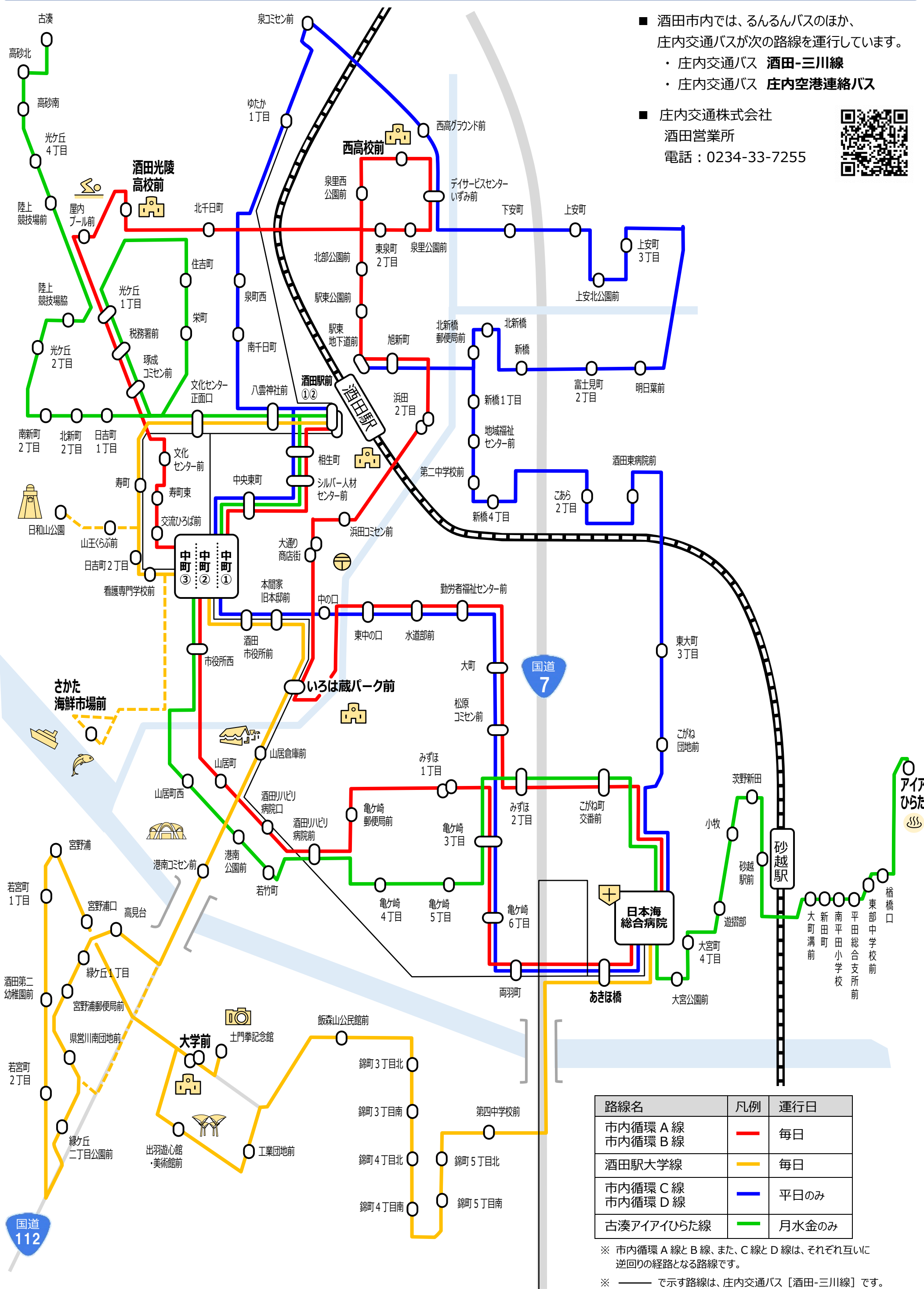
るんるんバス

- 1～2P 簡易路線図
- 3～4P ご利用案内
- 5～6P 市内循環A線
- 7～8P 市内循環B線
- 9～10P 市内循環C線・D線
- 11～12P 古湊アイアイひらた線
- 13～15P 酒田駅大学線

庄内交通バス

- 17～18P 三川-酒田線
- 19P 庄内空港連絡バス





酒田市るんるんバス ご利用案内

● バス料金 … 運賃先払い

・ 大人	200 円
・ 小学生、中学生、高校生	100 円
・ 運転経歴証明書 [※] を提示した方（運転免許自主返納者等）	
・ 障がい者 （身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示した方）	
・ 障がい者の介助者 （身体障害者手帳第 1 種、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級を提示する方の介助者 1 人）	無料
・ 未就学児	

※ 運転経歴証明書や各種障害者手帳は、乗車前に運転手に提示してください。

● 回数乗車券 … 1,500 円（200 円券の 10 枚つづり）

※ バス車内、市役所 5 階都市デザイン課、総合文化センター、各総合支所で販売しています。

● 運行日 … 各路線ごとの時刻表（6 ページ～）を参照してください。

12 月 31 日、1 月 1 日は全路線で運休となります。

● バスロケーションシステム

各路線のバスが今どこを走っているか確認できます！ 簡単で便利！



【お問い合わせ】

酒田市 都市デザイン課 地域公共交通係 電話：0234-26-5756
庄内交通株式会社 酒田営業所 電話：0234-33-7255

● デマンドタクシー（事前登録・予約型の乗り合いタクシー）

運行地区にお住まいの方が利用できます。事前の登録と予約が必要です。
運行地区は、次のとおりです。

新堀・広野	東平田・中平田・北平田	西荒瀬・南遊佐
本楯・上田	浜中・黒森・十坂	八幡、松山、平田

※ 運行地区に生家がある方などの登録、利用については、問い合わせてください。

通学でも
利用できます！

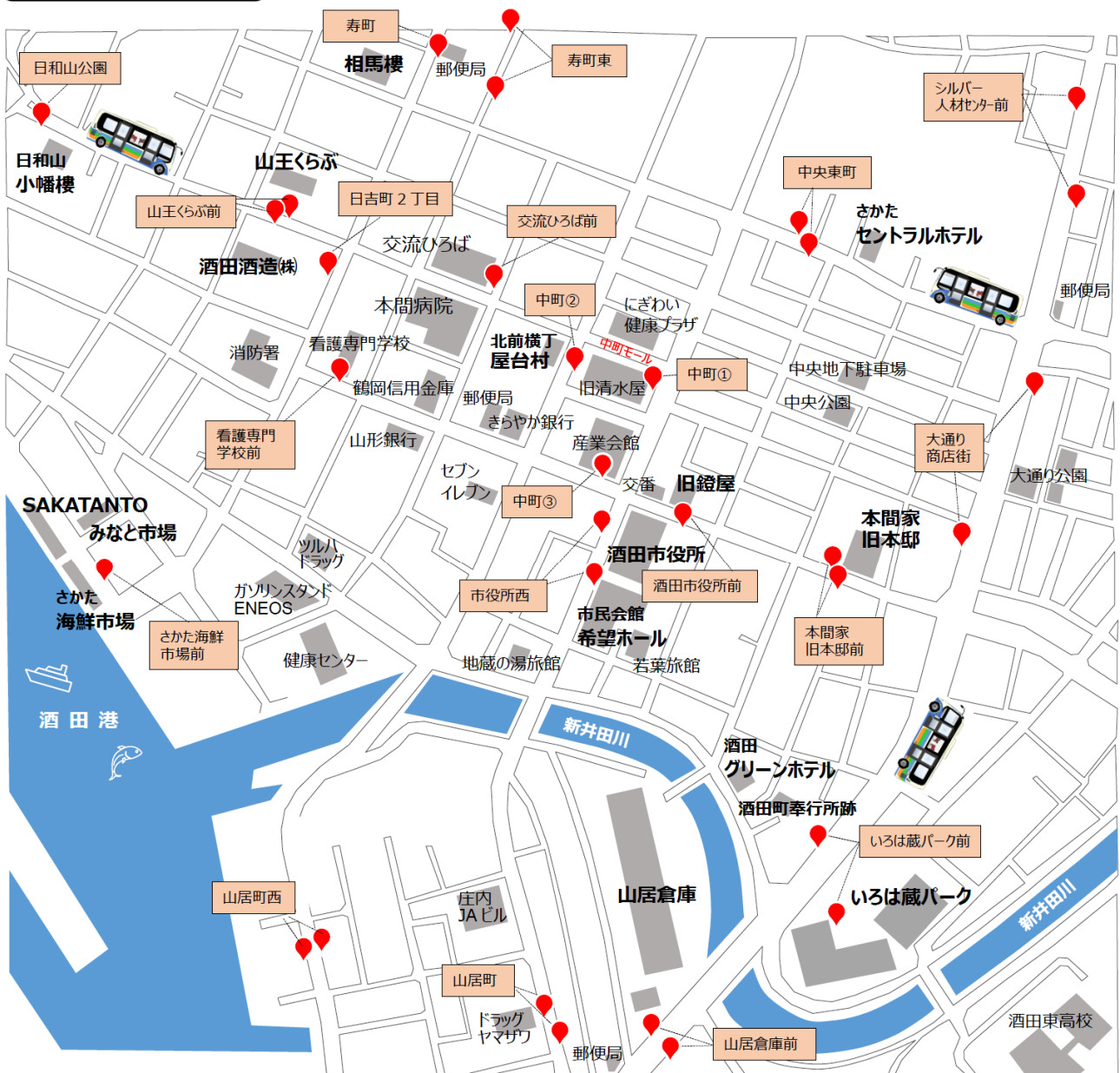
酒田駅 周辺のバス停



中町 周辺のバス停

 : バス停の位置

※ 停車するバス停は、各路線ごとに異なりますのでご注意ください。

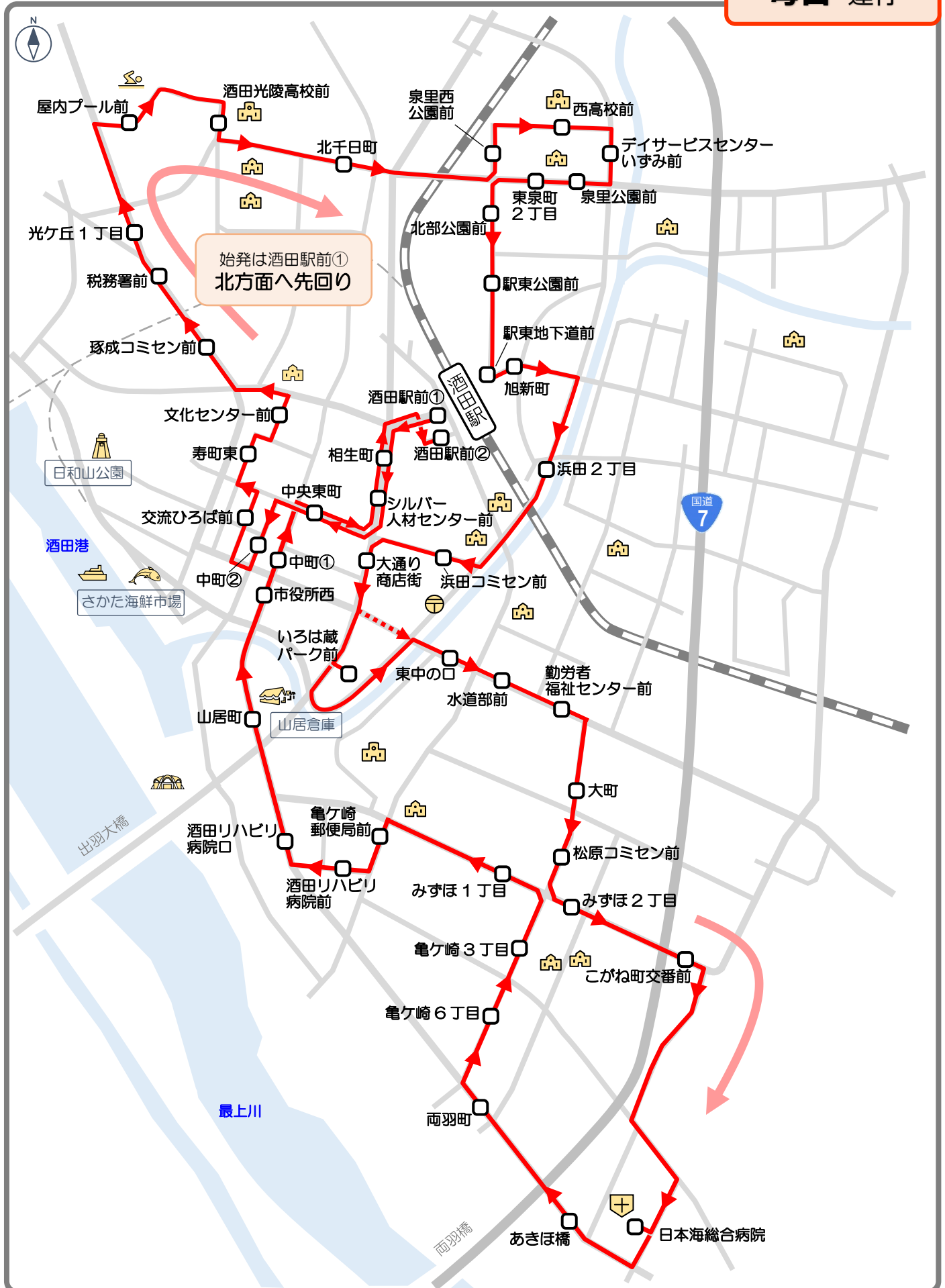


《変更》
令和 7 年 4 月

市内循環 A 線

るるるんバス

毎日 運行



【市内循環A線】 毎日運行 : 酒田駅前① 発 ▶ 中町② ▶ 光ヶ丘・東泉町 先回り

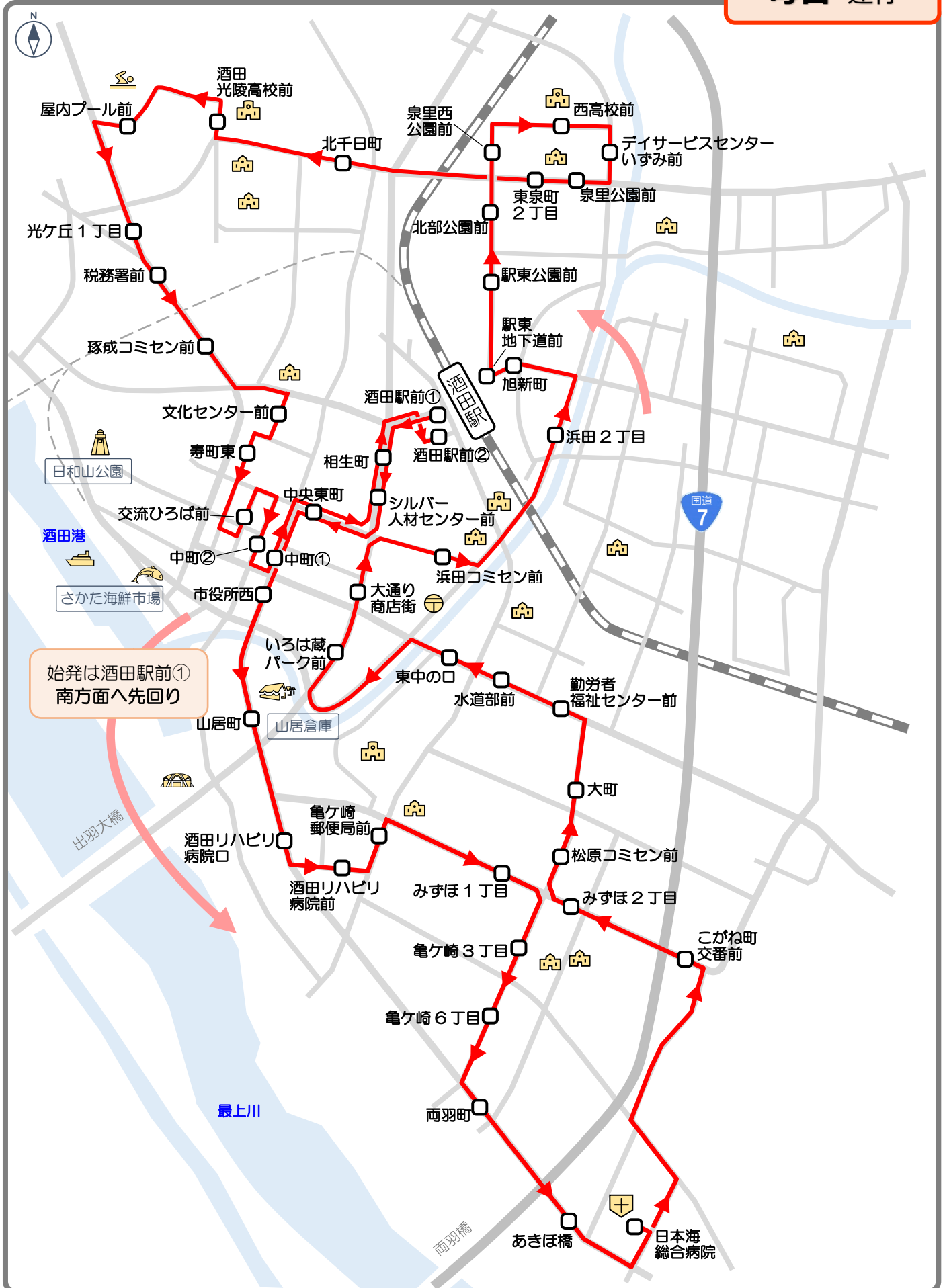
停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
酒田駅前 ①	7:40	9:38	11:15	13:10	14:55	16:30	18:10
相生町	7:41	9:39	11:16	13:11	14:56	16:31	18:11
シルバー人材センター前	7:41	9:39	11:16	13:11	14:56	16:31	18:11
中央東町	7:43	9:40	11:17	13:12	14:57	16:32	18:12
中町 ②	7:44	9:41	11:18	13:13	14:58	16:33	18:13
交流ひろば前	7:46	9:42	11:19	13:14	14:59	16:34	18:14
寿町東	7:48	9:44	11:21	13:16	15:01	16:36	18:16
文化センター前	7:49	9:45	11:22	13:17	15:02	16:37	18:17
琢成コミセン前	7:51	9:47	11:24	13:19	15:04	16:39	18:19
税務署前	7:52	9:48	11:25	13:20	15:05	16:40	18:20
光ヶ丘1丁目	7:53	9:49	11:26	13:21	15:06	16:41	18:21
屋内プール前	7:55	9:51	11:28	13:23	15:08	16:43	18:23
酒田光陵高校前	7:56	9:52	11:29	13:24	15:09	16:44	18:24
北千日町	7:58	9:54	11:31	13:26	15:11	16:46	18:26
泉里西公園前	8:01	9:57	11:34	13:29	15:14	16:49	18:29
西高校前	8:02	9:58	11:35	13:30	15:15	16:50	18:30
デパート前-いずみ前	8:03	9:59	11:36	13:31	15:16	16:51	18:31
泉里公園前	8:05	10:00	11:37	13:32	15:17	16:52	18:32
東泉町2丁目	8:05	10:00	11:37	13:32	15:17	16:52	18:32
北部公園前	8:06	10:01	11:38	13:33	15:18	16:53	18:33
駅東公園前	8:07	10:02	11:39	13:34	15:19	16:54	18:34
駅東地下道前	8:09	10:03	11:40	13:35	15:20	16:55	18:35
旭新町	8:10	10:04	11:41	13:36	15:21	16:56	18:36
浜田2丁目	8:12	10:06	11:43	13:38	15:23	16:58	18:38
浜田コミセン前	8:14	10:07	11:44	13:39	15:24	16:59	18:39
大通り商店街	8:16	10:09	11:46	13:41	15:26	17:01	18:41
いろは蔵パーク前 New!!	-	10:12	11:49	13:44	15:29	17:04	18:44
東中の口	8:18	10:14	11:51	13:46	15:31	17:06	18:46
水道部前	8:19	10:15	11:52	13:47	15:32	17:07	18:47
勤労者福祉センター前	8:20	10:16	11:53	13:48	15:33	17:08	18:48
大町	8:22	10:18	11:55	13:50	15:35	17:10	18:50
松原コミセン前	8:23	10:19	11:56	13:51	15:36	17:11	18:51
みずほ2丁目	8:25	10:20	11:57	13:52	15:37	17:12	18:52
こがね町交番前	8:27	10:22	11:59	13:54	15:39	17:14	18:54
日本海総合病院	8:32	10:25	12:02	13:57	15:42	17:17	18:57
あきほ橋	8:34	10:27	12:04	13:59	15:44	17:19	18:59
両羽町	8:38	10:30	12:07	14:02	15:47	17:22	19:02
亀ヶ崎6丁目	8:39	10:31	12:08	14:03	15:48	17:23	19:03
亀ヶ崎3丁目	8:40	10:32	12:09	14:04	15:49	17:24	19:04
みずほ1丁目	8:41	10:33	12:10	14:05	15:50	17:25	19:05
亀ヶ崎郵便局前	8:42	10:34	12:11	14:06	15:51	17:26	19:06
酒田リハビリ病院前	8:43	10:35	12:12	14:07	15:52	17:27	19:07
酒田リハビリ病院口	8:44	10:36	12:13	14:08	15:53	17:28	19:08
山居町	8:46	10:38	12:15	14:10	15:55	17:30	19:10
市役所西	8:48	10:40	12:17	14:12	15:57	17:32	19:12
中町 ①	8:49	10:41	12:18	14:13	15:58	17:33	19:13
中央東町	8:50	10:42	12:19	14:14	15:59	17:34	19:14
シルバー人材センター前	8:51	10:43	12:20	14:15	16:00	17:35	19:15
相生町	8:51	10:43	12:20	14:15	16:00	17:35	19:15
酒田駅前 ②	8:52	10:44	12:21	14:16	16:01	17:36	19:16

《変更》
令和 7 年 4 月

市内循環 B 線

るるるんバス

毎日 運行



【市内循環B線】 毎日運行 : 酒田駅前① 発 ▶ 市役所西 ▶ 亀ヶ崎・日本海総合病院 先回り

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
酒田駅前 ①	7:15	9:00	10:40	12:20	14:00	15:45	17:30
相生町	7:16	9:01	10:41	12:21	14:01	15:46	17:31
シルバー人材センター前	7:16	9:01	10:41	12:21	14:01	15:46	17:31
中央東町	7:18	9:02	10:42	12:22	14:02	15:47	17:32
市役所西	7:20	9:04	10:44	12:24	14:04	15:49	17:34
山居町	7:22	9:06	10:46	12:26	14:06	15:51	17:36
酒田リハビリ病院口	7:24	9:07	10:47	12:27	14:07	15:52	17:37
酒田リハビリ病院前	7:25	9:08	10:48	12:28	14:08	15:53	17:38
亀ヶ崎郵便局前	7:26	9:09	10:49	12:29	14:09	15:54	17:39
みずほ1丁目	7:28	9:11	10:51	12:31	14:11	15:56	17:41
亀ヶ崎3丁目	7:29	9:12	10:52	12:32	14:12	15:57	17:42
亀ヶ崎6丁目	7:30	9:13	10:53	12:33	14:13	15:58	17:43
両羽町	7:31	9:14	10:54	12:34	14:14	15:59	17:44
あきほ橋	7:34	9:17	10:57	12:37	14:17	16:02	17:47
日本海総合病院	7:36	9:19	10:59	12:39	14:19	16:04	17:49
こがね町交番前	7:40	9:22	11:02	12:42	14:22	16:07	17:52
みずほ2丁目	7:43	9:24	11:04	12:44	14:24	16:09	17:54
松原コミセン前	7:44	9:24	11:04	12:44	14:24	16:09	17:54
大町	7:45	9:25	11:05	12:45	14:25	16:10	17:55
勤労者福祉センター前	7:47	9:27	11:07	12:47	14:27	16:12	17:57
水道部前	7:48	9:28	11:08	12:48	14:28	16:13	17:58
東中の口	7:49	9:29	11:09	12:49	14:29	16:14	17:59
いろは蔵パーク前 New!!	7:51	9:31	11:11	12:51	14:31	16:16	18:01
大通り商店街	7:53	9:33	11:13	12:53	14:33	16:18	18:03
浜田コミセン前	7:54	9:34	11:14	12:54	14:34	16:19	18:04
浜田2丁目	7:56	9:36	11:16	12:56	14:36	16:21	18:06
旭新町	7:58	9:38	11:18	12:58	14:38	16:23	18:08
駅東地下道前	8:00	9:39	11:19	12:59	14:39	16:24	18:09
駅東公園前	8:01	9:40	11:20	13:00	14:40	16:25	18:10
北部公園前	8:02	9:41	11:21	13:01	14:41	16:26	18:11
泉里西公園前	8:03	9:42	11:22	13:02	14:42	16:27	18:12
西高校前	8:04	9:43	11:23	13:03	14:43	16:28	18:13
デパート前	8:05	9:44	11:24	13:04	14:44	16:29	18:14
泉里公園前	8:07	9:45	11:25	13:05	14:45	16:30	18:15
東泉町2丁目	8:07	9:45	11:25	13:05	14:45	16:30	18:15
北千日町	8:09	9:47	11:27	13:07	14:47	16:32	18:17
酒田光陵高校前	8:12	9:49	11:29	13:09	14:49	16:34	18:19
屋内プール前	8:13	9:50	11:30	13:10	14:50	16:35	18:20
光ヶ丘1丁目	8:15	9:52	11:32	13:12	14:52	16:37	18:22
税務署前	8:16	9:53	11:33	13:13	14:53	16:38	18:23
琢成コミセン前	8:17	9:54	11:34	13:14	14:54	16:39	18:24
文化センター前	8:19	9:56	11:36	13:16	14:56	16:41	18:26
寿町東	8:20	9:57	11:37	13:17	14:57	16:42	18:27
交流ひろば前	8:22	9:59	11:39	13:19	14:59	16:44	18:29
中町 ②	8:24	10:00	11:40	13:20	15:00	16:45	18:30
中町 ①	8:26	10:01	11:41	13:21	15:01	16:46	18:31
中央東町	8:27	10:02	11:42	13:22	15:02	16:47	18:32
シルバー人材センター前	8:28	10:03	11:43	13:23	15:03	16:48	18:33
相生町	8:28	10:03	11:43	13:23	15:03	16:48	18:33
酒田駅前 ②	8:29	10:04	11:44	13:24	15:04	16:49	18:34

平日 運行



【市内循環C線】 平日運行

中町① 発 ▶ 酒田駅前・ゆたか 先回り

停留所名	1便	2便	3便	4便
中町 ①	7:10	10:35	14:00	17:30
中央東町	7:11	10:36	14:01	17:31
シルバー人材センター前	7:12	10:37	14:02	17:32
相生町	7:12	10:37	14:02	17:32
酒田駅前 ①	7:14	10:39	14:04	17:34
八雲神社前	7:15	10:40	14:05	17:35
南千日町	7:17	10:42	14:07	17:37
泉町西	7:18	10:43	14:08	17:38
ゆたか1丁目	7:20	10:45	14:10	17:40
泉コミセン前	7:21	10:46	14:11	17:41
西高グラウンド前	7:24	10:49	14:14	17:44
デパート・センターいすみ前	7:24	10:49	14:14	17:44
下安町	7:26	10:51	14:16	17:46
上安町	7:27	10:52	14:17	17:47
上安北公園前	7:28	10:53	14:18	17:48
上安町3丁目	7:29	10:54	14:19	17:49
明日葉前	7:35	11:00	14:25	17:55
富士見町2丁目	7:35	11:00	14:25	17:55
新橋	7:37	11:02	14:27	17:57
北新橋	7:38	11:03	14:28	17:58
北新橋郵便局前	7:39	11:04	14:29	17:59
旭新町（南側）	7:41	11:06	14:31	18:01
駅東地下道前	7:42	11:07	14:32	18:02
旭新町（北側）	7:43	11:08	14:33	18:03
新橋1丁目	7:45	11:10	14:35	18:05
地域福祉センター前	7:46	11:11	14:36	18:06
第二中学校前	7:47	11:12	14:37	18:07
新橋4丁目	7:48	11:13	14:38	18:08
こあら2丁目	7:52	11:17	14:42	18:12
酒田東病院前	7:53	11:18	14:43	18:13
東大町3丁目	7:57	11:22	14:47	18:17
こがね団地前	7:58	11:23	14:48	18:18
日本海総合病院	8:01	11:26	14:51	18:21
あきほ橋	8:03	11:28	14:53	18:23
両羽町	8:06	11:31	14:56	18:26
亀ヶ崎6丁目	8:07	11:32	14:57	18:27
亀ヶ崎3丁目	8:08	11:33	14:58	18:28
松原コミセン前	8:09	11:34	14:59	18:29
大町	8:10	11:35	15:00	18:30
勤労者福祉センター前	8:12	11:37	15:02	18:32
水道部前	8:13	11:38	15:03	18:33
東中の口	8:14	11:39	15:04	18:34
中の口	8:15	11:40	15:05	18:35
本間家旧本邸前	8:16	11:41	15:06	18:36
酒田市役所前	8:17	11:42	15:07	18:37
中町 ①	8:18	11:43	15:08	18:38

【市内循環D線】 平日運行

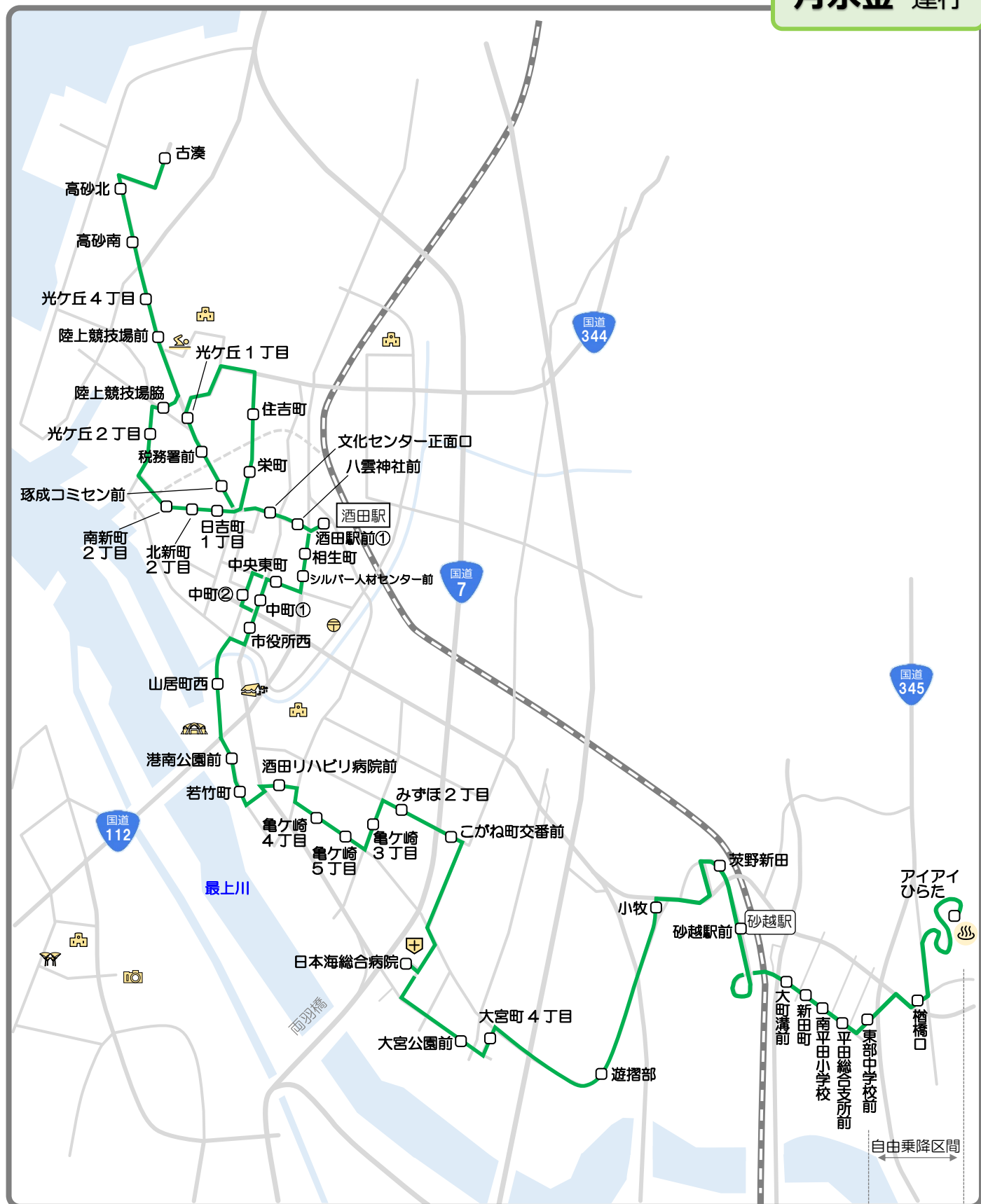
中町② 発 ▶ 亀ヶ崎・日本海総合病院 先回り

停留所名	1便	2便	3便	4便
中町 ②	8:55	12:15	15:40	19:00
本間家旧本邸前	8:57	12:17	15:42	19:02
中の口	8:58	12:18	15:43	19:03
東中の口	8:59	12:19	15:44	19:04
水道部前	9:00	12:20	15:45	19:05
勤労者福祉センター前	9:01	12:21	15:46	19:06
大町	9:03	12:23	15:48	19:08
松原コミセン前	9:04	12:24	15:49	19:09
亀ヶ崎3丁目	9:05	12:25	15:50	19:10
亀ヶ崎6丁目	9:06	12:26	15:51	19:11
両羽町	9:07	12:27	15:52	19:12
あきほ橋	9:10	12:30	15:55	19:15
日本海総合病院	9:12	12:32	15:57	19:17
こがね団地前	9:15	12:35	16:00	19:20
東大町3丁目	9:16	12:36	16:01	19:21
酒田東病院前	9:20	12:40	16:05	19:25
こあら2丁目	9:21	12:41	16:06	19:26
新橋4丁目	9:25	12:45	16:10	19:30
第二中学校前	9:26	12:46	16:11	19:31
地域福祉センター前	9:27	12:47	16:12	19:32
新橋1丁目	9:28	12:48	16:13	19:33
旭新町（南側）	9:30	12:50	16:15	19:35
駅東地下道前	9:31	12:51	16:16	19:36
旭新町（北側）	9:32	12:52	16:17	19:37
北新橋郵便局前	9:34	12:54	16:19	19:39
北新橋	9:35	12:55	16:20	19:40
新橋	9:36	12:56	16:21	19:41
富士見町2丁目	9:38	12:58	16:23	19:43
明日葉前	9:38	12:58	16:23	19:43
上安町3丁目	9:44	13:04	16:29	19:49
上安北公園前	9:45	13:05	16:30	19:50
上安町	9:46	13:06	16:31	19:51
下安町	9:47	13:07	16:32	19:52
デパート・センターいすみ前	9:49	13:09	16:34	19:54
西高グラウンド前	9:49	13:09	16:34	19:54
泉コミセン前	9:52	13:12	16:37	19:57
ゆたか1丁目	9:53	13:13	16:38	19:58
泉町西	9:55	13:15	16:40	20:00
南千日町	9:56	13:16	16:41	20:01
八雲神社前	9:58	13:18	16:43	20:03
酒田駅前 ①	10:00	13:20	16:45	20:05
相生町	10:01	13:21	16:46	20:06
シルバー人材センター前	10:01	13:21	16:46	20:06
中央東町	10:02	13:22	16:47	20:07
中町 ②	10:03	13:23	16:48	20:08

古湊アイアイひらた線

るるんバス

月水金 運行



【古湊アイアイひらた線】月水金運行：アイアイひらた 行き

停留所名	1便	2便	3便	4便
古湊	7:30	10:50	14:00	17:15
高砂北	7:32	10:52	14:02	17:17
高砂南	7:33	10:53	14:03	17:18
光ケ丘4丁目	7:35	10:55	14:05	17:20
陸上競技場前	7:36	10:56	14:06	17:21
陸上競技場脇	7:37	10:57	14:07	17:22
光ケ丘2丁目	7:38	10:58	14:08	17:23
南新町2丁目	7:39	10:59	14:09	17:24
北新町2丁目	7:40	11:00	14:10	17:25
日吉町1丁目	7:41	11:01	14:11	17:26
栄町	7:42	11:02	14:12	17:27
住吉町	7:44	11:04	14:14	17:29
光ケ丘1丁目	7:50	11:10	14:20	17:35
税務署前	7:50	11:10	14:20	17:35
琢成コミセン前	7:51	11:11	14:21	17:36
文化センター正面口	7:52	11:12	14:22	17:37
八雲神社前	7:53	11:13	14:23	17:38
酒田駅前①	7:55	11:15	14:25	17:40
相生町	7:56	11:16	14:26	17:41
シルバー人材センター前	7:56	11:16	14:26	17:41
中央東町	7:57	11:17	14:27	17:42
中町②	7:58	11:18	14:28	17:43
市役所西	7:59	11:19	14:29	17:44
山居町西	8:02	11:22	14:32	17:47
港南公園前	8:05	11:25	14:35	17:50
若竹町	8:06	11:26	14:36	17:51
酒田リハビリ病院前	8:08	11:28	14:38	17:53
亀ケ崎4丁目	8:09	11:29	14:39	17:54
亀ケ崎5丁目	8:10	11:30	14:40	17:55
亀ケ崎3丁目	8:11	11:31	14:41	17:56
みずほ2丁目	8:12	11:32	14:42	17:57
こがね町交番前	8:14	11:34	14:44	17:59
日本海総合病院	8:17	11:37	14:47	18:02
大宮公園前	8:19	11:39	14:49	18:04
大宮町4丁目	8:20	11:40	14:50	18:05
遊摺部	8:23	11:43	14:53	18:08
小牧	8:26	11:46	14:56	18:11
茨野新田	8:28	11:48	14:58	18:13
砂越駅前	8:29	11:49	14:59	18:14
大町溝前	8:31	11:51	15:01	18:16
新田町	8:32	11:52	15:02	18:17
南平田小学校	8:33	11:53	15:03	18:18
平田総合支所前	8:34	11:54	15:04	18:19
東部中学校前	8:36	11:56	15:06	18:21
榑橋口	8:37	11:57	15:07	18:22
アイアイひらた	8:43	12:03	15:13	18:28

【古湊アイアイひらた線】月水金運行：古湊 行き

停留所名	1便	2便	3便	4便
アイアイひらた	9:10	12:25	15:35	18:50
榑橋口	9:16	12:31	15:41	18:56
東部中学校前	9:17	12:32	15:42	18:57
平田総合支所前	9:19	12:34	15:44	18:59
南平田小学校	9:20	12:35	15:45	19:00
新田町	9:21	12:36	15:46	19:01
大町溝前	9:22	12:37	15:47	19:02
砂越駅前	9:24	12:39	15:49	19:04
茨野新田	9:25	12:40	15:50	19:05
小牧	9:27	12:42	15:52	19:07
遊摺部	9:30	12:45	15:55	19:10
大宮町4丁目	9:33	12:48	15:58	19:13
大宮公園前	9:34	12:49	15:59	19:14
日本海総合病院	9:36	12:51	16:01	19:16
こがね町交番前	9:39	12:54	16:04	19:19
みずほ2丁目	9:41	12:56	16:06	19:21
亀ケ崎3丁目	9:42	12:57	16:07	19:22
亀ケ崎5丁目	9:43	12:58	16:08	19:23
亀ケ崎4丁目	9:44	12:59	16:09	19:24
酒田リハビリ病院前	9:45	13:00	16:10	19:25
若竹町	9:47	13:02	16:12	19:27
港南公園前	9:48	13:03	16:13	19:28
山居町西	9:51	13:06	16:16	19:31
市役所西	9:54	13:09	16:19	19:34
中町①	9:55	13:10	16:20	19:35
中央東町	9:56	13:11	16:21	19:36
シルバー人材センター前	9:57	13:12	16:22	19:37
相生町	9:57	13:12	16:22	19:37
酒田駅前①	9:59	13:14	16:24	19:39
八雲神社前	10:00	13:15	16:25	19:40
文化センター正面口	10:01	13:16	16:26	19:41
琢成コミセン前	10:02	13:17	16:27	19:42
税務署前	10:03	13:18	16:28	19:43
光ケ丘1丁目	10:03	13:18	16:28	19:43
住吉町	10:09	13:24	16:34	19:49
栄町	10:11	13:26	16:36	19:51
日吉町1丁目	10:12	13:27	16:37	19:52
北新町2丁目	10:13	13:28	16:38	19:53
南新町2丁目	10:14	13:29	16:39	19:54
光ケ丘2丁目	10:15	13:30	16:40	19:55
陸上競技場脇	10:16	13:31	16:41	19:56
陸上競技場前	10:17	13:32	16:42	19:57
光ケ丘4丁目	10:18	13:33	16:43	19:58
高砂南	10:20	13:35	16:45	20:00
高砂北	10:21	13:36	16:46	20:01
古湊	10:23	13:38	16:48	20:03

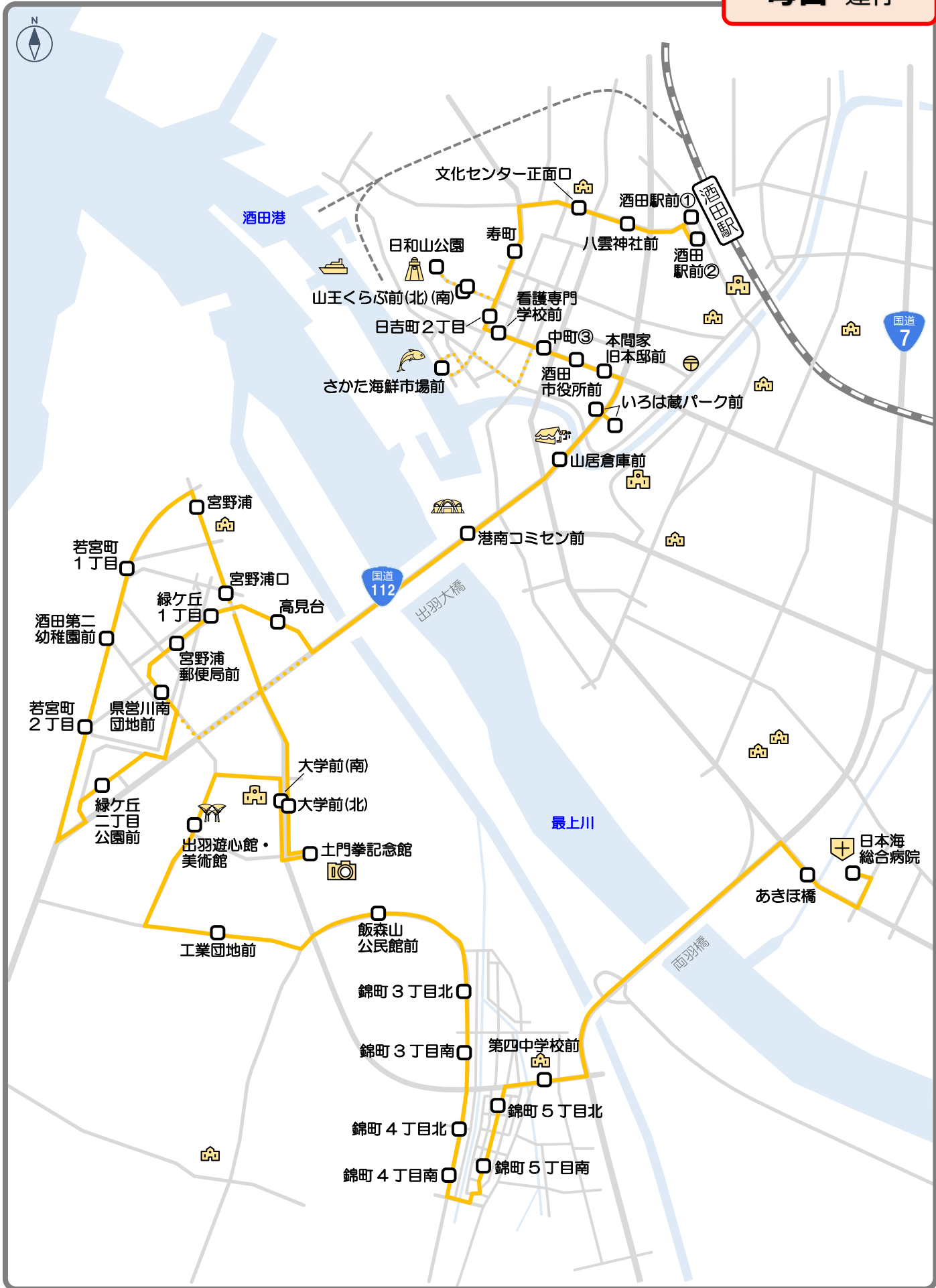
《变更》

令和 7 年 4 月

酒田駅大学線

るんるんバス

毎日 運行



【酒田駅大学線】 毎日運行 : 酒田駅前① 発 ▶ 東北公益文科大学・土門拳記念館 ▶ 日本海総合病院 行き

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便
酒田駅前 ①	7:25	8:00	9:42	10:40	12:15	13:20	15:25	15:55	17:52
八雲神社前	7:26	8:01	9:43	10:41	12:16	13:21	15:26	15:56	17:53
文化センター正面口	7:27	8:02	9:44	10:42	12:17	13:22	15:27	15:57	17:54
寿町	7:29	8:04	9:46	10:44	12:19	13:24	15:29	15:59	17:56
山王くらぶ前 (南側)	-	-	9:47	10:45	12:20	13:25	-	-	-
日和山公園	-	-	9:48	10:46	12:21	13:26	-	-	-
山王くらぶ前 (北側)	-	-	9:49	10:47	12:22	13:27	-	-	-
看護専門学校前	7:30	8:05	9:50	10:48	12:23	13:28	15:30	16:00	17:57
さかた海鮮市場前	-	-	9:53	10:51	12:26	13:31	-	-	-
中町 ③	7:32	8:07	9:55	10:53	12:28	13:33	15:32	16:02	17:59
本間家旧本邸前	7:33	8:08	9:56	10:54	12:29	13:34	15:33	16:03	18:00
いろは蔵パーク前 New!!	-	-	9:59	10:57	12:32	13:37	15:36	16:06	18:03
山居倉庫前	7:35	8:10	10:00	10:58	12:33	13:38	15:37	16:07	18:04
港南コミセン前	7:37	8:12	10:02	11:00	12:35	13:40	15:39	16:09	18:06
高見台	7:40	-	10:05	11:03	12:38	13:43	15:42	16:12	18:09
緑ヶ丘1丁目	7:41	-	10:06	11:04	12:39	13:44	15:43	16:13	18:10
宮野浦郵便局前	7:41	-	10:06	11:04	12:39	13:44	15:43	16:13	18:10
県営川南団地前	7:42	-	10:07	11:05	12:40	13:45	15:44	16:14	18:11
緑ヶ丘二丁目公園前	7:44	-	10:09	11:07	12:42	-	15:46	-	18:13
若宮町2丁目	7:46	-	10:11	11:09	12:44	-	15:48	-	18:15
酒田第二幼稚園前	7:47	-	10:12	11:10	12:45	-	15:49	-	18:16
若宮町1丁目	7:47	-	10:12	11:10	12:45	-	15:49	-	18:16
宮野浦	7:48	-	10:13	11:11	12:46	-	15:50	-	18:17
宮野浦口	7:49	-	10:14	11:12	12:47	-	15:51	-	18:18
大学前 (北側)	7:51	8:17	10:16	11:14	12:49	13:50	15:53	16:19	18:20
土門拳記念館	7:52	8:18	10:17	11:15	12:50	13:51	15:54	16:20	18:21
大学前 (南側)	7:53	8:19	10:18	11:16	12:51	13:52	15:55	16:21	18:22
出羽遊心館・美術館	7:55	8:21	10:20	11:18	12:53	13:54	15:57	16:23	18:24
工業団地前	7:56	8:22	10:21	11:19	12:54	13:55	15:58	16:24	18:25
飯森山公民館前	7:58	-	10:23	11:21	12:56	13:57	16:00	-	18:27
錦町3丁目北	7:59	-	10:24	11:22	12:57	13:58	16:01	-	18:28
錦町3丁目南	7:59	-	10:24	11:22	12:57	13:58	16:01	-	18:28
錦町4丁目北	8:01	-	10:26	11:24	12:59	14:00	16:03	-	18:30
錦町4丁目南	8:01	-	10:26	11:24	12:59	14:00	16:03	-	18:30
錦町5丁目南	8:04	-	10:29	11:27	13:02	14:03	16:06	-	18:33
錦町5丁目北	8:04	-	10:29	11:27	13:02	14:03	16:06	-	18:33
第四中学校前	8:06	-	10:31	11:29	13:04	14:05	16:08	-	18:35
あきほ橋	8:11	-	10:36	11:34	13:09	14:10	16:13	-	18:40
日本海総合病院	8:13	-	10:38	11:36	13:11	14:12	16:15	-	18:42

【酒田駅大学線】毎日運行：日本海総合病院 発 ▶ 東北公益文科大学・土門拳記念館 ▶ 酒田駅前② 行き

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
日本海総合病院	-	-	8:50	11:05	12:07	13:35	14:40	-	16:50	19:15
あきほ橋	-	-	8:52	11:07	12:09	13:37	14:42	-	16:52	19:17
第四中学校前	-	-	8:57	11:12	12:14	13:42	14:47	-	16:57	19:22
錦町5丁目北	-	-	8:59	11:14	12:16	13:44	14:49	-	16:59	19:24
錦町5丁目南	-	-	8:59	11:14	12:16	13:44	14:49	-	16:59	19:24
錦町4丁目南	-	-	9:02	11:17	12:19	13:47	14:52	-	17:02	19:27
錦町4丁目北	-	-	9:02	11:17	12:19	13:47	14:52	-	17:02	19:27
錦町3丁目南	-	-	9:04	11:19	12:21	13:49	14:54	-	17:04	19:29
錦町3丁目北	-	-	9:04	11:19	12:21	13:49	14:54	-	17:04	19:29
飯森山公民館前	-	-	9:05	11:20	12:22	13:50	14:55	-	17:05	19:30
工業団地前	-	-	9:07	11:22	12:24	13:52	14:57	16:55	17:07	19:32
出羽遊心館・美術館	-	-	9:08	11:23	12:25	13:53	14:58	16:56	17:08	19:33
大学前（北側）	-	-	9:10	11:25	12:27	13:55	15:00	16:58	17:10	19:35
土門拳記念館	-	-	9:11	11:26	12:28	13:56	15:01	16:59	17:11	19:36
大学前（南側）	7:10	8:43	9:12	11:27	12:29	13:57	15:02	17:00	17:12	19:37
宮野浦口	7:12	-	9:14	11:29	12:31	13:59	-	17:02	-	19:39
宮野浦	7:13	-	9:15	11:30	12:32	14:00	-	17:03	-	19:40
若宮町1丁目	7:14	-	9:16	11:31	12:33	14:01	-	17:04	-	19:41
酒田第二幼稚園前	7:14	-	9:16	11:31	12:33	14:01	-	17:04	-	19:41
若宮町2丁目	7:15	-	9:17	11:32	12:34	14:02	-	17:05	-	19:42
緑ヶ丘二丁目公園前	7:16	-	9:18	11:33	12:35	14:03	-	17:06	-	19:43
県営川南団地前	7:18	8:48	9:20	11:35	12:37	14:05	15:07	17:08	17:17	19:45
宮野浦郵便局前	7:19	8:49	9:21	11:36	12:38	14:06	15:08	17:09	17:18	19:46
緑ヶ丘1丁目	7:19	8:49	9:21	11:36	12:38	14:06	15:08	17:09	17:18	19:46
高見台	7:20	8:50	9:22	11:37	12:39	14:07	15:09	17:10	17:19	19:47
港南コミセン前	7:23	8:53	9:25	11:40	12:42	14:10	15:12	17:13	17:22	19:50
山居倉庫前	7:25	8:55	9:27	11:42	12:44	14:12	15:14	17:15	17:24	19:52
いろは蔵パーク前 <i>New!!</i>	7:26	8:56	9:28	11:43	12:45	14:13	15:15	17:16	17:25	19:53
本間家旧本邸前	7:28	8:58	9:30	11:45	12:47	14:15	15:17	17:18	17:27	19:55
酒田市役所前	7:28	8:58	9:30	11:45	12:47	14:15	15:17	17:18	17:27	19:55
さかた海鮮市場前	-	-	-	-	12:50	14:18	15:20	-	-	-
日吉町2丁目	7:30	9:00	9:32	11:47	12:52	14:20	15:22	17:20	17:29	19:57
山王くらぶ前（南側）	-	-	-	-	12:53	14:21	15:23	-	-	-
日和山公園	-	-	-	-	12:54	14:22	15:24	-	-	-
山王くらぶ前（北側）	-	-	-	-	12:55	14:23	15:25	-	-	-
寿町	7:31	9:01	9:33	11:48	12:56	14:24	15:26	17:21	17:30	19:58
文化センター正面口	7:33	9:03	9:35	11:50	12:58	14:26	15:28	17:23	17:32	20:00
八雲神社前	7:34	9:04	9:36	11:51	12:59	14:27	15:29	17:24	17:33	20:01
酒田駅前 ②	7:35	9:05	9:37	11:52	13:00	14:28	15:30	17:25	17:34	20:02



令和 7 年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 新庄市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

○山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

・地域公共交通活性化協議会兼地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年 2 回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（新庄市）

○山形県地域公共交通計画<施策・事業 1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（新庄市、事業者）

・GTFS-JP の作成、提供（新庄市）

○山形県地域公共交通計画の<施策・事業 3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（新庄市）

・地域公共交通計画の<施策・事業 2-1-1>によって導入される交通系 IC カードについて、市民や来訪者への普及啓発（新庄市）

・本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの導入の検討（新庄市、事業者）

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

・高等学校を中心にチラシ等を配布し、市営バスの利用促進を図る（新庄市、事業者）。

・市民団体に対し、市営バスまちなか循環線の乗り方教室を開催する（新庄市、事業者）。

2. 運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を作成し添付

3. 運行システムの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人

・新庄市目標値（目標年度：R7）

県外 1,900 人、県内 1,300 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人

・新庄市の目標値（目標年度 R7 年度末）

0.3 回／人（直近年度の実績 12,201 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の新庄市相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 103 万円) ・新庄市目標値 (目標年度 R7 年度末) 市営バス : 20,700,000 円 (直近年度の実績 20,782,751 円) ○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標) 土内路線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 2,500 人以上 (直近年度の実績 2,576 人) 土内路線の収支率 : 8%以上 (直近年度の実績 5.0%) 土内路線への市負担額 3,000,000 円 (直近年度の実績 3,467,319 円) 芦沢路線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 1,900 人以上 (直近年度の実績 1,732 人) 芦沢路線の収支率 : 8%以上 (直近年度の実績 3.0%) 芦沢路線への市負担額 1,700,000 円 (直近年度の実績 2,021,540 円) まちなか循環路線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 5,300 人以上 (直近年度の実績 9,625 人) まちなか循環路線の収支率 : 8%以上 (直近年度の実績 7.6%) まちなか循環路線への市負担額 16,000,000 円 (直近年度の実績 15,293,892 円) 鳥越路線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 15,900 人 (直近年度の実績 13,204 人) 鳥越路線の収支率 : 77%以上 (直近年度の実績 82.6%) 鳥越路線への市負担額 : 290,000 円 (直近年度の実績 262,000 円) ○事業の効果 ・上記路線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区の沿線集落の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。 ○上記目標・細目標の評価手法・測定方法 ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、新庄市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る新庄市営バスまちなか循環線、土内線、芦沢線路線、鳥越線について、その運行に係る費用総額 29,231,551 円のうち、新庄市から運行事業者への負担金及び委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 また、補助対象路線への上記新庄市の負担額及び委託額も含めた「別紙 (山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交通サービスに対する新庄市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】 土内線・芦沢線を運行するバス車両については、耐用年数を大幅に上回る 12 年を経過し、早急な買い換えが必要となっていることから、安全な輸送を確保するために適切な車両を 1 台購入する必要がある。
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の新庄市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）
RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
- ・新庄市目標値（目標年度：R7）
県外 1,900 人、県内 1,300 人

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の新庄市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
- ・新庄市の目標値（目標年度 R7 年度末）
0.3 回／人（直近年度の実績 12,201 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の新庄市相当分の達成

- ・県全体目標値（目標年度：R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）
タクシー：1 億円（直近年度の実績 103 万円）
- ・新庄市目標値（目標年度 R7 年度末）
市営バス：20,700,000 円（直近年度の実績 20,782,751 円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- 土内路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：2,500 人以上（直近年度の実績 2,576 人）
土内路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 5.0%）
土内路線への市負担額 3,000,000 円（直近年度の実績 3,467,319 円）
- 芦沢路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：1,900 人以上（直近年度の実績 1,732 人）
芦沢路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 3.0%）
芦沢路線への市負担額 1,700,000 円（直近年度の実績 2,021,540 円）
- まちなか循環路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：5,300 人以上（直近年度の実績 9,625 人）
まちなか循環路線の収支率：8%以上（直近年度の実績 7.6%）
まちなか循環路線への市負担額 16,000,000 円（直近年度の実績 15,293,892 円）
- 鳥越路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：15,900 人（直近年度の実績 13,204 人）
鳥越路線の収支率：77%以上（直近年度の実績 82.6%）
鳥越路線への市負担額：290,000 円（直近年度の実績 262,000 円）

（2）事業の効果

土内線・芦沢線を維持することにより、土内地区及び芦沢地区集落の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

また、新たな車両を導入することで、安全性と快適性が高まり、沿線住民の活動の更なる活性化が期待できる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を作成し添付

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る土内線・芦沢線について、車両の取得に係る費用総額 480 万円は、新庄市が運行事業者のため全額負担することとしているため、国庫補助金は新庄市の収入となる。

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和5年度>

- ・ 令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和5年10月31日（第2回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・ 令和5年12月8日（第3回）：山形県地域公共交通計画の改正について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和6年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催
- ・ 令和6年3月25日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和6年度>

- ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・ 令和7年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（最上）

<令和5年度>

- ・ 令和6年2月29日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

<令和6年度>

- ・ 令和6年11月22日：次期山形県地域公共交通計画策定スケジュール等について
- ・ 令和6年12月16日：地域別目標（案）等について
- ・ 令和7年1月20日：最上地域目標（案）等について

○ 新庄市地域公共交通活性化協議会（新庄市地域公共交通会議）

<令和5年度>

- ・ 令和5年7月6日（第1回）：令和4年度における市営バスの利用状況について
県立新庄病院移転に伴う市営バス及び山交バスの運行内容の変更について
新庄市地域公共交通計画骨子（案）について
- ・ 令和6年2月7日（第2回）：新庄市地域公共交通計画について
市営バス土内線のフリー乗降区間の変更について
山交バス金山線の運賃改定について

<令和6年度>

- ・ 令和7年3月14日（第1回）：運賃部会の設置について
バス停移設に伴う変更について
（市営バスまちなか循環線・山交バス金山線の運行内容）
山交バス金山線の運賃改定について

10. 利用者等の意見の反映状況
山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により新庄市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。 本市では、新庄市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の参画を行っている。
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（2）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県新庄市沖の町 10-37

（所 属）新庄市 総合政策課企画政策・デジタル推進係

（氏 名）矢口 恭平

（電 話）0233-22-2115

（e-mail）seisaku@city.shinjo.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環 (もみの木ライン)	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.7km 循環	241日	964回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(2) まちなか循環 (あじさいライン)	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.3km 循環	241日	964回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(3) 県立病院～鳥越	県立 病院前		農大入口	往 9.2km 復 9.3km	240日	1320回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	新庄市	(4) 土内	新庄駅	中山、小泉	土内	往 24.5km 復 24.5km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	新庄市	(5) 芦沢	県立 病院前	本宮町	芦沢	往 14.6km 復 14.6km	243日	486回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環 (もみの木ライン)	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.7km 循環	237日	948回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(2) まちなか循環 (あじさいライン)	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.3km 循環	237日	948回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(3) 県立病院～鳥越	県立 病院前		農大入口	往 9.2km 復 9.3km	238日	1309回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	新庄市	(4) 土内	新庄駅	中山、小泉	土内	往 24.5km 復 24.5km	240日	480回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	新庄市	(5) 芦沢	県立 病院前	本宮町	芦沢	往 14.6km 復 14.6km	240日	480回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
新庄市	山交バス株式会社	(1) まちなか循環 (もみの木ライン)	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.7km 循環	239日	956回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(2) まちなか循環 (あじさいライン)	新庄駅	新庄市役所	新庄駅	往 19.3km 循環	239日	956回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	山交バス株式会社	(3) 県立病院～鳥越	県立 病院前		農大入口	往 9.2km 復 9.3km	240日	1320回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	新庄市	(4) 土内	新庄駅	中山、小泉	土内	往 24.5km 復 24.5km	242日	484回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
新庄市	新庄市	(5) 芦沢	県立 病院前	本宮町	芦沢	往 14.6km 復 14.6km	242日	484回			路線定期運行	①	新庄駅及び県立病院 で地域間幹線系統金 山線と接続	③
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

1. まちなか循環線 R7.4月～

もみの木ライン ダイヤ					
No.	停留所名	第1便	第3便	第5便	第7便
1	新庄駅前	7:20	10:00	13:10	15:50
2	JA新庄市前	7:22	10:02	13:12	15:52
3	市役所前	7:23	10:03	13:13	15:53
4	図書館前	7:24	10:04	13:14	15:54
5	老人福祉センター前	7:25	10:05	13:15	15:55
6	ナカムラ薬局前	7:27	10:07	13:17	15:57
7	千門町	7:28	10:08	13:18	15:58
8	新町	7:29	10:09	13:19	15:59
9	ヨークベニマル新庄下田駅前	7:30	10:10	13:20	16:00
10	下田町	7:31	10:11	13:21	16:01
11	若葉町	7:32	10:12	13:22	16:02
12	県立病院前	7:37	10:17	13:27	16:07
13	野球場前	7:40	10:20	13:30	16:10
14	東山町	7:40	10:20	13:30	16:10
15	三吉町	7:41	10:21	13:31	16:11
16	ヤマザワ新庄駅前	7:44	10:24	13:34	16:14
17	同人社前	7:45	10:25	13:35	16:15
18	ニューグランドホテル前	7:46	10:26	13:36	16:16
19	新庄駅前	7:52	10:32	13:42	16:22
20	JA新庄市前	7:54	10:34	13:44	16:24
21	市役所前	7:55	10:35	13:45	16:25
22	図書館前	7:56	10:36	13:46	16:26
23	老人福祉センター前	7:57	10:37	13:47	16:27
24	堀端町	7:59	10:39	13:49	16:29
25	北高口	8:00	10:40	13:50	16:30
26	川西町	8:00	10:40	13:50	16:30
27	マルシェゴーノメ新庄駅前	8:01	10:41	13:51	16:31
28	小桧室団地前	8:02	10:42	13:52	16:32
29	明倫学園前	8:03	10:43	13:53	16:33
30	鍛冶町	8:03	10:43	13:53	16:33
31	マックスパリュ新庄駅前	8:07	10:47	13:57	16:37
32	円満寺入口	8:08	10:48	13:58	16:38
33	県立病院前	8:12	10:52	14:02	16:42
34	新庄駅前	8:17	10:57	14:07	16:47

あじさいライン ダイヤ					
No.	停留所名	第2便	第4便	第6便	第8便
1	新庄駅前	8:32	11:12	14:22	17:02
2	ニューグランドホテル前	8:34	11:14	14:24	17:04
3	同人社前	8:35	11:15	14:25	17:05
4	ヤマザワ新庄駅前	8:36	11:16	14:26	17:06
5	三吉町	8:39	11:19	14:29	17:09
6	東山町	8:40	11:20	14:30	17:10
7	野球場前	8:40	11:20	14:30	17:10
8	県立病院前	8:43	11:23	14:33	17:13
9	若葉町	8:48	11:28	14:38	17:18
10	下田町	8:49	11:29	14:39	17:19
11	ヨークベニマル新庄下田駅前	8:50	11:30	14:40	17:20
12	新町	8:51	11:31	14:41	17:21
13	千門町	8:52	11:32	14:42	17:22
14	ベッククリニック山科前	8:53	11:33	14:43	17:23
15	老人福祉センター前	8:55	11:35	14:45	17:25
16	図書館前	8:56	11:36	14:46	17:26
17	市役所前	8:57	11:37	14:47	17:27
18	JA新庄市前	8:58	11:38	14:48	17:28
19	新庄駅前	9:03	11:43	14:53	17:33
20	県立病院前	9:08	11:48	14:58	17:38
21	マックスパリュ新庄駅前	9:12	11:52	15:02	17:42
22	円満寺入口	9:13	11:53	15:03	17:43
23	鍛冶町	9:15	11:55	15:05	17:45
24	明倫学園前	9:15	11:55	15:05	17:45
25	小桧室団地前	9:16	11:56	15:06	17:46
26	マルシェゴーノメ新庄駅前	9:17	11:57	15:07	17:47
27	川西町	9:18	11:58	15:08	17:48
28	北高口	9:18	11:58	15:08	17:48
29	堀端町	9:19	11:59	15:09	17:49
30	老人福祉センター前	9:21	12:01	15:11	17:51
31	図書館前	9:22	12:02	15:12	17:52
32	市役所前	9:23	12:03	15:13	17:53
33	JA新庄市前	9:24	12:04	15:14	17:54
34	新庄駅前	9:26	12:06	15:16	17:56



令和 7 年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 上山市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通活性化協議会 (or 地域公共交通会議等) における、市内交通ネットワークの課題に関する年 1 回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善 (上山市)
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。(上山市、事業者)
 - ・GTFS-JP の作成・提供 (上山市)
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業 3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(上山市)
 - ・地域公共交通計画の<施策・事業 2-1-1>によって導入される交通系 IC カードについて、市民や来訪者への普及啓発 (事業者、上山市)
 - ・本事業対象路線・サービスに対する交通系 IC カードの導入による利便性向上 (上山市、事業者)
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の上山市相当分の達成
 - ・県全体目標値 (目標年度:R7)
 - RE S A S の移動実態数値 (本県への来訪者数等): 県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・上山市目標値 (目標年度:R7)
 - 県外 2,500 人、県内 2,000 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 3 の上山市相当分の達成
 - ・県全体目標値 (目標年度:R7)
 - 市町村総合交付金対象路線・サービス (本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体) の人口あたりの乗車人員: 2.50 回/人
 - ・上山市の目標値 (目標年度:R7)
 - 1.26 回/人 (直近年度の実績 1.23 回/人)
- 山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 4 の上山市相当分の達成
 - ・県全体目標値 (目標年度:R7)
 - 市町村の移動サービスに対する負担額
 - 地域鉄道 : 7,203 万 6 千円 (直近年度の実績 7,203 万 6 千円)
 - 路線バス : 4 億 6,000 万円 (直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円)
 - コミュニティバス: 4 億 4,000 万円 (直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円)
 - デマンド交通: 1 億 5,000 万円 (直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円)
 - タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 103 万円)

・ 上山市目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況値を記載）

路線バス : 2,645 万円（直近年度の実績 2,750 万 9 千円）

デマンド交通 : 2,192 万円（直近年度の実績 2,002 万 7 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

上山～棚木路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数 : 9,300 人以上

（直近年度の実績 9,341 人）

上山～久保手路線（国庫補助対象路線）の年間利用者数 : 7,800 人以上

（直近年度の実績 7,888 人）

上記 2 路線の収支率 : 24%以上（直近年度の実績 21.08%）

上記 2 路線への上山市負担額 1,010 万円（直近年度の実績 1,214 万 5 千円）

市内循環線（国庫補助対象路線）の年間利用者数 : 7,400 人以上

（直近年度の実績 6,923 人）

市内循環線の収支率 : 7.5%以上（直近年度の実績 7.52%）

市内循環線への上山市負担額 1,635 万円（直近年度の実績 1,536 万 4 千円）

市営予約制乗合タクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数 : 10,200 人以上

（直近年度の実績 10,027 人）

市営予約制乗合タクシーの収支率 : 16.0%以上（直近年度の実績 17.0%）

市営予約制乗合タクシーへの上山市負担額 2,192 万円（直近年度の実績 2,002 万 7 千円）

○事業の効果

- ・ 上記路線を維持することにより、市内の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山～棚木路線、上山～久保手路線について、その運行に係る費用総額 1,214 万 5 千円のうち、上山市から運行事業者への補助金額については運行収入を運行経費から差し引いた差額分とし、市は事業者への補助金額から国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る市内循環線について、その運行に係る費用総額 1,536 万 4 千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を上山市が負担することとしている。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る上山市営予約制乗合タクシーについて、その運行に係る費用総額 2,002 万 7 千円のうち、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を上山市が負担することとしている。

また、上山～棚木路線、上山～久保手路線、市内循環線、上山市営予約制乗合タクシーへの上記上山市の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する上山市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会 <令和5年度> ・ 令和5年6月28日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和5年10月31日(第2回): 地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の(日付は書面協議成立時) 変更等について ・ 令和5年12月8日(第3回): 山形県地域公共交通計画の改正について(日付は書面協議成立時) ・ 令和6年1月30日(第4回): 令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催 ・ 令和6年3月25日(第5回): 山形県地域公共交通計画の変更等について(日付は書面協議成立時) <令和6年度> ・ 令和6年6月26日(第1回): 山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和6年9月6日(第2回): 地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の(日付は書面協議成立時) 変更等について ・ 令和7年1月30日(第3回): 地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和7年3月 日(第4回): 山形県地域公共交通計画の変更等について(日付は書面協議成立時)

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

<令和5年度>

- ・ 令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の（日付は書面報告日）変更について（報告のみ）
- ・ 令和5年7月20日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」（日付は書面報告日）の変更に係る報告について
- ・ 令和6年1月29日（第1回）：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）の運行に係る（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・ 令和6年3月7日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

<令和6年度>

- ・ 令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
- ・ 令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
- ・ 令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止及び新設並びに経路変更について（日付は書面協議成立時）

○ 上山市地域公共交通会議

<令和5年度>

- ・ 令和5年6月7日（第24回）：山交バス路線の一部廃止について
山交バス廃止に伴う代替交通について
- ・ 令和5年7月31日（第25回）：生活交通改善事業計画の策定について
（日付は書面協議成立時）市営バス市内循環線の運行時刻表変更について

<令和6年度>

- ・ 令和6年10月25日（第26回）：上山市地域公共交通会議設置要綱の改正について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和7年1月17日（第27回）：生活交通改善事業計画に係る事業評価について（日付は書面協議成立時）

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により上山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

上山市地域公共交通会議においても、市ホームページにて開催状況を公開している。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（2）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県上山市河崎一丁目 1 番 10 号

(所 属) 市政戦略課

(氏 名) 古瀬 康成

(電 話) 023-672-1111 (内線 223)

(e-mail) shisei@city.kaminoyama.yamagata.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上山市	山交バス(株)	(1) 高松葉山～棚木	高松 葉山 温泉	小倉	棚木 公民 館前	往13.7km 復13.3km	240日	959回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 山形(若葉町・南山形) 高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 高松葉山～久保手	高松 葉山 温泉	新丁 坂下	久保 手	往 7.2km 復 7.2km	240日	658.5回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 山形(若葉町・南山形) 高松葉山線と接続	③
	山交ハイヤー(株)	(3) 市営バス市内循環線	かみのやま 温泉駅前	めん ごりあ 前	かみのやま 温泉駅前	往14.2km 循環	355回	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 山形(若葉町・南山形) 高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(4) 市営予約制乗合タクシー		西郷・本庄・ 東・宮生・中 川・中山地区		往 km 復 km	355回	8520回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 山形(若葉町・南山形) 高松葉山線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上山市	山交バス(株)	(1) 高松葉山～棚木	高松 葉山 温泉	小倉	棚木 公民 館前	往13.7km 復13.3km	238日	1071回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 山形(若葉町・南山形) 高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 高松葉山～久保手	高松 葉山 温泉	新丁 坂下	久保 手	往 7.2km 復 7.2km	238日	833回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 山形(若葉町・南山形) 高松葉山線と接続	③
	山交ハイヤー(株)	(3) 市営バス市内循環線	かみのやま 温泉駅前	めん ごりあ 前	かみのやま 温泉駅前	往14.2km 循環	355日	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 山形(若葉町・南山形) 高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(4) 市営予約制乗合タクシー		西郷・本庄・ 東・宮生・中 川・中山地区		往 km 復 km	355日	回8520			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 山形(若葉町・南山形) 高松葉山線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
上山市	山交バス(株)	(1) 高松葉山～棚木	高松 葉山 温泉	小倉	棚木 公民 館前	往13.7km 復13.3km	240回	1080回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 山形(若葉町・南山形) 高松葉山線と接続	③
	山交バス(株)	(2) 高松葉山～久保手	高松 葉山 温泉	新丁 坂下	久保 手	往 7.2km 復 7.2km	240回	840回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 山形(若葉町・南山形) 高松葉山線と接続	③
	山交ハイヤー(株)	(3) 市営バス市内循環線	かみのやま 温泉駅前	めん ごりあ 前	かみのやま 温泉駅前	往14.2km 循環	355日	3550回			路線定期運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 山形(若葉町・南山形) 高松葉山線と接続	③
	観光タクシー(株)	(4) 市営予約制乗合タクシー		西郷・本庄・ 東・宮生・中 川・中山地区		往 km 復 km	355日	8520回			区域運行	①	かみのやま温泉駅で補助対象地域 間幹線系統 山形(若葉町・南山形) 高松葉山線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運行ダイヤ（新・旧）
棚木線

現行（往路）

バス停名称	1便	2便	3便	4便
高松葉山温泉	7:55	12:02	14:35	16:28
上山市役所前	7:55	12:02	14:35	16:28
体育文化センター口	7:56	12:03	14:36	16:29
南小学校前	7:57	12:04	14:37	16:30
矢来三丁目	7:57	12:04	14:37	16:30
かみのやま温泉駅前	8:00	12:07	14:40	16:33
めんごりあ角	8:00	12:07	14:40	16:33
めんごりあ前	8:02	12:09	14:42	16:35
上山城口	8:03	12:10	14:43	16:36
浴場前	8:04	12:11	14:44	16:37
新丁坂下	8:04	12:11	14:44	16:37
旭町西	8:05	12:12	14:45	16:38
新町	8:06	12:13	14:46	16:39
四ツ谷	8:07	12:14	14:47	16:40
弁天南	8:08	12:15	14:48	16:41
みゆき会病院前	8:09	12:16	14:49	16:42
弁天	8:10	12:17	14:50	16:43
こだま橋	8:11	12:18	14:51	16:44
長寿園前	8:11	12:18	14:51	16:44
甲石	8:12	12:19	14:52	16:45
中川小学校前	8:13	12:20	14:53	16:46
高野口	8:13	12:20	14:53	16:46
蓬仙園前	8:14	12:21	14:54	16:47
権現堂	8:17	12:24	14:57	16:50
小倉	8:21	12:28	15:01	16:54
野中	8:22	12:29	15:02	16:55
棚木	8:23	12:30	15:03	16:56
棚木公民館前	8:23	12:30	15:03	16:56



2025.4.1～（往路）

バス停名称	1便	2便	3便
高松葉山温泉	12:02	14:35	16:28
上山市役所前	12:02	14:35	16:28
体育文化センター口	12:03	14:36	16:29
南小学校前	12:04	14:37	16:30
矢来三丁目	12:04	14:37	16:30
かみのやま温泉駅前	12:07	14:40	16:33
めんごりあ角	12:07	14:40	16:33
めんごりあ前	12:09	14:42	16:35
上山城口	12:10	14:43	16:36
浴場前	12:11	14:44	16:37
新丁坂下	12:11	14:44	16:37
旭町西	12:12	14:45	16:38
新町	12:13	14:46	16:39
四ツ谷	12:14	14:47	16:40
弁天南	12:15	14:48	16:41
みゆき会病院前	12:16	14:49	16:42
弁天	12:17	14:50	16:43
こだま橋	12:18	14:51	16:44
長寿園前	12:18	14:51	16:44
甲石	12:19	14:52	16:45
中川小学校前	12:20	14:53	16:46
高野口	12:20	14:53	16:46
蓬仙園前	12:21	14:54	16:47
権現堂	12:24	14:57	16:50
小倉	12:28	15:01	16:54
野中	12:29	15:02	16:55
棚木	12:30	15:03	16:56
棚木公民館前	12:30	15:03	16:56

現行（復路）

バス停名称	1便	2便	3便	4便	5便
棚木公民館前	7:15	8:35	12:45	15:15	17:05
棚木	7:15	8:35	12:45	15:15	17:05
野中	7:16	8:36	12:46	15:16	17:06
小倉	7:17	8:37	12:47	15:17	17:07
権現堂	7:21	8:41	12:51	15:21	17:11
蓬仙園前	7:24	8:44	12:54	15:24	17:14
高野口	7:25	8:45	12:55	15:25	17:15
中川小学校前	7:25	8:45	12:55	15:25	17:15
甲石	7:26	8:46	12:56	15:26	17:16
長寿園前	7:27	8:47	12:57	15:27	17:17
こだま橋	7:27	8:47	12:57	15:27	17:17
弁天	7:28	8:48	12:58	15:28	17:18
みゆき会病院前	7:29	8:49	12:59	15:29	17:19
弁天南	7:30	8:50	13:00	15:30	17:20
新町	7:32	8:52	13:02	15:32	17:22
旭町西	7:33	8:53	13:03	15:33	17:23
旭町	7:33	8:53	13:03	15:33	17:23
新丁坂下	7:34	8:54	13:04	15:34	17:24
浴場前	7:34	8:54	13:04	15:34	17:24
湯町角	7:35	8:55	13:05	15:35	17:25
上山城口	7:35	8:55	13:05	15:35	17:25
めんごりあ前	7:37	8:57	13:07	15:37	17:27
めんごりあ角	7:37	8:57	13:07	15:37	17:27
かみのやま温泉駅前	7:39	8:59	13:09	15:39	17:29
矢来三丁目	7:40	9:00	13:10	15:40	17:30
南小学校前	7:40	9:00	13:10	15:40	17:30
体育文化センター口	7:41	9:01	13:11	15:41	17:31
上山市役所前	7:42	9:02	13:12	15:42	17:32
高松葉山温泉	7:42	9:02	13:12	15:42	17:32



2025.4.1～（復路）

バス停名称	1便	2便	3便	4便
棚木公民館前	7:15	8:35	12:45	15:15
棚木	7:15	8:35	12:45	15:15
野中	7:16	8:36	12:46	15:16
小倉	7:17	8:37	12:47	15:17
権現堂	7:21	8:41	12:51	15:21
蓬仙園前	7:24	8:44	12:54	15:24
高野口	7:25	8:45	12:55	15:25
中川小学校前	7:25	8:45	12:55	15:25
甲石	7:26	8:46	12:56	15:26
長寿園前	7:27	8:47	12:57	15:27
こだま橋	7:27	8:47	12:57	15:27
弁天	7:28	8:48	12:58	15:28
みゆき会病院前	7:29	8:49	12:59	15:29
弁天南	7:30	8:50	13:00	15:30
新町	7:32	8:52	13:02	15:32
旭町西	7:33	8:53	13:03	15:33
旭町	7:33	8:53	13:03	15:33
新丁坂下	7:34	8:54	13:04	15:34
浴場前	7:34	8:54	13:04	15:34
湯町角	7:35	8:55	13:05	15:35
上山城口	7:35	8:55	13:05	15:35
めんごりあ前	7:37	8:57	13:07	15:37
めんごりあ角	7:37	8:57	13:07	15:37
かみのやま温泉駅前	7:39	8:59	13:09	15:39
矢来三丁目	7:40	9:00	13:10	15:40
南小学校前	7:40	9:00	13:10	15:40
体育文化センター口	7:41	9:01	13:11	15:41
上山市役所前	7:42	9:02	13:12	15:42
高松葉山温泉	7:42	9:02	13:12	15:42

運行ダイヤ（新・旧）

久保手線

現行（往路）

バス停名称	1 便	2 便	3 便
高松葉山温泉	14:10	16:00	17:50
上山市役所前	14:10	16:00	17:50
体育文化センター口	14:11	16:01	17:51
南小学校前	14:12	16:02	17:52
矢来三丁目	14:12	16:02	17:52
かみのやま温泉駅前	14:15	16:05	17:55
めんごりあ角	14:15	16:05	17:55
めんごりあ前	14:17	16:07	17:57
上山城口	14:18	16:08	17:58
浴場前	14:19	16:09	17:59
新丁坂下	14:19	16:09	17:59
旭町西	14:20	16:10	18:00
新町	14:21	16:11	18:01
四ツ谷	14:22	16:12	18:02
大石	14:24	16:14	18:04
三本松	14:26	16:16	18:06
久保手	14:26	16:16	18:06



2025.4.1～（往路）

バス停名称	1 便	2 便
高松葉山温泉	14:10	16:00
上山市役所前	14:10	16:00
体育文化センター口	14:11	16:01
南小学校前	14:12	16:02
矢来三丁目	14:12	16:02
かみのやま温泉駅前	14:15	16:05
めんごりあ角	14:15	16:05
めんごりあ前	14:17	16:07
上山城口	14:18	16:08
浴場前	14:19	16:09
新丁坂下	14:19	16:09
旭町西	14:20	16:10
新町	14:21	16:11
四ツ谷	14:22	16:12
大石	14:24	16:14
三本松	14:26	16:16
久保手	14:26	16:16

現行（復路）

バス停名称	1 便	2 便	3 便	4 便
久保手	7:30	10:15	14:35	16:25
三本松	7:30	10:15	14:35	16:25
大石	7:32	10:17	14:37	16:27
四ツ谷	7:34	10:19	14:39	16:29
新町	7:35	10:20	14:40	16:30
旭町西	7:36	10:21	14:41	16:31
旭町	7:36	10:21	14:41	16:31
新丁坂下	7:37	10:22	14:42	16:32
浴場前	7:37	10:22	14:42	16:32
湯町角	7:38	10:23	14:43	16:33
上山城口	7:38	10:23	14:43	16:33
めんごりあ前	7:40	10:25	14:45	16:35
めんごりあ角	7:40	10:25	14:45	16:35
かみのやま温泉駅前	7:42	10:27	14:47	16:37
矢来三丁目	7:43	10:28	14:48	16:38
南小学校前	7:43	10:28	14:48	16:38
体育文化センター口	7:44	10:29	14:49	16:39
上山市役所前	7:45	10:30	14:50	16:40
高松葉山温泉	7:45	10:30	14:50	16:40



2025.4.1～（復路）

バス停名称	1 便	2 便
久保手	7:30	10:15
三本松	7:30	10:15
大石	7:32	10:17
四ツ谷	7:34	10:19
新町	7:35	10:20
旭町西	7:36	10:21
旭町	7:36	10:21
新丁坂下	7:37	10:22
浴場前	7:37	10:22
湯町角	7:38	10:23
上山城口	7:38	10:23
めんごりあ前	7:40	10:25
めんごりあ角	7:40	10:25
かみのやま温泉駅前	7:42	10:27
矢来三丁目	7:43	10:28
南小学校前	7:43	10:28
体育文化センター口	7:44	10:29
上山市役所前	7:45	10:30
高松葉山温泉	7:45	10:30

令和 7 年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 村山市

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
- ・地域公共交通会議等における、市内交通ネットワークの課題に関する年協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（村山市）
- 山形県地域公共交通計画<施策・事業 1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（村山市、事業者）
- ・GTFS-JP の作成・提供（村山市）
- 山形県地域公共交通計画の<施策・事業 3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（村山市）
- ・地域公共交通計画の<施策・事業 2-1-1>によって導入される交通系 IC カードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、村山市）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの導入の検討（村山市、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。（村山市、事業者）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の村山市相当分の達成
- ・県全体目標値（目標年度 R7）
R E S A S の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・村山市目標値（目標年度 R7）
県外 1,500 人、県内 2,500 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の村山市相当分の達成
- ・県全体目標値（目標年度 R6 年度末）
市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
 - ・村山市の目標値（目標年度 R7）
1.22 回／人（直近年度の実績 27,612 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の村山市相当分の達成
- ・県全体目標値（目標年度 R7）
市町村の移動サービスに対する負担額
- | | |
|----------|--|
| 地域鉄道 | : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円） |
| 路線バス | : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円） |
| コミュニティバス | : 4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円） |
| デマンド交通 | : 1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円） |

タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 3,000 千円)

・村山市目標値 (目標年度 R7)

(当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況値を記載)

路線バス : 40,000 千円 (直近年度の実績 43,570 千円)

デマンド交通 : 14,000 千円 (直近年度の実績 7,641 千円)

○上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

・天童 (東根市役所) 北町

年間利用者数 : 5,000 人以上 (直近年度の実績 6,806 人)

・公立病院 (大石田) 尾花沢

年間利用者数 : 8,000 人以上 (直近年度の実績 6,283 人)

上記 2 路線の収支率 : 30.0%以上 (直近年度の実績 27.4%)

上記 2 路線への市負担額 : 10,000 千円 (直近年度の実績 8,746 千円)

・山の内～北村山公立病院線

年間利用者数 : 5,000 人以上 (直近年度の実績 5,820 人)

・富並～河北病院線

年間利用者数 : 1,000 人以上 (直近年度の実績 949 人)

・楯岡北町～市役所線

年間利用者数 : 5,000 人以上 (直近年度の実績 4,050 人)

・深沢・宮下～村山駅 (西口) 線

年間利用者数 : 1,500 人以上 (直近年度の実績 1,214 人)

上記 4 路線の収支率 : 0.5%以上 (直近年度の実績 0.4%)

上記 4 路線への村山市負担額 : 26,500 千円 (直近年度の実績 26,414 千円)

・富本・戸沢地域～楯岡方面

年間利用者数 : 1,200 人以上 (直近年度の実績 1,156 人)

収支率 : 8.5%以上 (直近年度の実績 7.9%)

市負担額 : 4,000 千円 (直近年度の実績 3,651 千円)

・富本・戸沢地域～河北方面

年間利用者数 : 800 人以上 (直近年度の実績 758 人)

収支率 : 8.0%以上 (直近年度の実績 7.4%)

市負担額 : 2,100 千円 (直近年度の実績 2,470 千円)

・大倉地域・五十沢地区～楯岡方面

年間利用者数 : 1,100 人以上 (直近年度の実績 903 人)

収支率 : 9.5%以上 (直近年度の実績 9.3%)

市負担額 : 2,300 千円 (直近年度の実績 2,168 千円)

・大久保地域～楯岡方面

年間利用者数 : 500 人以上

収支率 : 7.5%以上

市負担額 : 1,900 千円

・大久保地域～河北方面

年間利用者数 : 250 人以上

収支率 : 7.5%以上

市負担額 : 1,200 千円

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、村山市の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRE S A Sの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、村山市公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る河北病院（稲下）公立病院、天童（東根市役所）北町、公立病院（大石田）尾花沢の3路線の運行に係る費用総額のうち、村山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。また、村山市が運営する山の内～北村山公立病院線、富並～河北病院線、楯岡北町～市役所線、深沢・宮下～村山駅（西口）線、区域運行の富本・戸沢地域～楯岡方面、富本・戸沢地域～河北方面、大倉地域・五十沢地区～楯岡方面に係る委託料については、国庫補助金を委託料（44,532千円）から差し引いた差額分を負担することとしている。

上記村山市の補助金及び委託料も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する村山市の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和5年度>

- ・令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和5年10月31日（第2回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・令和5年12月8日（第3回）：山形県地域公共交通計画の改正について（日付は書面協議成立時）
- ・令和6年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催
- ・令和6年3月25日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和6年度>

- ・令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

<令和5年度>

- ・令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の（日付は書面報告日） 変更について（報告のみ）
- ・令和5年7月20日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」（日付は書面報告日） の変更に係る報告について
- ・令和6年3月7日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

<令和6年度>

- ・令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
- ・令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
- ・令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時）
- ・令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止（日付は書面協議成立時） 及び新設並びに経路変更について

○ 村山市地域公共交通会議

<令和5年度>

- ・令和5年11月17日：山交バスの運行終了について 乗合タクシー、市営バスの変更について
- ・令和5年12月8日（書面会議）：乗合タクシー指定停留所の一部変更について（日付は書面会議成立時）

○村山市地域公共交通運賃料金協議会

- ・令和6年10月17日：山形空港ライナーの運賃変更について

○ 山形県主催の補助要綱改正等の内容説明会

- ・令和3年4月20日：補助要綱の改正とそれに伴う県計画の修正の説明・質疑応答

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議

事が協議会事務局（山形県）により村山市民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

村山市において、市営バスの今後の運行に役立てるため、沿線住民（65 歳以上の方と高校生）に対して利用実態や要望に関するアンケート調査を令和 2 年 2 月に実施した。

1 1. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を作成し添付

1 2. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（２）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 村山市中央一丁目 3 番 6 号

（所 属） 村山市市民環境課

（氏 名） 須藤 真奈美

（電 話） 0237-55-2111

（e-mail） shimin@city.murayama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハて該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	楯岡交通(株)	(1) 山の内～北村山公立病院線	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 33.2 km 復 33.2 km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地 域間幹線系統(東根市 役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(2) 山の内～北村山公立病院線	大鳥居	中山大谷地・小滝	北村山公立病院	往 26.9 km 復 27.5 km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地 域間幹線系統(東根市 役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(3) 山の内～北村山公立病院線	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 23.5 km 復 km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地 域間幹線系統(東根市 役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(4) 山の内～北村山公立病院線	富並	名取	村山駅(東口)	往 16.0 km 復 km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地 域間幹線系統(東根市 役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(5) 山の内～北村山公立病院線	北村山公立病院	中山大谷地・小滝・大 淀・長島・船橋	大鳥居	往 km 復 37.2 km	243日	243回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地 域間幹線系統(東根市 役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北町どんがホール	往 19.6 km 復 19.6 km	243日	364.5回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で 補助対象地域間幹線 系統寒河江～谷地と 接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北町どんがホール	往 17.2 km 復 km	243日	121.5回			路線定期運行	①・②(1)	補助対象地域間幹線 系統寒河江～谷地と 接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園	市民会館前	村山市役所	往 10.6 km 復 10.6 km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地 域間幹線系統(東根市 役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(9) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.7 km 復 18.5 km	243日	486回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地 域間幹線系統(東根市 役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(10) 富本・戸沢～楯岡方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	1104回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地 域間幹線系統(東根市 役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(11) 富本・戸沢～河北方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	718回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で 補助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(12) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	900回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統(東根市役 所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(13) 大久保地域～楯岡方面		大久保		往 km 復 km	359日	900回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統(東根市役 所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(14) 大久保地域～河北方面		大久保		往 km 復 km	359日	142回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で 補助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	楯岡交通(株)	(1) 山の内～北村山公立病院線	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 33.2 km 復 33.2 km	240日	240回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統(東根市役 所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(2) 山の内～北村山公立病院線	大鳥居	中山大谷地・小滝	北村山公立病院	往 26.9 km 復 27.5 km	240日	240回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統(東根市役 所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(3) 山の内～北村山公立病院線	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 23.5 km 復 km	240日	120回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統(東根市役 所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(4) 山の内～北村山公立病院線	富並	名取	村山駅(東口)	往 16.0 km 復 km	240日	120回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統(東根市役 所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(5) 山の内～北村山公立病院線	北村山公立病院	中山大谷地・小滝・大 淀・長島・船橋	大鳥居	往 km 復 37.2 km	240日	120回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統(東根市役 所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北町どんがホール	往 19.6 km 復 19.6 km	240日	360回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北町どんがホール	往 17.2 km 復 km	240日	120回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園	市民会館前	村山市役所	往 10.6 km 復 10.6 km	240日	480回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統(東根市役 所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(9) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.7 km 復 18.5 km	240日	480回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統(東根市役 所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(10) 富本・戸沢～楯岡方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	1104回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統(東根市役 所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(11) 富本・戸沢～河北方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	718回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(12) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	900回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統(東根市役 所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(13) 大久保地域～楯岡方面		大久保		往 km 復 km	359日	900回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域 間幹線系統(東根市役 所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(14) 大久保地域～河北方面		大久保		往 km 復 km	359日	142回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補 助対象地域間幹線系統 寒河江～谷地と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
村山市	楯岡交通(株)	(1) 山の内～北村山公立病院線	大鳥居	長島	北村山公立病院	往 33.2 km 復 33.2 km	242日	242回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統(東根市役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(2) 山の内～北村山公立病院線	大鳥居	中山大谷地・小滝	北村山公立病院	往 26.9 km 復 27.5 km	242日	242回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統(東根市役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(3) 山の内～北村山公立病院線	大鳥居	名取	北村山公立病院	往 23.5 km 復 km	242日	121回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統(東根市役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(4) 山の内～北村山公立病院線	富並	名取	村山駅(東口)	往 16.0 km 復 km	242日	121回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統(東根市役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(5) 山の内～北村山公立病院線	北村山公立病院	中山大谷地・小滝・大淀・長島・船橋	大鳥	往 km 復 37.2 km	242日	121回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統(東根市役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(6) 富並～河北病院線	大高根保育園	白鳥	河北町どんがホール	往 19.6 km 復 19.6 km	242日	363回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(7) 富並～河北病院線	深沢	稲下	河北町どんがホール	往 17.2 km 復 km	242日	121回			路線定期運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(8) 楯岡北町～市役所線	ひばり保育園	市民会館前	村山市役所	往 10.6 km 復 10.6 km	242日	484回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統(東根市役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(9) 深沢・宮下～村山駅(西口)線	深沢	基点	村山駅(西口)	往 18.7 km 復 18.5 km	242日	484回			路線定期運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統(東根市役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(10) 富本・戸沢～楯岡方面		富本・戸沢		往 19.0 km 復 18.8 km	359日	1104回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統(東根市役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(11) 富本・戸沢～河北方面		富本・戸沢		往 km 復 km	359日	718回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(12) 大倉地域・五十沢地区～楯岡方面		大倉・五十沢		往 km 復 km	359日	900回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統(東根市役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(13) 大久保地域～楯岡方面		大久保		往 km 復 km	359日	900回			区域運行	①・②(1)	村山駅で補助対象地域間幹線系統(東根市役所)北町と接続	③
村山市	楯岡交通(株)	(14) 大久保地域～河北方面		大久保		往 km 復 km	359日	142回			区域運行	①・②(1)	谷地高校前停留所で補助対象地域間幹線系統寒河江～谷地と接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

令和 7 年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名： 朝日町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

○山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-2-1>地域内交通ネットワークについて、町内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。

- ・朝日町地域公共交通活性化協議会および朝日町町民バス等運営委員会における、町内交通ネットワークの課題に関する年 2 回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善 (朝日町)

○山形県地域公共交通計画<施策・事業 1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。(朝日町)

- ・GTFS-JP の作成・提供 (朝日町)

○山形県地域公共交通計画の<施策・事業 3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。(朝日町)

- ・地域公共交通計画の<施策・事業 2-1-1>によって導入される交通系 IC カードについて、町民や来訪者への普及啓発 (朝日町)
- ・本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの導入の検討 (朝日町)
- ・IC カードと町運行のバスとの連携の検討 (朝日町)

○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

- ・直行バス並びにデマンドタクシーの利用促進のため、お知らせ板やホームページでの町民周知の徹底 (朝日町)
- ・学生に向けて直行バス利用促進のダイレクトメールの送付 (朝日町)
- ・必要に応じて、交通に関する町民アンケートの実施 (朝日町)

2. 運行系統の概要及び運送予定者

表 1 のとおり

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の朝日町相当分の達成

- ・県全体目標値 (目標年度:R7)
RESAS の移動実態数値 (本県への来訪者数等): 県外 60,000 人、県内 70,000 人
- ・朝日町目標値 (目標年度:R7)
県外 200 人、県内 900 人

○山形県地域公共交通計画 中目標 (3) 数値目標 3 の朝日町相当分の達成

- ・県全体目標値 (目標年度:R7)
市町村総合交付金対象路線・サービス (本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体) の人口あたりの乗車人員: 2.50 回/人
- ・朝日町の目標値 (目標年度:R7)

3.5 回／人（直近年度の実績 21,203 人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の朝日町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）

路線バス : 4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）

コミュニティバス : 4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通 : 1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー : 1 億円（直近年度の実績 103 万円）

・朝日町目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス : 5,023 千円（直近年度の実績 5,581 千円の 90%）

デマンド交通 : 7,043 千円（直近年度の実績 7,825 千円の 90%）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の 105%を目標）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の年間利用者数 : 7,281 人以上（直近年度の実績 6,934 人）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）の年間利用者数 : 4,853 人以上（直近年度の実績 4,622 人）

デマンドタクシーの年間利用者数 : 10,129 人以上（直近年度の実績 9,647 人）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の収支率 : 40%以上（直近年度の実績 39%）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）の収支率 : 40%以上（直近年度の実績 39%）

デマンドタクシーの収支率 : 10%以上（直近年度の実績 9%）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）への朝日町負担額 : 3,014 千円（直近年度の実績 3,349 千円）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）への朝日町負担額 : 2,009 千円（直近年度の実績 2,232 千円）

デマンドタクシーへの朝日町負担額 : 7,043 千円（直近年度の実績 7,825 千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、高校生や高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、朝日町地域公共交通活性化協議会や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「朝日町・山形市間直行バス（朝便）」

「朝日町・山形市間直行バス（夜便）」「デマンドタクシー」の3路線について、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた13,406,000円を町で負担することとしている。

また、3路線に対する朝日町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

町内を運行するデマンドタクシーについては、耐用年数を大幅に経過し、早急な買い替えが必要となっていることから、安全性の確保と費用負担軽減のために小型車両（現行同様ハイエース）を購入する必要がある。

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の朝日町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50回／人

・朝日町の目標値（目標年度：R7）

3.5回／人（直近年度の実績 21,203人）

○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の朝日町相当分の達成

・県全体目標値（目標年度：R7）

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道：7,203万6千円（直近年度の実績 7,203万6千円）

路線バス：4億6,000万円（直近年度の実績 4億7,553万4千円）

コミュニティバス：4億4,000万円（直近年度の実績 5億3,331万4千円）

デマンド交通：1億5,000万円（直近年度の実績 2億4,033万9千円）

タクシー：1億円（直近年度の実績 103万円）

・朝日町目標値（目標年度：R7）

（当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載）

路線バス：5,023千円（直近年度の実績 5,581千円の90%）

デマンド交通：7,043千円（直近年度の実績 7,825千円の90%）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）（直近年度の実績の105%を目標）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の年間利用者数：7,281人以上（直近年度の実績 6,934人）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）の年間利用者数：4,853人以上（直近年度の実績 4,622人）

デマンドタクシーの年間利用者数：10,129人以上（直近年度の実績 9,647人）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）の収支率：40%以上（直近年度の実績 39%）
 朝日町・山形市間直行バス（夜便）の収支率：40%以上（直近年度の実績 39%）
 デマンドタクシーの収支率：10%以上（直近年度の実績 9%）

朝日町・山形市間直行バス（朝便）への朝日町負担額：3,014 千円（直近年度の実績 3,349 千円）

朝日町・山形市間直行バス（夜便）への朝日町負担額：2,009 千円（直近年度の実績 2,232 千円）

デマンドタクシーへの朝日町負担額：7,043 千円（直近年度の実績 7,825 千円）

（２）事業の効果

デマンドタクシーを維持することにより、交通弱者の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、高齢化が進んでいる中、高齢者の方の外出促進に繋がり健康維持を図ることができる。

デマンドタクシーは計４台（予備車１台）で運行しており、定期的なメンテナンスを行っているが、修繕費の負担が大きくなっていることから、購入することによるコストの削減、安定的・効率的な運行形態が可能となる。

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表１０のとおり

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

費用総額：約 6,950,000 円

負 担 者：朝日町

負 担 額：約 6,950,000 円

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和５年度>

- ・ 令和５年６月28日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和５年10月31日（第２回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・ 令和５年12月８日（第３回）：山形県地域公共交通計画の改正について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和６年１月30日（第４回）：令和５年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催
- ・ 令和６年３月25日（第５回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和６年度>

- ・ 令和６年６月26日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について

- ・令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について
- ・令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・令和7年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

＜令和5年度＞

- ・令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の（日付は書面報告日）変更について（報告のみ）
- ・令和5年7月20日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」（日付は書面報告日）の変更に係る報告について
- ・令和6年3月7日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

＜令和6年度＞

- ・令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
- ・令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
- ・令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時）
- ・令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止及び新設並びに経路変更について（日付は書面協議成立時）

○ 朝日町地域公共交通活性化協議会

＜令和6年度＞

- ・令和6年8月1日（第1回）：朝日町地域公共交通活性化協議会規約の改正について（書面協議）
- ・令和6年8月20日（第2回）：山交バス宮宿-寒河江・谷地線の経路変更について
町営バス（寒河江-朝日直行バス）の運賃変更について（書面協議）
- ・令和7年2月6日（第3回）：令和7年度運行計画について

10. 利用者等の意見の反映状況

朝日町では、利用者等で委員を構成する「朝日町町民バス等運営委員会」を開催（令和7年1月30日）し、施策の反映に繋げている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

表5のとおり

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（2）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1 1 1 5

(所 属) 朝日町役場 政策推進課 地域振興係

(氏 名) 白田 一暉

(電 話) 0237-67-2112

(e-mail) chiikishinkou@town.yamagata-asahi.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起 点	経 由 地	終 点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅	往 38.9km 復 km	294日	159.5回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
朝日町	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山見ノ沢本社前	山辺町	太郎公民館	往 km 復 38.5km	269日	391回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
朝日町	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	244日	7,808回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起 点	経 由 地	終 点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅	往 38.9km 復 km	293日	159回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
朝日町	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山見バス本社前	山辺町	太郎公民館	往 km 復 38.5km	267日	388回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
朝日町	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	242日	7,744回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起 点	経 由 地	終 点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
朝日町	朝日町	(1) 朝日町・山形市間直行バス(朝便)	太郎公民館	山辺町	北山形駅	往 38.9km 復 km	293日	159回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
朝日町	朝日町	(2) 朝日町・山形市間直行バス(夜便)	山見バス本社前	山辺町	太郎公民館	往 km 復 38.5km	267日	388回			路線定期	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
朝日町	朝日町	(3) 朝日町デマンド型タクシー		朝日町区域内		往 km 復 km	244日	7,808回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統 寒河江駅前(松川・左沢)・宮宿線と 朝日町役場前で接続	③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

令和7年度 朝日町・山形市間直行バス 時刻表

※ … 平日と土曜日に運行（祝日及び年末年始を除く）

往路（朝日町⇒山形市）					復路（山形市⇒朝日町）					
バス停		朝便(※)		土曜のみ		バス停	夜便			土曜のみ
		3-11月	12-2月				1便(※)	2便	3便	
乗車専用	太郎公民館	6:33	6:23	14:45	乗車専用	山交バス本社前	17:00	19:05	20:40	9:05
	太郎	6:34	6:24	14:46		山形駅西口	17:05	19:10	20:43	9:10
	新崩	6:35	6:25	14:47		山形市役所前	17:10	19:15	20:47	9:15
	水口	6:36	6:26	14:48		城北高校前	17:15	19:20	20:50	9:20
	西小前	6:36	6:26	14:48		北山形駅	17:18	19:23	20:51	9:23
	発電所前	6:37	6:27	14:49		山辺高校前	17:38	19:28	20:05	9:38
	旧農協支所前	6:38	6:28	14:50	降車専用	送橋警備所前	18:03	20:03	21:27	10:03
	双葉住宅団地前	6:38	6:28	14:50		中堀	18:04	20:04	21:28	10:04
	西船渡	6:39	6:29	14:51		古楨	18:04	20:04	21:28	10:04
	助ノ巻	6:40	6:30	14:52		四ノ沢	18:06	20:06	21:30	10:06
	西町	6:41	6:31	14:53		朝日中前	18:07	20:07	21:31	10:07
	朝日町役場前	6:42	6:32	14:54		前田沢	18:08	20:08	21:32	10:08
	本町	6:43	6:33	14:55		小学校前	18:08	20:08	21:32	10:08
	大町	6:44	6:34	14:56		大町	18:09	20:09	21:33	10:09
	小学校前	6:45	6:35	14:57		本町	18:10	20:10	21:34	10:10
	前田沢	6:45	6:35	14:57		朝日町役場前	18:11	20:11	21:35	10:11
	朝日中前	6:46	6:36	14:58		西町	18:12	20:12	21:36	10:12
	四ノ沢	6:47	6:37	14:59		助ノ巻	18:13	20:13	21:37	10:13
	古楨	6:49	6:39	15:01		西船渡	18:14	20:14	21:38	10:14
	中堀	6:49	6:39	15:01		双葉住宅団地前	18:15	20:15	21:39	10:15
	送橋警備所前	6:50	6:40	15:02		旧農協支所前	18:15	20:15	21:39	10:15
降車専用	山辺高校前	7:15	7:08	15:27	発電所前	18:16	20:16	21:40	10:16	
	惺山高校前	7:30	7:25	15:42	西小前	18:17	20:17	21:41	10:17	
	山形商業前	7:33	7:28	15:45	水口	18:17	20:17	21:41	10:17	
	山形駅西口	7:35	7:32	15:47	新崩	18:18	20:18	21:42	10:18	
	山形市役所前	7:48	7:48	16:00	太郎	18:19	20:19	21:43	10:19	
	城北高校前	7:57	7:57	16:09	太郎公民館	18:20	20:20	21:44	10:20	
	北山形駅	8:00	8:00	16:12	-					

令和 7 年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細 (変更)

市町村名：大江町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係)

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
○山形県地域公共交通計画<施策・事業 3-2-1>地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。 ・地域公共交通会議等における、町内交通ネットワークの課題に関する年 1 回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（大江町） ・大江町外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（大江町） ○山形県地域公共交通計画<施策・事業 1-1-1><1-2-1>によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（大江町、事業者） ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（大江町） ○山形県地域公共交通計画の<施策・事業 3-1-1>に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（大江町） ・地域公共交通計画の<施策・事業 2-1-1>によって導入された交通系 IC カードについて、住民や来訪者への普及啓発（事業者、大江町） ・本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの導入の検討（大江町、事業者） ○その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。 ・鉄道や路線バスも含めた公共交通時刻表の作成・町内全戸配布（大江町） ・大江町営バスならびに大江町乗り合いタクシーの利用促進のため、お知らせ板やホームページでの町民周知の徹底（大江町）
2. 運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を作成し添付
3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
○山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の大江町相当分の達成 ・県全体目標値（目標年度 R7） RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人 ・大江町目標値（目標年度 R7） 県外 250 人、県内 1,500 人 ○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の大江町相当分の達成 ・県全体目標値（目標年度 R7） 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人 ・大江町の目標値（目標年度 R7） 2.50 回／人（直近年度の実績 16,351 人） ○山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 4 の大江町相当分の達成 ・県全体目標値（目標年度 R7） 市町村の移動サービスに対する負担額 地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 5,602 万 8 千円） 路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円） コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）

デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー：1 億円（直近年度の実績 3,000 千円円）

・大江町目標値（目標年度 R7）

路線バス：13,560 千円（直近年度の実績 13,000 千円）

デマンド交通：6,100 千円（直近年度の実績 6,335 千円）

○上記目標を達成するための細目標の達成（年次目標）

- ・大江町営バス柳川線（国庫補助対象路線）の年間利用者数：13,500 人以上（直近年度の実績 13,134 人）
- ・大江町営バス柳川線の収支率：8.0%以上（直近年度の実績 7.6%）
- ・大江町営バス柳川線への大江町負担額 13,000 千円（直近年度の実績 13,000 千円）
- ・大江町乗り合いタクシー（国庫補助対象路線）の年間利用者数：3,500 人以上（直近年度の実績 3,217 人）
- ・大江町乗り合いタクシーの収支率：7.5%以上（直近年度の実績 7.2%）
- ・大江町乗り合いタクシーへの大江町負担額 6,000 千円（直近年度の実績 6,335 千円）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、大江町公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大江町営バス柳川線について、その運行に係る費用総額 14,080 千円（見込み）のうち、大江町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町が負担することとしている。

また、大江町営バス柳川線への上記の委託料を含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する大江町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る大江町乗り合いタクシーについて、その運行に係る費用総額 7,200 千円（見込み）のうち、大江町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を町が負担することとしている。

また、大江町乗り合いタクシーへの上記の委託料を含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する大江町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係)

5. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論
○ 山形県地域公共交通活性化協議会
＜令和 5 年度＞
・ 令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和 5 年 10 月 31 日（第 2 回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について ・ 令和 5 年 12 月 8 日（第 3 回）：山形県地域公共交通計画の改正について（日付は書面協議成立時） ・ 令和 6 年 1 月 30 日（第 4 回）：令和 5 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催 ・ 令和 6 年 3 月 25 日（第 5 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）
＜令和 6 年度＞
・ 令和 6 年 6 月 26 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和 6 年 9 月 6 日（第 2 回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について ・ 令和 7 年 1 月 30 日（第 3 回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和 7 年 3 月 日（第 4 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（村山）

<令和5年度>

- ・ 令和5年5月30日：地域間幹線系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の（日付は書面報告日） 変更について（報告のみ）
- ・ 令和5年7月20日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」（日付は書面報告日） の変更に係る報告について
- ・ 令和6年3月7日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

<令和6年度>

- ・ 令和6年10月30日：村山地域における地域公共交通の現状と課題について
- ・ 令和6年11月27日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について
- ・ 令和6年1月24日：次期「山形県地域公共計画」における「地域別目標」（案）について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和7年2月27日：山形空港シャトル（山形駅～山形空港線）に係るバス停の廃止及び新設並びに経路変更について（日付は書面協議成立時）

○ 大江町地域公共交通会議

<令和6年度>

- ・ 令和6年8月27日（第1回）：山交バス路線「寒河江～宮宿線」、「宮宿～寒河江～谷地線」に係る経路変更についての協議
大江町営バス「柳川線」に係る経路変更について協議
大江町営バス「柳川線」に係る停留所の設置及び名称変更についての協議
- ・ 令和6年12月6日（第2回）：大江町営バス「柳川線」に係る経路変更についての協議

○ 大江町運賃協議会

<令和6年度>

- ・ 令和6年8月27日（第1回）：山交バス路線「寒河江～宮宿線」、「宮宿～寒河江～谷地線」に係る運賃変更についての協議

10. 利用者等の意見の反映状況

山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により大江町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。

11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を作成し添付

12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（1）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

該当なし

（2）交通手段の検討状況

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大江町大字左沢 882-1

(所 属) 大江町政策推進課

(氏 名) 清野 翔太

(電 話) 0237-62-2118

(e-mail) seinos@town.oe.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大江町	大江町	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ 柏陵	往21.1km 復20.9km	362	2294.5回			路線定期	②(1)	JR左沢駅で接続	③
大江町	(有)朝日タクシー	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 東エリア		往 km 復 km	328	1,670回			区域	②(1)	JR左沢駅で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大江町	大江町	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ 柏陵	往21.1km 復20.9km	362	2294.5回			路線定期	②(1)	JR左沢駅で接続	③
大江町	(有)朝日タクシー	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 東エリア		往 km 復 km	328	1,670回			区域	②(1)	JR左沢駅で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
大江町	大江町	(1) 大江町営バス柳川線	柳川温泉	左沢駅	テルメ 柏陵	往21.1km 復20.9km	362	2294.5回			路線定期	②(1)	JR左沢駅で接続	③
大江町	(有)朝日タクシー	(2) 大江町乗り合いタクシー		西エリア 東エリア		往 km 復 km	328	1,670回			区域	②(1)	JR左沢駅で接続	③
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

大江町営バス時刻表

令和7年4月1日改正

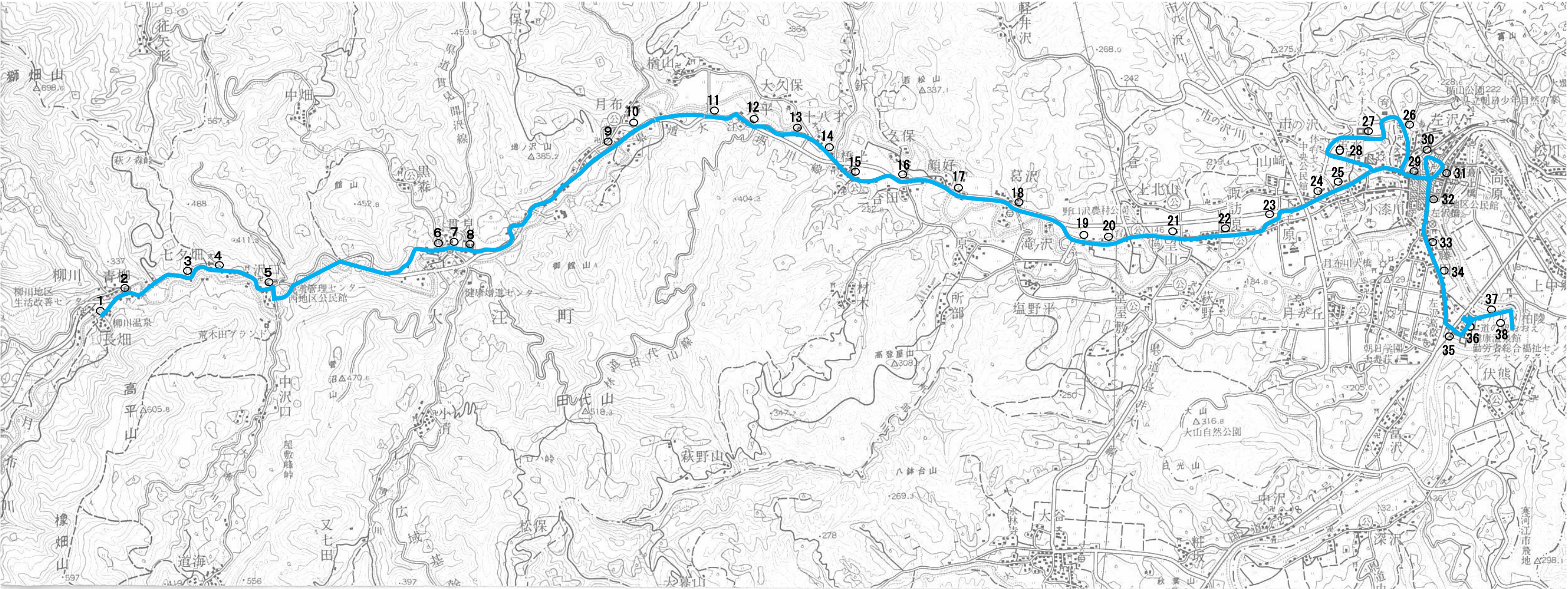
柳川温泉⇒テルメ柏陵 行							
							土日祝運休
柳川温泉	5:55	7:08	9:23	12:06	14:13	17:06	19:10
神社前	5:56	7:09	9:24	12:07	14:14	17:07	19:11
七夕畑	5:57	7:10	9:25	12:08	14:15	17:08	19:12
やまさあーべ前	5:58	7:11	9:26	12:09	14:16	17:09	19:13
沢口	6:00	7:13	9:28	12:11	14:18	17:11	19:15
貫見	6:04	7:17	9:32	12:15	14:22	17:15	19:19
貫見局前	6:05	7:18	9:33	12:16	14:23	17:16	19:20
貫見東	6:06	7:19	9:34	12:17	14:24	17:17	19:21
月布	6:08	7:21	9:36	12:19	14:26	17:19	19:23
月布口	6:09	7:22	9:37	12:20	14:27	17:20	19:24
檜山口	6:10	7:23	9:38	12:21	14:28	17:21	19:25
大平	6:11	7:24	9:39	12:22	14:29	17:22	19:26
十八才	6:12	7:25	9:40	12:23	14:30	17:23	19:27
十八才口	6:13	7:26	9:41	12:24	14:31	17:24	19:28
橋上	6:14	7:27	9:42	12:25	14:32	17:25	19:29
三合田	6:15	7:28	9:43	12:26	14:33	17:26	19:30
顔好	6:16	7:29	9:44	12:27	14:34	17:27	19:31
葛沢	6:17	7:30	9:45	12:28	14:35	17:28	19:32
滝ノ沢	6:18	7:31	9:46	12:29	14:36	17:29	19:33
梨木原	6:19	7:32	9:47	12:30	14:37	17:30	19:34
望山	6:20	7:33	9:48	12:31	14:38	17:31	19:35
諏訪原	6:21	7:34	9:49	12:32	14:39	17:32	19:36
諏訪堂	6:22	7:35	9:50	12:33	14:40	17:33	19:37
中央公民館前	6:23	7:36	9:51	12:34	14:41	17:34	19:38
小漆川	6:24	7:37	9:52	12:35	14:42	17:35	19:39
白田医院前	6:26	7:39	9:54	12:37	14:44	17:37	19:41
らふらんす大江前	6:27	7:40	9:55	12:38	14:45	17:38	19:42
蛍水	6:28	7:41	9:56	12:39	14:46	17:39	19:43
役場前	6:30	7:43	9:58	12:41	14:48	17:41	19:45
左沢駅前	6:33	7:46着 7:56発	10:01着 10:07発	12:44	14:51着 14:53発	17:44	19:48
左沢郵便局前		7:57	10:08	12:45	14:54	17:45	
左沢十字路		7:58	10:09	12:46	14:55	17:46	
小見口		7:59	10:10	12:47	14:56	17:47	
藤田		7:59	10:10	12:47	14:56	17:47	
柏陵団地口		8:01	10:12	12:49	14:58	17:49	
道の駅おおえ		8:03	10:14	12:51	15:00	17:51	
ぷくぷくパーク前		8:03	10:14	12:51	15:00	17:51	
テルメ柏陵		8:04	10:15	12:52	15:01	17:52	

テルメ柏陵⇒柳川温泉 行						
テルメ柏陵	8:27	11:10	13:16	16:01	18:05	
ぶくぷくパーク前	8:27	11:10	13:16	16:01	18:05	
道の駅おおえ	8:28	11:11	13:17	16:02	18:06	
柏陵団地口	8:30	11:13	13:19	16:04	18:08	
藤田	8:31	11:14	13:20	16:05	18:09	
小見口	8:31	11:14	13:20	16:05	18:09	
左沢十字路	8:33	11:16	13:22	16:07	18:11	
左沢駅前	8:35	11:18	13:24	16:09着 16:18発	18:13着 18:22発	19:55
左沢郵便局前	8:36	11:19	13:25	16:19	18:23	19:56
役場前	8:37	11:20	13:26	16:20	18:24	19:57
白田医院前	8:38	11:21	13:27	16:21	18:25	19:58
らふらんす大江前	8:39	11:22	13:28	16:22	18:26	19:59
蛍水	8:40	11:23	13:29	16:23	18:27	20:00
小漆川	8:42	11:25	13:31	16:25	18:29	20:02
中央公民館前	8:43	11:26	13:32	16:26	18:30	20:03
諏訪堂	8:45	11:28	13:34	16:28	18:32	20:05
諏訪原	8:46	11:29	13:35	16:29	18:33	20:06
望山	8:47	11:30	13:36	16:30	18:34	20:07
梨木原	8:48	11:31	13:37	16:31	18:35	20:08
滝ノ沢	8:49	11:32	13:38	16:32	18:36	20:09
葛沢	8:50	11:33	13:39	16:33	18:37	20:10
顔好	8:51	11:34	13:40	16:34	18:38	20:11
三合田	8:52	11:35	13:41	16:35	18:39	20:12
橋上	8:53	11:36	13:42	16:36	18:40	20:13
十八才口	8:54	11:37	13:43	16:37	18:41	20:14
十八才	8:55	11:38	13:44	16:38	18:42	20:15
大平	8:56	11:39	13:45	16:39	18:43	20:16
檜山口	8:57	11:40	13:46	16:40	18:44	20:17
月布口	8:58	11:41	13:47	16:41	18:45	20:18
月布	8:59	11:42	13:48	16:42	18:46	20:19
貫見東	9:02	11:45	13:51	16:45	18:49	20:22
貫見局前	9:03	11:46	13:52	16:46	18:50	20:23
貫見	9:04	11:47	13:53	16:47	18:51	20:24
沢口	9:08	11:51	13:57	16:51	18:55	20:28
やまさあーべ前	9:10	11:53	13:59	16:53	18:57	20:30
七夕畑	9:11	11:54	14:00	16:54	18:58	20:31
神社前	9:12	11:55	14:01	16:55	18:59	20:32
柳川温泉	9:13	11:56	14:02	16:56	19:00	20:33

大江町営バス路線図（新）

柳川線 停留所（全 38 か所）

- ①柳川温泉
- ②神社前
- ③七夕畑
- ④やまさあーべ前
- ⑤沢口
- ⑥貫見
- ⑦貫見局前
- ⑧貫見東
- ⑨月布
- ⑩月布口
- ⑪櫓山口
- ⑫大平
- ⑬十八才
- ⑭十八才口
- ⑮橋上
- ⑯三合田
- ⑰顔好
- ⑱葛沢
- ⑲滝の沢
- ⑳梨木原
- ㉑望山
- ㉒諏訪原
- ㉓諏訪堂
- ㉔中央公民館前
- ㉕小漆川
- ㉖白田医院前
- ㉗らふらんす大江前
- ㉘蛭水
- ㉙役場前
- ㉚左沢駅前
- ㉛左沢郵便局前
- ㉜左沢十字路
- ㉝小見口
- ㉞藤田
- ㉟柏陵団地口
- ㊱道の駅おおえ
- ㊲ぶくぶくパーク前
- ㊳テルメ柏陵



路線又は運送の区域（柳川線）

起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
大江町大字柳川 1502 番地の 3（柳川温泉）	貫見地区、十八才地区、左沢駅	大江町大字藤田 831 番地の 40（テルメ柏陵）	21.1 km

大江町乗り合いタクシーご利用方法

◆令和7年度より制度が一部変更となります

- 運行エリア：東エリアと西エリア（これまでの中エリアが西エリアと統合します）
- 運休日：日曜、祝日及び1月1日～3日（日曜と祝日が運休となります）
- 受付時間：午前8時～午後6時まで（これまででは午前7時～午後7時まで）
- 朝の便の予約：午前7時と9時の便は前日の午後6時まで予約が必要となります
- 指定停留所の追加：古川接骨院、細谷接骨院、崎村接骨院の追加

◆乗り合いタクシーは自宅まで迎えにきます

乗り合いタクシーは自宅から各指定停留所の区間を事前予約制で運行するタクシーです。一つの便に複数の予約者がいる場合は、乗り合いでの利用となります。

◆利用者登録手続きの方法 ※初めて利用の方のみ

初めて乗り合いタクシーを利用する場合、事前に利用者登録が必要です。乗り合いタクシー利用登録申込書（役場にあります）を役場2階の政策推進課に提出してください。

申請に必要なもの：健康保険証、運転免許証などの本人確認できるもの一つ
町に登録すると「乗り合いタクシー利用登録証」が発行されます。

◆利用対象地区 ※R7より中エリアと西エリアが統合します

東エリア 6地区（用・深沢・伏熊・小見・月が丘・富沢）

西エリア 38地区（荻野・堂屋敷・原・所部・塩野平・材木・市の沢・小漆川・みなみ・若原・下北山・諏訪原・美郷・下モ原・山崎・望山・上北山・梨木原・滝の沢・あおぞら・矢引沢・田ノ沢・黒森・小清・中沢口・道海・小鉾・櫛山・葛沢・顔好・三合田・久保・橋上・十八才・月布・貫見・沢口・柳川平）

◆利用料金 1回の乗車につき200円

高校生以下、各種障害者手帳をお持ちの方は100円 小学生未満無料



◆運行日 ※R7より日曜、祝日が運休となります

月曜～土曜運行 運休日／日曜、祝日及び1月1日～1月3日

◆お問い合わせ 大江町政策推進課 ☎62-2118

大江町乗り合いタクシーご利用方法

◆出かけるとき 各エリア発 7:00 9:00 11:00 14:00

①予約の電話をする

- 登録番号、名前、利用日時、乗降場所をお伝えください。
- 利用時間の2時間前までに予約
- 7時便と9時便は前日18:00まで予約

登録番号〇〇の名前
〇〇です。今日〇時
の便で自宅から〇〇
まで利用します。



②自宅で乗車する

- 乗車時に利用者登録証を提示してください。
- 乗り合いのため、到着時間は多少前後する場合があります。



③指定停留所へ

- 降車時に運賃をお支払いください。



◆帰るとき 指定停留所発 10:00 12:00 15:00 17:00

①帰りの便を予約する

- 以下の方法でご予約下さい。
- ①行きの予約に合わせて予約
- ②外出先から利用時間の2時間前までに電話で予約

②指定停留所で乗車する

- 出かけるときと同じです。



③自宅へ

- 出かけるときと同じです。



(有)朝日タクシー 運休日:日曜、祝日及び1月1日~3日

東・西エリア予約ダイヤル ☎62-6167

◆予約受付時間 午前8時~午後6時までご予約可能
※午前7時と9時の便は前日午後6時まで

◆指定停留所一覧

- 官 公 庁 役場、中央公民館、ふれあい会館
- 駅 左沢駅
- 商 店 街 等 中央通り商店街第1 駐車場、まちなか交流館
- 医療機関等 あかざクリニック、白田医院、五十嵐歯科医院、公平歯科医院、古川接骨院、細谷接骨院、崎村接骨院
- 金 融 機 関 山形銀行左沢支店、JAさがえ西村山大江支所、左沢郵便局
- そ の 他 テルメ柏陵健康温泉館、道の駅おおえ

運行時刻表

左沢行き

西エリア発
7:00
9:00
11:00
14:00

東エリア発
7:00
9:00
11:00
14:00

左沢発

西エリア行き
10:00
12:00
15:00
17:00

東エリア行き
10:00
12:00
15:00
17:00

※各便とも、運行2時間前まで予約がなければ運行しない。

※7:00 発及び 9:00 発の便は前日 18 時までの予約とする。

指定目的地

■官公庁

役場、中央公民館、ふれあい会館

■駅

左沢駅

■商店街等

中央通り商店街第1駐車場、まちなか交流館

■医療機関等

あかざクリニック、白田医院、五十嵐歯科医院、公平歯科医院、太田歯科医院、
古川接骨院、細谷接骨院、崎村接骨院

■金融関係等

山形銀行左沢支店、J A さがえ西村山大江支所、左沢郵便局

■その他

テルメ柏陵健康温泉館、道の駅おおえ

記号

13.0m以上の道路

5m~13.0mの道路

0m~5.5mの道路

5m~3.0mの道路

1.5m未満の道路

および路線番号

道路

交点の道路

道路および料金所

市役所

町・村役場

官公署(特定の記号のないもの)

税務署

営林署

測候所

警察署

駐在所・派出所

消防署

保健所

郵便局

戸目衛隊

公園

発電所・変電所

小・中学校

高等学校

大学・短大・専門学校

病院

神社

寺院

高塔

煙突

電波塔

井・ガス井

坑口・洞

城跡

史跡・名勝・天然記念物

噴火口・噴気口

温泉・鉱泉

採石場

重要港

地方港

漁港

通鉄道

および地下鉄

特殊軌道

面の鉄道

交点または運行中の普通鉄道

および高架部

取土部

電線

田	広葉樹林
畑	針葉樹林
果樹園	はいふ地
桑畑	竹林
茶畑	しの地
その他の樹木地	やし科等樹林
	荒地

立体交差

基地

道路の分離帯等

樹木に覆われた居住地

空地等

水面標高

水深

比高

水制

地下の水路

流水方向

(空間)

渡し船

水門

小おう地

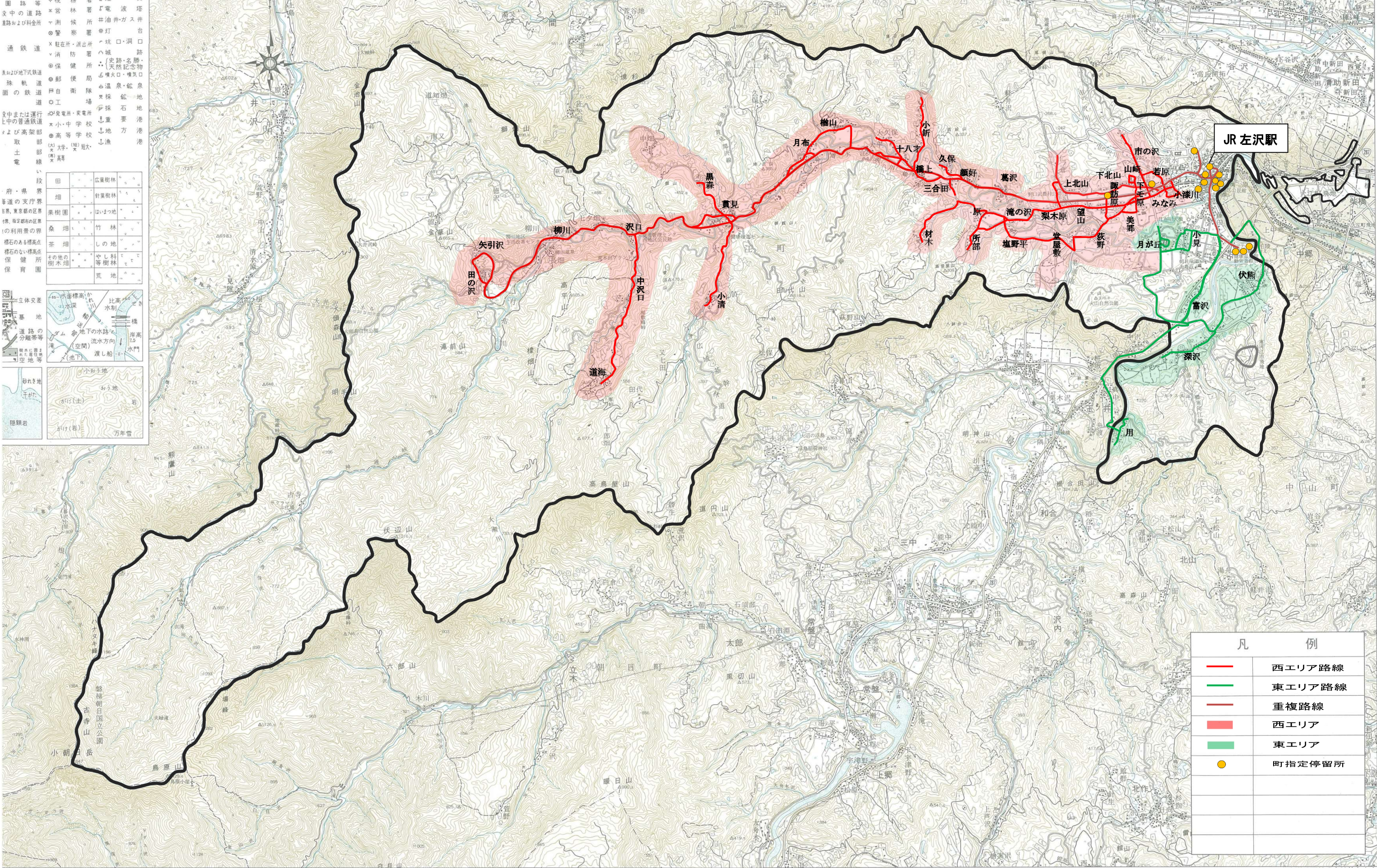
おう地

がけ(土)

がけ(岩)

万年雪

大江町乗り合いタクシー路線図



凡 例	
—	西エリア路線
—	東エリア路線
—	重複路線
■	西エリア
■	東エリア
●	町指定停留所

令和7年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名：鮭川村

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第2項第1号～第4号関係）

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画＜施策・事業3-2-1＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）における、市内交通ネットワークの課題に関する年1回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（鮭川村）
 - ・鮭川村外に影響する公共交通の検討・協議、及び地域別部会への提案・協議（鮭川村）
- 山形県地域公共交通計画＜施策・事業1-1-1＞＜1-2-1＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP等のデータを適時適切に提供する。（鮭川村、事業者）
 - ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（鮭川村）
- 山形県地域公共交通計画の＜施策・事業3-1-1＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（鮭川村）
 - ・地域公共交通計画の＜施策・事業2-1-1＞によって導入される交通系ICカードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、鮭川村）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系ICカードの導入の検討（鮭川村、事業者）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標2の鮭川村相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
 - RESASの移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・鮭川村目標値（目標年度：R7）
 - 県外 122 人、県内 650 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標3の鮭川村相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
 - 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク全体）の人口あたりの乗車人員：2.50 回／人
 - ・鮭川村の目標値（目標年度：R7）
 - 2.75 回／人（直近年度の実績 11,746 人）
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標4の鮭川村相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
 - 市町村の移動サービスに対する負担額
 - 地域鉄道：7,203 万 6 千円（直近年度の実績 7,203 万 6 千円）
 - 路線バス：4 億 6,000 万円（直近年度の実績 4 億 7,553 万 4 千円）
 - コミュニティバス：4 億 4,000 万円（直近年度の実績 5 億 3,331 万 4 千円）
 - デマンド交通：1 億 5,000 万円（直近年度の実績 2 億 4,033 万 9 千円）

タクシー : 1 億円 (直近年度の実績 103 万円)

・ 鮭川村目標値 (目標年度: R7)

路線バス : 24, 733, 500 円 (直近年度の実績 24, 733, 500 円)

デマンド交通 : 16, 341, 500 円 (直近年度の実績 16, 341, 500 円)

○ 上記目標を達成するための細目標の達成 (年次目標)

日下・真室川線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 2, 200 人以上 (直近年度の実績 1, 587 人)

大芦沢・豊里駅線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 1, 800 人以上 (直近年度の実績 1, 258 人)

羽根沢・新庄線 (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 6, 500 人以上 (直近年度の実績 6, 688 人)

予約制乗合バス (村外) (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 2, 500 人以上 (直近年度の実績 2, 213 人)

予約制乗合バス (村内) (国庫補助対象路線) の年間利用者数 : 2, 500 人以上 (直近年度の実績 2, 213 人)

日下・真室川線の収支率 : 2. 0% 以上 (直近年度の実績 2. 80%)

大芦沢・豊里駅線の収支率 : 1. 5% 以上 (直近年度の実績 1. 00%)

羽根沢・新庄線の収支率 : 5. 0% 以上 (直近年度の実績 4. 60%)

予約制乗合バスの収支率 : 1. 7% 以上 (直近年度の実績 1. 50%)

日下・真室川線への鮭川村負担額 5, 666, 508 円 (直近年度の実績 4, 946, 700 円)

大芦沢・豊里駅線への鮭川村負担額 10, 766, 368 円 (直近年度の実績 9, 398, 730 円)

羽根沢・新庄線への鮭川村負担額 11, 899, 671 円 (直近年度の実績 10, 388, 070 円)

予約制乗合バスへの鮭川村負担額 18, 888, 365 円 (直近年度の実績 16, 341, 500 円)

※ 予約制乗合バスは全体で一契約となっていることから、収支率及び負担額について分割することが困難なため合算したものを記載しています。

○ 事業の効果

・ 上記路線を維持することにより、村内の高齢者等の日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○ 上記目標・細目標の評価手法・測定方法

・ 上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新の R E S A S の数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、鮭川村公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る日下・真室川線、大芦沢・豊里駅線、羽根沢・新庄線、予約制乗合バスの各路線について、鮭川村から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、日下・真室川線、大芦沢・豊里駅線、羽根沢・新庄線、予約制乗合バスへの上記鮭川村の委託金額も含めた「別紙 (山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧)」に記載された交

通サービスに対する鮭川村の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額 41,163,000 円（直近年度の実績 41,422,997 円）

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 21 条第 1 号～第 4 号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和 5 年度>

- ・ 令和 5 年 6 月 28 日（第 1 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和 5 年 10 月 31 日（第 2 回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・ 令和 5 年 12 月 8 日（第 3 回）：山形県地域公共交通計画の改正について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和 6 年 1 月 30 日（第 4 回）：令和 5 年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催
- ・ 令和 6 年 3 月 25 日（第 5 回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

＜令和６年度＞ ・ 令和６年６月26日（第１回）：山形県地域公共交通計画の変更等について ・ 令和６年９月６日（第２回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時）変更等について ・ 令和７年１月30日（第３回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について ・ 令和７年３月 日（第４回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時） ○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（最上） ＜令和５年度＞ ・ 令和６年２月29日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催 ＜令和６年度＞ ・ 令和６年11月22日：次期山形県地域公共交通計画策定スケジュール等について ・ 令和６年12月16日：地域別目標（案）等について ・ 令和７年１月20日：最上地域目標（案）等について ○ 鮭川村地域公共交通会議 ＜令和５年度＞ ・ 令和５年６月29日：鮭川村地域公共交通会議の開催 ＜令和６年度＞ ・ 令和６年10月30日：鮭川村地域公共交通会議の開催
１０．利用者等の意見の反映状況
山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により鮭川村民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。 本村の地域公共交通会議においても利用者の代表者を委員として選出し、提出された意見等を運行に反映している。
１１．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を作成し添付
１２．乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
（２）交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003 番の 7

（所 属）住民税務課

（氏 名）木水 良

（電 話）0233-55-2111

（e-mail）jyuuzei2@vill.sakegawa.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鮭川村	(株)新庄輸送サービス	(1) 日下・真室川線	鮭川村役場	豊里駅	真室川駅前停留所	往 10.1km 復 10.1km	243日	1031.5回			路線定期運行	②(1)	真室川駅前停留所で JR奥羽本線と接続	③
	(株)新庄輸送サービス	(2) 大芦沢・豊里駅線	大芦沢	旧曲川保育園前	真室川駅前	往 15.3km 復 15.3km	243日	850.5回			路線定期運行	②(1)	豊里駅停留所でJR 奥羽本線駅と接続	③
	(株)新庄輸送サービス	(3) 羽根沢・新庄線	羽根沢温泉	役場前	県立病院前	往 20.2km 復 20.4km	268日	1143.5回			路線定期運行	②(1)	新庄駅前停留所でJ R奥羽本線等と接続	③
	(株)新庄輸送サービス	(4) 予約制乗合バス(村外)	村内全域 (新庄駅前、県立病院前、真室 川駅前、町立真室川病院)			往 km 復 km	243日	486回			区域運行	②(1)	新庄駅前停留所でJ R奥羽本線等と接続	③
	(株)新庄輸送サービス	(5) 予約制乗合バス(村内)	村内全域			往 km 復 km	243日	972回			区域運行	②(1)	羽前豊里駅前停留所 でJR奥羽本線と接続	③
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鮭川村	(株)新庄輸送サービス	(1) 日下・真室川線	鮭川村役場	豊里駅	真室川駅前停留所	往 10.1km 復 10.1km	243日	1031.5回			路線定期運行	②(1)	真室川駅前停留所で JR奥羽本線と接続	③
	(株)新庄輸送サービス	(2) 大芦沢・豊里駅線	大芦沢	旧曲川保育園前	真室川駅前	往 15.3km 復 15.3km	243日	850.5回			路線定期運行	②(1)	豊里駅停留所でJR 奥羽本線駅と接続	③
	(株)新庄輸送サービス	(3) 羽根沢・新庄線	羽根沢温泉	役場前	県立病院前	往 20.2km 復 20.4km	268日	1143.5回			路線定期運行	②(1)	新庄駅前停留所でJ R奥羽本線等と接続	③
	(株)新庄輸送サービス	(4) 予約制乗合バス(村外)	村内全域 (新庄駅前、県立病院前、真室 川駅前、町立真室川病院)			往 km 復 km	243日	486回			区域運行	②(1)	新庄駅前停留所でJ R奥羽本線等と接続	③
	(株)新庄輸送サービス	(5) 予約制乗合バス(村内)	村内全域			往 km 復 km	243日	972回			区域運行	②(1)	羽前豊里駅前停留所 でJR奥羽本線と接続	③
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
鮭川村	(株)新庄輸送サービス	(1) 日下・真室川線	鮭川村役場	豊里駅	真室川駅前停留所	往 10.1km 復 10.1km	243日	1031.5回			路線定期運行	②(1)	真室川駅前停留所で JR奥羽本線と接続	③
	(株)新庄輸送サービス	(2) 大芦沢・豊里駅線	大芦沢	旧曲川保育園前	真室川駅前	往 15.3km 復 15.3km	243日	850.5回			路線定期運行	②(1)	豊里駅停留所でJR 奥羽本線駅と接続	③
	(株)新庄輸送サービス	(3) 羽根沢・新庄線	羽根沢温泉	役場前	県立病院前	往 20.2km 復 20.4km	268日	1143.5回			路線定期運行	②(1)	新庄駅前停留所でJ R奥羽本線等と接続	③
	(株)新庄輸送サービス	(4) 予約制乗合バス(村外)	村内全域 (新庄駅前、県立病院前、真室 川駅前、町立真室川病院)			往 km 復 km	243日	486回			区域運行	②(1)	新庄駅前停留所でJ R奥羽本線等と接続	③
	(株)新庄輸送サービス	(5) 予約制乗合バス(村内)	村内全域			往 km 復 km	243日	972回			区域運行	②(1)	羽前豊里駅前停留所 でJR奥羽本線と接続	③
		(6)				往 km 復 km	日	回						
		(7)				往 km 復 km	日	回						
		(8)				往 km 復 km	日	回						
		(9)				往 km 復 km	日	回						
		(10)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

○日下～真室川線（R7.4.1～）

真室川行き					鮭川村役場行き				
鮭川村役場前	7:20	9:20	10:50	13:30	町民体育館	8:15	11:30	14:25	17:15
佐渡	7:21	9:21	10:51	13:31	東町2	8:16	11:31	14:26	17:16
山の神	7:24	9:24	10:54	13:34	東町	8:17	11:32	14:27	17:17
山の神入口	7:25	9:25	10:55	13:35	真室川駅前	8:21	11:36	14:31	17:21
月立	7:26	9:26	10:56	13:36	真室川役場前	8:23	11:38	14:33	17:23
京塚	7:27	9:27	10:57	13:37	真室川役場口	8:24	11:39	14:34	17:24
さけまる住宅前	7:28	9:28	10:58	13:38	町立病院前	8:26	11:41	14:36	17:26
石名坂十字路	7:30	9:30	11:00	13:40	新町	8:28	11:43	14:38	17:28
中石名坂	7:31	9:31	11:01	13:41	木の下入口	8:29	11:44	14:39	17:29
豊里駅前	7:32	9:32	11:02	13:42	豊里駅前	8:32	11:47	14:42	17:32
木の下入口	7:35	9:35	11:05	13:45	中石名坂	8:33	11:48	14:43	17:33
新町	7:36	9:36	11:06	13:46	石名坂十字路	8:34	11:49	14:44	17:34
町立病院前	7:38	9:38	11:08	13:48	さけまる住宅前	8:36	11:51	14:46	17:36
真室川役場口	7:40	9:40	11:10	13:50	京塚	8:37	11:52	14:47	17:37
真室川役場前	7:42	9:42	11:12	13:52	月立	8:38	11:53	14:48	17:38
真室川駅前	7:43	9:43	11:13	13:53	山の神入口	8:39	11:54	14:49	17:39
東町	7:47	9:47	11:17	13:57	山の神	8:40	11:55	14:50	17:40
東町2	7:48	9:48	11:18	13:58	佐渡	8:43	11:58	14:53	17:43
町民体育館	7:49	9:49	11:19	13:59	鮭川村役場前	8:44	11:59	14:54	17:44

○羽根沢～新庄線(平日) (R7.4.1～)

県立病院行き						羽根沢温泉行き						
羽根沢温泉	6:55	羽根沢温泉	9:00	12:20	14:20	県立病院前	8:00	10:10	13:20	県立病院前	16:20	18:20
温泉入口	6:57	温泉入口	9:02	12:22	14:22	新庄駅前	8:07	10:17	13:27	新庄駅前	16:27	18:27
羽根沢本村	6:58	羽根沢本村	9:03	12:23	14:23	図書館前	8:10	10:20	13:30	図書館前	16:31	18:31
小和田	7:01	小和田	9:06	12:26	14:26	桧町	8:13	10:23	13:33	川西町	16:33	18:33
清水田	7:02	清水田	9:07	12:27	14:27	川西町	8:14	10:24	13:34	北高口	16:34	18:34
旧中渡保育所前	7:03	旧中渡保育所前	9:08	12:28	14:28	北高口	8:15	10:25	13:35	西山	16:36	18:36
中渡	7:04	中渡	9:09	12:29	14:29	西山	8:17	10:27	13:37	あたご町	16:38	18:38
段ノ下	7:05	段ノ下	9:10	12:30	14:30	あたご町	8:19	10:29	13:39	泉川下	16:42	18:42
新湊	7:06	新湊	9:11	12:31	14:31	泉川下	8:23	10:33	13:43	叶口	16:43	18:43
真木	7:07	真木	9:12	12:32	14:32	叶口	8:24	10:34	13:44	川口入口	16:44	18:44
役場前	7:11	役場前	9:16	12:36	14:36	川口入口	8:25	10:35	13:45	川口橋	16:45	18:45
太陽館前	7:13	保健センター	9:18	12:38	14:38	農村公園	8:26	10:36	13:46	向居入口	16:46	18:46
上大湊	7:14	鶴田野	9:19	12:39	14:39	鶴田野	8:27	10:37	13:47	上大湊	16:47	18:47
向居入口	7:15	農村公園	9:20	12:40	14:40	保健センター	8:28	10:38	13:48	太陽館前	16:48	18:48
川口橋	7:16	川口入口	9:21	12:41	14:41	役場前	8:30	10:40	13:50	役場前	16:50	18:50
川口入口	7:17	叶口	9:22	12:42	14:42	真木	8:34	10:44	13:54	真木	16:54	18:54
叶口	7:18	泉川下	9:23	12:43	14:43	新湊	8:35	10:45	13:55	新湊	16:55	18:55
泉川下	7:19	あたご町	9:27	12:47	14:47	段ノ下	8:36	10:46	13:56	段ノ下	16:56	18:56
あたご町	7:23	西山	9:29	12:49	14:49	中渡	8:37	10:47	13:57	中渡	16:57	18:57
西山	7:25	北高口	9:31	12:51	14:51	旧中渡保育所前	8:38	10:48	13:58	旧中渡保育所前	16:58	18:58
北高口	7:27	川西町	9:32	12:52	14:52	清水田	8:39	10:49	13:59	清水田	16:59	18:59
川西町	7:28	桧町	9:33	12:53	14:53	小和田	8:40	10:50	14:00	小和田	17:00	19:00
図書館前	7:30	図書館前	9:36	12:56	14:56	羽根沢本村	8:43	10:53	14:03	羽根沢本村	17:03	19:03
新庄駅前	7:34	新庄駅前	9:39	12:59	14:59	温泉入口	8:44	10:54	14:04	温泉入口	17:04	19:04
県立病院前	7:39	県立病院前	9:44	13:04	15:04	羽根沢温泉	8:46	10:56	14:06	羽根沢温泉	17:06	19:06

○羽根沢～新庄線(土曜日) (R7.4.1～)

県立病院行き			羽根沢温泉行き		
羽根沢温泉	8:00	10:00	県立病院前	13:50	15:50
温泉入口	8:02	10:02	新庄駅前	13:57	15:57
羽根沢本村	8:03	10:03	図書館前	14:00	16:00
小和田	8:06	10:06	桧町	14:03	16:03
清水田	8:07	10:07	川西町	14:04	16:04
旧中渡保育所前	8:08	10:08	北高口	14:05	16:05
中渡	8:09	10:09	西山	14:07	16:07
段ノ下	8:10	10:10	あたご町	14:09	16:09
新湊	8:11	10:11	泉川下	14:13	16:13
真木	8:12	10:12	叶口	14:14	16:14
役場前	8:16	10:16	川口入口	14:15	16:15
保健センター	8:18	10:18	農村公園	14:16	16:16
鶴田野	8:19	10:19	鶴田野	14:17	16:17
農村公園	8:20	10:20	保健センター	14:18	16:18
川口入口	8:21	10:21	役場前	14:20	16:20
叶口	8:22	10:22	真木	14:24	16:24
泉川下	8:23	10:23	新湊	14:25	16:25
あたご町	8:27	10:27	段ノ下	14:26	16:26
西山	8:29	10:29	中渡	14:27	16:27
北高口	8:31	10:31	旧中渡保育所前	14:28	16:28
川西町	8:32	10:32	清水田	14:29	16:29
桧町	8:33	10:33	小和田	14:30	16:30
図書館前	8:36	10:36	羽根沢本村	14:33	16:33
新庄駅前	8:39	10:39	温泉入口	14:34	16:34
県立病院前	8:44	10:44	羽根沢温泉	14:36	16:36

令和 7 年度 地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細（変更）

市町村名： 庄内町

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条第 2 項第 1 号～第 4 号関係）

1. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細

- 山形県地域公共交通計画＜施策・事業 3－2－1＞地域内交通ネットワークについて、市内関係者及び隣接地域の意見を踏まえた改善や見直しの検討等を定期的に行う。
 - ・地域公共交通活性化協議会（or 地域公共交通会議等）における、市内交通ネットワークの課題に関する年 1 回程度の定期的な協議・検証、及び、系統・便数・運行ダイヤ等の見直し・改善（庄内町）
 - ・庄内町外に影響する公共交通の検討・協議（庄内町）
- 山形県地域公共交通計画＜施策・事業 1－1－1＞＜1－2－1＞によって整備・運用されている山形県地域公共交通情報共有基盤に対し、GTFS-JP 等のデータを適時適切に提供する。（庄内町）
 - ・GTFS-JP（GTFS-RT）の作成・提供（庄内町）
 - ・本町作成の GTFS-JP を反映した乗換検索サイトの市ホームページ等での紹介（庄内町）
 - ・スクールバスや病院送迎バス等、市内輸送手段の GTFS-JP の作成・提供（庄内町、事業者）
- 山形県地域公共交通計画の＜施策・事業 2－1－1＞によって導入される交通系 IC カードについて、市民や来訪者への普及啓発（事業者、庄内町）
 - ・本事業対象路線・サービスに対して交通系 IC カードの導入の検討（庄内町、事業者）
- 山形県地域公共交通計画の＜施策・事業 3－1－1＞に基づき、特に本事業の対象路線・サービスが接続する地域間交通ネットワークの維持・強化を図る。（庄内町）
 - ・庄内総合高校へ通学する利用者のため、鉄道ダイヤに合わせて、町営バスの運行路線・時刻表について調整する。
 - ・地域間交通ネットワークと市内交通との乗換拠点となる余目駅の整備（庄内町）
- その他、公共交通サービスの利用促進や改善のための事業を実施する。
 - ・わかりやすいチラシや HP にするなど情報発信方法の見直しを図る。
 - ・各自治会や老人クラブ等で勉強会を実施するなど、サービスの周知と利用促進を呼びかける（庄内町）

2. 運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を作成し添付

3. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

- 山形県地域公共交通計画 大目標 数値目標 2 の庄内町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
 - RESAS の移動実態数値（本県への来訪者数等）：県外 60,000 人、県内 70,000 人
 - ・庄内町目標値（目標年度：R7）
 - 県外 808 人、県内 3,615 人
- 山形県地域公共交通計画 中目標（3）数値目標 3 の庄内町相当分の達成
 - ・県全体目標値（目標年度：R7）
 - 市町村総合交付金対象路線・サービス（本計画対象系統を含む地域内交通ネットワーク

全体)の人口あたりの乗車人員:2.50回/人

・庄内町の目標値(目標年度:R7)

0.1回/人(直近年度の実績0.04人)

○山形県地域公共交通計画 中目標(3)数値目標4の庄内町相当分の達成

・県全体目標値(目標年度:R7)

市町村の移動サービスに対する負担額

地域鉄道 : 7,203万6千円(直近年度の実績7,203万6千円)

路線バス : 4億6,000万円(直近年度の実績4億7,553万4千円)

コミュニティバス:4億4,000万円(直近年度の実績5億3,331万4千円)

デマンド交通:1億5,000万円(直近年度の実績2億4,033万9千円)

タクシー : 1億円 (直近年度の実績103万円)

・庄内町目標値(目標年度:R7)

(当該市町村が支出している交通モードの目標値、現況地を記載)

路線バス : 31,013円(直近年度の実績29,867円)

デマンド交通:11,411円(直近年度の実績5,666千円)

○上記目標を達成するための細目標の達成(年次目標)

(1) 立谷沢余目線(中村経由)

年間利用者数:2,610人以上(有償170人)(直近年度の実績2,584人(有償134人))

収支率:1.1%以上(直近年度の実績1.3%)

庄内町負担額4,182千円(直近年度の実績4,052千円)

(2) 立谷沢余目線(鉢子経由)

年間利用者数:7,420人以上(有償450人)(直近年度の実績6,577人(有償489人))

収支率:1.3%以上(直近年度の実績1.3%)

庄内町負担額7,096千円(直近年度の実績6,881千円)

(3) 小出新田循環線

年間利用者数:1,470人以上(有償50人)(直近年度の実績1,382人(有償48人))

収支率:0.4%以上(直近年度の実績0.20%)

庄内町負担額2,552千円(直近年度の実績2,482千円)

(4) 家根合循環線

年間利用者数:1,350人以上(有償120人)(直近年度の実績1,238人(有償39人))

収支率:0.4%以上(直近年度の実績0.20%)

庄内町負担額2,997千円(直近年度の実績2,920千円)

(5) 狩川循環線

年間利用者数:740人以上(有償40人)(直近年度の実績318人(有償7人))

収支率:0.2%以上(直近年度の実績0.00%)

庄内町負担額2,983千円(直近年度の実績2,672千円)

(6) 平岡循環線

年間利用者数:740人以上(有償70人)(直近年度の実績391人(有償69人))

収支率:0.3%以上(直近年度の実績0.20%)

の庄内町負担額2,540千円(直近年度の実績2,277千円)

(7) 中心市街地循環線

年間利用者数:4,700人以上(有償300人)(直近年度の実績3,252人(有償179人))

収支率:0.3%以上(直近年度の実績0.30%)

庄内町負担額5,869千円(直近年度の実績5,858千円)

(8) 三ヶ沢狩川線

年間利用者数：1,960人以上（有償5人）（直近年度の実績1,831人（有償4人）

収支率：0.03%以上（直近年度の実績0.0%）

庄内町負担額3,130千円（直近年度の実績2,907千円）

(9) 出河原狩川線

年間利用者数：950人以上（有償5人）（直近年度の実績776人（有償0人））

収支率：0.05%以上（直近年度の実績0.0%）

庄内町負担額1,956千円（直近年度の実績1,595千円）

(10) 余目酒田線

年間利用者数：1,510人以上（有償1,500人）（直近年度の実績有償1,555人）

収支率：13.0%以上（直近年度の実績21.9%）

庄内町負担額2,719千円（直近年度の実績2,712千円）

(11) 清川藤島線（R7.4.1～）

年間利用者数：402人以上（有償402人）

収支率：10.0%以上（直近年度の実績 - ）

庄内町負担額1,652千円（直近年度の実績 - ）

○事業の効果

- ・上記路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

○上記目標・細目標の評価手法・測定方法

- ・上記目標・細目標の年度毎の達成状況について、最新のRE S A Sの数値や事業者等から提出された利用者数・収支率等の実績を基に、庄内町地域公共交通会議や山形県地域公共交通活性化協議会において評価・検討を行う。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額36,024千円のうち、庄内町から運行事業者への委託料については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

また、上記庄内町の補助金額も含めた「別紙（山形県市町村総合交付金申請予定事業一覧）」に記載された交通サービスに対する庄内町の負担については、山形県市町村総合交付金交付要綱に基づき、一定額を県が負担する。

○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項

（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第21条第1号～第4号関係）

5. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

6. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

7. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

8. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

○その他申請に関する事項

9. 協議会の開催状況と主な議論

○ 山形県地域公共交通活性化協議会

<令和5年度>

- ・ 令和5年6月28日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和5年10月31日（第2回）：地域間幹線系統「上山～仙台」線の運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・ 令和5年12月8日（第3回）：山形県地域公共交通計画の改正について（日付は書面協議成立時）
- ・ 令和6年1月30日（第4回）：令和5年度地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について 地域公共交通勉強会の開催
- ・ 令和6年3月25日（第5回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

<令和6年度>

- ・ 令和6年6月26日（第1回）：山形県地域公共交通計画の変更等について
- ・ 令和6年9月6日（第2回）：地域間幹線系統「米沢～仙台線」に係る運行経路等の（日付は書面協議成立時） 変更等について
- ・ 令和7年1月30日（第3回）：地域公共交通確保維持事業に関する事業評価等について
- ・ 令和7年3月 日（第4回）：山形県地域公共交通計画の変更等について（日付は書面協議成立時）

○ 山形県地域公共交通活性化協議会地域別部会（庄内）

<令和5年度>

- ・ 令和5年7月12日：「地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持事業の詳細」（日付は書面報告日） の変更に係る報告について
- ・ 令和6年2月15日：地域公共交通勉強会（地域別ワークショップ）の開催

<令和6年度>

- ・ 令和6年9月2日：次期地域公共交通計画の策定等について
- ・ 令和6年12月2日：地域旅客運送サービス継続事業の実施方針（案）等について
- ・ 令和7年1月17日：地域旅客運送サービス継続事業に係る協議等について

○庄内町地域公共交通会議

<令和5年度>

- ・ 令和5年8月30日（第1回）（書面協議）
町営バス自家用有償旅客運送の更新登録についての議論

・ 令和 6 年 2 月 8 日（第 2 回） (1) 停留所の名称の変更 (2) 町営バスの運行経路及び時刻表の変更 (3) 庄内交通路線バス「鶴岡-清川線」運行日及び時刻表変更 ＜令和 6 年度＞ ・ 令和 6 年 8 月 23 日（第 1 回） (1) 町営バスの運行経路及び時刻表の変更 (2) デマンドタクシーの時刻表の変更 (3) 庄内交通路線バス「鶴岡-清川線」の廃止 ・ 令和 7 年 1 月 9 日（第 2 回） (1) 町営バスの運行経路、時刻表等の変更 (2) デマンドタクシーの清川藤島線の新設 ・ 令和 7 年 2 月 25 日（第 3 回）（書面協議） (1) 停留所の名称の変更について (2) 町営バスの運行時刻及び使用料の変更
10. 利用者等の意見の反映状況
山形県地域公共交通活性化協議会及びその地域別部会については、原則すべての資料及び議事が協議会事務局（山形県）により庄内町民も含めた県民全てに公開され、議事やその他地域公共交通に関する意見の提供ができる状況にあり、提供された意見については、施策の反映につなげている。 本町では、地域公共交通会議の会議録を町ホームページで公開し、提供された意見については、施策の反映につなげている。
11. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を作成し添付
12. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要 【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】
(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等
該当なし
(2) 交通手段の検討状況
該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 庄内町余目字町 132-1

(所 属) 企画情報課まちづくり係

(氏 名) 清野 恭広

(電 話) 0234-42-0162

(e-mail) machizukuri@town.shonai.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
庄内町	庄内町	(1) 立谷沢余目線 （中村経由）	北月山荘	中村地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往39.0km 復41.2km	163日	392.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線 （鉢子経由）	北月山荘	鉢子地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往42.8km 復41.0km	361日	646.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼吉商店前	循環 31.3km	146日	344回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便(月)	庄内町役場	小出新田地区	吉岡(循環)	17.3km	94日	47回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	146日	292回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	146日	73回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富程接骨院	循環 32.3km	147日	345回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便(土)	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	96日	48回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 9.0km	293日	2,344回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ヶ沢狩川線	三ヶ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	243日	673回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	243日	391回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限公司	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	243日	480回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補 助対象地域間幹線系 統庄交鶴岡酒田線と 接続	③
	有限会社立川タクシー	(15) 清川藤島線	清川駅	立川総合支所	藤島駅	往 13.1km 復 13.1km	124日	168回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	①

（注）

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
庄内町	庄内町	(1) 立谷沢余目線 （中村経由）	北月山荘	中村地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往39.0km 復41.2km	163日	392.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線 （鉢子経由）	北月山荘	鉢子地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往42.8km 復41.0km	361日	646.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼吉商店前	循環 31.3km	146日	394回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便(月)	庄内町役場	小出新田地区	吉岡(循環)	17.3km	44日	22回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	146日	292回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	146日	73回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富程接骨院	循環 32.3km	147日	392回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便(土)	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	49日	24.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 9.0km	293日	2,344回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ヶ沢狩川線	三ヶ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	243日	673回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	243日	391回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限公司	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	243日	480回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補 助対象地域間幹線系 統庄交鶴岡酒田線と 接続	③
	有限会社立川タクシー	(15) 清川藤島線	清川駅	立川総合支所	藤島駅	往 13.1km 復 13.1km	243日	336回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 （別表7・9）	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 （別表7のみ）
庄内町	庄内町	(1) 立谷沢余目線 （中村経由）	北月山荘	中村地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往39.0km 復41.2km	163日	392.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(2) 立谷沢余目線 （鉢子経由）	北月山荘	鉢子地区、 立川総合支 所	庄内町役場	往42.8km 復41.0km	361日	646.0回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(3) 小出新田循環線	庄内町役場	小出新田地区	兼吉商店前	循環 31.3km	146日	394回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(4) 小出新田循環線3便(月)	庄内町役場	小出新田地区	吉岡(循環)	17.3km	44日	22回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(5) 家根合循環線	庄内町役場	家根合地区	森田内科	循環 34.4km	146日	292回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(6) 家根合循環線3便	庄内町役場	家根合地区	下朝丸	25.2km	146日	73回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(7) 狩川循環線	庄内町役場	立川総合支所	富程接骨院	循環 32.3km	147日	392回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(8) 狩川循環線3便(土)	庄内町役場	立川総合支所	近江新田	21.4km	49日	24.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(9) 平岡循環線	庄内町役場	平岡地区	松蔵商店前	循環 27.3km	147日	294回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(10) 平岡循環線3便	庄内町役場	平岡地区	跡	18.7km	147日	73.5回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	庄内町	(11) 中心市街地循環線	庄内町役場	庄内余目病院	庄内町役場	循環 9.0km	293日	2,344回			路線定期運行	②(1)	JR余目駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(12) 三ヶ沢狩川線	三ヶ沢	立川総合支所	狩川駅	往 7.3km 復 7.3km	243日	673回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	有限会社立川タクシー	(13) 出川原狩川線	旭町	立川総合支所	狩川駅	往 7.7km 復 7.7km	243日	391回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③
	余目タクシー有限公司	(14) 余目酒田線	余目駅	庄内余目病院	日本海総合病院	往 11.1km 復 11.1km	243日	480回			路線不定期運行	①・②(1)	日本海総合病院で補 助対象地域間幹線系 統庄交鶴岡酒田線と 接続	③
	有限会社立川タクシー	(15) 清川藤島線	清川駅	立川総合支所	藤島駅	往 13.1km 復 13.1km	243日	336回			路線不定期運行	②(1)	JR狩川駅に接続	③

（注）

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

ご利用 案内

令和7年4月1日改正

庄内町営バス 時刻表が変わります

主な改正内容についてお知らせします

停留所の名称変更

- ① 新余目支所・町湯 ➤ 町湯
- ② 松蔵商店前 ➤ 昭美館前
- ③ 太田デンタル ➤ オハナ・デンタル



幹線路線(立谷沢余目線)

JR清川駅・狩川駅での乗継が便利になります。

時刻表一部抜粋 (改正後) 月曜日～金曜日 (祝日を除く)

庄内町役場行	停留所	1便	備考
	瀬場	6:07	
	}	}	
	清川駅前	6:36	JR酒田行(代行バス)6:41
	}	}	
	狩川駅	6:44	JR酒田行(代行バス)6:50
	}	}	
	立川複合拠点施設	6:48	

循環路線

部活動の地域移行に係る立川地域から余目地域への移動を支援します。

時刻表一部抜粋 (改正後)

1 コース 常万・大和方面	停留所	3便水・金	3 コース 吉岡・十六合 ・狩川方面	停留所	3便水・金
	庄内町役場	16:05		庄内町役場	16:05
	町農協	16:06		町農協	16:06
	}	}		}	}
	立川複合拠点施設	16:47		立川複合拠点施設	16:47
	第四まちづくりセンター	16:53		第四まちづくりセンター	16:49
	町農協	17:04		町農協	17:04
	庄内町役場	17:05		庄内町役場	17:05

- ・地域クラブ活動に参加するために、町営バス等を利用する中学生の料金は無料(予定)です。
- ・このチラシの内容は改正内容の一部です。詳しくは町HPや新しい時刻表をご覧ください。
- ・時刻表の配置場所
庄内町役場・立川複合拠点施設・各まちづくりセンター・町営バス車内
- ・3月31日～4月4日にかけて停留所の時刻表の張替作業を実施いたします。
天候等によって作業が延長される場合がありますのでご了承ください。

その他、町営バスについては町HPをご覧ください。

お問い合わせ 庄内町企画情報課まちづくり係 0234-42-0162



令和7年4月1日（新設予定）

ご利用
案内

デマンドタクシー 清川藤島線



路線バス「鶴岡清川線」の代替手段として、新規路線を運行します。
藤島駅から鶴岡市内までは鶴岡市の公共交通「ふじつる号」をご利用いただけます。

「清川藤島線」

藤島方面	便	清川駅前	狩川駅	旧狩川銀行前	立川複合拠点施設	藤島駅前
	①	6:45	6:51	6:53	6:57	7:08
	②	8:52	8:58	9:00	9:04	9:15



「ふじつる号」(300円)

藤島駅前	～	鶴岡駅前	エスモール
7:15	～	7:32	7:36
9:21	～	9:39	9:42

「ふじつる号」(300円)

エスモール	鶴岡駅前	～	藤島駅前
13:30	13:33	～	13:51
17:15	17:18	～	17:36



「清川藤島線」

清川方面	便	藤島駅前	立川複合拠点施設	旧狩川銀行前	狩川駅	清川駅前
	①	14:00	14:11	14:13	14:17	14:23
	②	17:40	17:51	17:53	17:57	18:03

ご 案 内

運 行 日

月曜日～金曜日の平日

※土・日、国民の祝日・休日及び12月29日～1月3日は運行しません。
※どなたからでも予約がない場合運行自体いたしません。

乗 車 料 金

500円／回

（おひとりあたりの料金です）

現金のほか、回数乗車券もご利用いただけます。

500円券×11回分、250円×11回分の回数乗車券綴を各々

10回分の料金で庄内町役場、立川複合拠点施設で販売します。

無料・割引制度（※の方は、乗車する際に要件に当てはまることを確認できる書類を提示してください）

半 額

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方※（介助のために同乗する方も半額対象です。）
- ・小学校の児童

無 料

- ・小学校就学前の子ども

予 約

予約先

立川タクシー(有) ☎ 0234-56-2128

受付期間

利用日の1週間前から前日

受付時間

午前8時00分から午後8時

予約方法

- ① 名前・電話番号 をつたえる
- ② 日にち・時間 をつたえる
- ③ 行き先・乗り場 をつたえる

定 員

1便あたり4名（予約順）

キャンセル

予約をキャンセルする際は必ず、予約先に連絡してください。

お願い

- ・車内に持ち込むことが出来る荷物は、自分の座席で管理できる大きさまでです。
- ・座席や通路をふさぐ大きさの荷物の持ち込みはご遠慮ください。

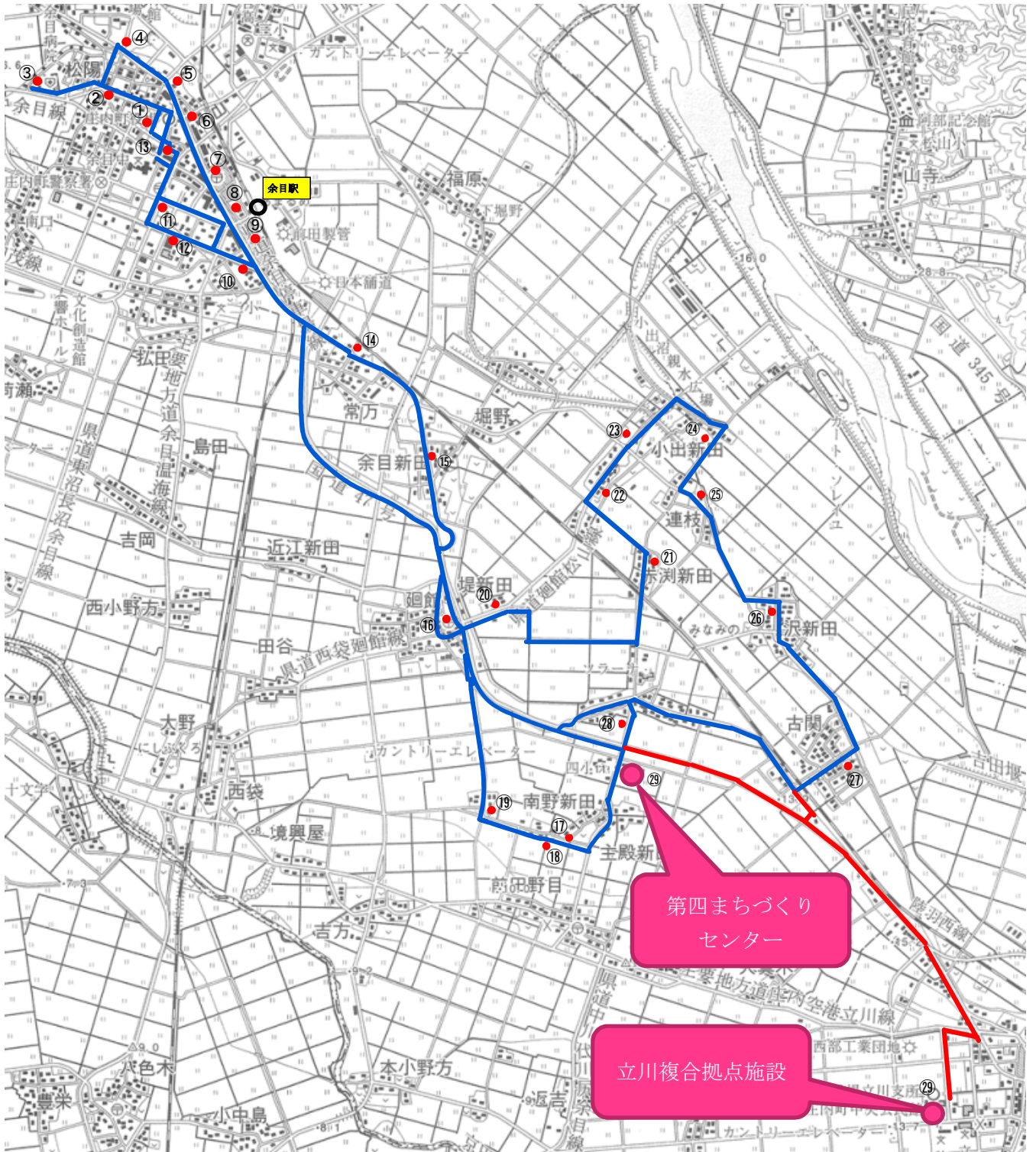
利用登録方法・その他デマンドタクシーについては町HPをご覧ください。➤➤

お問い合わせ 庄内町企画情報課まちづくり係 0234-42-0162



庄内町営バス 循環路線 路線図 (令和7年4月1日改定)

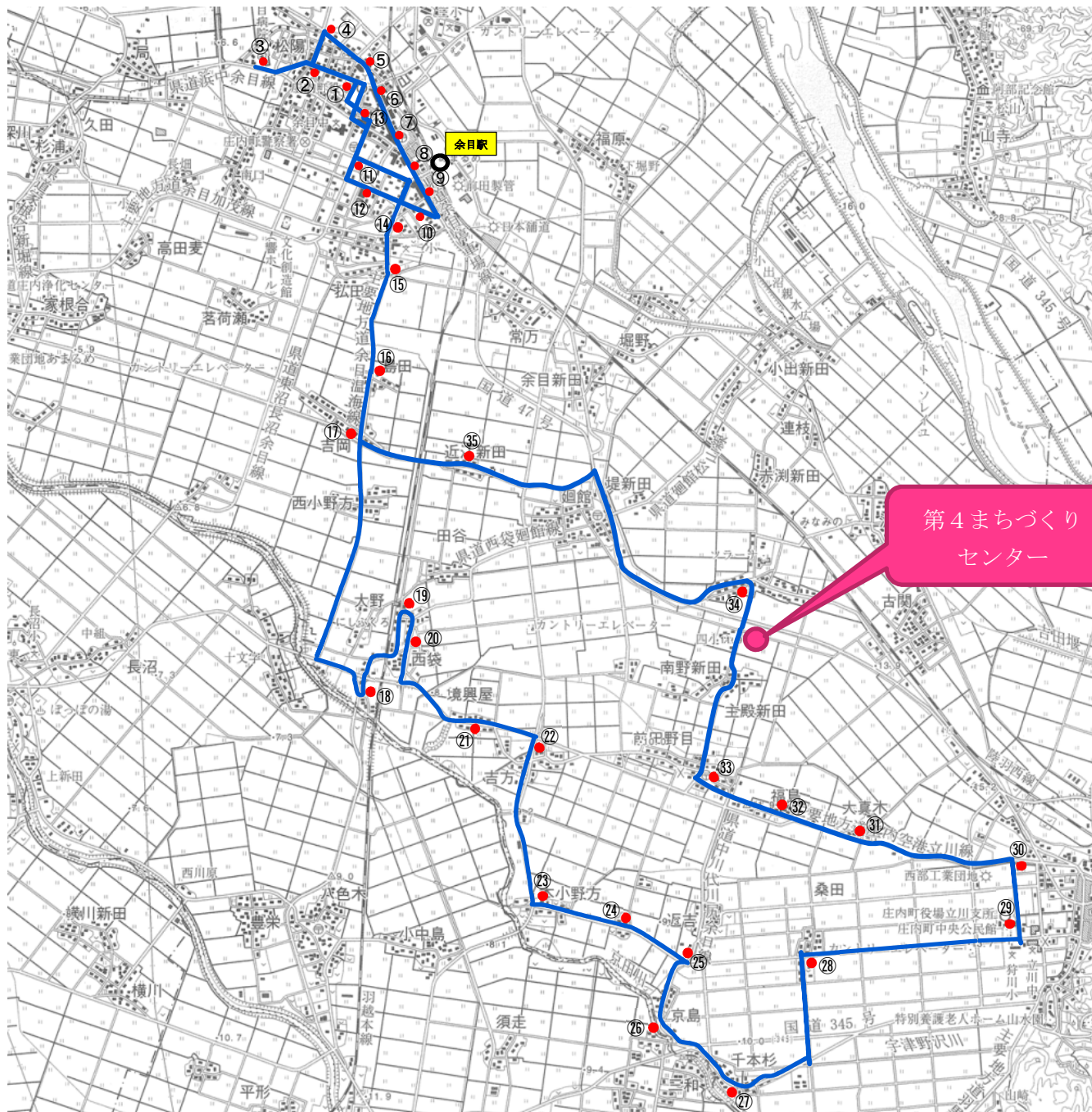
◆1コース 常万・大和方面（月・水・金運行） ※小出新田循環線



No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑨	兼古商店前	⑰	主殿新田	㉕	連枝
②	昭美館前	⑩	富樫接骨院	⑱	中野	㉖	沢新田
③	庄内余目病院	⑪	森田内科	⑲	南興屋	㉗	古関（循環）
④	菅原医院	⑫	町湯	㉚	堤新田	㉘	阿部医院
⑤	肉のもり前	⑬	町農協	㉛	赤渕新田	㉙	立川複合拠点施設
⑥	旧斎藤整形	⑭	常万	㉜	小出根子	㉚	第四まちづくりセンター
⑦	旧きらやか銀行	⑮	余目新田	㉝	小出新田		
⑧	駅前商店街	⑯	廻館	㉞	連枝土場		

庄内町営バス 循環路線 路線図 (令和7年4月1年改定)

◆3コース 吉岡・十六合・狩川方面(火・木・土運行) ※狩川循環線



No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名	No.	停留所名
①	庄内町役場	⑩	富樫接骨院	⑱	西袋駅前	⑳	桑田
②	昭美館前	⑪	森田内科	⑲	西袋公民館前	㉑	立川総合支所
③	庄内余目病院	⑫	町湯	㉒	境興屋	㉒	第2種苗センター
④	菅原医院	⑬	町農協	㉓	吉方	㉓	大真木
⑤	肉のもり前	⑭	上朝丸	㉔	本小野方	㉔	福島
⑥	旧斎藤整形	⑮	弘田	㉕	新田目	㉕	前田野目
⑦	旧きらやか銀行	⑯	島田	㉖	返吉	㉖	阿部医院
⑧	駅前商店街	⑰	吉岡	㉗	京島	㉗	近江新田
⑨	兼古商店前	⑱	橋の脇		千本杉	㉘	第四まちづくりセンター

北月山荘発(又は瀬場発) ⇒ 庄内町役場行き

運 行 日 停 留 所	月・水・金			火・木			土			日				
	※祝日・休日の場合 1便は土・日と同じ時刻で運行します。 2便は運行しません。 3便は同じ時刻で運行します。													
	【北月山荘～瀬場】について:北月山荘の休業日(火・水)は運休します。 冬季休業に合わせて、区間運休する場合があります。													
	1便	2便	3便	1便	2便	3便	1便	2便	3便	1便	2便	3便		
立谷沢地域	北 月 山 荘	—	10:35	14:35	—	10:35	14:35	—	10:35	14:35	—	—	14:35	
	瀬 場	6:07	10:38	14:38	6:07	10:38	14:38	7:15	10:38	14:38	7:15	—	14:38	
	下 瀬 場	6:08	10:39	14:39	6:08	10:39	14:39	7:16	10:39	14:39	7:16	—	14:39	
	大中島ふれあい館前	6:09	10:40	14:40	6:09	10:40	14:40	7:17	10:40	14:40	7:17	—	14:40	
	大 中 島	6:09	10:40	14:40	6:09	10:40	14:40	7:17	10:40	14:40	7:17	—	14:40	
	新 田	6:13	10:44	14:44	6:13	10:44	14:44	7:21	10:44	14:44	7:21	—	14:44	
	工 藤 沢	6:15	10:46	14:46	6:15	10:46	14:46	7:23	10:46	14:46	7:23	—	14:46	
	科 沢	6:18	10:49	14:49	6:18	10:49	14:49	7:26	10:49	14:49	7:26	—	14:49	
	下 科 沢	6:19	10:49	14:49	6:19	10:49	14:49	7:27	10:49	14:49	7:27	—	14:49	
	木 の 沢	6:22	10:52	14:52	6:22	10:52	14:52	7:30	10:52	14:52	7:30	—	14:52	
	鉢 子	6:24	10:54	14:54	6:24	—	—	7:32	—	—	7:32	—	14:54	
	大 平 口	6:24	10:54	14:54	6:24	—	—	7:32	—	—	7:32	—	14:54	
	松 の 木	6:27	10:57	14:57	6:27	—	—	7:35	—	—	7:35	—	14:57	
	下 松 の 木	6:28	10:58	14:58	6:28	—	—	7:36	—	—	7:36	—	14:58	
肝 煎	6:28	10:58	14:58	6:28	—	—	7:36	—	—	7:36	—	14:58		
立谷沢まちづくりセンター	—	—	—	—	10:52	14:52	—	10:52	14:52	—	—	—		
中 村	—	—	—	—	10:54	14:54	—	10:54	14:54	—	—	—		
下 中 村	—	—	—	—	10:55	14:55	—	10:55	14:55	—	—	—		
板 敷 橋	—	—	—	—	10:57	14:57	—	10:57	14:57	—	—	—		
清川・狩川地域	興 屋	—	—	—	—	10:59	14:59	—	10:59	14:59	—	—	—	
	中 島	—	—	—	—	11:00	15:00	—	11:00	15:00	—	—	—	
	生 繰 沢	—	—	—	—	11:02	15:02	—	11:02	15:02	—	—	—	
	中 島 口	6:30	11:00	15:00	6:30	—	—	7:38	—	—	7:38	—	15:00	
	片 倉	6:32	11:02	15:02	6:32	—	—	7:40	—	—	7:40	—	15:02	
	生 繰 沢 橋	6:33	11:03	15:03	6:33	11:03	15:03	7:41	11:03	15:03	7:41	—	15:03	
	成 沢 医 院 前	6:34	11:04	15:04	6:34	11:04	15:04	7:42	11:04	15:04	7:42	—	15:04	
	清河八郎記念館	6:34	11:04	15:04	6:34	11:04	15:04	7:42	11:04	15:04	7:42	—	15:04	
	清 川 関 所 前	6:35	11:05	15:05	6:35	11:05	15:05	7:43	11:05	15:05	7:43	—	15:05	
	清 川	6:35	11:05	15:05	6:35	11:05	15:05	7:43	11:05	15:05	7:43	—	15:05	
	清 川 駅 前	6:36	11:06	15:06	6:36	11:06	15:06	7:44	11:06	15:06	7:44	—	15:06	
	東 興 野	6:40	11:10	15:10	6:40	11:10	15:10	7:48	11:10	15:10	7:48	—	15:10	
	荒 鍋	6:41	11:11	15:11	6:41	11:11	15:11	7:49	11:11	15:11	7:49	—	15:11	
	道の駅しょうない	(着)	—	11:12	15:12	—	11:12	15:12	—	11:12	15:12	—	—	15:12
		(発)	—	11:17	15:17	—	11:17	15:17	—	11:17	15:17	—	—	15:17
	緑 町	6:42	11:19	15:19	6:42	11:19	15:19	7:50	11:19	15:19	7:50	—	15:19	
	狩 川 駅	6:44	11:21	15:21	6:44	11:21	15:21	7:52	11:21	15:21	7:52	—	15:21	
	旧狩川銀行前	6:45	11:22	15:22	6:45	11:22	15:22	7:53	11:22	15:22	7:53	—	15:22	
	旧 商 工 会 前	6:45	11:23	15:23	6:45	11:23	15:23	7:54	11:23	15:23	7:54	—	15:23	
	立川複合拠点施設	(着)	6:48	11:26	15:26	6:48	11:26	15:26	8:00	11:26	15:26	8:00	—	15:26
		(発)	8:00	11:26	15:26	8:00	11:26	15:26	8:00	11:26	15:26	8:00	—	15:26
	第2種苗センター前	8:01	11:27	15:27	8:01	11:27	15:27	8:01	11:27	15:27	8:01	—	15:27	
	栄 町	8:02	11:28	15:28	8:02	11:28	15:28	8:02	11:28	15:28	8:02	—	15:28	
	西 興 野	8:02	11:28	15:28	8:02	11:28	15:28	8:02	11:28	15:28	8:02	—	15:28	
	余目地域	古 関 (幹 線)	8:04	11:30	15:30	8:04	11:30	15:30	8:04	11:30	15:30	8:04	—	15:30
		阿 部 医 院	8:07	11:33	15:33	8:07	11:33	15:33	8:07	11:33	15:33	8:07	—	15:33
第四まちづくりセンター		8:09	11:35	15:35	8:09	11:35	15:35	8:09	11:35	15:35	8:09	—	15:35	
廻 館		8:13	11:39	15:39	8:13	11:39	15:39	8:13	11:39	15:39	8:13	—	15:39	
余 目 新 田		8:15	11:42	15:42	8:15	11:42	15:42	8:15	11:42	15:42	8:15	—	15:42	
常 万		8:16	11:44	15:44	8:16	11:44	15:44	8:16	11:44	15:44	8:16	—	15:44	
兼 古 商 店 前		8:19	11:47	15:47	8:19	11:47	15:47	8:19	11:47	15:47	8:19	—	15:47	
余 目 駅 前		8:20	11:48	15:48	8:20	11:48	15:48	8:20	11:48	15:48	8:20	—	15:48	
駅 前 商 店 街		8:21	—	—	8:21	—	—	8:21	—	—	8:21	—	—	
旧きらやか銀行		8:21	—	—	8:21	—	—	8:21	—	—	8:21	—	—	
町 湯		—	11:51	15:51	—	11:51	15:51	—	11:51	15:51	—	—	15:51	
町 農 協		—	11:54	15:54	—	11:54	15:54	—	11:54	15:54	—	—	15:54	
庄内総合高校		8:25	—	—	8:25	—	—	8:25	—	—	8:25	—	—	
庄内余目病院		8:30	—	—	8:30	—	—	8:30	—	—	8:30	—	—	
庄 内 町 役 場		8:35	11:55	15:55	8:35	11:55	15:55	8:35	11:55	15:55	8:35	—	15:55	

スクールバス住民利用

(月・金・土・日・平日)	(立川・小・中・村・バス・運行日)
--------------	-------------------

—	—
7:15	—
7:16	—
7:17	—
7:18	—
7:20	—
7:23	—
7:26	—
7:27	—
7:29	—
7:31	—
7:34	—
7:35	—
7:36	—
—	7:20
—	7:22
—	—
—	7:24
—	7:26
—	7:28
—	7:30
7:38	—
7:40	—
7:41	7:32
7:42	7:34
7:43	7:35
7:44	7:38
7:48	7:42
—	—
—	—
—	—
7:52	7:45
7:53	—
7:58	7:48

※スクールバス住民利用について

・スクールバス車両での生徒(児童)と一緒に乗り合わせです。

・立川総合支所で幹線1便に乗り換えができます。

・12月～3月は、瀬場発7:15 → 7:10、立谷沢公民館発7:20 → 7:10となるため、立川総合支所までの各停留所で発着時間が早くなります。

運休日:12月31日～1月5日

令和7年4月1日 改正案

庄内町役場発 ⇒ 北月山荘行き(又は瀬場行き)											
運 行 日	停 留 所	月・水・金			火・木・土			日			
		※祝日・休日の場合 2便は運行しません。 1便、3便は同じ時刻で運行します。									
		【瀬場～北月山荘】について:北月山荘の休業日(火・水)は運休します。 冬季休業に合わせて、区間運休する場合があります。									
		1便	2便	3便	1便	2便	3便	1便	2便	3便	
余目地域	庄内町役場	9:00	13:00	16:20	9:00	13:00	16:20	9:00	—	16:20	
	庄内総合高校	—	—	16:24	—	—	16:24	—	—	16:24	
	町農協	9:01	13:01	16:27	9:01	13:01	16:27	9:01	—	16:27	
	町湯	9:04	13:04	16:30	9:04	13:04	16:30	9:04	—	16:30	
	余目駅前	9:07	13:07	16:33	9:07	13:07	16:33	9:07	—	16:33	
	兼古商店前	9:08	13:08	16:35	9:08	13:08	16:35	9:08	—	16:35	
	常万	9:11	13:11	16:37	9:11	13:11	16:37	9:11	—	16:37	
	余目新田	9:12	13:12	16:38	9:12	13:12	16:38	9:12	—	16:38	
	廻館	9:15	13:15	16:41	9:15	13:15	16:41	9:15	—	16:41	
	第四まちづくりセンター	9:18	13:18	16:44	9:18	13:18	16:44	9:18	—	16:44	
清川・狩川地域	阿部医院	9:20	13:20	16:46	9:20	13:20	16:46	9:20	—	16:46	
	古関(幹線)	9:23	13:23	16:49	9:23	13:23	16:49	9:23	—	16:49	
	西興野	9:27	13:27	16:53	9:27	13:27	16:53	9:27	—	16:53	
	栄町	9:27	13:27	16:53	9:27	13:27	16:53	9:27	—	16:53	
	第2種苗センター前	9:27	13:27	16:53	9:27	13:27	16:53	9:27	—	16:53	
	立川複合拠点施設	9:30	13:30	16:55	9:30	13:30	16:55	9:30	—	16:55	
	旧商工会前	9:33	13:33	16:58	9:33	13:33	16:58	9:33	—	16:58	
	旧狩川銀行前	9:34	13:34	16:59	9:34	13:34	16:59	9:34	—	16:59	
	狩川駅	9:36	13:36	17:01	9:36	13:36	17:01	9:36	—	17:01	
	緑町	9:37	13:37	17:02	9:37	13:37	17:02	9:37	—	17:02	
	道の駅しょうない	(着)	9:38	13:38	17:03	9:38	13:38	17:03	9:38	—	17:03
		(発)	9:44	13:43	17:08	9:44	13:43	17:08	9:44	—	17:08
	荒鍋	9:45	13:44	17:09	9:45	13:44	17:09	9:45	—	17:09	
	東興野	9:47	13:46	17:11	9:47	13:46	17:11	9:47	—	17:11	
	清川駅前	9:52	13:51	17:16	9:52	13:51	17:16	9:52	—	17:16	
	清川	9:53	13:52	17:17	9:53	13:52	17:17	9:53	—	17:17	
	清川関所前	9:54	13:53	17:18	9:54	13:53	17:18	9:54	—	17:18	
	清河八郎記念館	9:54	13:53	17:18	9:54	13:53	17:18	9:54	—	17:18	
	成沢医院前	9:55	13:54	17:19	9:55	13:54	17:19	9:55	—	17:19	
	生繰沢橋	9:56	13:55	17:20	9:56	13:55	17:20	9:56	—	17:20	
	片倉	9:57	13:56	17:21	—	—	—	9:57	—	17:21	
	中島口	9:59	13:58	17:23	—	—	—	9:59	—	17:23	
	生繰沢	—	—	—	9:57	13:56	17:21	—	—	—	
	中島	—	—	—	9:59	13:58	17:23	—	—	—	
興屋	—	—	—	10:00	13:59	17:24	—	—	—		
立谷沢地域	板敷橋	—	—	—	10:03	14:02	17:27	—	—	—	
	下中村	—	—	—	10:06	14:05	17:30	—	—	—	
	中村	—	—	—	10:06	14:05	17:30	—	—	—	
	肝煎	10:02	14:01	17:26	—	—	—	10:02	—	17:26	
	下松の木	10:02	14:01	17:26	—	—	—	10:02	—	17:26	
	松の木	10:03	14:02	17:27	—	—	—	10:03	—	17:27	
	大平口	10:06	14:05	17:30	—	—	—	10:06	—	17:30	
	鉢子	10:07	14:06	17:31	—	—	—	10:07	—	17:31	
	立谷沢まちづくりセンター	10:10	—	—	10:10	14:08	17:33	10:10	—	—	
	木の沢	10:10	14:08	17:33	10:10	14:08	17:33	10:10	—	17:33	
	下科沢	10:13	14:11	17:36	10:13	14:11	17:36	10:13	—	17:36	
	科沢	10:13	14:11	17:36	10:13	14:11	17:36	10:13	—	17:36	
	工藤沢	10:16	14:14	17:39	10:16	14:14	17:39	10:16	—	17:39	
	新田	10:18	14:16	17:41	10:18	14:16	17:41	10:18	—	17:41	
	大中島	10:20	14:18	17:43	10:20	14:18	17:43	10:20	—	17:43	
	大中島ふれあい館前	10:20	14:18	17:43	10:20	14:18	17:43	10:20	—	17:43	
	下瀬場	10:22	14:20	17:45	10:22	14:20	17:45	10:22	—	17:45	
	瀬場	10:22	14:20	17:45	10:22	14:20	17:45	10:22	—	17:45	
	北月山荘	10:25	14:23	—	10:25	14:23	—	10:25	—	—	

フリー乗降区間(停留所名青字部分)	北月山荘から狩川駅までの区間、 西興野から常万こ線橋付近の交差点までの区間
-------------------	--

庄内町営バス

循環路線

1 コース 常万・大和方面（月・水・金）

1 コース 常万・大和方面（月・水・金）				
便 停留所	1便	2便	3便 月	3便 水・金
庄内町役場		11:05		
昭美館前		11:06		
庄内余目病院		11:08		
菅原医院		11:10		
肉のもり前		11:11		
旧斎藤整形		11:12		
旧きらやか銀行		11:13		
駅前商店街		11:14		
兼古商店前		11:15		
富樫接骨院		11:16		
森田内科		11:18		
町湯		11:20		
町農協		11:23		
庄内町役場	7:55	11:24	16:05	16:05
町農協	—	—	16:06	16:06
町湯	—	—	16:09	16:09
常万	8:00	11:29	降車専用	16:12
余目新田	8:02	11:31		16:14
廻館	8:05	11:34		16:17
阿部医院	—	11:37		16:20
主殿新田	8:09	11:39		16:22
中野	8:10	11:40		16:23
南興屋	8:11	11:41		16:24
堤新田	8:14	11:44		16:27
赤淵新田	8:17	11:47		16:30
小出根子	8:18	11:48		16:31
小出新田	8:19	11:49		16:32
連枝土場	8:21	11:51		16:34
連枝	8:22	11:52		16:35
沢新田	8:24	11:54		16:37
古関（循環）	8:27	11:57		16:40
立川複合拠点施設	—	—	—	16:47
第四まちづくりセンター	—	—	—	16:53
阿部医院	8:31	—		—
富樫接骨院	8:38	降車専用		—
森田内科	8:40	—		—
町湯	8:42	降車専用		—
町農協	8:45			17:04
庄内町役場	8:46			17:05
昭美館前	降車専用			
庄内余目病院				
菅原医院				
肉のもり前				
旧斎藤整形				
旧きらやか銀行				
駅前商店街				
兼古商店前				

※1便は庄内町役場、2便は古関、3便は月曜日のみ町湯まで乗車した方が全て下車した地点で運行を打ち切ります。
※フリー乗降区間(停留所名青字部分)
常万バス停～余目こ線橋の常万側の交差点までの区間

※1便は庄内町役場、2便は古関、3便は月曜日のみ町湯まで乗車した方が全て下車した地点で運行を打ち切ります。

※フリー乗降区間（停留所名青字部分）

常万バス停～余目に線橋の常万側の交差点までの区間

2 コース 八栄里・栄方面（月・水・金）

2コース 八栄里・栄方面（月・水・金）			
便 停留所	1便	2便	3便
庄内町役場		11:05	
昭美館前		11:06	
庄内余目病院		11:08	
菅原医院		11:10	
肉のもり前		11:11	
旧斎藤整形		11:12	
旧きらやか銀行		11:13	
駅前商店街		11:14	
兼古商店前		11:15	
富樫接骨院		11:16	
森田内科		11:18	
町湯		11:20	
町農協		11:23	
庄内町役場	7:50	11:24	16:05
町農協	—	—	16:06
町湯	—	—	16:09
梵天塚前	7:54	11:28	降車専用
田谷	8:01	11:35	
大野	8:04	11:38	
西小野方	8:07	11:41	
生三	8:10	11:44	
茗荷瀬	8:13	11:47	
南口	8:17	11:51	
長畑	8:18	11:52	
高田麦	8:20	11:54	
家根合	8:23	11:57	
落合	8:27	12:01	
宮曾根	8:30	12:04	
杉浦	8:32	12:06	
深川	8:33	12:07	
久田	8:34	12:08	
西野	8:38	12:12	
下朝丸	8:43	12:17	
町湯	8:48	降車専用	
町農協	8:51		
庄内町役場	8:52		
昭美館前	降車専用		
庄内余目病院			
菅原医院			
肉のもり前			
旧斎藤整形			
旧きらやか銀行			
駅前商店街			
兼古商店前			
富樫接骨院			
森田内科			
※1便は庄内町役場、2便は下朝丸、3便は町湯まで乗車した方が全て下車した地点で運行を打ち切ります。 ※フリー乗降区間(停留所名青字部分) 梵天塚前バス停～下朝丸バス停までの区間			

※1便は庄内町役場、2便は下朝丸、3便は町湯まで乗車した方が全て下車した地点で運行を打ち切ります。

※フリー乗降区間（停留所名青字部分）

梵天塚前バス停～下朝丸バス停までの区間

運休日：日曜日、国民の祝日・休日、12月31日～1月5日

令和7年4月1日 改正案

3コース 吉岡・十六合・狩川方面（火・木・土）

便 停留所	西回り			便 停留所	東回り 2便
	1便	3便 火・木	3便 土		
庄内町役場	7:50	16:05	16:05	庄内町役場	11:05
町農協	—	16:06	16:06	昭美館前	11:06
町湯	—	16:09	16:09	庄内余目病院	11:08
上朝丸	7:53	16:10	降車専用	菅原医院	11:10
弘田	7:54	16:11		肉のもり前	11:11
島田	7:55	16:12		旧斎藤整形	11:12
吉岡	7:56	16:13		旧きらやか銀行	11:13
橋の脇	7:59	16:16		駅前商店街	11:14
西袋駅前	8:01	16:18		兼古商店前	11:15
西袋公民館前	8:02	16:19		富樫接骨院	11:16
境興屋	8:04	16:21		森田内科	11:18
吉方	8:05	16:23		町湯	11:20
本小野方	8:07	16:26		町農協	11:23
新田目	8:08	16:28		庄内町役場	11:24
返吉	8:09	16:29		上朝丸	11:27
京島	8:11	16:31		弘田	11:28
千本杉	8:13	16:33		島田	11:29
桑田	8:16	16:36		吉岡	11:30
立川複合拠点施設	8:20	16:40		近江新田	11:32
第2種苗センター前	8:21	16:41		阿部医院	11:37
大真木	8:23	16:44		前田野目	11:40
福島	8:24	16:45		福島	11:41
前田野目	8:26	16:47		大真木	11:42
第四まちづくりセンター	—	16:49		第2種苗センター前	11:44
阿部医院	8:29	16:51	立川複合拠点施設	11:45	
近江新田	8:34	16:56	桑田	11:49	
吉岡	8:36	—	千本杉	11:52	
島田	8:37	—	京島	11:54	
弘田	8:38	—	返吉	11:55	
上朝丸	8:39	—	新田目	11:56	
森田内科	8:40	—	本小野方	11:58	
町湯	8:42	—	吉方	12:00	
町農協	8:45	17:04	境興屋	12:01	
庄内町役場	8:46	17:05	西袋公民館前	12:03	
昭美館前	(8:47)	降車専用	西袋駅前	12:04	
庄内余目病院	(8:49)		橋の脇	12:06	
菅原医院	(8:51)		吉岡	12:09	
肉のもり前	(8:52)		島田	12:10	
旧斎藤整形	(8:53)		弘田	12:11	
旧きらやか銀行	(8:54)		上朝丸	12:12	
駅前商店街	(8:55)		町湯	降車専用	
兼古商店前	(8:56)		町農協		
富樫接骨院	(8:57)		庄内町役場		
※1・3便と2便では經由する方向が変わります。 ※1便は庄内町役場、2便は上朝丸、3便は町湯まで乗車した方が全て下車した地点で運行を打ち切ります。 ※フリー乗降区間(停留所名青字部分) 弘田バス停～弘田バス停へ戻るまでの区間			昭美館前		
			庄内余目病院		
			菅原医院		
			肉のもり前		
			旧斎藤整形		
			旧きらやか銀行		
			駅前商店街		
			兼古商店前		

4コース 堀野・第三学区方面（火・木・土）

便 停留所	1便	2便	3便	
庄内町役場		11:05		
昭美館前		11:06		
庄内余目病院		11:08		
菅原医院		11:10		
肉のもり前		11:11		
旧斎藤整形		11:12		
旧きらやか銀行		11:13		
駅前商店街		11:14		
兼古商店前		11:15		
富樫接骨院		11:16		
森田内科		11:18		
町湯		11:20		
町農協		11:23		
庄内町役場	7:50	11:24	16:05	
町農協	—	—	16:06	
町湯	—	—	16:09	
上堀野	7:58	11:32	降車専用	
中堀野	7:59	11:33		
下堀野	8:01	11:35		
福原	8:02	11:36		
三百地	8:05	11:39		
堤興屋	8:08	11:42		
楨島	8:09	11:43		
千河原	8:12	11:46		
平岡	8:14	11:48		
榎木土場	8:16	11:50		
榎木	8:20	11:54		
廿六木	8:23	11:57		
跡	8:27	12:01		
庄内余目病院	8:32	降車専用		
菅原医院	8:34			
肉のもり前	8:35			
旧斎藤整形	8:36			
旧きらやか銀行	8:37			
駅前商店街	8:38			
兼古商店前	8:39			
富樫接骨院	8:40			—
森田内科	8:42			—
町湯	8:44			降車専用
町農協	8:47			
庄内町役場	8:48			
昭美館前	降車専用			
注) 1便は庄内町役場、2便は跡、3便は町湯まで乗車した方が全て下車した地点で運行を打ち切ります。 ※フリー乗降区間(停留所名青字部分) 上堀野バス停～跡バス停までの区間				
青 文 字	フリー乗降区間			
	同一便で複数回停車する停留所			

注) 1便は庄内町役場、2便は跡、3便は町湯まで乗車した方が全て下車した地点で運行を打ち切ります。
※フリー乗降区間(停留所名青字部分)
上堀野バス停～跡バス停までの区間

青 文 字	フリー乗降区間
	同一便で複数回停車する停留所

庄内町営バス		運休日：日曜日、国民の祝日・休日、 12月31日～1月5日				令和7年4月1日 改正案		
中心市街地循環線								
(庄内町役場 - 庄内余目病院 - 余目駅前 - 庄内町役場)								
	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便
庄内町役場	9:10	10:20	11:20	12:10	13:40	14:30	15:20	16:05
昭美館前	9:11	10:21	11:21	12:11	13:41	14:31	15:21	-
庄内余目病院	9:14	10:24	11:24	12:14	13:44	14:34	15:24	-
菅原医院	9:16	10:26	11:26	12:16	13:46	14:36	15:26	-
肉のもり前	9:17	10:27	11:27	12:17	13:47	14:37	15:27	-
庄内総合高校	-	-	-	-	-	-	-	16:10
旧斎藤整形	9:18	10:28	11:28	12:18	13:48	14:38	15:28	-
旧きらやか銀行	9:19	10:29	11:29	12:19	13:49	14:39	15:29	-
駅前商店街	9:20	10:30	11:30	12:20	13:50	14:40	15:30	-
余目駅前	9:22	10:32	11:32	12:22	13:52	14:42	15:32	16:15
兼古商店前	9:24	10:34	11:34	12:24	13:54	14:44	15:34	16:17
富樫接骨院	9:26	10:36	11:36	12:26	13:56	14:46	15:36	16:19
森田内科	9:28	10:38	11:38	12:28	13:58	14:48	15:38	16:21
町湯	9:31	10:41	11:41	12:31	14:01	14:51	15:41	16:24
マックスバリュ	9:34	10:44	11:44	12:34	14:04	14:54	15:44	16:27
ヤマザワ	9:36	10:46	11:46	12:36	14:06	14:56	15:46	16:29
うおぎん前	9:39	10:49	11:49	12:39	14:09	14:59	15:49	16:32
庄内余目病院	9:42	10:52	11:52	12:42	14:12	15:02	15:52	16:35
和光町	9:45	10:55	11:55	12:45	14:15	15:05	15:55	16:38
オハナ・デンタル	9:47	10:57	11:57	12:47	14:17	15:07	15:57	16:40
町農協	9:49	10:59	11:59	12:49	14:19	15:09	15:59	16:42
庄内町役場	9:50	11:00	12:00	12:50	14:20	15:10	16:00	16:43
	9:56							
余目駅前	10:00	-	-	-	-	-	-	-
庄内総合高校	10:05	-	-	-	-	-	-	-
庄内町役場	10:10	-	-	-	-	-	-	-